

森林生態系多様性基礎調査における精度検証  
調査及び森林資源調査データ解析に関する  
民間競争入札実施要項

(案)

平成25年 月

林野庁

## 目次

項目	頁
趣旨	3
1. 対象公共サービスの概要	3
(1) 事業の対象	3
(2) 事業の内容	3
(3) 事業の流れ	4
2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	4
(1) 対象公共サービスの詳細な内容	4
(2) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質	12
(3) 契約の形態及び支払	13
3. 実施期間に関する事項	13
4. 入札参加資格に関する事項	14
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	14
(1) 入札に係るスケジュール(予定)	14
(2) 入札の実施手続	15
6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	16
(1) 落札者を決定するための評価の基準	17
(2) 落札者の決定	17
(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置	18
7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	18
8. 民間事業者が林野庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置 その他当該事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項	18
(1) 民間事業者が報告すべき事項	18
(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置	20
(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	20
9. 当該事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等	23
(1) 民間事業者に対する求償	23
(2) 林野庁に対する求償	23
(3) その他	24
10. 対象公共サービスの評価に関する事項	24
(1) 実施状況に関する調査の時期	24
(2) 調査の実施方法	24

(3) 調査項目	24
(4) 意見聴取等	25
(5) 実施状況等の提出	25
11. その他当該事業の実施に際し必要な事項	25
(1) 当該事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表	25
(2) 林野庁の監督体制	25
(3) 主な民間事業者の責務	25
(4) 評価委員会の開催	26

- 別紙 1 評価項目一覧表(精度検証事業)
- 別紙 2 評価項目一覧表(解析事業)
- 別紙 3 従来の実施状況に関する情報の開示
- 別紙 4 森林生態系多様性基礎調査研修アンケートの項目について

- 別添 1 森林生態系多様性基礎調査 調査マニュアル
- 別添 2 森林生態系多様性基礎調査野帳様式
- 別添 3 データ入力プログラム使用マニュアル
- 別添 4 森林生態系多様性基礎調査データ解析プログラム操作マニュアル

# 森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査及び 森林資源調査データ解析に関する民間競争入札実施要項

## 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。上記を踏まえ、林野庁は、公共サービス改革基本方針(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された森林生態系多様性基礎調査事業について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)を定めるものとする。

## 1. 対象公共サービスの概要

森林生態系多様性基礎調査(以下「基礎調査」という。)における精度検証調査(以下「精度検証事業」という。)及び森林資源調査データ解析(以下「解析事業」という。)は、適切な森林施業の確保や国際的な課題となっている「持続可能な森林経営」に向け、森林の状態と変化の動向を全国統一の手法で計画的に把握するために行われる基礎調査における精度の検証・向上及び同調査のデータについて集計・分析処理を行いつつ、国際的な持続可能な森林経営の基準・指標に対応するための森林情報の分析を実施するものであり、平成 22 年度から毎年実施している(平成 23 年度までは解析事業の中で精度検証調査も実施している)。

### (1) 事業の対象

基礎調査(※)においては、全国土について、4 km 間隔の格子線を想定し、その交点のうち、森林に該当する調査点約 1 万 6 千点の定点観測網を設定し、5 年をかけてこれらを網羅するように植生等の調査を実施(平成 11 年度から平成 21 年度までは森林資源モニタリング調査として同様の調査実施)しているところ。精度検証事業では基礎調査における精度向上のための研修等、解析事業では基礎調査で蓄積されたデータの統計的な分析・処理を行う。

〔 ※基礎調査については以下の URL を参照  
→<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tayouseichousa/index.html> 〕

### (2) 事業の内容

精度検証事業では、基礎調査を実施する事業者(以下「基礎調査受託者」という。)の研修やコントロール調査(基礎調査を行った調査プロットについて、別途独立した調査チームによる検証を行うことにより、計測誤差の有無や傾向の把握、調査結果の精度の客観的

な保証、今後の精度向上に向けた対策の検討を目的として実施する調査。以下同じ。)等を基礎調査受託者十数者(15ブロックで発注予定)を対象に実施する。解析事業では、基礎調査における調査データの解析等を行う。

### (3)事業の流れ

#### ア 精度検証事業

契約締結後、有識者からなる委員会を速やかに設置し、年度内に2回程度開催するとともに、年内を目途に各事業者へのコントロール調査等を実施し、年度内に報告書を提出。

#### イ 解析事業

委託契約締結後、有識者からなる委員会を速やかに設置し、年度内中に計3回程度を開催することを通じて、年内を目途にデータ解析の素案をまとめて、年度内に報告書を提出。

## 2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### (1)対象公共サービスの詳細な内容

#### ア 業務期間

平成26年度中の契約締結日から平成31年3月15日(平成26年度から平成30年度)までとする。

#### イ 貸与物件

##### (ア)精度検証事業

- a 過年度の精度検証事業に係る報告書(入札説明会等において閲覧が可能)
- b 基礎調査受託者の一覧
- c 基礎調査受託者実施の調査票

##### (イ)解析事業

- a 過年度の解析事業に係る報告書(入札説明会等において閲覧が可能)
- b 森林生態系多様性基礎調査データ解析プログラム

(注)上記資料の開示に当たっては、第三者に公表しない旨の誓約書を徴することとする。

#### ウ 業務の引継

林野庁は、精度検証事業又は解析事業(「当該事業」という。以下同じ。)が開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者に業務の引継ぎを行うものとする。また、当該事業の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、林野庁は、8.(1)の報告等をもとに次期事業者への引継ぎを行うものとする(必要があれば現行

事業者)に引継ぎを協力させる)。ただし、必要に応じて林野庁が、民間事業者に対し、引継ぎに必要な資料や引継ぎへの同行を求めた場合は、民間事業者は応じることとする。なお、当該引継ぎに要する旅費については民間事業者の負担とする。

## エ 業務の詳細な内容

当該事業の内容は以下のとおりであるが、各業務について、適切かつ確実に工を求めるとともに、特に、下記(ア)の e、f、g、(イ)の d の業務については、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求め(業務実施の具体的な方法については、企画書(5.(2)ウ参照)に記載する)。

また、民間事業者は月に 1 回の進捗状況の報告をメール又は対面で行うことに加え、必要に応じて随時、電話等で連絡調整を行うことを通じて、林野庁と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めることとする。

なお、以下にある(ア)精度検証事業と(イ)解析事業は、個別に入札を行う。

### (ア)精度検証事業

- ・事業の準備→ 詳細は以下の a
- ・基礎調査受託者に対する研修→ 同 b
- ・委員会開催→ 同 c
- ・コントロール調査 → 同 d
- ・コントロール調査結果の分析→ 同 e
- ・基礎調査の入力プログラムの改良→ 同 f
- ・基礎調査の調査マニュアルの改良→ 同 g
- ・基礎調査受託者へのヘルプデスクの設置・運営→ 同 h
- ・事業報告書作成→ 同 i
- ・納品及び実績報告書等の経理業務→ 同 j

#### a 事業の準備(実施時期：契約後から2ヶ月程度)

- (a)本事業の実施に当たり、7名以上の委員会委員候補への就任依頼をすること。
- (b)委員候補については事前に林野庁に連絡・相談すること。
- (c)基礎調査受託者向け研修の内容・場所について検討すること。
- (d)コントロール調査の調査員の選定及び基礎調査受託者への巡回経路について検討すること。巡回経路については基礎調査受託者との調整の上設定すること。

#### b 基礎調査受託者に対する研修(実施時期：毎年度5月頃から7月頃※)

- (a)基礎調査受託者を対象とした、講義及び現地での実技による研修を実施すること。研修は各基礎調査受託者から2名以上受講させ、その旅費についての支払を行う。
- (b)研修者へアンケート調査を行い、次年度以降の研修改善の資料として集計・分析すること。なおアンケートの作成に当たっては林野庁と調整すること。

- (c) 基礎調査受託者に対する研修を通じて、コントロール調査を優先的に行うべき基礎調査受託者の有無を判断するとともに、該当がある場合は当該者を優先的に巡回する計画を検討すること。
- (d) 研修の結果及びコントロール調査の結果を踏まえ翌年度の研修資料の作成を行うこと。

(※研修の実施時期については、平成 26 年度は契約時期の関係から 7 月頃までの実施を可とするが、平成 27 年度以降は早期に実施すること)

c 委員会開催(実施時期：毎年度 6 月頃から 2 月頃)

- (a) 各委員の日程調整や会場の確保及び事前の会議資料送付など委員会開催に向けた事前準備を行うこと。
- (b) 前回委員会あるいは事前資料送付時の委員からの指摘等を踏まえ、当日の委員会の進行を円滑に行うこと。
- (c) 委員旅費等の経理事務を適切に行うこと。
- (d) 委員会については、当該年度の本事業の実施方針の検討、コントロール調査結果の(中間)報告、精度向上のための方策や課題について毎年度 2 回開催すること。開催の目安としては、当該年度の事業方針等を検討する第 1 回を夏頃まで、とりまとめ等を検討する第 2 回を 1 月から 2 月頃に、それぞれ開催。

d コントロール調査(実施時期：毎年度 7 月頃から 12 月頃)

コントロール調査は基礎調査を行った調査点について、別途独立した調査チームによる検証を行うことにより、計測誤差の有無や傾向の把握、調査結果の精度の客観的な保証、今後の精度向上に向けた対策の検討を目的として実施する。コントロール調査の対象箇所数は、基礎調査の調査区ごとに 8 箇所程度、合計 120 箇所程度とし、具体的な調査対象箇所は、基礎調査受託者の進捗状況を随時把握し、その調査状況に応じて基礎調査受託者との調整により決定することとする。具体的な業務の内容は以下のとおり。

- (a) コントロール調査を行う調査員の現地実習及びその測定結果の分析を行うこと。
- (b) 基礎調査受託者の現地調査に同行してコントロール調査を行うこと。その際に調査実施における精度向上にかかる助言等も行うこと。
- (c) 基礎調査受託者の現地調査後に同一調査箇所においてコントロール調査を行うこと。
- (d) コントロール調査の実施に当たっては、効率的な巡回経路を設定・実行すること。

e コントロール調査結果の分析(実施時期：毎年度 7 月頃から 1 月頃)

- (a) コントロール調査の結果について、調査が終了したものから順次集計をしていくこと。
- (b) 全ての調査・分析が終了したら、コントロール調査との誤差(※)について全体及

び事業体ごとに結果を算出すること。

- (c) (b)の結果を基に、事業体ごとの各調査項目についての特徴や傾向について分析すること。
- (d) コントロール調査との誤差が大きい傾向にあるものについて抽出するとともに、その原因について分析・考察すること。
- (e) 今後の基礎調査での精度向上に向けた対策や課題について考察すること。  
(※「コントロール調査との誤差」とは、同一の調査地点における、基礎調査受託者が実際計測した樹高等の数値と、コントロール調査チームが計測した樹高等の数値との差のこと。)

f 基礎調査の入力プログラムの改良(実施時期：契約後随時)

基礎調査については、「森林生態系多様性基礎調査 調査マニュアル(調査野帳様式を含む(以下「調査マニュアル」という。))」及び「項目別調査点における調査点選定の基本的考え方及び調査方法」に基づき実施されることから、これらに沿った入力プログラムを改良の上、当該年度の基礎調査各受託者に配布する。また、必要に応じ適宜プログラム上の不具合等を修正の上、入力プログラムの改良を行う。具体的な業務の内容は以下のとおり。

- (a) 現行の入力プログラムの内容について確認すること。
- (b) 入力プログラムに係る問題点あるいは改善すべき点を提案すること。
- (c) (b)で提案した問題点等について林野庁と協議の上、改良を行うこと。

g 基礎調査の調査マニュアルの改良(実施時期：受託契約後随時)

調査マニュアルについて、コントロール調査や研修を実施した上で、翌年度の調査に向けて改善が必要と思われる点について、学識経験者から委員会等を踏まえ、林野庁と協議の上改良を行う。具体的な業務は以下のとおり。

- (a) 現行調査マニュアルの内容について確認すること。
- (b) 基礎調査受託者や委員会からの指摘を踏まえ、林野庁と協議の後に調査マニュアルを改定すること。

h 基礎調査受託者へのヘルプデスクの設置・運営(実施時期：契約後速やかに)

基礎調査に係る労力を軽減し効率性を高めることを目的に、現地調査で発生する問題点の即時解決を図る仕組みとして、HP及び電話等での対応を行うヘルプデスクを設置・運営する。具体的な業務は以下のとおり。

- (a) 基礎調査受託者を対象としたHPを開設しメールでの問合せに対応すること。
- (b) 基礎調査受託者を対象としたヘルプデスクを設置し、平日の時間を限定した電話窓口を設置し問合せに対応すること。

i 事業報告書作成(実施時期：毎年度12月頃から3月頃)



- (a) bからhの内容を踏まえて、年度最終の委員会において報告書案を提示できるように作成すること。
- (b) 報告書の構成案については年度最終の委員会の前に、林野庁へ提示し、相談すること。
- (c) 最終の委員会での内容を踏まえて必要な修正を行うこと。

j 納品及び実績報告書等の経理業務(実施時期：毎年度3月頃)

- (a) 期日(3月上旬で林野庁が別途指定する日)までに、納品及び実績報告書を作成し提出すること。
- (b) 実績報告書の作成後、林野庁が実施する検査を受けること。検査に当たっては、本事業に関連する領収書等の経理関係書類を用意すること。

(イ)解析事業

- ・事業の準備→ 詳細は以下の a
- ・委員会開催→ 同 b
- ・データのエラーチェック、解析プログラム及び操作マニュアルの改良→ 同 c
- ・データの集計及び解析→ 同 d
- ・データの公表資料作成→ 同 e
- ・国際的報告義務に対応するための項目・手法の調査分析→ 同 f
- ・解析プログラムのヘルプデスク対応→ 同 g
- ・事業報告書作成→ 同 h
- ・納品及び実績報告書等の経理業務→ 同 i

a 事業の準備(実施時期：契約後から2ヶ月程度)

- (a) 本事業の実施に当たり、7名以上の委員会委員候補への就任依頼をすること。
- (b) 委員候補については事前に林野庁に連絡・相談すること。
- (c) 当該年度でのデータ解析の方向性について林野庁に連絡・相談すること。

b 委員会開催(実施時期：毎年度7月頃から2月頃)

- (a) 各委員の日程調整や会場の確保及び事前の会議資料送付など委員会開催に向けた事前準備を行うこと。
- (b) 前回委員会あるいは事前資料送付時の委員からの指摘等を踏まえ、当日の委員会の進行を円滑に行うこと。
- (c) 委員旅費等の経理事務を適切に行うこと。
- (d) 委員会は、当該年度の実施方針の検討、解析作業の中間報告、当該年度の解析の結果や今後の解析に向けた方向性及び課題について毎年度3回開催すること。開催の目安としては、当該年度の事業方針等を検討する第1回を夏頃まで、事業の進捗状況や中間報告的な内容等を検討する第2回を秋から冬頃、とりまとめ等を

検討する第3回を1月から2月頃に、それぞれ開催。

c データのエラーチェック、解析プログラム及び操作マニュアルの改良(実施時期：毎年度7月頃以降随時)

基礎調査のデータ入力プログラムにより入力されたデータについて、基礎調査受託者等と連携を図りながら、欠落や不適切データ等の確認・修正を行うとともに、調査結果の集計を行うため、平成11年度から実施された森林資源モニタリング調査の結果(以下のURLを参照)と併せ、調査結果のデータベースの作成とともに、データ解析プログラムとその操作マニュアルの改良を行う。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tayouseichousa/chousakekka.html>)

- (a) 調査データの集計及び解析を行う前に、データのエラーチェックを行うこと。
- (b) エラーチェックにおいては、入力漏れだけでなく明らかな異常値等についても検出するよう努めること。
- (c) エラーチェックにおいて、入力漏れや明らかな異常値等について、可能な限り、基礎調査受託者への確認や野帳データの確認を行い、データ入力プログラムのデータの修正等の対応を行うこと。
- (d) データ解析プログラムについて、利用者からの問合せ状況を踏まえて改良を行うこと。
- (e) データ解析プログラムの改良の際にはプログラムの操作マニュアルについても併せて改良を行うこと。

d データの集計及び解析(実施時期：毎年度6月頃から2月頃)

- (a) 基礎調査では5年を1期として全国を網羅できるように設計されているが、5年間の調査期の途中であっても平成11年度調査実施分から前年度調査実施分までを対象にして集計を行うこと。
- (b) データの解析に当たっては、従来から行われてきている基礎的な項目(森林における生物多様性の特徴の把握、施業方法と森林資源調査結果との関連性の把握、森林蓄積変化量の把握、水土保持機能の時系列解析手法の開発など)についても行うこと。
- (c) データの解析に当たっては、それまでに行われた解析を参考にし、一時点での横断的な解析に加え、時系列的な経緯にも着目して行うこと。
- (d) 生物多様性条約での愛知目標のうち、森林と関係する目標に関し、我が国の森林に適用可能な指標やその測定方法について調査・分析すること。また、持続可能な森林経営の基準・指標の主要な国際的な取組であるモントリオール・プロセス等による森林資源の調査手法・項目の共通化の動向について調査・分析すること。
- (e) データの解析に際しては、当該年度における解析テーマを踏まえつつ、森林生態系、林業経営、治山、鳥獣被害等の各分野に知見を有している委員等から助言等を受けること。

- (f) 毎年度1回目の委員会前に当該年度でのデータ解析の方針について林野庁と協議すること。
- e データの公表資料作成(実施時期：毎年度10月頃から3月頃)  
森林資源調査データの集計結果について、主な調査項目間の関連性の度合いの分析等を行った上、林野庁との調整を図りつつ、ホームページ上での公表用データ(地図情報を含む)等を作成する。
- (a) dで行ったデータ解析結果から公表に使用するデータ項目を整理(次のURL参照→<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tayouseichousa/chousadeta.html>)
- (b) (a)で整理したデータから公表に適している解析結果を選定
- (c) (b)で選定した項目について公表資料を作成
- f 国際的報告義務に対応するための項目・手法の調査分析(実施時期：契約後随時)  
生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において採択された愛知目標のうち、森林と関係する目標に関し、我が国の森林に適用可能な指標やその測定方法について調査・分析する。また、持続可能な森林経営の基準・指標の主要な国際的な取組であるモントリオール・プロセス、フォレスト・ヨーロッパ、ITTO(国際熱帯木材機関)及びFAO(国際連合食糧農業機関)による森林資源の調査手法・項目の共通化の動向について調査・分析しつつ、国際的な森林資源の報告に資する分析を行う。
- (a) 国際的な森林資源に係る調査の手法・項目に係る動向について調査する。
- (b) 国際的な森林資源調査において本事業の成果がどのように活用可能か分析する。
- g 解析プログラムのヘルプデスク対応(実施時期：契約後速やかに)
- (a) 公開された調査データの解析プログラムに関する利用者からの問合せについてメールを中心として対応を行う。
- (b) 問合せ内容のうち、プログラムの操作方法やデータ自体に関する問合せについては民間事業者において対応すること。
- (c) 問合せ内容のうち、調査目的等に関する問合せについては、適宜林野庁へ連絡・相談し、これに関する問合せについては林野庁との相談が終わるまでは回答を保留すること。
- (d) ヘルプデスクの対応状況について集計し、報告書に記載すること。
- h 事業報告書作成(実施時期：毎年度12月頃から3月頃)
- (a) bからgの内容を踏まえて、年度最終の委員会において報告書案を提示できるように作成すること。
- (b) 報告書の構成案については年度内2回目の委員会において提示できるよう努め

ること。

(c) 年度最終の委員会での内容を踏まえて必要な修正を行うこと。

i 納品及び実績報告書等の経理業務(実施時期：毎年度3月頃)

(a) 期日(3月上旬で林野庁が別途指定する日)までに、納品及び実績報告書を作成し提出すること。

(b) 実績報告書の作成後、林野庁が実施する検査を受けること。検査に当たっては経理関係など事業実施に関連する書類を用意すること。

#### オ 情報セキュリティ管理

(ア) 当該事業に従事する者(従事した者を含む。)は、当該事業に関して知り得た個人情報(当該情報に含まれる氏名、住所等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。)以下同じ。)を当該事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。また、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該事業が終了した後においても同様とする。

(イ) 当該事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ当該事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(ウ) 当該事業に従事する者は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、林野庁に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(エ) 当該事業に従事する者は、当該事業が終了したときは、当該事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読が不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、林野庁より提供された個人情報については、返却しなければならない。

#### カ 納品物件(毎年度3月上旬)

以下の(ア)～(ウ)を、林野庁に納入すること。納入時期が土曜、日曜、祝祭日の場合は、その前日までに納品すること。なお、納品物件は電子媒体(CD-R等)及び林野庁の執務用・保存用や都道府県への配布用として紙媒体とし、部数については以下のとおりとする。

(ア) 事業報告書(紙媒体)100部

(イ) 事業報告書(CD-Rなど電子媒体のもの)2部

(ウ) 解析プログラム(変更が生じた場合等必要に応じて。CD-Rなど電子媒体のもの)2部

## キ 業務受託に関する留意事項

### (ア) 設備と場所

民間事業者は、当該事業を実施するために、調査関係資料を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

### (イ) 名称の使用等

民間事業者は、「森林生態系多様性基礎調査」、「森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査及び森林資源調査データ解析」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。なお、この名称及び林野庁の受託者である旨は、調査客体へ送付する「依頼文」に明記する。

### (ウ) 連絡・調整担当者

民間事業者は、当該事業の適切な実施を確保するために、林野庁との連絡・調整を行う担当者を設置すること。担当者は業務時間内(平日 9:30~18:15)においては、速やかに連絡・調整が取れる状態を保つこととし、林野庁との連絡・調整は、この担当者を経ることとする。

### (エ) 研修の実施についての事前了承

精度検証事業の実施に当たり、コントロール調査を実施する者に対して、実技及び座学による研修をコントロール調査実施前に行うこと。研修内容、スケジュールについては、事前に林野庁の了承を得ること。なお、基礎調査受託者の調査の精度を向上させるため、可能な限り早期に本研修を実施すること。

### (オ) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の a 又は b の場合、速やかに業務の改善策(林野庁への提案を含む)を作成及び提出し、林野庁の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、林野庁に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- a 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- b 林野庁が、8.(1)アに示す報告や2.(1)カに示す納品物件の確認又は業務の実施状況を検査することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

### (カ) 業務の改善提案

民間事業者は、業務の質の確保、向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案(照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集等)を林野庁に対して行う。

## (2) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

当該事業を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。なお、林野庁は、質の確保状況について、8.(1)アに示す報告及び2.(1)カに示す納品物件により随時確認(モニタリング)する。

### ア 現地の状況等を踏まえた効果的な事業の進捗

特に精度検証事業においては、積雪等により冬期での基礎調査実施に制約のある地区でのコントロール調査を優先して実施等の配慮をするなど、林野庁と調整の上、効果的な事業実施に努めること。

#### イ 「基礎調査受託者研修の質」(精度検証事業のみ)

民間事業者が基礎調査受託者を対象とした研修において、研修内容についてのアンケート調査を行い、精度向上につながる内容である旨の評価が維持、増加することにより、研修内容の質の維持・向上が図られること。

具体的には、別紙4の質問項目を含むアンケートを行い、その回答において、ア(大変有効であった)及びイ(ある程度有効であった)の合計が、平成27年度以降において前年度より増加、または全体の50%以上であること。なお平成26年度においては別紙4の質問を含むアンケートを実施することとするが、前段の基準は適用しない。

#### ウ 解析テーマの設定と解析手法(解析事業のみ)

森林資源をめぐる情勢や委員会の意見等を踏まえ、適切な解析テーマが設定されるとともに、解析に当たり適切な手法でデータの集計や解析が行われること。

### (3) 契約の形態及び支払

#### ア 契約の形態

契約の形態は委託契約とする。

#### イ 委託費の支払方法

各年度の委託費の確定額は、委託費で行う業務に要した経費の支出済額と各年度の委託費の金額のいずれか低い額とする。委託費の支払については、会計法(昭和22年第35号)第22条、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条に基づく協議が整った場合において、落札者が決定した後、落札者と林野庁が協議を行い、支払金額・回数を決定する。

支払に当たり民間事業者は、8.(1)アに示す報告及び2.(1)カに示す納品物件や業務の完了を確認できる書類等を林野庁に提出する。林野庁は、適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、林野庁は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

### 3. 実施期間に関する事項

委託契約の契約期間は、平成26年度中の契約締結日から平成31年3月15日までとする。

#### **4. 入札参加資格に関する事項**

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条(第 11 号を除く)に抵触しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成 25・26・27 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」に格付されている者であること。
- (5) 農林水産省における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 単独で当該事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。
- (7) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第 20 条第 1 項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (8) 11. (4) の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (9) 下記 5. (1) ア(イ)あるいは、5. (1) イ(イ)の入札説明会に参加していること。

#### **5. 入札に参加する者の募集に関する事項**

- (1) 入札に係るスケジュール(予定)
  - ア 精度検証事業

(ア)入札公告	平成 26 年 1 月下旬
(イ)入札説明会	平成 26 年 2 月上旬～中旬 (※)
(ウ)質問受付期限	平成 26 年 2 月上旬
(エ)入札書提出期限	平成 26 年 2 月下旬
(オ)企画書の審査等	平成 26 年 2 月下旬
(カ)開札及び落札者の決定	平成 26 年 3 月中旬
(キ)契約締結	平成 26 年 4 月下旬

#### イ 解析事業

(ア)入札公告	平成 26 年 1 月下旬
(イ)入札説明会	平成 26 年 2 月上旬～中旬 (※)
(ウ)質問受付期限	平成 26 年 3 月中旬
(エ)入札書提出期限	平成 26 年 3 月下旬
(オ)企画書の審査等	平成 26 年 3 月下旬
(カ)開札及び落札者の決定	平成 26 年 4 月中旬
(キ)契約締結	平成 26 年 5 月下旬

(※入札説明会は、精度検証事業、解析事業及び基礎調査の 3 事業について同日内に順次開催する予定 (1 日で 3 事業の入札説明会を開催)。会場は、東京都、札幌市、大阪市及び熊本市とし、順次開催していく予定。)

## (2)入札の実施手続

### ア 入札説明後の質問受付

入札公告以降、林野庁において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、林野庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び林野庁からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

### イ 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、林野庁まで提出すること。



(ア)入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての当該事業に対する報酬総額の108分の100に相当する金額)を記した書類

(イ)企画書

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

(ウ)資格審査結果通知書

平成25、26、27年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し

(エ)暴力団排除に関する書類

法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

ウ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、6. で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

(ア)実施計画

(イ)実施体制・設備・環境

(ウ)組織の専門性、実績、資格

(エ)コントロール調査従事予定者の研修(精度検証事業のみ)

(オ)セキュリティ対策

(カ)類似業務の実績(森林調査関係、大量情報解析関係等の業務実績)

(キ)精度向上のための取組(精度検証事業のみ)

(ク)解析に当たっての着眼点(解析テーマの選定方法や理由等。解析事業のみ)

(ケ)解析結果の活用方法や有用性(解析事業のみ)

(コ)補足資料(入札参加者の必要に応じて)

なお、上記について林野庁が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については企画書に記載する。

## **6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項**

当該事業を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「評価項目一覧表」(別紙1及び別紙2)のとおり。なお、評価は、林野庁内に設置する技術審査委員会において行う。

## (1) 落札者を決定するための評価の基準

### ア 技術点(得点配分 200 点)

技術評価は、提出された企画書の内容が、事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか(必須項目)、また、効果的なものであるか(加点項目)について行い、必須項目審査の得点(以下「基礎点」という。)と加点項目審査の得点(以下「加点」という。)の合計点を技術点とする。

#### (ア) 基礎点(50 点)

次の必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点 50 点を与え、その一つでも満たしていない場合は失格とする。

#### (イ) 加点(150 点満点)

必須項目の審査で合格になった入札参加者に対して、「評価項目一覧表」(別紙 1 及び別紙 2)上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されているかという観点から、入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表 1 審査基準」により 0 点から 3 点までを付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

表 1 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

### イ 入札価格点(得点配分 100 点)

入札価格に係る評価点については以下の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は 100 点とする。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}(100 \text{ 点})$$

## (2) 落札者の決定

### ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「イ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「評価項目一覧」(別紙 1 及び別紙 2)に記載される要件のうち必須とされる項目を、全て満たしていること。

#### イ 総合評価点の計算

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= \text{[技術点]} + \text{[入札価格点]} \\ &= \text{[基礎点(50点)+加点(150点満点)]} + \text{[(1 - 入札価格/予定価格) \times 100点]} \end{aligned}$$

#### ウ その他

(ア) 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(イ) 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、落札予定者となるべき者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない林野庁の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

(ウ) 林野庁は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

#### (3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置

林野庁は、初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することを基本とする。

再度の入札公告によっても落札者が決定しない場合、又は当該事業の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、別途、当該事業の実施方法を検討することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

### 7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

当該事業における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」(別紙3)のとおりとする。なお、情報の開示を行う項目は以下のとおり。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

### 8. 民間事業者が林野庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他当該事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

#### (1) 民間事業者が報告すべき事項

##### ア 報告等

2. (2) で設定したサービスの質の確保がなされていることを確認するため、民間

事業者は、次の(ア)についてはa～d、(イ)についてはa～eについて林野庁に報告すること。また林野庁は、報告を受け、当該事業の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

(ア) 精度検証事業

- a コントロール調査で判明した事実等の中で重要なものについての報告(随時)
- b コントロール調査の実施状況(四半期毎)
- c 勤務体制(受託後1ヶ月以内)
  - (a) 業務担当者の配置実績及び勤務体制表
  - (b) コントロール調査実施にかかる人員の管理体制、管理責任者等の体制を報告
- d 事業報告書
  - 平成26年度調査：平成27年3月15日
  - 平成27年度から平成30年度：当該年度の3月15日

(イ) 解析事業

- a データ解析で得られた事実等の中で重要なものについての報告(随時)
- b モントリオールプロセス等森林資源のデータにかかる国際的な動向の中で重要な内容なものについて報告。(随時)
- c データ分析プログラムにかかる問合せ状況(四半期毎)
- d 勤務体制(受託後1ヶ月以内)
  - (a) 業務担当者の配置実績及び勤務体制表
  - (b) データ解析に係る人員の管理体制、管理責任者等の体制を報告
- e 事業報告書
  - 平成26年度調査：平成27年3月15日
  - 平成27年度から平成30年度：当該年度の3月15日

イ 調査

林野庁は、当該事業の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第26条第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする林野庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

ウ 指示

林野庁は、当該事業を適正かつ的確に実施させるために、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、林野庁は、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、当該事業に関して林野庁が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の当該事業に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を当該事業以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 委託業務の開始及び中止

(ア) 委託業務の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に当該事業を開始しなければならない。

(イ) 当該事業の中止

民間事業者は、やむを得ない事由により、当該事業を中止しようとするときは、あらかじめ、林野庁の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(ア) 民間事業者は、精度検証事業におけるコントロール調査対象者を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、当該事業で扱うデータについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、当該事業において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

(ア) 当該事業の宣伝

民間事業者及び当該事業に従事する者は、林野庁や基礎調査の名称やその一部を用い、当該事業以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の 1 つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が基礎調査及び当該事業の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(イ) 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、当該事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはなら

ない。

オ 法令の遵守

民間事業者は、当該事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

カ 安全衛生

民間事業者は、当該事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。特に精度検証事業におけるコントロール調査等の現場での作業においては留意すること。

キ 記録及び帳簿

民間事業者は、実施年度ごとに当該事業に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

ク 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ケ 権利義務の帰属等

- (ア)印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は林野庁に帰属する。
- (イ)民間事業者は、当該事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、林野庁の承認を受けなければならない。

コ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、当該事業を実施するに当たり、林野庁の許可を得ることなく自ら行う事業又は林野庁以外の者との契約(林野庁との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

サ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、当該事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は林野庁以外の者との契約(当該事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。)に基づき実施する事業に用いてはならない。

シ 再委託の取扱い

(ア)全部委託の禁止

民間事業者は、当該事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ)再委託の合理性等

民間事業者は、当該事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法)について記載しなければならない。

(ウ)契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で林野庁の承認を受けなければならない。

(エ)再委託先からの報告

民間事業者は、上記(ウ)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ)再委託先の義務

再委託先は、上記8.(2)及び(3)イからカまでに掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(カ)民間事業者の責任

再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

ス 契約内容の変更

民間事業者及び林野庁は、当該事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けた上、法21条に定める手続きを経なければならない。

セ 契約の解除

林野庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(ア)法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

(イ)暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

(ウ)暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

ソ 契約解除時の取扱い

(ア)契約解除時の委託報酬の支払

上記セに該当し、この契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(イ) 契約解除時の違約金と当該事業の完了

(ア) に該当する場合、民間事業者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として林野庁が指定する期日までに納付するとともに、林野庁との協議に基づき、当該事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ウ) 延滞金

林野庁は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 損害賠償

林野庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

タ 不可抗力免責

落札事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により委託事業の全部又は一部の履行が遅延または不能となった場合は当該履行遅延または履行不能による責任を負わないものとする。

チ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と林野庁が協議するものとする。

## **9. 当該事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に 関して民間事業者が負うべき責任等**

本契約を履行するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

林野庁が国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、林野庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について林野庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、林野庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 林野庁に対する求償

民間事業者が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について林野庁の責めに帰すべき理由が



存するときは、当該民間事業者は林野庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

### (3) その他

ア 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって林野庁に損害を与えたときは、民間事業者は、林野庁に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

イ 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2. (1)カ 納品物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を林野庁の指定する期間内に納付しなければならない。

## 10. 対象公共サービスの評価に関する事項

### (1) 実施状況に関する調査の時期

林野庁は、内閣総理大臣が行う評価の時期(平成30年6月を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成30年3月末時点における状況を調査するものとする。

### (2) 調査の実施方法

林野庁は、8. (1)の報告等を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する(数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。)。あわせて経費削減が達成されたかを確認する。

### (3) 調査項目

#### ア 精度検証事業

- (ア) 8. (1)ア(ア) a～dに掲げる項目
- (イ) 実際に業務の実施に要した経費
- (ウ) その他必要な事項

#### イ 解析事業

- (ア) 8. (1)ア(イ) a～eに掲げる項目
- (イ) 実際に業務の実施に要した経費
- (ウ) その他必要な事項

#### (4) 意見聴取等

林野庁は、当該事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

#### (5) 実施状況等の提出

林野庁は、当該事業の実施状況等について、10. (1)に示す評価を行うため、平成30年5月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、林野庁は、当該事業の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

### 11. その他当該事業の実施に際し必要な事項

#### (1) 当該事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

林野庁は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

#### (2) 林野庁の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。当該事業の実施状況に係る監督は、8.により行うこととする。

#### (3) 主な民間事業者の責務

- ア 法第25条第2項の規定により、当該事業に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- イ 法第54条の規定により、当該事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ウ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- エ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

オ 会計検査について民間事業者は、会計検査院法(昭和 22 年法律第 73 号)第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

カ 当該事業の実施に関し、民間事業者は、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令を遵守するものとする。

#### (4) 評価委員会の開催

林野庁は、当該事業の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的技術的知見を得るために、林野庁及び外部有識者を構成員とする評価委員会を開催することとする。

# 別紙1 評価項目一覧表(精度検証事業)

大項目	中項目	新規性・創造性	評価項目	評価の観点	得点配分			企画書頁番号
					基礎点(必須)	加點	加重	
<b>1 実施計画</b>								
1.1	実施計画		実施計画(作業方針、作業フロー、スケジュール)は、林野庁が示す要件が満たされているか(※)	基本的な調査実施計画	5	—	—	
		☆	作業フローやスケジュールについて、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか	効率化	—	9	3	
<b>2 実施体制</b>								
2.1	実施体制 設備・環境		本業務を遂行可能な体制・人員が確保されているか、人員補助体制が確立されているか、なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか	基本的な組織体制	5	—	—	
			調査員及び林野庁との緊急連絡体制が確立されているか		4	—	—	
			本業務を実施する場所、設備環境(調査データの保管場所、電話、FAX、インターネット等)について十分な体制が用意されているか	基本的な設備環境	4	—	—	
		☆	本業務の各工程において、森林資源関連の分析業務に複数回従事した実績のある責任者を適正に配置しているか	知識を有する者の配置と体制の柔軟性	—	9	3	
2.2	専門性・能力		業務遂行に当たり、森林・林業関係の知識(用語、業界をめぐる情勢等の知識)を有する職員を有しているか	専門性を有する職員の有無	4	—	—	
		☆	大容量データの分析に複数回従事した実績のある者や、森林での現場を熟知している者を配置しているか	処理能力	—	9	3	
			類似事業の受託実績(数万単位以上のデータの処理や解析、森林資源情報に関する調査等)があり、組織又は本業務従事予定者に専門知識・ノウハウ等があるか	実務実績の有無	—	6	2	
			技術士(森林部門)など森林資源の把握に関する資格を有している者を業務執行体制の人員に適切に配置しているか	資格の有無	—	6	2	
2.3	教育・研修		業務担当者等に対する教育(研修)のプログラム概要が、次の2点を含む内容であること ①森林生態系多様性基礎調査の概要及びこれまでのデータの特性について(座学で1日以上) ②現地調査マニュアルと現場での応用について(現地研修については1日以上)	基本的な教育・研修	4	—	—	
		☆	受託事業者に対する研修の方法や研修時間などについて、工夫が示されているか		—	9	3	
		☆	教育(研修)プログラムについて、調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか	効果的な教育・研修	—	12	4	
			コントロール調査従事者に対する研修について、研修方法や研修時間などについて工夫が示されているか		—	6	2	
2.4	情報セキュリティ対策		実施要項2.(1)オに示す「情報セキュリティ管理」を確保する体制となっているか	基本的なセキュリティ	3	—	—	
			コントロール調査での事業体ごとのデータについての情報の扱いについて配慮がされているか。		3	—	—	
			調査データについて、具体的な位置や希少種の有無についての情報の扱いについて配慮がされているか		3	—	—	
<b>3 個別業務の実施方法</b>								
3.1	コントロール調査の実施		コントロール調査を行う者の選定方法(有資格者や業務経験の状況)やそれらの者への研修計画等により、コントロール調査実施者の質が確保されているか	正確性の向上	4	—	—	
		☆	コントロール調査が効率よく実施されるよう工夫が示されているか	効率性	—	6	2	
3.2	精度向上に向けた提案	☆	コントロール調査結果の特性をどのようにとらえているか	解析の着眼点	—	9	3	
			精度が低い団体の特徴の抽出方法は適切か		—	6	2	
		☆	精度向上のための課題をどのように選定しているか	改善に向けた着眼点	—	9	3	
			森林生態系多様性基礎調査現地調査マニュアルの改良への活用がされているか	調査結果の活用	—	6	2	
		精度向上に向けた取り組みについてどのように提示しているか	改善策の方向性	4	—	—		
3.3	ヘルプデスクの対応		受託事業体向けヘルプデスク運営内容は適切か	現地調査マニュアルの利便性の向上	4	—	—	
		☆	ヘルプデスクへの問い合わせ内容を現地調査マニュアル改善にどのように活用しているか		—	9	3	
3.4	委員会の運営	☆	委員の選定の観点は適切か	効果的な有識者の助言	—	9	3	
			委員会の回数や時期は適切か	効率的な事業運営	—	6	2	
			同種の委員会運営の経験はあるか		—	6	2	
3.5	事業報告書の作成		コントロール調査結果や委員会指摘が適切に反映されているか	効果的などりまとめ	3	—	—	
<b>4 その他</b>								
4.1	上記項目以外の創意工夫等	☆	上記の他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫等が示されているか(事業全体の見直しに関する提案も含む)	その他の工夫・取組	—	12	4	
※実施要項の2.(1)エの業務内容を参照。					<b>50</b>	<b>150</b>		

☆ 創造性・新規性等を求める項目	102	102
上記以外の項目	98	48
技術点合計	200	150

## 別紙2 評価項目一覧表(解析事業)

大項目	中項目	新規性・創造性	評価項目	評価の観点	得点配分			企画書頁番号
					(基礎点)	加	加	
<b>1 実施計画</b>								
1.1	実施計画		実施計画(作業方針、作業フロー、スケジュール)は、林野庁が示す要件が満たされているか	基本的な調査実施計画	5	—	—	
		☆	作業フローやスケジュールについて、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか	効率化	—	9	3	
<b>2 実施体制</b>								
2.1	実施体制 設備・環境		本業務を遂行可能な体制・人員が確保されているか、人員補助体制が確立されているか、なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか	基本的な組織体制	5	—	—	
			調査員及び林野庁との緊急連絡体制が確立されているか		4	—	—	
			本業務を実施する場所、設備環境(調査データの保管場所、電話、FAX、インターネット等)について十分な体制が用意されているか	基本的な設備環境	4	—	—	
		☆	本業務の各工程において、森林資源関連の分析業務に複数回従事した実績のある責任者を適正に配置しているか	知識を有する者の配置と体制の柔軟性	—	9	3	
2.2	専門性・能力		林野庁からの要望等に、迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか(経験・能力に見合った配置、作業量に見合った増員)	知識を有する者の配置と体制の柔軟性	—	6	2	
			業務遂行に当たり、森林・林業関係の知識(用語、業界をめぐる情勢等の知識)を有する職員を有しているか	専門性を有する職員の有無	4	—	—	
		☆	大容量データの分析に複数回従事した実績のある者や、森林での現場を熟知している者を配置しているか	処理能力	—	9	3	
			類似事業の受託実績(数万単位以上のデータの処理や解析、森林資源情報に関する調査等)があり、組織又は本業務従事予定者に専門知識・ノウハウ等があるか	実務実績の有無	—	6	2	
2.3	教育・研修		技術士(森林部門)など森林資源の把握に関する資格を有している者を業務執行体制の人員に適切に配置しているか	資格の有無	—	9	3	
			業務担当者が過去のデータ内容について把握できるような研修等の配慮がされているか	基本的な教育・研修	4	—	—	
2.4	情報セキュリティ対策	☆	業務担当者がこれまでの国際的な森林資源調査の動向を把握できるような研修等の配慮がされているか	効果的な教育・研修	—	9	3	
			実施要項2.(1)オに示す「情報セキュリティ管理」を確保する体制となっているか	基本的なセキュリティ	3	—	—	
			分析プログラムについての問合せにかかる情報管理が適切になされているか	基本的なセキュリティ	3	—	—	
			調査データについて、具体的な位置や希少種の有無についての情報の扱いについて配慮がされているか	基本的なセキュリティ	3	—	—	
<b>3 個別業務の実施方法</b>								
3.1	データ解析		分析手法が妥当なものであるか	効果的な分析	4	—	—	
		☆	分析に当たっての着眼点に獨創性があるか		—	12	4	
		☆	分析結果の活用方法は有用であるか		—	9	3	
		☆	時系列的な分析に加え、横断的な分析がされているか		—	12	4	
			公表データの作成の着眼点は適切か		—	6	2	
3.2	森林資源データにかかる国際的な動向の把握		国際的な森林資源調査に係る動向について把握可能な人員配置となっているか	国際動向の把握可能な人員	4	—	—	
			データ解析の活用について国際的な動向からどのような観点から検討されているか	国際的観点からの成果の活用	—	6	2	
3.3	ヘルプデスクの対応		ヘルプデスク対応のマニュアルが適切に作成されるか	解析プログラムの利便性の向上	4	—	—	
			解析プログラムのヘルプデスク運営内容は適切か		—	6	2	
		☆	ヘルプデスクへの問い合わせ内容をプログラム改善にどのように活用しているか		—	9	3	
3.4	委員会の運営	☆	委員の選定の観点は適切か	効果的な有識者の助言	—	9	3	
			委員会の回数や時期は適切か	効率的な事業運営	—	6	2	
			同種の委員会運営の経験はあるか		—	6	2	
3.5	事業報告書の作成		委員会指摘が適切に反映されているか	効果的などりまとめ	3	—	—	
<b>4 その他</b>								
4.1	上記項目以外の創意工夫等	☆	上記の他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫等が示されているか(事業全体の見直しに関する提案も含む)	その他の工夫・取組	—	12	4	
※実施要項の2.(1)エの業務内容を参照。					50	150		
☆ 創造性・新規性等を求める項目					99	99		
上記以外の項目					101	50	51	
技術点合計					200	50	150	

### 別紙3 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費等	委託費定額部分	69,195	46,728	38,444	
	成果報酬等				
	旅費その他				
計(a)		69,195	46,728	38,444	
参考値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)+(b)		69,195	46,728	38,444	
<p>(注記事項)</p> <p>平成22年度～24年度(民間委託)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>業務の実施期間は、6月から3月までの約9ヶ月。</li> <li>本業務は、平成22年度から総合評価落札方式により民間事業者に委託している。</li> <li>委託費の変動は、入札額の差によるものである。なお、委託費は精度検証事業と解析事業の合計額を記載。</li> <li>各年度とも事業内容はほぼ同じである。</li> <li>委託費の積算には、調査に係る人件費、旅費、通信運搬費などが含まれる。</li> <li>当該事業の具体的な委託費の内訳及び要した人員の実績、人員体制のイメージについてはP34及び35を参照</li> </ol>					

## 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
常勤職員	—	—	—
非常勤職員	—	—	—

(業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 森林資源に関する調査に関する知識・経験(技術士(森林部門)など森林分野についての有資格者の有無や、森林資源に関する調査の経験の有無等)、情報処理に関する経験(数万単位以上のデータの処理・解析や森林・林業分野のデータの処理・解析の経験の有無等)が必要。
2. 森林資源に関する調査に関する業務を熟知し、森林・林業の見地からデータの正当性の把握や集計結果の解析ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

1. 精度検証事業については、夏から冬にかけてコントロール調査で全国十数箇所を巡回するため、巡回ルートを効率よく設定。調査結果の集計分析について、複数回行われる委員会で助言や指摘を受けるため、欠席委員へも資料送付だけでなく意見等を求めて、最終委員会での円滑なとりまとめに努める。
2. 解析事業については、過去のデータとそれまで集計できた最新のデータ分も含めて解析を行いつつ、調査結果の集計分析について、複数回行われる委員会で助言や指摘を受けるため、欠席委員へも資料送付だけでなく意見等を求めて、最終委員会での円滑なとりまとめに努める。
3. 常勤職員については、毎月の配置状況は変わらない。

(注記事項)

平成22年度～24年度(民間委託)

- 委託先の民間事業者は一般競争入札(総合評価落札方式)にて決定後、委託契約により実施。

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

#### 1. 平成22年度～24年度【民間事業者】

○民間事業者において準備した。

##### 【精度検証事業、解析事業共通】

資料等保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン、コピー機、プリンタ、シュレッダー、HDD、書庫、机・いす等。

##### 【精度検証事業のみ】

GPS受信機、地図、測桿、超音波測高機器、直径巻尺、輪尺、巻尺、クリノメーター、測量赤白ポール、標識テープ、すずらんテープ又は麻ひも、中心杭、円周杭、関数電卓、デジタルカメラ、スプレーペイント、木材用チョーク、ナンバーテープ、ポケット植物図鑑等参考図書、基礎調査マニュアル、野帳、前期調査野帳、筆記用具、電池、ほか現地調査に必要な器具等

○施設

民間事業者事務室一角

○ 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。なお、上記のうち【精度検証事業、解析事業共通】については実施要項の2.(1)エの業務の詳細な内容を踏まえた数量が必要であり、また【精度検証事業のみ】については、コントロール調査人員は複数名～十名程度であり、これを踏まえた数量が必要となる

### 4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成22年度			平成23年度			平成24年度					
	前年度値	実績値	改善率	前年度値	実績値	改善率	前年度値	実績値	改善率			

(注記事項)

○精度検証事業、解析事業に関する目標設定は、行っていない。



## 5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

- 業務フロー図については別添のとおり。

(注記事項)

<平成22年度～24年度>

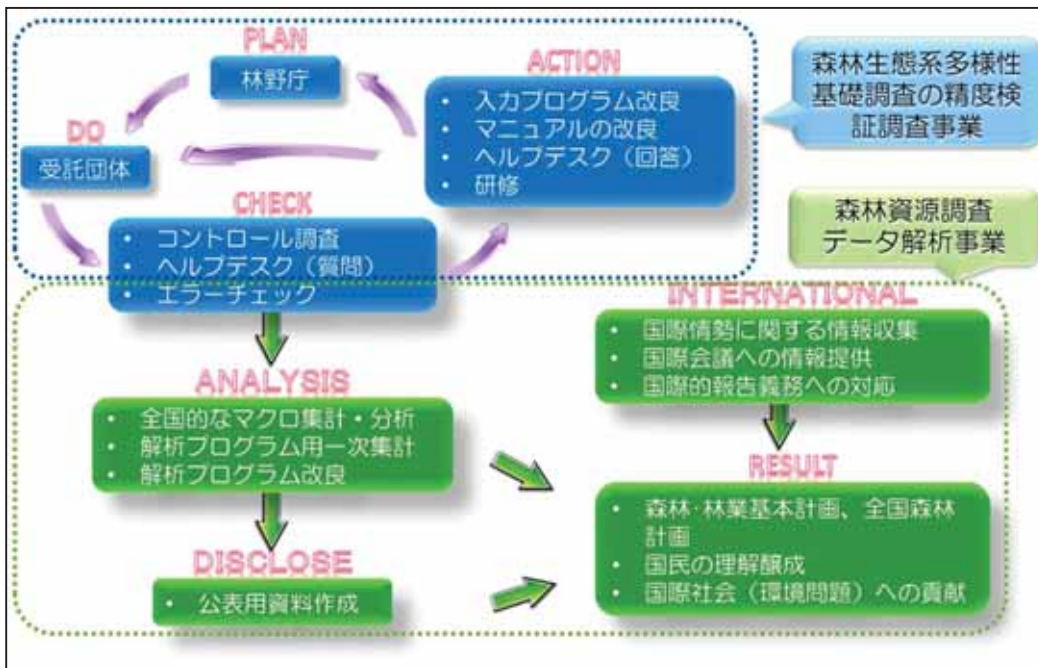
### 1. 精度検証事業について

毎年度の受託事業体について精度検証の方法等について委員会での有識者の発言を踏まえ、コントロール調査での確認項目の修正や基礎調査受託事業体への研修時における研修内容の改善等などの指導、忠告をしてきたところ。また、基礎調査受託事業体も毎年度異なっており、各事業体について精度向上に向けた指摘(コントロール調査との誤差率が高い項目についての調査方法の改善等)等を行ってきたところ。

### 2. 解析事業について

解析事業においては、毎年度の受託事業体について、当該年度に入手できたデータだけでなく、過去の調査データも踏まえながら、横断的なデータだけでなく時系列的なデータにも着目するとともに、森林資源調査についての情勢にも注視しながら解析のテーマを設定するなど、解析に当たっての留意事項について提示してきたところ。

精度検証事業及び解析事業の業務フロー図



(参考)

## 森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査事業について

### 1. 委託費の内訳(H24年度)

(単位:千円)

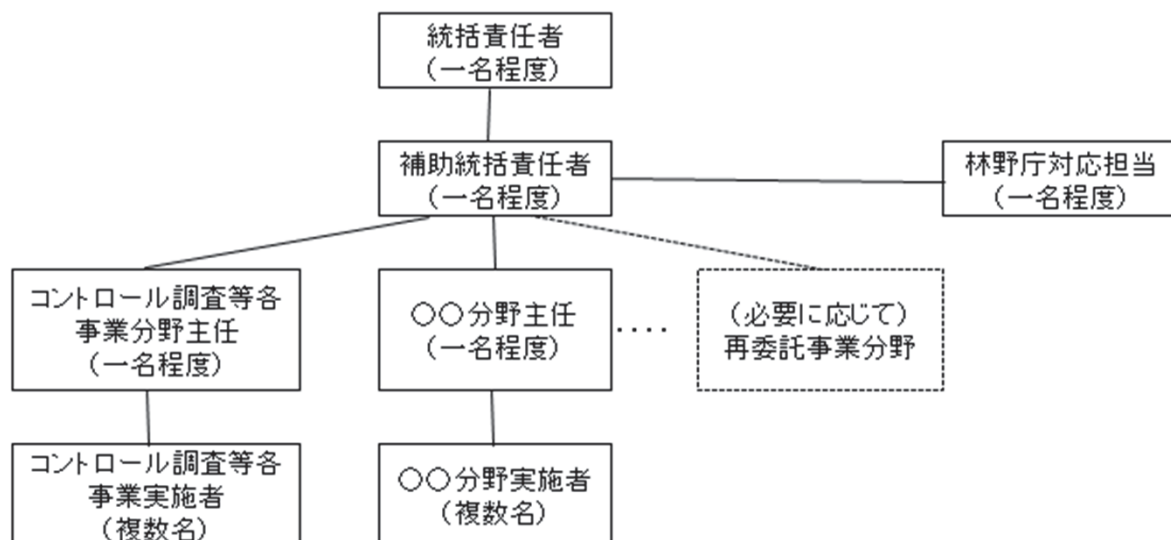
	金額
直接費	21,767
うち人件費	13,735
うち旅費	6,435
うち再委託費	0
間接費	6,478
総計	28,245

### 2. 従来の実施に要した人員(H24年度)

(単位:人日)

人員数	558
-----	-----

### 3. 人員体制イメージ



(参考)

## 森林資源調査データ解析事業について

### 1. 委託費の内訳(H24年度)

(単位:千円)

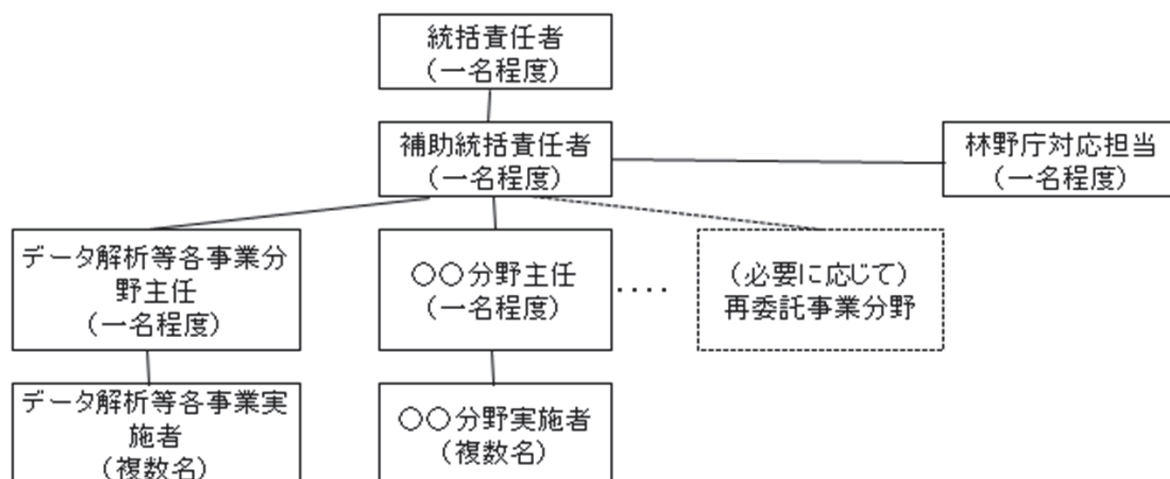
	金額
直接費	9,398
うち人件費	8,009
うち旅費	139
うち再委託費	0
間接費	801
総計	10,199

### 2. 従来の実施に要した人員(H24年度)

(単位:人日)

人員数	290
-----	-----

### 3. 人員体制イメージ



## (別紙 4)

### 森林生態系多様性基礎調査研修アンケートの項目について

森林生態系多様性基礎調査の受託者に対する研修におけるアンケート調査については以下の項目を必ず設けること。

問：本研修の内容は、森林生態系多様性基礎調査の現地調査における調査精度の維持・向上にどれくらい有効であったか、以下の中から該当するものに○をつけてください。

- ア 大変有効であった。
- イ ある程度有効であった。
- ウ どちらかというと有効であった。
- エ どちらかというと有効でなかった。
- オ 有効でなかった。

別添 1

森林生態系多様性基礎調査  
調査マニユアル

平成 25 年 4 月

林野庁

## 目次

第1 はじめに.....	1
1 調査の目的.....	1
2 本マニュアルの構成.....	1
3 用語.....	2
第2 調査の設計理念.....	4
1 標本調査としての側面.....	4
(1) 標本調査の基礎.....	4
(2) 森林生態系多様性基礎調査の設計.....	4
2 時系列調査としての側面.....	8
3 森林生態系多様性基礎調査の特徴のまとめ.....	9
第3 調査の全体構成.....	10
1 調査体制.....	10
2 現地調査の対象.....	10
3 格子点（一般調査点）の設計.....	11
4 項目別調査点の設計.....	12
第4 実施に当たっての留意事項.....	15
1 森林への立ち入りに当たっての留意事項.....	15
2 現地調査の人員配置.....	15
(1) 調査チームの構成.....	15
(2) 調査員の事前調整.....	16
3 調査に必要な機材等.....	16
(1) 調査計画段階.....	16
(2) 現地調査段階.....	16
(3) 結果報告段階.....	18
4 支援体制の確立.....	19
(1) 管内各機関との連携.....	19
(2) 現地調査における不明点.....	19
第5 調査計画.....	20
1 調査計画の流れ.....	20
2 第1期初年度の作業.....	21
(1) 格子点位置図の作成.....	21
(2) 調査実施主体の決定.....	21
3 調査期初年度の作業.....	22
(1) 調査予定年度の決定.....	22
各年度の作業.....	22
(1) 調査予定点一覧表の作成.....	22
(2) 土地利用区分による調査定点（一般調査点）の決定.....	22
(3) 調査定点（項目別調査点）の決定.....	25
(4) 調査予定日決定.....	25
(5) 森林被害や施業履歴など地域情報の事前収集.....	25
(6) 土地所有者等への連絡.....	26
(7) 事前調査による到達不可能地の判断.....	26
第6 調査実施.....	29
1 調査実施の流れ.....	29
2 調査準備（到達経路の確認）.....	30
3 森林簿等による資料調査.....	31
(1) 準備するもの.....	31
(2) 過去野帳からの記入.....	31
(3) 資料調査表への記入（様式7）.....	32
4 現地調査.....	38
(1) 現地調査実施に当たっての注意事項.....	38
(2) 現地調査対象となるプロット.....	38
(3) 準備するもの（再掲）.....	43
(4) GPS ログ及び中心杭位置 GPS ポイントデータの提出.....	45
(5) 現地到達確認：調査プロット到達経路情報の記入（様式1-1）.....	45
(6) 調査プロット到達経路情報（地図）の記入（様式1-2）.....	50
(7) 調査プロット到達経路情報（写真）の記入（様式1-3）.....	51
(8) 調査プロットの設定.....	51
(9) 調査プロット情報の記入（様式2-1）.....	57
(10) 調査プロット情報（見取り図）（様式2-2）の記入.....	62
(11) 立木 調査表の記入（様式3-1）.....	65
(12) 立木調査総括表の記入（様式3-2）.....	83
(13) 伐根調査表の記入（様式4）.....	92
(14) 倒木調査の方法と調査表への記入（様式5）.....	93
(15) 下層植生及び土壌侵食調査表の記入（様式6）.....	95
(16) 実生 調査表の記入（様式8）.....	104

## 第1 はじめに

### 1 調査の目的

我が国は、持続可能な森林経営の推進に当たって、その客観的な把握・分析・評価するための国際的な取組であるモントリオール・プロセス事務局、COP10議長国を務めるなど、今後の国際的議論の中で先導的役割を担う責務を負っており、生物多様性の状況の把握・分析に係る調査の実施及び体制整備は喫緊の課題となっていることから、森林の生物多様性に関する調査を充実する必要がある。

このため、森林の生態系の多様性について、国際的な枠組みに対応する国土の森林を対象としたマクロ的な調査・分析及び技術開発を実施するために森林生態系多様性基礎調査（以下「多様性基礎調査」という）を行うものである。

この調査は、日本の国土を母集団とし、全国土に4km間隔の格子線を想定し、その交点のうち、森林法第2条に規定する森林（以下「森林」という）に該当するものを調査区域（以下「一般調査点プロット」という）とする標本調査である。

調査点で行う調査は、生物多様性、森林生態系の生産力及び炭素循環への森林の寄与等の変化を把握するために必要なデータとして、現実の林分において、地況、法的規制等の概況、立木の賦存状況、伐根の賦存状況、倒木の賦存状況及び下層植生の生育状況等を調査することを内容とする。

### 2 本マニュアルの構成

「調査の設計理念」、「調査の全体構成」、「実施に当たっての留意事項」、「調査計画」、「調査実施」の別に記載している。

「調査の設計理念」、「調査の全体構成」には、調査計画の担当者から現地調査の実施者まで、調査に携わる全ての者が共通認識として理解しておくべき事項を記載している。





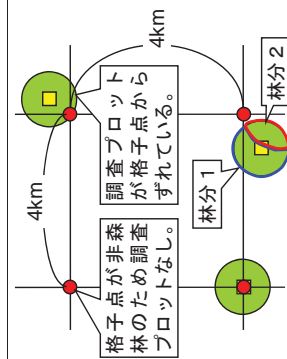


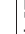

「実施に当たっての留意事項」と「調査計画」は、計画に携わる担当者が参照する内容、「調査実施」は調査実施者が参照する内容となっている。


各調査項目について、調査方法と合わせて目的を記述しているため、調査に当たっては、目的とする結果が得られるよう、実施していただきたい。



### 3 用語

本マニュアルで使用する用語は、以下のとおりである。

用語	内容
調査期 (前期、今期、次期)	全格子点を調査完了する5年の期間のこと。1999年から2003年までが第1期、2004年から2008年までが第2期、2009年から2013年までが第3期となる。当年が含まれる調査期を今期、前回の調査期を前期、次回を次期という。 なお、1999年から2009年までは森林資源モニタリング調査として実施され、第2期途中2010年より多様性基礎調査として実施されている。
格子点 	全国を4km四方の格子線に分割した、その交点のこと。設計上の一般調査点プロットの中心位置。
調査候補地点 	格子点のうち、今期5か年で調査を実施する予定の点のこと。前期の調査実施プロット、到達不能地が該当する。
調査定地点 	調査候補地点のうち、本年度の調査を予定している点のこと。
調査プロット 	実際に調査を行った水平投影面積0.1haとなる円形プロットのこと。原則は格子点を中心とする円を設置するが、場合によっては格子点からずれていることがある。 
調査林分 	調査プロットが複数の林相で構成された場合や、調査プロット内の一部が非森林である場合に、分割した部分のこと。林分1、林分2、林分3・・・林分5（最大5分割）と称する。
一般調査点 	4km格子点にあたる調査点。
項目別調査点 	格子点にはあたりにくい稀な林分などを選定して調査する点。 (2010年より設定)
特定調査 	格子点IDが5の倍数（末尾が0または5）の場合。倒木調査を

	実施する。 項目別調査点でも同様に5の倍数を特定調査とし、項目4（伐採跡地または自然災害による攪乱跡地）の場合は全てを特定調査扱いとする。
通常調査 中心杭 	格子点IDが5の倍数に当たらない場合。倒木調査は実施しない。調査プロットの中心に設置する杭のこと。設計上は格子点に一致する。標準的な規格はプラスチック製の角杭、黄色、5～5.5cm角×長さ50～75cm程度とし、杭の横に格子点のID番号を記載する余地のあるものとする（中が中空の「エタプロン杭」等の商品で販売されているものが軽量で便利である）。
円周杭	円形プロットの外周上の8方位部分に設置する杭。標準的な規格は、プラスチック製のL型杭で幅3cm×長さ40cm程度とし、東西南北方向に設置するものは頭部が赤色に着色されているもの、北東、南東、南西、北西方向に設置するものは頭部が青色に着色されているものとする。
実施主体	多様性基礎調査を実施する林野庁。国有林野等に属する格子点については国有林野部経営企画課経営計画班、民有林の格子点については森林整備部計画課全国森林計画班が担当となる。
土地利用区分	調査期首における格子点の土地利用状態を区分したもの。最新の空中写真（衛星画像含む）、森林計画図、前期調査時のGPS測定による正確な位置情報を用い、前期調査結果が存在する場合は調査プロット、前期調査データが存在しない場合は格子点における土地利用状態を「森林」「農地」「平水面」「その他」の4区分に分類する。分類結果が「森林」である場合は、調査定地点として取り扱う。
現地到達確認	調査定地点への到達を試みる。到達経路の途中で林道が崩壊するなどして調査プロットの立木調査等が実施できない場合、到達した調査プロットが急傾斜地等で調査実施の危険があり中止した場合、当該調査定地点を到達不能地とし、現地到達確認の結果として写真を野帳様式1に記録する。
プロット調査	現地到達確認の結果、調査定地点に到達できた場合、マニュアルに基づいて調査プロット内における各種調査を実施すること。
現地調査	現地到達確認およびプロット調査を称する。
到達不能地	調査定地点としたものの、何らかの理由で調査プロットまで到達できなかった調査定地点。調査定地点に到達できなかった場合でも、急傾斜地により、調査プロットの設定や一連の調査が実施できなかった場合も含む。土地利用が非森林の場合は到達不能地とはしない。また、伐採跡地は到達不能地ではないので、プロット調査を実施する。

## 第2 調査の設計理念

### 1 標本調査としての側面

#### (1) 標本調査の基礎

統計調査の目的は、調べたい対象の全体（母集団）に関する情報（知識）を得ることにある。そのために母集団を構成する要素すなわち個体（unit）を調べて観測値を取得する必要がある。

多様性基礎調査においては、調べたい対象（母集団）は日本全土及びそれに含まれる森林である。森林だけではなく、日本の国土すべてを対象とするのは、日本全体の中での森林の割合（面積）を把握することも、調査の目的となっているからである。

母集団を構成するすべての要素から観測値を得ることを「全数調査」といい、母集団から抜き出した一部の要素のみから観測値を得ることを「標本調査」（サンプリング調査）という。ここで、仮に全国土を **0.1ha** の小さな面積の単位に分割することを考えたと、日本の全国土は、約 **3,780 万 ha** であることから、**3 億 7,800 万個**の要素に分割されることとなる。全数調査を行うと、母集団に関する情報をすべて得ることが出来るが、**3 億 7,800 万個**の要素をすべて調べることは、技術的にも費用の面からも不可能である。多くの場合、全数調査は困難であり、標本調査が行われる場合がほとんどである。

標本調査においては、できるだけ少ない費用により、最良の推計結果を得ることが求められる。標本から得られた情報に基づいて、母集団について推測を行うことを統計的推測というが、標本から得られる情報は不完全なものであり、推測される結果には誤差（標本誤差もしくは抽出誤差）を伴う。限られた労力の中で、できるだけ誤差が少なく偏り（バイアス）も少ない標本抽出を行うことが、標本調査における重要なポイントである。

標本調査により得られた結果から、母集団について統計的推測を行うためには、厳密には以下のような条件が確保されている必要がある。

- ・母集団が同じ大きさの抽出単位に分割されていること
  - ・すべての抽出単位が等しい確率で抽出されること
- 標本抽出方法は無作為抽出法（ランダムサンプリング）が基本となるが、実務レベルでは簡便な方法として系統的抽出法、多段抽出法、層別抽出法等が用いられる。

#### (2) 森林生態系多様性基礎調査の設計

多様性基礎調査の一般調査点のサンプリング設計は、母集団となる日本全土を **4km** 四方の格子線に分割し、その交点（格子点）を中心とする **0.1ha** のプロットを標本として抽出したものである。すなわち、抽出単位を **0.1ha** として、日本全土を分割した **3 億 7800 万個**のプロットから、その **1/16,000** にあたる約 **23,600** プロットを一定の間隔で系統的に抽出したものである。ただし、**4km** の

格子線は、公共座標系原点を基準として固定的に決められているので、厳密には等確率抽出ではないが、系統抽出法と見なして取り扱うこととする。

これにより様々な統計的推測を行うことが可能になる。例えば、抽出されたプロットについて、「森林である／森林ではない」という情報をもとに、二項分布の期待値を計算することにより、日本全体の森林面積を推計することができる。ここで、日本の森林面積を  $F$ 、全国に **4km** グリッドで配置されたプロット総数を  $n$ 、「森林である」として抽出されたプロットの数を  $N$  とすると、全国土面積に占める森林面積の割合  $p$  を二項分布の確率として表現することができ、

$$p = N/n$$

である。したがって、全国の推計森林面積  $F$  は、二項分布の期待値として  $p$  に国土面積  $A$  を掛けた値で表すことができ、

$$F = A \times p$$

となる。ここで分散を  $\sigma^2$ 、**95%**信頼係数を  $t$  とすると、**95%**信頼区間  $c$  及び誤差率  $e$  は、

$$c = t \times F \times \pm \sqrt{\sigma^2 / N}$$

$$e = t \times \sqrt{\sigma^2 / N}$$

となる（ここで  $\sigma^2 = p \times (1-p)$ 、 $t = 2.00$  である）。

母集団	標本	標本の意味
日本全土	格子点 約 23,600 点	格子点の現況を知ることにより、日本全土における現況を推測する。

次にプロット調査により得られた蓄積の計算結果に基づき、日本の森林全体を母集団として、その平均蓄積を推計する場合を考える（前項により得られた日本の森林面積の推計結果を所与のものとする）。標本調査により得られた蓄積量の平均値（標本平均）と分散（標本分散）から、日本の森林全体の平均蓄積（母平均）と分散（母分散）を推定する場合を考える。母集団と標本の平均、分散はそれぞれ、

$$\begin{aligned} \text{母平均} \quad \mu &= \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n x_i & \text{標本平均} \quad \bar{x} &= \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N x_i \\ \text{母分散} \quad \sigma^2 &= \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n (x_i - \mu)^2 & \text{標本分散} \quad s^2 &= \frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (x_i - \bar{x})^2 \\ \text{修正された分散} \quad s^2 &= \frac{1}{n-1} \sum_{i=1}^n (x_i - \mu)^2 \end{aligned}$$

となる。ここで、 $n$  は日本の全ての森林を等しい抽出単位に分割した総数、 $N$  はそのうちサンプリングによって抽出されるプロット数、 $x_i$  は母集団についての抽

出単位当たりの観測値（このケースでは蓄積）を表す確率変数である。標本抽出によって得られるのは標本平均と標本分散であるが、真に知りたいのは母集団の平均と分散である。それらの間には、次のような関係が成り立つことが知られている。

$$E(\bar{x}) = \mu$$

$$E(s^2) = S^2$$

上の式は標本平均の期待値と母平均が一致することを示し、下の式は標本分散の期待値が、修正された分散の不偏推定値となっていることを示している。

ここで、仮に標本抽出を繰り返すことを考えたと、標本平均 $\bar{x}$ は標本を抽出するたびにさまざまな値をとり、それは母平均の周りに分布を持つことになる。この平均値のばらつき（すなわち分散）が小さいほど、標本の抽出方法による誤差が小さくなり、母平均の推定精度が高くなる。標本平均 $\bar{x}$ の分散 $Var(\bar{x})$ は、

$$Var(\bar{x}) = E(\mu - \bar{x})^2 = \frac{S^2}{N} \cdot \frac{n - N}{n}$$

となる。この式において $N$ に比べて $n$ が充分大きいとき、右辺第二項の有限補正項はほぼ1となる。すなわち母集団を構成する要素の数 $n$ が充分大きければ、標本平均の分散は標本分散と標本数のみから推定でき、また標本分散が小さいほど、また抽出される標本数 $N$ が大きければその値が小さくなる、すなわち母平均の推定精度が高まることを示している。

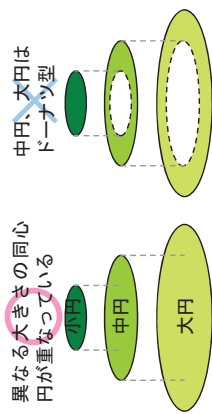
母集団から抽出された $N$ 個の標本の分散がいずれも等しいと仮定すると、統計理論により、正規化された標本平均は母平均の周りに $t$ 分布することが知られており、母平均は、次の不等式で挟まれた区間に95%の信頼水準で含まれることとなる。

$$\bar{x} - t_{0.05} \frac{s}{\sqrt{N}} \leq \mu \leq \bar{x} + t_{0.05} \frac{s}{\sqrt{N}}$$

上の不等式において、 $s$ は標本から得られた標準偏差、また $t_{0.05}$ は95%信頼区間に対応した $t$ 検定の値で、約1.96である。

多様性基礎調査では、調査プロットは直径の異なる大中小3種類の同心円からなる。すなわち同心円サイズにより、母集団が異なる大きさの抽出単位に分割され、いずれの場合も同数の標本を抽出するシステムティックサンプリングと解釈することができる。抽出率と異なるサンプリングと行うこともできる。

上の不等式において母平均の区間推定は、抽出される標本数 $N$ と標本の標準偏差 $\sigma$ に依存し、抽出率 $N/n$ に依存していない。ただし抽出単位



のサイズが小さいほど標準偏差は大きくなる傾向があるので、同じプロット数が抽出される場合、小円部の抽出結果ほど精度が低下する（信頼区間が広がる）ことは確かである。

この不等式を利用して、許容すべき誤差範囲が決まったとき標本数 $N_0$ をどれくらい取るべきかを計算することができる。いま材積について考えることにし、許容誤差を $\Delta v$ とすると、次の不等式が成り立つ。

$$t_{0.05} S = t_{0.05} \sqrt{\frac{n - N}{n} \frac{s^2}{N}} \leq \Delta v$$

これを $N$ について解いて

$$N \geq \frac{N_0}{1 + \frac{N_0}{n}} \doteq N_0, \quad N_0 = \left( \frac{t_{0.05} C_v}{E} \right)^2, \quad E = \frac{\Delta v}{V}, \quad C_v = \frac{s}{V}$$

ただし $E$ は目標誤差率、 $C_v$ は変動係数（標本標準偏差を標本数で割った値を百分率にしたもの）である。変動係数は単位やスケールによる影響が排除されており、相対的な散らばりの程度を示す指標として用いることができる。

我が国の森林の材積の変動係数は130%程度であることが過去の全国森林資源調査から知られている。昭和28～29年に行われた全国森林資源調査（いわゆる3,000点調査）では、信頼度95%で目標誤差を5%以下、変動係数を130%として、

$$N \geq \left( \frac{2 \times 1.3}{0.05} \right)^2 = 2704$$

と計算し、プロット数が約2,700点以上必要との推定結果に基づいている。また昭和36年、41年に行われた全国森林資源調査（いわゆる10,000点調査）では、先の3,000点調査の結果を基に変動係数の推定値が検証され、誤差を3%に押さえた設計を行い、約10,000点という調査プロット数を導き出している。ところで森林の材積の変動係数は、全国レベルで見ても130～150%程度であるが、これをひとつの都道府県に限ったとしてもそれほど小さくなるわけではない。

標本調査の精度は、変動係数が等しい場合すなわちデータのばらつきの程度が等しい場合、抽出率 $N/n$ ではなく抽出された標本数 $N$ の平方根に反比例する。すなわち等しい変動係数の条件下で同程度の精度を確保しようとするば、ひとつの県レベルでも全国レベルでも必要になるサンプリングプロット数に大きな違いはないということになる。すなわち、もしひとつの県内で材積を信頼度95%、誤差率5%で推計する森林サンプリング調査の設計をしようとするば、3,000点程度の標本数が必要になることを意味している。

多様性基礎調査の設計では、1県あたりのサンプル数は平均300点ほどに過ぎず、この標本数では県レベルで充分高い精度で材積を推定することはできな

### 3 森林生態系多様性基礎調査の特徴のまとめ

多様性基礎調査データは、前項までで示したとおり、サンプリング調査としての特性を持つとともに、同じ調査プロットを継続して調査するという固定調査プロットとしての特性を持っている。下表に、サンプリング調査と固定調査プロットとしての多様性基礎調査データの特性をまとめた。これらの性質を理解した上で、調査データを活用することが重要である。

項目	系統的サンプリング調査	固定調査プロット
手法	全体（母集団）からサンプル（標本）を抽出して、母集団の傾向を推定する統計的手法。	ひとつのプロットを継続的に繰り返し調査する。
特性	個々の標本は区別されないが、統計的理論に基づき全体を客観的に把握。	同一林分の時系列変化を把握。
活用方法	異なる情報の組み合わせによる相関分析。 全国～複数の県を合わせた範囲レベルの広域の統計的分析。	ひとつひとつの林分の時系列変化・質的内容の分析。

い。したがって、もし多様性基礎調査を系統的に配置されたプロットを1回だけ調査して材積の推定に利用することに留めるならば、全国レベルから地域（ブロック）レベルまでは利用できても、各県レベルでは十分な精度が得られないことになる。しかしながら、立木材積のみならず、下層植生、病虫被害、施業履歴、土壌侵食の状態、地形など、通常の森林行政においては異なる部局により取り扱われる可能性の高い複数のデータを、同一の箇所、統一された調査手法により、森林の位置情報とともに測定・把握することから、例えば標高と森林病害虫の関係、森林病害虫の発生している林分の樹種構成や土壌侵食の状態など、それぞれのデータの関連性をみることににより、個別プロット単位でも森林の状態を多角的に分析することが可能となる。

また、そもそも標本調査法は、母集団から等しい確率で標本を抽出することにより母集団を統計的に把握しようとする方法であり、複数回の標本抽出試行の間には独立性が仮定されている。しかし、多様性基礎調査においては固定調査地を定期的に再調査することから、2時点の同一調査点のデータには明らかに関連がある。この関連性を無視して独立なサンプリングデータとして解析するならば、森林の変化に関する詳細な情報を失うことになる。

次項で述べるように、多様性基礎調査は、同じプロットを定期的に再調査する設計となっていることに特徴があり、この特性を活かすことにより、地域レベルでの活用を考えることができる。

### 2 時系列調査としての側面

多様性基礎調査のもう一つの側面として、固定調査地を定期的に再調査するという特徴がある。

ひとつのプロットを何度も調査すれば、同一林分の経時変化を把握することができ。経時変化には、大別して次の3種類がある。

- ① 林齢の加齢に伴う通常の変化
- ② 施業や気象被害等に伴う一過性で急激な変化
- ③ 気候や環境等、外的要因の変化による長期的トレンドを伴った変化

①に関しては、暫定プロット調査が林分の年齢方向の情報を得るために林齢のみ異なる多くのプロットを調査しなければならないの比べ、固定プロット調査では少数のプロット数で同じ効果を期待できる。②、③についてはともに暫定プロット調査では把握することが相当に困難であるが、固定プロット調査では比較的容易である。すなわち②に関しては、生育環境やそれまでの経過が類似したプロットについて施業や気象被害を受けたもの同士で類似したものを選び出し、その後の成長経過を比較することが可能である。また③に関しては、類似したプロットについて調査時期の大きく異なるデータを比較することにより、気候変動や環境変化に関する長期的なトレンドの影響を抜き出すことが可能となる。

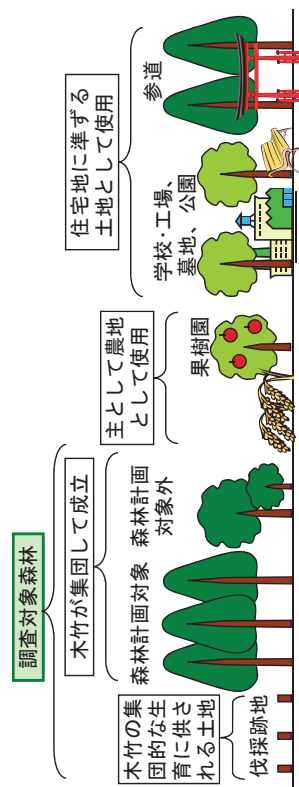
### 第3 調査の全体構成

#### 1 調査体制

多様性基礎調査の実施に当たっては、本マニュアルを十分理解の上、実施主体（林野庁）が現地調査を委託する第三者機関（以下「委託先」という）が本マニュアルを十分理解した上で現地調査を実施するよう、適切に指導する。調査の結果は、委託先において十分なエラーチェックを行うものとする。

#### 2 現地調査の対象

調査対象とする森林は、森林法第 2 条に定義された森林である。下図に示すように、森林計画対象森林以外も調査対象に含まれるため、空中写真等の判読により調査対象地点を確認する必要がある。



#### 【参考】

##### 森林法第 2 条「定義」

『この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

- 一 木竹が集団して成立している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地（以下略）』

「改正森林法の施行に関する件」(昭和 26 年 8 月 15 日 26 林野第 10953 号林野庁長官から各都道府県知事あて通達) によれば、森林法第 2 条の森林の定義について以下のように注釈されている。

##### 『第 1 章総則関係

##### （1）第 2 条第 1 項第 2 号について

本号を設けた趣旨は、1 号のみの規定では現状森林でないもの一例え伐採跡地のようなものゝ森林に含まれないので、土地の性質上森林として扱うことを妥当とするものを補充的に規定したのである。

「木竹の集団的な生育に供される」とは、木竹の集団的な生育に供することが客観的に適当であるという意味であつて、土地の所有者その他の主観的な意図にはよらない。

##### （2）第 2 条第 1 項但書について

この但書は、本文の定義からは森林の範囲に入るものであつても、森林法の対象として扱うことを不適当とするものについての除外規定を設けたものである。

- (イ) 「主として農地として使用される土地」とは、リンゴ畑、蜜柑畑等を意味する。なお、自作農創設特別措置法その他の関係法令に基づき買収された森林の取扱については開拓計画によつて開墾すべきと定められたものは本条の適用上「主として農地として使用される土地」に該当するものであるが、これについては別に改めて通達する予定である。
- (ロ) 「住宅地に準ずる土地として使用される土地」とは、以下のものをいう。

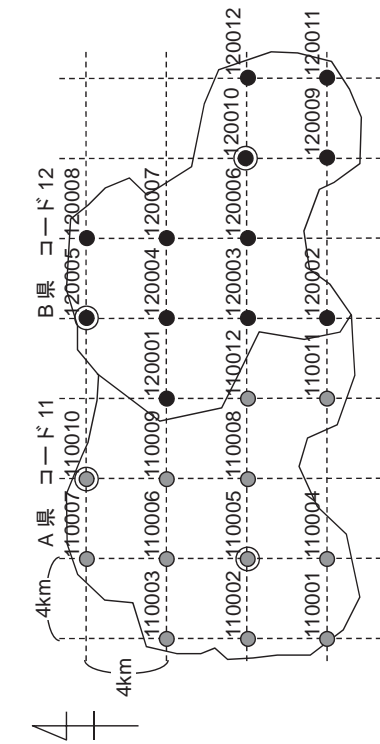
- (1) 小規模の公園
  - (2) 官公庁舎、学校等の公共施設及び工場その他事業所の敷地
  - (3) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる神社、寺院等をめぐる一角の土地及び参道として用いられる土地
  - (4) 墓地
  - (5) 以上に類する土地（以下略）』
- （※開拓関連法令により買収された森林の扱い（北海道等に存在する可能性））

### 3 格子点（一般調査点）の設計

第 1 期調査開始に先立って、林野庁は一般調査点の系統抽出を行うために「都道府県別格子点一覧表」（以下「格子点一覧表」という）を作成した。これは、国土調査法施行令第 2 条第 1 項第 1 号に規定する平面直角座標系（日本測地系）の原点を起点とし、座標系の適応区域ごとに 4km 間隔の格子線を想定し、その交点（以下「格子点」という）に 6 桁の ID 番号を付したものである。

#### ア 記名ルール

一般調査点の ID 番号は、6 桁の整数で、頭 2 桁は都道府県コードとする（1 桁コードの県は頭 0 を省略可能）。残り 4 桁は、都道府県内の最西端の格子線の南端の格子点を基点とし、格子線の北方向に向かって順に 1 から始まる連番を付していく。北端に達した場合は、すぐ東隣の格子線に移り、その南端より続けて連番を付し、最東端の格子線の北端の格子点に達するまで連続番号を付す。



イ 当初設計から削除、移動、追加している点

変更	ID	内容
追加	130130	硫黄島に新規追加。 (番号なしの状態一般調査地として現地調査され、その後番号を付したため特定調査地として扱わない。)
廃止	320153	340523に移動のため。
	450477	水面上であるため。
所管変更	200026	岐阜県中津川市の旧長野県山口村に所在。現在は畑地であり森林ではないが、将来森林となった場合は、岐阜県内の調査地とする。ID番号の振替は行わない。

#### 4 項目別調査点の設計

項目別調査点は、システムマイクサンプリングの4km格子点には該当しにくい、生物多様性の観点から重要な林相を調査するため、2010年度より設定・調査を開始し、一般調査点同様5年をサイクルとして実施する。以下の目的別の4項目からなる。

##### ア 項目1.樹木の構成上特殊な林分の調査

趣旨：地域固有の植物群落やコウヤマキ等の遺存種が優占する林分等、樹木の構成上特殊な林分の動態を観測する。  
調査点の設定：既存の文献資料等から、上記趣旨に合致する森林を抽出の上、調査点を任意に設定する。  
調査の方法：一般調査点と同様。

##### イ 項目2.河畔林の調査

趣旨：水質・水温の安定や餌昆虫の供給を通じ、河川等の水辺の生態系の

保全を図る上で重要な役割を果たしている河畔林について、動態を観測する。

調査点の設定：全国森林計画に定める広域流域の名称となっている河川上流域の河畔林について、原則として、当該河川の河岸から30メートルの範囲内にある森林を調査の対象とする。

なお、河畔林については上流域から下流域にわたり森林の植生タイプも大きく異なり、任意に調査点を設定することが困難と思われるため、当年度に一般調査点における調査を実施する区域であって、一般調査点における4キロメッシュの各格子点の経度方向の中間点に該当する箇所を調査点として選定することを基本とする（各格子点の経緯度については都道府県別格子点一覧表を参照）。

調査の方法：一般調査点と同様。

##### ウ 項目3.植生の衰退現象のみられる森林の調査

趣旨：地球温暖化の進行や集落周辺の里山二次林における森林利用の減少等の影響により、地域固有の潜在植生の衰退の加速化が指摘されていることを踏まえ、地球温暖化の適応策や里山二次林の再生の検討を行うために必要な森林の動態を観測する。

調査点の設定：既存の文献資料等から、上記指摘に関連を有すると思われる森林を抽出の上、調査点を任意に設定する。

調査の方法：一般調査点と同様。

##### エ 項目4.伐採跡地又は自然災害による攪乱跡地の調査

趣旨：森林の有する公益的機能の発揮の確保を図る上で重要な伐採跡地又は自然災害による攪乱跡地の更新状況を観測する。

調査点の設定：衛星画像や既存の文献資料等により、上記趣旨に合致する森林を抽出の上、調査点を任意に設定する。

調査の方法：一般調査点と同様の内容に加え、実生調査を実施する。全調査点を特定調査扱いとし、古い伐根の調査、倒木調査を実施する。

#### オ 記名ルール

項目別調査点のID番号は、7桁の整数で、頭1桁は全て9とし、項目別調査点の識別とする。次の2桁は都道府県コードとする（一桁コードの県は頭0をつける）。次の1桁は調査項目の種別（1～4）とし、残りの3桁は、都道府県内の調査項目ごとの連番とする。なお、1～4以外の調査項目は5とする。

9〇〇△□□□

9 : 項目別調査点

〇〇 : 都道府県コード 1桁の道県も0は省略しない

△ : 調査項目 (1～4、その他は5)

□□□ : 都道府県内の調査項目ごとに001からはじまる連番 (下図参照)

記載例

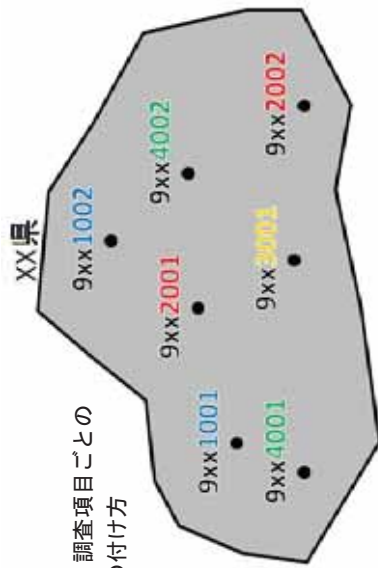
北海道（都道府県コード01）

調査項目が「1. 樹木の構成上特殊な林分」（コード1）

調査地番号が1番の場合

○ 9011001

× 911001（頭ゼロ省略不可）



県内、調査項目ごとの  
連番の付け方

## 第4 実施に当たった際の留意事項

### 1 森林への立ち入りに当たっての留意事項

調査の実施に当たっては、調査対象地が他省庁所管国有林や民有林等となる場合、調査地の森林所有者の同意取り付けを行うとともに、入林に伴う手続き等別途必要が生じる場合は、実施主体と委託先間で調整を行うものとする。

土地所有者の了解を得るにあたって、以下の事項を説明し、調査を実施可能なものとするよう努める必要がある。

- ・ 日本の森林、地域の森林の状況を知るための重要な調査である。
- ・ 調査プロットにおいても、間伐等の施業、主伐を通常通り実施できる。（作業時に、杭を残すように配慮が必要。）
- ・ 現地調査は、立木等に損傷を与えないよう実施する。

### 2 現地調査の人員配置

#### (1) 調査チームの構成

調査チームは3人一組を基本とするが、現地の状況に応じ増員してもよい。

1～2人では一定の調査精度水準が保たれなくなる可能性が高いので避ける。

チーム内の標準的な役割分担としては下表のものを想定している。

担当名	担当内容
主査	全体統括（スケジュール調整等含む）。プロット設定、樹高計測、野帳記録担当。
調査員	主査の補助。プロット設定、胸高直径計測担当。
調査員	植物専門家。下層植生調査、立木測定補助（種の同定など）担当。

標準的な調査工程は次表のとおり見込むが、道路からの距離等のアクセス条件、プロット内の立木本数や傾斜等の条件に応じて所要時間は変動することになり留意し、これら要因を十分勘案した上で、効率的に調査が完了できるように現地調査の計画を立てる必要がある。

工程	時間	備考
徒歩移動（駐車場所からプロットまで）	90分	杭の探索時間も見込む。
プロット設置	60分	必要に応じ杭の交換。
立木調査、立木調査総括表	120分	人工林、調査対象立木本数120本。
下層植生調査、土壌侵食調査	(30分)	立木調査と並行して実施、終了次第、立木調査を実施。
伐根調査、倒木調査	30分	調査対象伐根、倒木の有無による。
撤収	20分	巻尺、すずらんテープ回収。
プロットから駐車場所まで	50分	必要に応じマーキングしながら。
合計	370分	

## (2) 調査員の事前調整

当調査の実施にあたる調査チームには、植生に関する専門的な知識を有する者（例：技術士（森林部門、環境部門、建設部門）、生物分類技能検定1級又は2級等の植生調査に係る資格を有し、森林調査（地上立木等）業務従事経験がある者）を含む原則として3人以上の森林に関する専門家で構成するものとし、上記調査点の数を勘案の上、調査期間内（原則として落葉期までに調査を完了）に効率的かつ精確に調査することが可能な調査チーム体制を確保するものとする。

また、別途実施する森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査事業による「コントロール調査（精度検証調査）」において、現地調査結果の精度評価が行われることから、これらの成果をもとに調査員のレベルを評価することも可能である。

## 3 調査に必要な機材等

### (1) 調査計画段階

- 図面等
  - 森林位置図（1/50,000）（森林GISで置き換え可能）
  - 森林計画図（1/5,000）（森林GISで置き換え可能）

森林GISを利用する場合に必要なデータ

- モニタリング調査プロット位置（4km間隔の格子点から、実際にGPS計測された地点に変更する必要がある p.23）
- 空中写真オルソ
- 衛星画像

### (2) 現地調査段階

次の携行品リストによる。中心杭、円周杭（再設定、消失・欠損していた場合に備える）を忘れがちのため注意すること。

## 携行品リスト

必要※	機材	数	目的・留意点
プロット到達	◎ GPS受信機(a)	1	効率的に現地到達することと、既に設置されている杭の正確な位置情報を確認するため。海上保安庁のビーコン、MSASが受信できるもの、平均化、後補正などの機能を有することが望ましい。
到達	◎ 地図（調査定点位置図、前期調査到達経路図）	1	現在位置確認のため。GPSのみに頼ると、尾根や沢を見失い、迷う場合があるのに注意する。
	○ 空中写真及びポケット立体鏡(b)	1	
	○ オリエンテーリングコンパス(c)	1	
測高器	◎ 測桿(d)	1	低木、斜立木の高さを測るため。15mまで計測可能なものがある。
	◎ 超音波測高器(e)	1	商品名：パーテックスなど。樹高、斜距離、水平距離が簡易に測定できる。セミや溪流の音で計測不能となる場合があるので注意。
	○ レーザ測高器	(1)	商品名：トウルバーパスなど。樹高、斜距離、水平距離が簡易に測定できる。藪で計測不能となる場合があるので注意。
	△ プルメーライス(f)	1	超音波測高器が使用できない場合の予備。
直径等測定	◎ 直径巻尺(g)	2	原則的に、胸高直径は直径巻尺により測定する。布製の直径巻尺は経年使用により伸びやすいので、使用する前に必ず確認すること。
	◎ 輪尺(h)	2	直径巻尺で測定できない場合に使用する。倒木は輪尺で計測する。
	△ ノギス(i)	2	5cm以下の場合に使用しても良い。アナログの場合には、0目盛の読み方に注意して使用すること。
測量機器	◎ 巻尺（20m以上）(j)	2	プロット半径計測のため。半径は約20mであることから、これより長いものが必須。
	◎ クリノメーター(k)	1	斜面傾斜計測、方位確認のため。クリノメーターの方位を真逆に読んでいる例が散見されるので注意。
	◎ 測量赤白ポール(l)	2	胸高直径測定位置のチェッカー。斜面傾斜計測、植生調査区設定のため。
	◎ （超音波測高器またはレーザ測高器）	(1)	測高器と兼用、斜距離、水平距離が簡便に測定できる。
	○ ポケットコンパス及び三脚(m)	1	円周杭の方位や傾斜角の確認のため。新規設定時は必ずポケットコンパスを使用。
	○ コンパス(n)	1	円周杭の方位確認のため。
プロット設定	◎ 標識テープ(o)	2	既設のプロットで円周杭を確認する際に使用。到達経路の目印などのため。
	◎ プロットロープ(p)	8	プロット設定の目印。傾斜に応じて小・中・大円の位置に目印を付ける。ナイロン製ロープを使用し、繰り返し使用。スズランテープや麻ひもも代用可。
	◎ 中心杭(q)	1	プラスチック製黄色 長さ70cm（商品名：エタプロン等）再設定、消失・欠損していた場合に備える。
	◎ 円周杭(r)	赤4 青4	し字杭長さ50cm：本体白色、頂部赤 し字杭長さ50cm：本体白色、頂部青 再設定、消失・欠損していた場合に備える。



◎ 関数電卓(s)	1	最大傾斜の算出など。
○ ピンポール(t)	16	長さ 30~50cm の赤白着色のもの。調査中に小円及び中円の 8 方位方向の境界部等に目印の仮杭として立てておくこと便利である。調査用の支柱に標識を付したもので代用可。
◎ デジタルカメラ(u)	1	フィルムカメラの使用は不可。
◎ 木材用チョーク(v)	5	測定済立木のチェックなどのため。
◎ ナンバーテープ(w)	5	立木番号を付するため。数字のみが望ましい。
◎ 参考図書	各1	ポケット植物図鑑、「哺乳類による森林被害ウォッチング 加害動物を判定するために」 <sup>※</sup>
◎ 本マニユアル	1	
◎ 野帳	1式	記入用。
◎ 前期調査野帳	1式	前期調査時からの変化を確認するため。
◎ 筆記用具	1式	筆記用具、下敷きボード、油性マジックなど。
◎ 電池		パーテックス、GPS、デジタルカメラ等。
○ PDA (Personal Digital Assistant) (x)	1	

※ ◎：必須 ○：あると便利 △：予備



### (3) 結果報告段階

- ・ パソコン (CD-R 書き込み可能なもの)
- ・ 森林生態系多様性基礎調査入力プログラム (最新版) (実施主体より配布)

※参考図書の手先 一般社団法人全国林業改良普及協会 <http://www.ringyou.or.jp/>

## 4 支援体制の確立

### (1) 管内各機関との連携

現地調査において同定できなかつた植物や、病虫被害については、対象を写真撮影、可能な場合はサンプルの採取を行い、持ち帰って図鑑等による調査を行う。それでも同定できない場合には、地域の試験場、博物館などのアトバイスを得られるよう依頼をする。

### (2) 現地調査における不明点

現地調査において、本マニユアルで解決できない調査手法上の不明点等が生じた場合、全国的に統一した手法により同一の精度で調査を実施する必要があるので、委託先は独自に判断することはせず、実施主体または実施主体が設置するヘルプデスクへ問い合わせ、指示を受けるものとする。問い合わせの内容は、必要に応じ、全ての実施主体に通知し、当該情報に関係者間で共有されるようにする。



なお、国有林野等と民有林の境界上に位置すると判断されると判断される格子点や離島等アセスが困難な地点の格子点で、都道府県と森林管理局のどちらからか一方で調査を実施した方が効率的なため、所属と実施主体が異なる場合があります。

林野庁所管以外の国有林に属しているとは判断された格子点については、都道府県が所管官庁を確認し、林野庁の検討により実施主体を決定した。

なお、国有林の売却、官行造林地の返地などによる変更の可能性があるため、年度ごとに都道府県と森林管理局の間で確認することとされた。

2010年度以降には、調査の実施主体はすべて国となったことから、上記のような調整については不要となった。

### 3 調査期初年度の作業

#### (1) 調査予定年度の決定

実施主体（林野庁）は、前期の調査結果から土地利用区分が森林の格子点（到達不可能地を含む）について調査予定年度を決定する。調査定点の配置や地理状況を考慮して、全ての現地調査が5年間で完了するよう実施計画を立てることとするが、前期調査において現地調査が実施されている調査定点については、原則として前期調査時から5年次の間隔で調査するよう、留意すること（前期1年目に調査を実施した点は、今期1年目に調査予定とする）。

### 4 各年度の作業

#### (1) 調査予定点一覧表の作成

実施主体（林野庁）は、当該年度の調査予定点について格子点IDの一覧表を作成し、委託先に配布する。

#### (2) 土地利用区分による調査定点（一般調査点）の決定

委託先は以下の手順により、土地利用区分が森林である調査プロット、格子点を調査定点とする。

委託先の準備するもの
調査予定地一覧表、調査予定点位置図（実施主体より配布）
森林計画図（「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立等に関する規定の実施について（平成3年7月25日付け3林野計第293号 林野庁長官通知）」の附録第2号に定めるものをいう。）
前期調査時のGPS計測調査プロット位置座標（解析プログラムから一覧出力したエクセルファイル）（実施主体より配布）
最新の空中写真、衛星画像等

土地利用区分が森林である格子点の数により全国の森林面積推計を行う。判読の精度が森林面積推計精度につながるから、前期調査時に到達不可能

地であった点、前期調査時には非森林であった点も含めて判読を行うことが重要である。

ア GPS計測座標に基づく調査プロットの図示（「調査プロット実測位置図」の作成）

土地利用区分を判読する際、格子点位置図を基に判読すると、実際の調査プロット位置と格子点位置がずれている場合に正しい土地利用が判断できない。また、森林簿を参照する際にも、実際のプロットとは異なる小班の情報を参照する可能性がある。そのため、調査プロットの位置は、現地の中心杭位置をGPS計測した座標位置に基づき図示する必要がある。

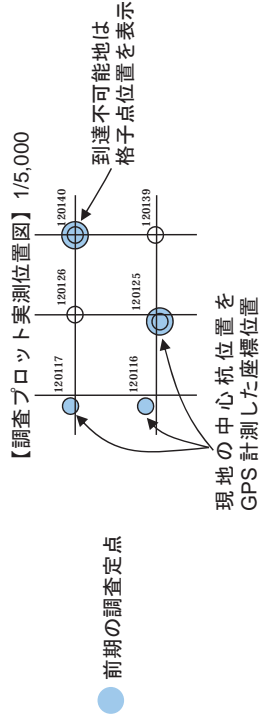
森林計画図（1:5,000）上に、現地調査を実施していない格子点（非森林、到達不可能地）は格子点一覧表の座標に基づき図示し、現地調査を実施した調査プロットは中心杭位置をGPS計測した座標値により図示した図面を作成する。この図を「調査プロット実測位置図」という。

格子点（一般調査点）は、それぞれ格子点または現地中心杭位置を中心とした半径5mmの円として図示し、その右上に格子点IDを記入する。項目別調査点も現地中心杭位置を中心とした半径5mmの☆として図示し、その右上に格子点IDを記入する。

また、格子点IDが5の倍数であるものは、特定調査プロット（倒木調査を実施することに加え伐根調査の方法が異なる）として、半径5mmの円の外側に半径7mmの円を記入し二重円として明確にする。

なお、円や格子点IDの記入には、0.6mm程度の黒ペン等を用いる（GISを使用しない場合）。

GISを利用する場合は、GPS計測した座標値（世界測地系、経緯度）をポイントデータへ変換し、座標系の変換などを実施してGIS上で図示する。GISを利用しない場合は、座標系の変換には国土地理院の「TKY2JGD」（<http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/ky2jgd/download/agreement.html>）を使用する。



調査プロットの位置	図示する座標位置
GPS計測あり（一般調査点、項目別調査点）	GPS計測

GPS 計測なし（一般調査点のうち前期未計測及び到達不可能地）	格子点
非森林の格子点	格子点

#### イ 判読による土地利用区分

委託先は、前項アで作成した、「調査プロット実測位置図」を基に、空中写真、衛星画像等を基に調査プロットおよびその他格子点について、現在の土地利用区分を森林、農地、平水面及びその他の4区分から判読する。到達不可能地点、前期調査時に森林でないとして判読した点についても、新たに植林された場合などがあるため、再度、判読を行う。なお、空中写真等による確認が困難な場合は、とりあえず調査定點としておく。

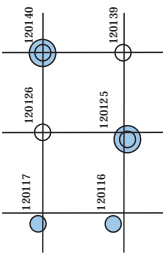
土地利用は、格子点、中心杭位置が森林か否かを判断するものとする。

土地利用区分判読の結果は、調査状況表の「土地利用区分」に記入するとともに、森林と判読したものについては調査定點に決定し、「調査定點」欄に記入する。すなわち、調査定點には到達不可能地を含む。

#### ウ 調査定點位置図の作成

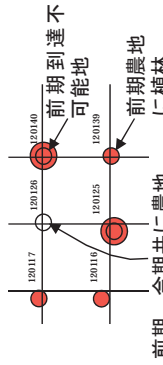
アで作成した「調査プロット実測位置図」のうち、土地利用区分を森林と判読し、当該年度に現地調査を実施する調査定點の円内を朱色の水性絵の具等で着色し、当該年度の調査対象を明確にした図面を作成する。この図を「〇年度調査定點位置図」という。

【調査プロット実測位置図】



● 前期の調査定點

【〇年度調査定點位置図】 1/5,000



● 当該年度の調査対象

#### エ 調査定點写真図の作成

調査定點空中写真上へ調査定點を記入し、精細なコピー若しくは携行に適

したサイズに裁断した上で現地到達の際に活用する。

#### (3) 調査定點（項目別調査点）の決定

項目別調査点とは、p.12「項目別調査点の設計」のとおり、項目1～4の趣旨に合致する林分を、衛星画像や既存の文献資料等により抽出し、その中から調査定點を決定する。

#### (4) 調査予定月日の決定

委託先は、調査定點の配置や地理状況を考慮して、当該年度の現地調査が効率的かつ安全に実施できるよう具体的な調査日程を決める。

また、調査員の適応・調整等を図るため、調査開始時に現地到達が容易な調査定點を数カ所予定する等工夫したうえ、スケジュールには十分な余裕を持たせることが肝要である。

本調査は、林木の蓄積量と植物種名の調査が重要となるが、蓄積量計測の観点からは、林木の成長が止まる秋季に行うのが理想的である一方、種名の同定は落葉や草本の消失により困難となるため、夏季に冷涼な高標高地から始め、順次、低標高地に移行するようなスケジュールを組むことが望ましい。

特に寒冷地においても「積雪のため到達不可能」という事由は認められないため、余裕を持ったスケジュールを組むよう注意する。

また、調査期が変わっても、同一調査プロットの調査月は同じになるよう考慮する。

決定した調査予定月日を調査状況表に記入し、当該年度のスケジュールは原則としてこれに従うものとする。

年間スケジュール（参考）	
4～5月	・ 調査チームを支援するアドバイザーを委嘱。 ・ 当該年度調査計画の作成。 ・ 資料調査、地域情報の収集。 ・ 土地所有者等への連絡。（委託先が実施）
6～10月	・ 現地調査の実施。（入カプログラムへの入力もあわせて実施）
11月	・ 資料整理。
12～1月	・ 入力データのチェック、修正。
2月	・ 実施主体へ資料一式送付。

#### (5) 森林被害や施業履歴など地域情報の事前収集

委託先は、調査時の参照情報とするため、到達経路の確認に必要な情報、現地での森林被害要因推定に必要な情報を管内において収集する。

調査内容	目的
・ 林道の開通、通行可能状況	新規開通や復旧の確認により、到達不可能地を減少させる。

通行止め、崩壊などによる到達不可地を確認する。	地域で流行している、または流行の兆しのある病虫害等 5年以内に発生した大規模な自然災害、気象災害等 伐採や造林等の施業履歴
森林被害や施業履歴に関する情報をあらかじめ認識しておくことにより、現地調査で森林資源内容の変化を見しやすくする。	

(6) 土地所有者等への連絡

委託先は、調査定点について、現地調査の実施に先立ち、土地所有者等へ了解を得ることとする。入林に伴う手続き等別途必要が生じる場合には、実施主体と委託先の間で調整を行うものとする。前期調査において了解が得られなかった場合においても、再度連絡を行う。了解を得るにあたっては、以下の事項を説明し、調査を実施可能なものとするよう努める必要がある。

- 日本の森林、地域の森林の状況を知るための重要な調査である。
- 調査プロットにおいても、間伐等の施業、主伐を通常通り実施できる。(作業時に、杭を残すように配慮が必要)
- 現地調査は、立木等に損傷を与えないよう実施する。

(7) 事前調査による到達不可地の判断

委託先は、土地所有者等への連絡の結果、承諾が得られなかった場合や、林道の通行止めなどの情報により明らかに到達が不可能である場合、到達が可能でも調査実施上の危険がある場合は、委託先の判断により到達不可能地とするものとするが、その際には実施主体との調整を行うこととする。該当する場合は、「調査プロット到達経路情報(様式1-1)」のプロットの種類を「到達不可能」とする。現地調査は実施しないが、森林簿調査「資料調査表(様式7-1、7-2)」は実施する。

森林資源量の推定精度を高めるためには、到達不可能地を可能な限り解消し、現地調査を実施することが重要であるため、安易に前期調査時の到達不可能地を同じく到達不可能地とすることがないよう、空中写真判読や地域情報の収集を通じて十分検討を行なう。

到達不可理由は以下から選び、いずれの場合も、次期調査以降の到達不可能地の確認の際に、状況が把握できるよう詳細内容を記述する。

到達不可理由	該当する状況
半永久的	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 調査定点が地形的に通常の手段で到達できないところ</li> <li>に所在</li> </ul>
到達不可理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>格子点には到達できるが、半径約20mの範囲内で50%以上の面積において調査実施上の危険がある。</li> <li>調査実施上の危険：崩壊地、急傾斜地、崖、</li> </ul>

	落石。	調査プロットが法令により立ち入り制限されている。(到達経路の立ち入り制限されている場合を含む)
b 法的規制による立ち入り禁止		<ul style="list-style-type: none"> <li>想定されるのは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、災害対策基本法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律等の規定に基づく立入規制。</li> <li>根拠法令を詳細欄に記録する。</li> </ul>
一時的	c 現状で到達不可能だが、今後の再確認が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>日帰り圏外だが、林道開設等の可能性もある。</li> </ul>
時的	d 一時的に到達経路等が不通または危険な状況が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道が崩壊・倒木で不通、橋が崩落。</li> <li>火山活動が活発化し、立入り禁止。</li> <li>クマ、ハチが出没。(プロット内にハチの巣がある、経路上でクマの生息痕跡を確認)</li> </ul>
e その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>a～dに該当しない場合。</li> <li>一時的な要因か否かが分かるように詳細を記載する。</li> </ul>
x	所有者の了解が得られない	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の同意が得られなかった場合。</li> <li>所有者が不明であった場合。</li> </ul>

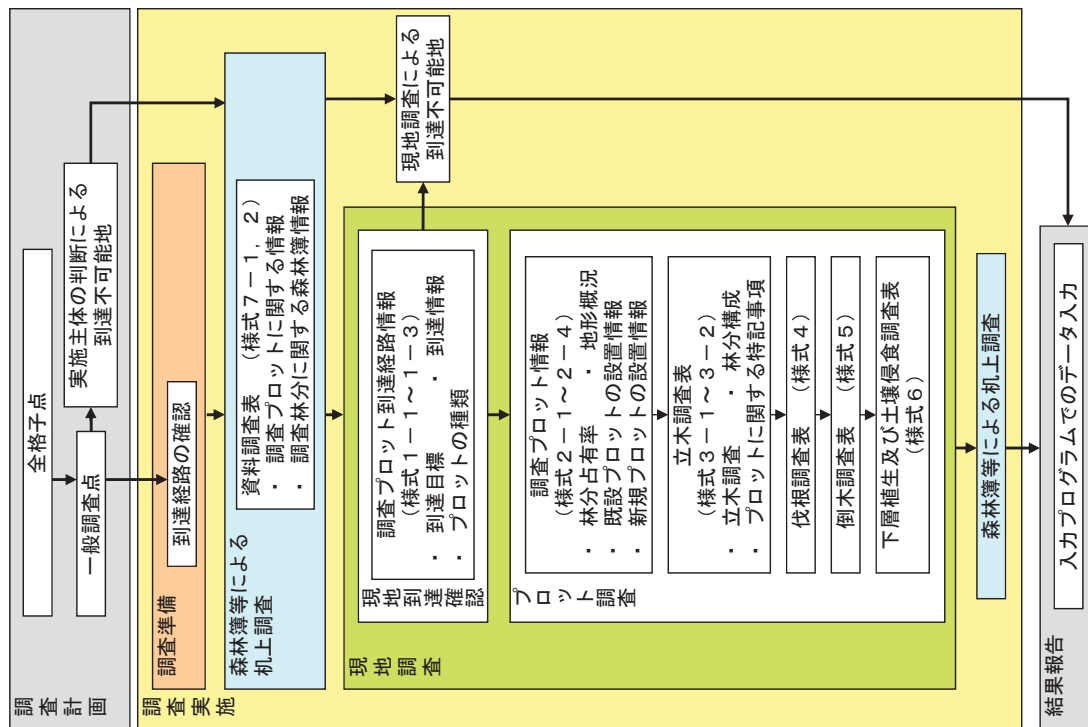
以下の事例は、到達不可能とは認められないので注意すること。

状況	対応
調査定点が伐採されている、植栽直後である	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用が森林であるかぎり、調査を実施する。</li> <li>立木調査の対象木がない場合でも、伐根調査、倒木調査(対象はP.92、P.93参照)、下層植生調査等を実施する。</li> </ul>
自然環境保全方、種の保存法による「立入制限地区」	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全法第19条原生自然環境保全地域における「立入制限地区」は、同法施行規則第5条第2項に基づき、立入制限の対象とならない。</li> <li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第38条「立入制限地区」は、同法施行規則第27条第2項に基づき、立入制限の対象とならない。</li> </ul>
土地利用が変更されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>「農地」「平水面」「その他」から該当する土地利用を選ぶ。</li> <li>非森林のプロットは調査対象ではないため、到達不可能とはならない。</li> <li>変更された状況の写真を撮影し、「調査プロット到達経路情報(写真)(様式1-3)」に貼付する。</li> </ul>

## 第6 調査実施

### 1 調査実施の流れ

調査計画により選ばれた調査定点を対象として、調査準備、森林簿等による机上調査、現地調査、結果報告を行う。本章では、調査準備から現地調査の実施までを説明する。



なお、到達不可能の理由が明らかでない場合は現地調査を実施する。現地調査の途中で、到達経路の林道が崩壊している、調査プロット内が急崖等で危険があるなど、到達不可能であることが判明した場合も同様に「調査プロット到達経路情報 (様式1-1)」を作成する。さらに、到達不可能な状況が分かるように写真を撮影し、「調査プロット到達経路情報 (写真) (様式1-3)」に貼付する。

到達不可能理由は、P40 から選び、いずれの場合も、次期調査以降の到達不可能の確認の際に、状況が把握できるように詳細内容を記述する。

## 2 調査準備（到達経路の確認）

委託先は、調査計画で決定した調査定点のうち、実施主体の判断による到達不可能地を除く、現地調査を実施する調査定点について周辺状況の変化を調査し、最良の到達経路を確認する。

調査対象	調査内容
前期調査時の到達経路図 現地写真等 最新の空中写真、地図	到達経路図と最新情報を比較し、新たに開通した経路の有無、最良の到達経路を確認する。 前期、到達不可能地点であっても、最新情報により確認する。
地元等からの聞き取り調査	格子点の周辺住民等に、地図等には載っていないが利用可能な経路の有無を確認する。 また、調査点への到達経路についても、土地所有者や土地利用者の了解等を要するかなど、注意を払って利用することとする。 林道の状況（安全に通行可能か、新たに開通した路線があるかなど）を確認する。

## 3 森林簿等による資料調査

委託先は、到達不可能地も含む調査定点について、現地調査の事前に森林簿などの資料から基本情報を調査する。また、到達目標としては前期野帳に記載されたGPS計測した中心杭位置座標が必要であり、またプロット設定における半径の決定にはプロットを設定した当初野帳に記載された最大傾斜が必要であるため、書き写しておく。

実際の調査プロット位置と格子点位置がずれている場合でも図から正しい地点を読み取れるよう、現地の中心杭位置をGPS計測した座標位置に基づき図示した調査定点位置図を用いる必要がある。

第2期までに調査プロット位置が現地でGPS計測されていない場合は、第3期調査においてGPS計測を行い、現地調査後に正確な水平位置を特定して再度、資料調査を行う。

森林簿等の情報は、前期調査野帳をそのまま書き写すことはせず、改めて調査すること。

### (1) 準備するもの

準備するもの
調査定点位置図（1：5,000）（森林計画図上に、格子点一覧表の座標に基づき格子点を図示し、現地調査で中心杭位置をGPS計測した座標値により調査プロットを図示した図面。）
森林簿、施業履歴
表層地質、土壌型分類の資料
プロット設定時の野帳、前期調査時の野帳

### (2) 過去野帳からの記入

「調査プロット到達経路情報（様式1-1）」の到達目標、「調査プロット情報（様式2-1）」の最大傾斜は、過去の野帳から書き写す。

項目	内容
「調査プロット到達経路情報（様式1-1）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期調査時にGPS計測した中心杭座標を記入する。</li> <li>GPS計測されていない場合は、格子点の座標を記入する。</li> <li>世界測地系（WGS1984、JGD2000など）とする。</li> <li>GPS計測か、格子点かの別を選んで○を付す。</li> </ul>
1 到達目標	
調査プロット情報（様式2-1）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロット設定時に測定した最大傾斜を記入する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>設定済のプロットを継続的に調査す</li> </ul>

2 プロットの半径 最大傾斜：継続	る場合は、設定時と同じ斜距離半径とするために、最大傾斜角を参照する必要がある。
----------------------	---

(3) 資料調査表への記入 (様式 7)

本様式は、到達不可能地も含む調査対象森林全てについて作成する。

ア 格子点 ID

調査箇所の格子点 ID (6桁) を記入する。

イ 資料調査年月日、担当者

森林簿等の資料調査を実施した年月日を記入する。現地調査後に再調査を行った場合は、再調査の日付とする。  
調査を実施した担当者名を記入する。

ウ 調査プロットに関する情報

地図等に調査プロットの位置を記し、標高、車道からの距離、集落からの距離、表層地質、土壌型分類を読み取る。

項目	内容
標高	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/5,000 地図よりプロット中心位置の標高を 10m 単位で読み取り記入する。</li> <li>通常のハンディタイプの GPS 受信機では、Z 方向 (垂直→標高) の値は誤差が大きいのので、GPS 受信機の標高読取値をそのまま記入することはしない。</li> </ul>
車道からの距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロット中心位置から、直線距離で最も近い車道までの直線距離を調査定点位置図上で計測し、100m 単位で記入する。</li> <li>実際のアクセス経路ではない道 (尾根の反対側など) であってまかまわらない。</li> <li>車道がプロットにかかると、若しくは接する場合には 0m とする。</li> </ul>
集落からの距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロット中心位置から、直線距離で最も近い集落 (現住している住宅群) の外縁部までの直線距離を調査定点位置図上で計測し、100m 単位で入力する。</li> </ul>

表層地質	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土調査法に基づき都道府県により作成される都道府県土地分類基本調査 (1/50,000) の表層地質図により当該格子点の表層地質を判定して記入する。</li> <li>調査時点において当該格子点の含まれる図郭の表層地質図が作成されていない場所については、他の資料に基づき地質名を記入する。</li> <li>根拠とした資料の名称を「出典」に記入する。</li> </ul>																												
土壌型分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌型は、「林野土壌の分類」(1975)に基づき、下記の区分により記入する。</li> <li>根拠とした資料の名称を「出典」に記入する。</li> <li>現地調査の際は、現状と大きな差異が無いことを確認し、差異があった場合は、現地で判断された分類を記入する。「出典」には「現地確認」と記入する)</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>褐色森林土(B)</td> <td>BA, BB, BC, BD(d), BE, BF</td> </tr> <tr> <td>暗色系褐色森林土(dB)</td> <td>dBD(d), dBD, dBE</td> </tr> <tr> <td>赤色系褐色森林土(rB)</td> <td>rBA, rBB, rBC, rBD(d), rBD</td> </tr> <tr> <td>黄色系褐色森林土(yB)</td> <td>yBA, yBB, yBC, yBD (d), yBD, yBE</td> </tr> <tr> <td>赤色土(R)</td> <td>RA, RB, RC, RD (d), RD</td> </tr> <tr> <td>黄色土(Y)</td> <td>YA, YB, YC, YD (d), YD, YE</td> </tr> <tr> <td>黒色土(BI)</td> <td>BIB, BIC, BID(d), BID, BIE, BIF</td> </tr> <tr> <td>淡黒色土(Bl)</td> <td>IBIB, IBIC, IBID(d), IBID, IBIF</td> </tr> <tr> <td>で土</td> <td>乾性ポドゾル(PD)、湿性鉄型ポドゾル(PW(i))、</td> </tr> <tr> <td>分類するもの</td> <td>湿性腐植型ポドゾル(PW(h))、表層グライ化褐色森林土(gB)、</td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>塩基系暗赤色土(eDR)、非塩基系暗赤色土(dDR)、</td> </tr> <tr> <td>分類するもの</td> <td>火山系暗赤色土(vDR)、グライ(G)、疑似グライ(psG)、</td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>グライポドゾル(PG)、泥炭土(Pt)、黒泥土(Mc)、泥炭ポドゾル(Pp)、</td> </tr> <tr> <td>分類するもの</td> <td>未熟土(lm)、受蝕土(Er)</td> </tr> </table>	褐色森林土(B)	BA, BB, BC, BD(d), BE, BF	暗色系褐色森林土(dB)	dBD(d), dBD, dBE	赤色系褐色森林土(rB)	rBA, rBB, rBC, rBD(d), rBD	黄色系褐色森林土(yB)	yBA, yBB, yBC, yBD (d), yBD, yBE	赤色土(R)	RA, RB, RC, RD (d), RD	黄色土(Y)	YA, YB, YC, YD (d), YD, YE	黒色土(BI)	BIB, BIC, BID(d), BID, BIE, BIF	淡黒色土(Bl)	IBIB, IBIC, IBID(d), IBID, IBIF	で土	乾性ポドゾル(PD)、湿性鉄型ポドゾル(PW(i))、	分類するもの	湿性腐植型ポドゾル(PW(h))、表層グライ化褐色森林土(gB)、	土	塩基系暗赤色土(eDR)、非塩基系暗赤色土(dDR)、	分類するもの	火山系暗赤色土(vDR)、グライ(G)、疑似グライ(psG)、	土	グライポドゾル(PG)、泥炭土(Pt)、黒泥土(Mc)、泥炭ポドゾル(Pp)、	分類するもの	未熟土(lm)、受蝕土(Er)
褐色森林土(B)	BA, BB, BC, BD(d), BE, BF																												
暗色系褐色森林土(dB)	dBD(d), dBD, dBE																												
赤色系褐色森林土(rB)	rBA, rBB, rBC, rBD(d), rBD																												
黄色系褐色森林土(yB)	yBA, yBB, yBC, yBD (d), yBD, yBE																												
赤色土(R)	RA, RB, RC, RD (d), RD																												
黄色土(Y)	YA, YB, YC, YD (d), YD, YE																												
黒色土(BI)	BIB, BIC, BID(d), BID, BIE, BIF																												
淡黒色土(Bl)	IBIB, IBIC, IBID(d), IBID, IBIF																												
で土	乾性ポドゾル(PD)、湿性鉄型ポドゾル(PW(i))、																												
分類するもの	湿性腐植型ポドゾル(PW(h))、表層グライ化褐色森林土(gB)、																												
土	塩基系暗赤色土(eDR)、非塩基系暗赤色土(dDR)、																												
分類するもの	火山系暗赤色土(vDR)、グライ(G)、疑似グライ(psG)、																												
土	グライポドゾル(PG)、泥炭土(Pt)、黒泥土(Mc)、泥炭ポドゾル(Pp)、																												
分類するもの	未熟土(lm)、受蝕土(Er)																												

エ 森林簿情報

調査プロットに対し複数の小班が含まれる場合は、含まれる面積がもっとも大きい小班を「林小班/面積最大」欄に、その他の小班は「林小班/面積最大」欄に記入する。地籍名以下の項目は、面積最大の小班についてのみ記入する。

項目	内容
林小班	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査プロットに一部でも含まれる小班を対象とし、面積がもっとも大きい小班は「面積最大」欄、その他の小班は「その他」欄に記入する。</li> <li>対象小班の林班、小班 (必要に応じて枝番等) を計画図等より記入する。</li> <li>森林計画対象森林 (5 条森林、7 条の 2 森林) 以外の森林の場合は、記入しなくてもよい。</li> </ul>



地名	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目は、面積最大の小班についてのみ記入する。</li> <li>対象小班の地籍名を森林簿等より記入する。</li> <li>記述に誤りが無いか地形図など複数の資料を確認すること。</li> <li>森林法上の区分を記入する。</li> </ul>								
森林法上の区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5条森林</td> <td>森林法第5条において地域森林計画の対象となっている森林</td> </tr> <tr> <td>7条の2森林</td> <td>森林法第7条第2項において、国有林の地域別の森林計画の対象となっている森林</td> </tr> <tr> <td>計画対象外森林</td> <td>それ以外の森林</td> </tr> </tbody> </table>	区	内容	5条森林	森林法第5条において地域森林計画の対象となっている森林	7条の2森林	森林法第7条第2項において、国有林の地域別の森林計画の対象となっている森林	計画対象外森林	それ以外の森林
区	内容								
5条森林	森林法第5条において地域森林計画の対象となっている森林								
7条の2森林	森林法第7条第2項において、国有林の地域別の森林計画の対象となっている森林								
計画対象外森林	それ以外の森林								
土地所有区分	<p>選択肢：林野庁・防衛省・環境省・財務省・その他国有林・都道府県・市町村・財産区・その他公共団体・林業公社等・森林組合・森林農地整備センター・会社・学校・社寺・入会林野・部落有・共有・その他団体・個人・その他民有林・国立大学法人・その他独立行政法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林簿等の資料に基づき、該当する土地所有区分を選択肢から記入する。その他国有林の場合は、内容を記載する。</li> <li>土地所有者と異なる国、地方自治体、林業公社、(独)森林総合研究所森林農地整備センター(旧緑資源機構)が森林を管理している場合(官行造林、公社造林等)には、その管理者の名称を記入する。</li> </ul>								
地域指定の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林簿等の資料により、当該林分において法令等により立木の伐採につき制限がある場合に地域指定を記入する。</li> </ul>								
制限林の種類	リスト参照 (p.36) 略称可								
地域指定の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林簿等の資料により、当該林分において制限林以外の地域指定を記入する。</li> </ul>								
制限林以外	リスト参照 (p.37) 略称可								
伐採方法の指定	<p>選択肢：皆伐・択伐(複層伐、漸伐を含む)・禁伐</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林簿等の資料に基づき、法令等による伐採方法の指定の有無とその種類(択伐、禁伐)について記入する。</li> </ul>								

森林簿上の林種(地種)林種細分	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林簿上の林種及び林種の細分を下記の区分で記入する。計画対象外森林の場合、記入しない。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>林種(地種)</th> <th>林の細分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林</td> <td>育成単層林</td> </tr> <tr> <td>地</td> <td>育成複層林</td> </tr> <tr> <td></td> <td>育成単層林</td> </tr> <tr> <td></td> <td>育 複層林</td> </tr> <tr> <td></td> <td>天然生林</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>な</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>除地</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	林種(地種)	林の細分	林	育成単層林	地	育成複層林		育成単層林		育 複層林		天然生林		なし		なし		な		なし	除地	
林種(地種)	林の細分																						
林	育成単層林																						
地	育成複層林																						
	育成単層林																						
	育 複層林																						
	天然生林																						
	なし																						
	なし																						
	な																						
	なし																						
除地																							
森林簿上の樹種	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林簿上の樹種を記入する。複数の樹種が混交している場合、最大10種まで記入する。計画対象外森林の場合、記入しない。</li> </ul>																						
森林簿上の林齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林簿上の林齢を記入する。複層林の場合は上層林齢のみを記入する。</li> <li>森林簿の作成時点を確認し、調査時点の林齢を記入する。</li> <li>林齢が森林簿に記載されていない場合には、「林齢なし」に○を付す。</li> <li>計画対象外森林の場合、記入しない。</li> </ul>																						
機能類型区分	<p>選択肢：水源涵養・自然維持・森林空間利用・山地災害防止・快適環境形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「森林・林業基本計画」において定められた森林の有する多面的機能の発揮に関する目標に基づき、国有林野実施計画において指定された5区分について、該当するものに○を付す。</li> <li>計画対象外森林については記入する必要はない。</li> </ul>																						
機能区分	<p>選択肢：水源かん養・山地災害防止・土壌保全・快適環境形成・保健・レクリエーション・文化・生物多様性保全・木材等生産・空白・その他(名称を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村森林整備計画において指定された8区分について、該当するものに○を付す。</li> <li>機能区分が空白の場合は、空白に○を付す。</li> <li>市町村が独自に設定した機能区分は、その他に○を付し、機能区分名称を記入する。</li> </ul>																						
施業履歴(過去5年間)	<p>選択肢：皆伐・択伐(複層伐、漸伐を含む)・間伐・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去5年以内の施業履歴が森林簿等に記載されている場合は、施業種を○を付し、施業実施年月を記入する。</li> </ul>																						

制限林地地域指定リスト

水涵保	水源かん養保安林	水源かん養保安林見込み地
土流保	土砂流出防備保安林	土砂流出防備保安林見込み地
土崩保	土砂崩壊防備保安林	土砂崩壊防備保安林見込み地
飛砂保	飛砂防備保安林	飛砂防備保安林見込み地
防風保	防風保安林	防風保安林見込み地
水害保	水害防備保安林	水害防備保安林見込み地
潮害保	潮害防備保安林	潮害防備保安林見込み地
干害保	干害防備保安林	干害防備保安林見込み地
防雪保	防雪保安林	防雪保安林見込み地
防霧保	防霧保安林	防霧保安林見込み地
雪崩保	なだれ防止保安林	なだれ防止保安林見込み地
落石保	落石防止保安林	落石防止保安林見込み地
防火保	防火保安林	防火保安林見込み地
魚付保	魚つき保安林	魚つき保安林見込み地
航行保	航行目標保安林	航行目標保安林見込み地
保健保	保健保安林	保健保安林見込み地
風致保	風致保安林	風致保安林見込み地
国特保	国立公園特別保護地区	
国特1	国立公園第1種特別地域	
国特2	国立公園第2種特別地域	
国特3	国立公園第3種特別地域	
国未特	国立公園地種区分未定の特別地域(特別保護地区相当)	
国未1	国立公園地種区分未定の特別地域(第1種相当)	
国未2	国立公園地種区分未定の特別地域(第2種相当)	
国未3	国立公園地種区分未定の特別地域(第3種相当)	
定特保	国定公園特別保護地区	
定特1	国定公園第1種特別地域	
定特2	国定公園第2種特別地域	
定特3	国定公園第3種特別地域	
定未特	国定公園地種区分未定の特別地域(特別保護地区相当)	
定未1	国定公園地種区分未定の特別地域(第1種相当)	
定未2	国定公園地種区分未定の特別地域(第2種相当)	
定未3	国定公園地種区分未定の特別地域(第3種相当)	
県特1	都道府県立自然公園第1種特別地域	
県特2	都道府県立自然公園第2種特別地域	
県特3	都道府県立自然公園第3種特別地域	
県未1	都道府県立自然公園地種区分未定の特別地域(第1種相当)	
県未2	都道府県立自然公園地種区分未定の特別地域(第2種相当)	
県未3	都道府県立自然公園地種区分未定の特別地域(第3種相当)	
原生	原生自然環境保全地域	
自環野	自然環境保全地域(特別保護地区)	
自然野	自然環境保全地域(野生動物保護地区)	
県環特	都道府県立自然環境保全地域(特別地区)	
県環野	都道府県立自然環境保全地域(野生動物保護地区)	
国普通	国立公園普通地域	
定普通	国定公園普通地域	
県普通	都道府県立自然公園普通地域	
自然普通	自然環境保全地域(普通地区)	
県環普	都道府県立自然環境保全地域(普通地区)	

保安施	保安施設地区	
砂防指	砂防指定地	
鳥獣保	鳥獣保護区特別保護地区	
漁業制	漁業法に基づく制限林	
史名跡	文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物	
ぼた山	文化財保護法に基づくぼた山崩壊防止区域	
古都特	古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区	
風致地	都市計画法に基づく風致地区	
傾斜崩	急傾斜地崩壊防止法に基づく急傾斜地崩壊危険区域	
特母樹	林業種苗法に基づく特別母樹・特別母樹林	
緑地保	都市緑地保全法による緑地保全地区	
風土保	明日香村保存法に基づく歴史的風土保存地区(第1種及び第2種)	
絶管理	種の保存法に基づく生息地等保護区管理地区	
絶特別	種の保存法に基づく生息地等保護区管理地区(特別制限地区)	
絶特立	種の保存法に基づく生息地等保護区管理地区(立入制限地区)	
鳥獣普	鳥獣保護区	
建造保	文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区	
地すべ	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域	
古都歴	古都保存法に基づく歴史的風土保存区域	
都市公	都市計画法に基づく都市計画区域	
普母樹	林業種苗法に基づく育種又は普通母樹・母樹林	
首都緑	首都圏緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域	
近緑地	近畿圏の保全区域の整備に関する法に基づく近郊緑地保全区域	
河川区	河川法に基づく河川区域	
河川保	河川法に基づく河川保全区域	
生産緑	生産緑地法に基づく生産緑地地区	
港湾区	港湾法に基づく臨港地区	
絶監視	種の保存法に基づく生息地等保護区監視地区	
世自遺	世界遺産条約に基づく世界自然遺産登録地	
その他	その他	

制限林地以外の地域指定リスト

生保存	森林生態系保護地域(保存地区)	レクリエーションの森(自然観察教育林)
生保利	森林生態系保護地域(保全利用地区)	レクリエーションの森[森林スポーツ林]
生遺保	森林生物遺伝資源保存林	レクリエーションの森[野外スポーツ施設]
林遺保	林木遺伝資源保存林	レクリエーションの森[風島林]
植群保	植物群落保護林	レクリエーションの森[風致深勝林]
特動保	特定動物生息地保護林	レクリエーションの森[自然休養林]
地理保	特定地理等保護林	都道府県条例による指定森林
郷土森	郷土の森	保健機能森林
緑回廊	緑の回廊	その他

#### 4 現地調査

##### (1) 現地調査実施に当たった際の注意事項

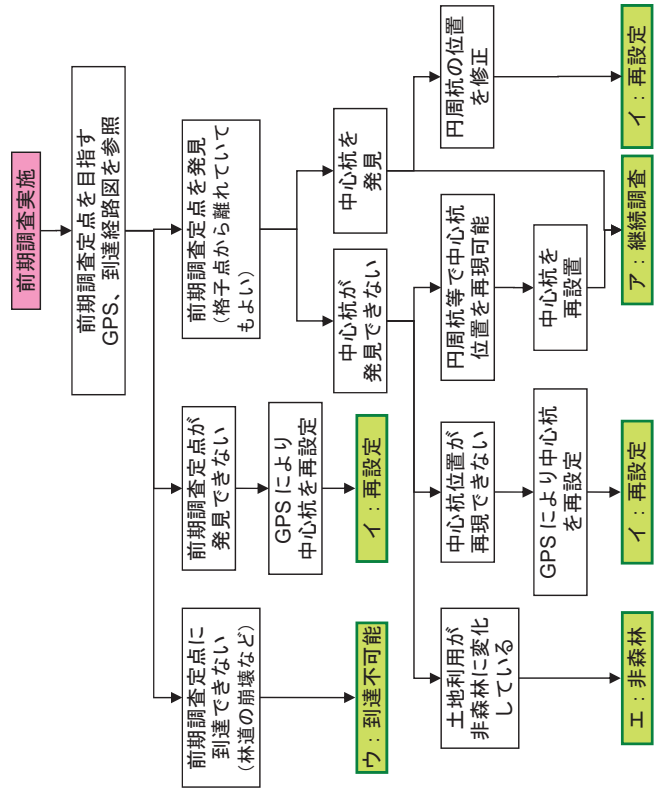
到達経路の確認を十分に行い、安全に配慮するように配慮する（必要最低限の標識できるだけ環境への負荷が少なくなるように配慮する（必要最低限の標識以外は回収するなど）。

現地で記入する野帳は、誤り無く読み取れるような野帳を作成する。入力プログラムへの入力ミスなどを確認するため、PDF化して実施主体へ納品する。転記ミスが発生する可能性もあるため、清書は行わない。

##### (2) 現地調査対象となるプロット

調査定点のうち、委託先の判断により到達不可能地とされたもの以外のプロットを対象とする。

前期調査を行ったプロットについては、継続調査のため再到達を目指す。前期調査時に設定したプロットが、格子点位置から大きく外れている場合があるが、原則として同じプロットを調査する（継続データの測定が重要であるため）。前期調査を行ったプロットであっても、ア：継続調査が可能な場合のほか、下図のとおりイ：再設定が必要、ウ：到達不可能、オ：非森林である場合がある。それぞれの判断基準については後述する。これらのプロットの種類の、調査プロット到達経路情報（様式1-1）」の「調査の継続状況」に記載する。



##### ア 継続調査が可能な場合

中心杭が発見できれば、そこを中心にプロットを設定する。中心杭、円周杭が劣化している場合等は、新しい杭に交換する。円周杭が消失している場合は、前期調査結果における傾斜と残存杭との位置関係から、杭の位置を決定し、杭を補充する。中心杭が消失していても、前期調査結果における傾斜と残存杭との位置関係から杭の位置を決定できる場合は、杭を補充して継続調査プロットとする。

消失した中心杭の位置を決められない場合は、次項「イ プロットの再設定が必要な場合」を適用する。

前期調査時に設定したプロットが、格子点位置から大きく外れていることが判明した場合においても、同じ場所を調査する。

前期調査以前に再設定されたプロットへ再到達できた場合は、継続調査となる。なお、一度プロットを再設定した後に、当初設定したプロットなど複数プロットを確認した場合は、直前に調査を実施したプロットを継続調査する。

前期調査以前にプロット調査を実施したが、前期調査では一時的な到達不可能地となった調査定点について、到達不可能理由が解消し、以前に設定したプロットに再到達できたときは継続調査となる。以前に設定したプロットが発見できなかった場合は、次項「イ」のとおり再設定などとする。

継続調査が実施できる場合は、「調査プロット到達経路情報（様式1-1）」のプロット種類を「継続調査」とする。

##### イ プロットの再設定が必要な場合

30分程度の探索により前期調査の痕跡が発見できず、到達できない場合は、格子点座標に基づきGPS測定によりプロットの中心を決定し、中心杭を新たに設定する。

前期調査プロットに到達した場合でも、中心杭または円周杭の位置を新たに設定した場合は再設定となる。中心杭が消失し、傾斜と残存杭との位置関係からその位置を決められない場合は、GPS測定によりプロットの中心を決定し、中心杭を新たに設定する。円周杭の位置（半径）が8方位でそれぞれ異なる、プロットの最大傾斜に関わらず半径を設定している、方形プロットとなっているなど円周杭が適切に設定されていない場合は再設定を行う。再設定した場合は、「調査プロット到達経路情報（様式1-1）」のプロット種類を「再設定」とし、再設定理由及び詳細内容を記載する。

なお、不要となった旧杭は必ず回収・廃棄する。

再設定理由	状況
発見困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期調査の痕跡が発見できず、到達できない。</li> <li>格子点座標に基づきGPS測定によりプロットの中心</li> </ul>

杭の移動	<p>を決定し、中心杭を新たに設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心杭位置が再現できず、格子点座標または前回計測中心杭位置座標に基づき GPS 測定によりプロットの中心を決定し、中心杭を新たに設定する。</li> <li>円周杭の位置（半径）が 8 方位でそれぞれ異なる場合にはプロットの最大傾斜に基づき再設定とする。</li> <li>プロットの最大傾斜に関わらず、水平時の半径で設定している場合には最大傾斜に基づき再設定とする。</li> <li>方形プロットが設定されている場合には円形プロットを再設定する。</li> </ul>
※ 再設定とはならない場合（継続調査とする場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心杭が消失していても、円周杭から中心杭位置を再現できる。</li> <li>円周杭の方位が正しい方向からずれている。（半径が適正であればプロット面積には影響が少ないため）</li> <li>円周杭、中心杭が劣化しているため新しい杭に更新する。</li> </ul>

#### ウ 現地への到達が不可能な場合

現地調査の際、到達経路の林道が崩壊している、調査プロット内が急崖等で危険があるなど、到達不可能であることが判明した場合、「調査プロット到達経路情報（様式 1-1）」の「調査の継続状況」を「到達不可能」とし、到達不可能理由及びその具体的な内容を記載する。また、到達不可能な状況が分かるように写真を撮影し、「調査プロット到達経路情報（写真）（様式 1-3）」に貼付する。

事前に立ち入り禁止区域であることが明らかな場合は、その査証を現地の写真の代替としてよい（JPG 画像を作成し、入力プログラムに写真の代わりに登録する）。

到達不可能理由は以下から選び、いずれの場合も、次期調査以降の到達不可能地の確認の際に、状況が把握できるよう詳細内容を記述する。

到達不可能理由	該当する状況
半永久的	<ul style="list-style-type: none"> <li>格子点には到達できるが、半径約 20m の範囲内で 50%以上の面積において調査実施上の危険がある。</li> <li>調査実施上の危険：崩壊地、急傾斜地、崖、落石。</li> </ul>
b 法的規制による立ち入り禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査プロットが法令により立ち入りが制限されている。（到達経路の立ち入りが制限さ</li> </ul>

	<p>れている場合を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定されるのは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、災害対策基本法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律等の規定に基づく立入規制。</li> <li>根拠法令を詳細欄に記載する。</li> </ul>
一時的	<ul style="list-style-type: none"> <li>c 現状で到達不可能だが、今後の再確認が必要</li> <li>d 一時的に到達経路等が不通または危険な状況が発生</li> </ul>
e その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>a～dに該当しない場合。</li> <li>一時的な要因か否かが分かるように詳細を記載する。</li> </ul>
x	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者の了解が得られない</li> <li>所有者の同意が得られなかった場合。</li> <li>所有者が不明であった場合。</li> </ul>

以下の事例は、到達不可能とは認められないので注意すること。

状況	対応
調査定点が伐採されている、植栽直後である	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用が森林であるかぎり、調査を実施する。</li> <li>立木調査の対象木がない場合でも、伐根調査、倒木調査（対象は P.92、P.93 参照）、下層植生調査等を実施する。</li> </ul>
自然環境保全方、種の保存法による「立入制限地区」	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全法第 19 条原生自然環境保全地域における「立入制限地区」は、同法施行規則第 5 条第 2 項に基づき、立入制限の対象とならない。</li> <li>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 38 条「立入制限地区」は、同法律施行規則第 27 条第 2 項に基づき、立入制限の対象とならない。</li> </ul>
土地利用が変更されている	<ul style="list-style-type: none"> <li>「農地」「平水面」「その他」から該当する土地利用を選ぶ。</li> <li>非森林のプロットは調査対象ではないため、到達不可能とはならない。</li> <li>変更された状況の写真を撮影し、「調査プロット到達経路情報（写真）（様式 1-3）」に貼付する。</li> </ul>

(3) 準備するもの (再掲)

次の携行品リストによる。中心杭、円周杭 (再設定、消失・欠損していた場合に備える) を忘れがちなため注意すること。

携行品リスト

必要※	機材	数	目的・留意点
プロット到達	GPS 受信機(a)	1	効率的に現地到達することと、既に設置されている杭の正確な位置情報を確認するため。 海上保安庁のビーコン、MSAS が受信できるもの、平均化、後補正などの機能を有することが望ましい。
	地図 (調査定点位置図、前期調査到達経路図)	1	現在位置確認のため。
	空中写真及びポケット立休鏡(b)	1	GPS のみに頼ると、尾根や沢を見失い、迷う場合があるのに注意する。
	オリエンテーリングコンパス(c)	1	
測高器	測桿(d)	1	低木、斜立木の高さを測るため。15m まで計測可能なものがある。
	超音波測高器(e)	1	商品名：バーテックスなど。 樹高、斜距離、水平距離が簡易に測定できる。セミヤ溪流の音で計測不能となる場合があるので注意。
	レーザー測高器	(1)	商品名：トウルーパーパスなど。 樹高、斜距離、水平距離が簡易に測定できる。藪で計測不能となる場合があるので注意。
	ブルーメライズ(f)	1	超音波測高器が使用できない場合の予備。
直径等測定	直径巻尺(g)	2	原則的に、胸高直径は直径巻尺により測定する。布製の直径巻尺は経年使用により伸びやすいので、使用する前に必ず確認すること。
	輪尺(h)	2	直径巻尺で測定できない場合に使用する。倒木は輪尺で計測する。
	ノギス(i)	2	5cm 以下の場合に使用しても良い。アナログの場合には、0 目盛の読み方に注意して使用すること。
	巻尺 (20m 以上) (j)	2	プロット半径計測のため。半径は約 20m であることから、これより長いものが必須。
測量機器	クリノメーター(k)	1	斜面傾斜計測、方位確認のため。クリノメーターの方位を真逆に読んでいる例が散見されるので注意。
	測量赤白ポール(l)	2	胸高直径測定位置のチェック。斜面傾斜計測、植生調査区設定のため。
	(超音波測高器またはレーザー測高器)	(1)	測高器と兼用、斜距離、水平距離が簡便に測定できる。
	ポケットコンパス及び三脚(m)	1	円周杭の方位や傾斜角の確認のため。 新規設定時は必ずポケットコンパスを使用。
	コンパスグラス(n)	1	円周杭の方位確認のため。 既設のプロットで円周杭を確認する際に使用。
プロット	標識テープ(o)	2	到達経路の目印などのため。
	プロットロープ(p)	8	プロット設定の目印。傾斜に応じて小・中・大の円周杭の位置に目印を付ける。ナイロン製ロープを使用し、繰り返し使用。スズランテープや麻ひもでも代用可。

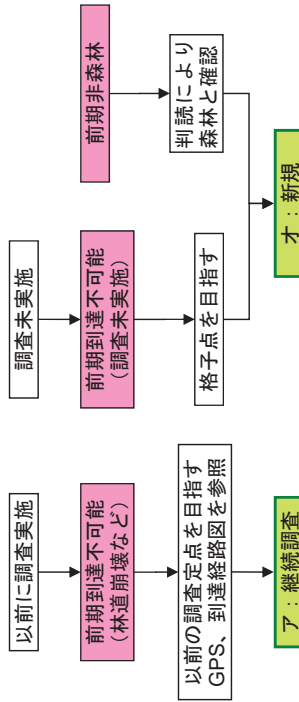
エ 非森林となっていた場合  
前期調査地点が、農地や人工改変地など調査対象外の土地利用に変化した場合は、現地調査の対象外であるため、「調査プロット到達経路情報 (様式 1-1)」の「調査の継続状況」を「非森林」としてプロット調査は実施しない。ただし、現在の土地利用状況が分かるように写真を撮影し、「調査プロット到達経路情報 (写真) (様式 1-3)」に貼付する。

なお、伐採跡地については、土地利用上は森林であるため、継続調査とし、伐根調査、倒木調査、下層植生調査等を実施する。

オ 新規プロットの設定が必要な場合  
新たな林道の開設などにより、これまで一度も調査を実施していないプロットへの到達を目指す場合は、p.53 「効率的な設定方法」の手順により新規プロットを設定して調査する。

調査地点を決定するための写真判読において、前期まで非森林であった格子点が植林等により森林となった場合も、新規プロットを設定して調査する。新規にプロットを設定した場合は、「調査プロット到達経路情報 (様式 1-1)」のプロット種類を「新規」とする。

項目別調査点を新規に設定する場合も同様である。



◎ 中心杭(q)	1	プラスチック製黄緑色 長さ70cm (商品名: エタブロン等) 再設定、消失、欠損していた場合に備える。
◎ 円周杭(t)	赤4 青4	し字杭長さ50cm: 本体白色、頂部赤 し字杭長さ50cm: 本体白色、頂部青 再設定、消失、欠損していた場合に備える。
◎ 関数電卓(s)	1	最大傾斜の算出など。
○ ピンボール(t)	16	長さ30~50cmの赤白着色のもの。調査中に小円及び中円の8方位方向の境界部等に目印の仮杭として立てておくことと便利である。園芸用の支柱に標識を付したもので代用可。
◎ デジタルカメラ(u)	1	フィルムカメラの使用は不可。
◎ 木材用チョーク(v)	5	測定済立木のチェックなどのため。
◎ ナンバーテープ(w)	5	立木番号を付するため。数字のみが望ましい。
◎ 参考図書	各1	ポケット植物図鑑、「哺乳類による森林被害ウォッチング 加害動物を判定するために」※
◎ 本マニュアル	1	
◎ 野帳	1式	記入用。
◎ 前期調査野帳	1式	前期調査時からの変化を確認するため。
◎ 筆記用具	1式	筆記用具、下敷きボード、油性マジックなど。
◎ 電池		パーテックス、GPS、デジカメ等。
○ PDA (Personal Digital Assistant) (x)	1	

※ ◎必須 ○: あると便利 △: 予備



※参考図書の手先 一般社団法人全国林業改良普及協会 <http://www.ringyou.or.jp/>

#### (4) GPS ログ及び中心杭位置 GPS ポイントデータの提出

次期調査の際に、プロットへ効率的、かつ安全に到達するため、出発地から調査地点までのGPS軌跡(ログ)データ及び中心杭位置のGPSポイントデータを整理、保存し、後日入力データとともに提出するものとする。

使用するGPSの機種は、ディスプレイや平均化などの機能を持つものが望ましい。(詳細は、(5)エ「到達情報」を参照のこと。

項目	内容
GPS 軌跡 (ログ) データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査当日の出発地から調査プロット中心までの移動の軌跡を取得する。(少なくとも国道・県道と市町村道・農道・林道・私道の分岐から中心杭までの軌跡は取得すること。)</li> <li>往路と復路で別な経路を取った場合、到達が容易な方とする。</li> <li>一日に複数のプロットを調査した場合は、複数のプロットにまたがったログデータで良い。</li> <li>データ形式は、GPXまたはSHPとする。</li> <li>投影法・測地系は、WGS84あるいはJGD2000の緯度経度とする。(※平面直角座標は使用しない。)</li> </ul>
中心杭位置 ポイント データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロットごとに、中心杭位置のポイントデータを取得する。(少なくとも平均化など位置補正をしたデータ。詳細は(5)オ「調査プロットの基本情報」を参照のこと。)</li> <li>データ形式は、GPXまたはSHPとする。</li> <li>投影法・測地系は、WGS84あるいはJGD2000の緯度経度とする。(※平面直角座標は使用しない。)</li> </ul>
データの取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>GPS ログデータ、GPS ポイントデータは、プロットIDごとに、一つのプロットにまとめめる。フォルダ名はプロットID番号とする。</li> <li>一日に複数のプロットで調査を行い、複数のプロットにまたがったログとなっている場合、そのログのファイルをコピーし、それぞれのプロットのプロットIDに格納する。</li> </ul>

#### (5) 現地到達確認：調査プロット到達経路情報の記入 (様式1-1)

本様式は、現地到達確認を実施した調査対象プロット全てについて作成する。調査プロットの基本情報を記入する。

現地到達確認の結果、到達不可能地であった場合、非森林であった場合も一部項目を除き、記入する。

ア 格子点 ID  
調査箇所の格子点 ID (6桁) を記入する。

イ 調査年月日、天気、現地調査実施者、調査点種別

現地調査を実施した年月日、天気を記入する。悪天候の場合は、危険があるうえ、樹高計測において精度の視認性が低下し精度の悪化につながることから、調査実施を避ける。

調査を実施した担当者全員の所属、氏名、担当役割（主査・植生・直径・樹高）を記入する。再委託先が実施した場合は再委託先の所属、氏名を記入する。通常調査、特定調査（格子点 ID が 5 の倍数、項目 4）の別、一般調査点（4km 格子点にあたる調査点）、項目別調査点の別を記入する。項目別調査点の場合は、種別を記入する。

また、安全な装備で調査に臨んでいるか等を確認するために、調査地ごとに駐車地点から出発する前に、現地調査実施者全員の集合写真を撮影する。撮影した写真は、調査プロット到達経路情報（写真）（様式 1-3）の 1 枚目として入力する。

ウ 到達目標

調査プロットへの到達に際し、GPS ナビゲーション機能を利用する場合には目的地と定める位置座標。事前に、前期調査時に GPS 計測した中心杭座標、または格子点の座標を書き写しておく。測地系は世界測地系（WGS1984、JGD2000 など）に統一する。

項目別調査点を新規に設定する場合は、図上等で計画した座標位置を記入する。

エ 到達情報

次期調査時に再到達するための資料として到達経路の情報を整理する。

GPS の計測に当たっては、以下に注意する。

- ・ 電源をいれて測位を始めた直後の座標は使わない。
- ・ 受信機のアンテナをなるべく高い位置に持ち上げて、多くの衛星を受信できるようにする。
- ・ 1 分程度受信機を固定させてから座標を読む。または、平均化座標値を利用する。

項目	記録内容	目的								
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鍵の有無（有の場合は所有者名及び連絡先）、近隣挨拶の必要性（地区長等への連絡）等、到達に際し必要となったゲートの位置、挨拶先の位置は様式 2-1 到達経路図に図示する。</li> </ul>	次期調査時に再到達するための資料。								
GPS 機種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GPS のメーカー、機種を記入する。</li> <li>・ 以下の機能を持つ機種を使用すること。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>望ましい機能</th> <th>機能概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディファレ ンシヤル</td> <td>GPS 衛星以外の情報を受信し、位置を補正する。 海上保安庁によるビーコン、MSAS（静止衛星）、GLONASS（ロシアの衛星）など。 （携帯電話による補正情報は森林内では受信できない場合があるので注意すること。）</td> </tr> <tr> <td>平均化</td> <td>一定時間内の測位値を平均して記録する。</td> </tr> <tr> <td>後補正</td> <td>現地での計測後、電子基準点などの情報を使用して高精度に補正する。</td> </tr> </tbody> </table>	望ましい機能	機能概要	ディファレ ンシヤル	GPS 衛星以外の情報を受信し、位置を補正する。 海上保安庁によるビーコン、MSAS（静止衛星）、GLONASS（ロシアの衛星）など。 （携帯電話による補正情報は森林内では受信できない場合があるので注意すること。）	平均化	一定時間内の測位値を平均して記録する。	後補正	現地での計測後、電子基準点などの情報を使用して高精度に補正する。	計測精度の目安とする。
望ましい機能	機能概要									
ディファレ ンシヤル	GPS 衛星以外の情報を受信し、位置を補正する。 海上保安庁によるビーコン、MSAS（静止衛星）、GLONASS（ロシアの衛星）など。 （携帯電話による補正情報は森林内では受信できない場合があるので注意すること。）									
平均化	一定時間内の測位値を平均して記録する。									
後補正	現地での計測後、電子基準点などの情報を使用して高精度に補正する。									
経路・写真番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車位置から、岐路、目印となる地物などについて、車道名・地番、位置座標を記録する。</li> <li>・ 必要に応じて、駐車前の経路も記録する。</li> <li>・ 写真を撮影し、写真番号を記入する。（写真は入カプログラムにより様式 1-3 に貼付する。写真番号は様式 1-1 と 1-3 で同じ番号を付す。）</li> <li>・ 世界測地系で GPS の計測値を記入する。</li> </ul>	次期調査時に再到達するための資料。								
座標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置座標の精度確保のため、使用した機能を海上保安庁ビーコン、MSAS、GLONASS、平均化、後補正のうちから選んで記入する。</li> <li>・ MSAS と平均化など、複数機能を組み合わせることが望ましい。</li> <li>・ 実際に使用した機能を選ぶ。例えば、ビーコンを受信する機能があっても、計測時に受信できなかった場合は選ばない。</li> </ul>	計測精度の目安とする。								
時刻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車位置の出發時刻、プロット中心杭への到達時刻、調査終了時刻、駐車位置への帰着時刻を記入する。</li> <li>・ 24 時式。（午後 1 時は 13:00 と表記。）</li> </ul>	次回調査時の調査計画の手掛かりとする。								

オ 調査プロットの基本情報

目標とするプロットに到達した場合は、中心杭の位置座標を GPS で計測する。同一のプロットで継続的に調査を実施できているかどうかを確認するため、継続状況の種別を記録するとともに、再設定の場合、到達不可能の場合はその理由を記載する。

項目	内容	目的
中心杭位置座標	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心杭の位置座標を GPS で計測する。</li> <li>位置座標の精度確保のため、使用した機能を海上保安庁ビコーン、MSAS、平均化、後補正のうちから選んで○を付す。</li> <li>MSAS と平均化など、複数機能を組み合わせることが望ましい。</li> <li>実際に使用した機能を選ぶ。例えば、ビコーンを受信する機能があっても、計測時に受信できなかった場合は選ばない。</li> <li>到達不可能地、非森林は記入しない。</li> </ul>	プロットの位置が、格子点からずれている場合があるのので、プロット中心杭位置を確定するた め。
調査の継続状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期調査したプロットと同じプロットを調査しているかを記録する。</li> </ul>	同一のプロットを継続的に調査できているかを判断。
項目	概要	
継続調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期調査プロットで調査を実施。</li> <li>前期、一時的に到達不可能（林道の崩壊など）で、以前に設定したプロットで調査を実施。</li> <li>再設定プロットへの到達を目指す過程で複数プロットを確認した場合、直近に調査されたプロットを継続調査する。</li> </ul>	
到達不可能新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>p.40 参照。</li> <li>土地利用の判断などにより森林と確認された格子点など。</li> <li>これまで到達不可能で、林道の開通などにより、初めて調査が実施できるようになった場合など。</li> </ul>	

再設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>p.39 参照。</li> <li>前期調査地点が発見できずに、中心杭を再設定した場合。</li> <li>前期調査地点において、中心杭が欠損し、再現できずに再設定した場合。</li> <li>円周杭の位置（半径）が 8 方位でそれぞれ異なる場合。</li> <li>プロットの最大傾斜に関わらず、水平時の半径で設定している場合。</li> <li>方形プロットが設定されている場合。</li> <li>農地や人工改変地など土地利用が変化していた場合。</li> <li>伐採跡地は継続調査とする。（土地利用は森林であるため。）</li> </ul>	
非森林		
到達不可能理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロットの種類が到達不可能の場合、理由を選んで○を付す。（p.40 参照。）</li> <li>具体的の内容を記入する。特に、前期実施から到達不可能に変わった場合は、理由を詳細に記す。</li> <li>実施主体（都道府県、森林管理局）の判断により到達不可能地とした場合、現地調査により到達不可能とした場合ともに記入する。</li> </ul>	次期調査計画時に到達不可能を判断するための資料とする。

調査の継続状況を時系列でみると、以下のような場合がある。同一プロットを継続調査している場合は、一時的に到達不可能な場合があっても継続とみなす。一度プロットを再設定した後に、当初設定したプロットなど複数プロットを確認した場合は、直近に調査を実施したプロットを継続調査する。

格子点 ID	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期・・・
・・・1	新規	継続	到達不可能	継続
・・・2	新規	継続	到達不可能	発見できず、再設定
・・・3	到達不可能	到達不可能	林道が開通し、新規	継続
・・・4	新規	発見できず、再設定	第 2 期のプロットを継続	継続



(6) 調査プロット到達経路情報（地図）の記入（様式1-2）

本様式には、到達経路情報として地図を貼付する。5年後の調査実施者が到達の際に利用することを念頭に、分かりやすく、必要情報を明示する。地図の大きさは任意であり、調査プロット到達までの経路が十分表示できる範囲のものとする。

電子化（スキャン）した地図データを入力プログラム上で登録して様式を作成し、入力プログラムからの印刷出力を野帳として提出してよい。入力プログラムからの印刷時にはA4縦用紙を上段、下段に二分した枠内にそれぞれ詳細図、概略図が表示される。実寸大の地図は、入力プログラムに登録されたJPEGデータを直接印刷することで得られる。

項目	記録内容
詳細図	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/5,000 地図上に、書き入れられる範囲で、出発地から駐車位置、プロットまでの経路を赤色で記入する。(使用した幹線道路、林道、作業道、歩道を明記する。) 1/5,000 地図がない場合などは、相当縮尺程度の他の地図等を利用する。</li> <li>1/25,000 の地形図を 1/5,000 相当に拡大して利用しても良い。</li> <li>到達情報に示した岐路、地物などの位置、林道の鍵の有無、近隣挨拶の必要性、路面状況など、次期調査時の再到達に役立つよう、詳細な情報を記入する。</li> <li>電子化（スキャン）して入力プログラム上で登録する。</li> <li>電子地図を利用し、GPS ログを重ね、情報をテキストで記入した図面を JPEG 出力して登録しても良い。</li> </ul> <p>※入力プログラム上で図面を印刷すると様式1-2のフレームの範囲に印刷範囲に限られるが、元のJPEG画像を開けば実際の図面のサイズで印刷できる。</p>
概略図	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/20,000～1/25,000 地図上に、出発地や市街地から駐車位置、プロットまでの経路を赤色で記入する（使用した幹線道路、林道、作業道、歩道も明示する）。</li> <li>到達情報に示した岐路、地物などの位置を記入する。</li> <li>電子化（スキャン）して入力プログラム上で登録する。</li> <li>出発地や、直近の市街地がA4サイズに収まらない場合、電子化するサイズをA3サイズなどに拡大しても良い。</li> <li>電子地図を利用し、GPS ログを重ねた図面をJPEG出力して登録しても良い。</li> </ul> <p>※入力プログラム上で図面を印刷すると様式1-2のフレームの範囲に印刷範囲に限られるが、元のJPEG画像を開けば実際の図面のサイズで印刷できる。</p>

入力プログラムに登録するデータは、以下の仕様とする。

項目	内容
スキャン解像度	200dpi 程度
画像サイズ	2340 x 1654 (A4 サイズ) 3306 x 2340 (A3 サイズ)
ファイル形式	JPEG
ファイル名	任意 (入力プログラムにて自動振替)

(7) 調査プロット到達経路情報（写真）の記入（様式1-3）

本様式には、到達経路情報として写真を貼付する。なお、(5)イ「調査年月日、天気、現地調査実施者、調査点種別」にあるとおり、写真の1枚目は、安全な装備で調査に臨んでいるか等を確認するための、現地調査実施者全員集合写真とする。使用カメラは、デジタルカメラ限定とし、データを入力プログラム上で登録して様式を作成し、入力プログラムからの印刷出力を野帳として提出してよい。

写真番号は、様式1-3の到達情報の写真番号欄と一致させる。

入力プログラムに登録するデータは、以下の仕様とする。

項目	内容
画質	1024 x 768 ピクセル
ファイル形式	JPEG
ファイル名	任意 (入力プログラムにて自動振替)

(8) 調査プロットの設定

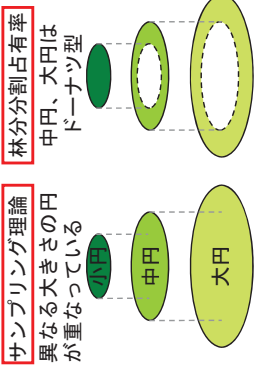
プロットの大きさ

調査プロットは、格子点を中心とする3重の円形プロットである。調査プロットの水平投影面積は0.1haとし、調査プロットの最大傾斜に応じた斜距離(p.61参照)によりプロットを設定する。プロットの水平投影面積が全てのプロットで等しいことが統計的な推計精度を確保する上で重要である。なお、調査プロットは、サンプリング理論上は異なる大きさの円形プロットが重なっている状態であり、中円部、大円部はドーナツ型ではないが、水分割の場合の占有率(p.61参照)はドーナツ部内での面積割合となるので注意を要する。

平坦地における面積、半径は下表のとおりである。

前期調査プロットの継続調査の場合（次ページ写真を参照）

プロット	面積（平坦地）		半径（平坦地）
	ドーナツ型	—	
小円	0.01 ha	—	5.64 m
中円	0.04 ha	0.03ha	11.28 m
大円	0.10 ha	0.06ha	17.84 m



イ 前期プロットに再到達した場合

中心杭が発見できた場合は、前期調査の中心杭、円周杭を利用して調査プロットを設定する。円周杭が消失している場合は、プロット設定時の傾斜と残存杭との位置関係から、杭の位置を決定し、杭を補充する。

中心杭が消失している場合であっても、プロット設定時の傾斜と円周杭との位置関係から、杭の位置を決定し、杭を補充する。消失した中心杭の位置を決められない場合は、次項「ウ プロットの再設定が必要な場合」を適用する。

前期調査時に設定したプロットが、格子点位置から大きく外れていることが判明した場合においても、同じ場所を調査する。

様式1-1「調査の継続状況」は、「継続調査」となる。

ウ プロットの再設定が必要な場合

30分程度の探索により前期調査の痕跡が発見できず、到達できない場合は、格子点座標に基づきGPS測定により格子点に到達し、中心杭を新たに設定する。

前期調査プロットに到達した場合でも、中心杭または円周杭の位置を新たに設定した場合は再設定となる。中心杭が消失し、傾斜と残存杭との位置関係からその位置を決められない場合は、GPS測定によりプロットの中心を決定し、中心杭を新たに設定する。

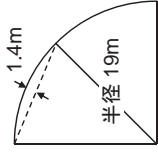
円周杭の位置（プロット半径）が8方位でそれぞれ異なる、プロットの最大傾斜に関わらず半径を設定している、方形プロットとなっているなど円周杭が適切に設定されていない場合はp.53「効率的な設定方法」の手順により再設定を行う。様式1-1「調査の継続状況」は、「再設定」となる。

エ 新規プロットの設定が必要な場合

調査定点を決定するための写真判読において、前期まで非森林であった格子点が植林等により森林となった場合、格子点位置を到達目標として「効率的な設定方法」の手順により新規プロットを設定する。

項目別調査点を新規に設定する場合も同様である。

項目	方法
中心杭の確認、設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年後の調査時点まで、杭の腐蝕・変色、転倒等の恐れがないか確認し、必要に応じて、杭を更新する。</li> <li>消失していた場合は、プロット設定時の傾斜と円周杭との位置関係から、杭の位置を決定し、杭を補充する。</li> <li>再現できない場合はGPS等で再測して杭を設置しなおし、「再設定プロット」として扱う。</li> </ul>
円周杭の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心杭位置にポケットコンパスなどを設置。</li> <li>8方位を見通して円周杭位置を確認。</li> <li>5年後の調査時点まで、杭の腐蝕・変色、転倒等の恐れがないか確認し、必要に応じて、杭を更新する。</li> <li>消失していた場合は、プロット設定時の傾斜と残存杭との位置関係から、杭の位置を決定し、杭を補充する。</li> <li>杭を更新した場合は、現杭を必ず回収廃棄する。複数杭が残った場合、5年後にどちらの杭が正しいか混乱するため。</li> </ul>
プロットの設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロット設定時の野帳から書き写した最大傾斜（p.31 3（2）過去野帳からの記入）に基づき、半径の斜距離を決定する。（8方位全てここで決定した斜距離を半径とする。）</li> <li>中心から8方位の円周杭に向かい、巻尺とプロットロープなどを張る。</li> <li>最大傾斜に応じた斜距離により小円、中円の境界位置を確認し、標識テープ、ピンポール（園芸用支柱で代用可）などを付す。（次ページ写真参照。）</li> </ul>
立木位置の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>大円の外周上の立木が、プロット内に位置するか、プロット外であるかは、本数密度を決定する上で重要である。</li> <li>外周上の立木は、バーテックス等を用いて単木ごとに中心杭からの距離を測定し、プロット内に含まれるか否かを判定する。（巻末の「バーテックスによる斜距離、水平距離、角度の計測方法」を参照し、中心杭と立木間の斜距離を計測し、半径より小さければ計測対象とする。）</li> <li>木材チャョーク等を用いて、プロット内、プロット外の印を幹に記入する。</li> <li>バーテックス等の測距器を使用できない場合は、図のように円周杭を結ぶ直線より、1m以上円弧が膨らんでいることを十分認識すること。</li> </ul>



(例)

項目	方法
中心杭の 確認、設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>GPSにより格子点位置を決定する。</li> <li>プラスチック杭（長さ0.7m）に格子点IDを記入して設置</li> <li>杭の頭部を地表から20cm露出させること。</li> </ul>
斜距離半径 の確認	<p>調査プロット情報（様式2-1） 記入</p> <p>2 プロットの半径</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大傾斜を測定する。（測定方法：p.58 イ 再設定・新規プロットの設置情報）</li> <li>最大傾斜に応じた斜距離を選ぶ。（8方位全てここで決定した斜距離を半径とする。）</li> </ul>
円周杭の 設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大傾斜に応じた斜距離を半径とし、中心から8方位に向かって巻尺とスズランテープなどを張る大円の円周上の東西南北に位置する地点には、頭部を赤で着色したし字杭（長さ50cm）を設置。</li> <li>大円の円周上の北東、南東、南西、北西に位置する地点には、頭部を青で着色したし字杭を設置。</li> <li>それぞれ杭の頭部を地表から20cm露出させること。</li> </ul>
小円、中円 の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大傾斜に応じた斜距離により小円、中円の境界位置を確認し、標識テープ、ピンポール（園芸用支柱で代用可）などを付す。（前ページ写真参照。）</li> </ul>
立木位置の 確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>大円の外周上の立木が、プロット内に位置するか、プロット外であるかは、本数密度を決定する上で重要である。</li> <li>外周上の立木は、バーテックスを用いて単木ごとに中心杭からの距離を測定し、プロット内に含まれるか否かを判定する。</li> <li>木材チョーク等を用いて、プロット内、プロット外の印を幹に記入する。</li> <li>バーテックスを使用できない場合は、図のように円周杭を結ぶ直線より、1m以上円弧が膨らんでいることを十分認識すること。</li> </ul>



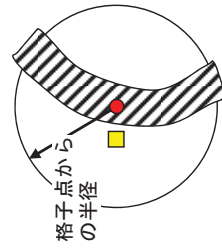
カ 中心杭の設置が不可能な場合

格子点が林道や急崖地などで、中心杭を設置できない場合は、格子点から最寄りの可能な地点に中心杭を設置し、様式2-2「調査プロット情報（見取り図）」に、本来の格子点と中心杭の位置関係を記入する。

なお、本来の格子点を中心として仮想的に設定したプロットの50%以上の範囲にわたり立入りが出来ない場合は、到達不可能地とする（p.40）。

中心杭は設置できないが立ち入りは可能な場合（林道など）は、本来の格子点を中心とする半径によりプロットを設定する。見取り図の中心は、本来の格子点（プロット設定の中心）とする。

立ち入りができない場合（施設用地、急崖地など）は、格子点からずらした中心杭を中心とする半径によりプロットを設定する。見取り図の中心は、中心杭位置（プロット設定の中心）とする。



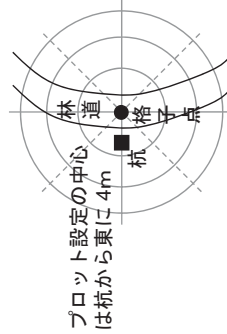
● 格子点  
■ 中心杭

格子点から  
の半径

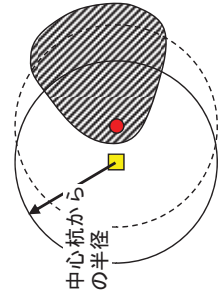
格子点が林道など、中心杭を設定できない位置にある（立ち入り可能）

格子点の最寄りに中心杭を設置  
プロットは格子点からの半径により  
設定

【見取り図記載例】



プロット設定の中心  
は杭から東に4m

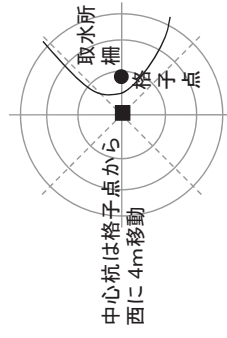


中心杭から  
の半径

格子点が施設用地、急崖地、河川など、立ち入ることができない位置にある

格子点の最寄りに中心杭を埋設  
プロットは中心杭からの半径により  
設定

【見取り図記載例】



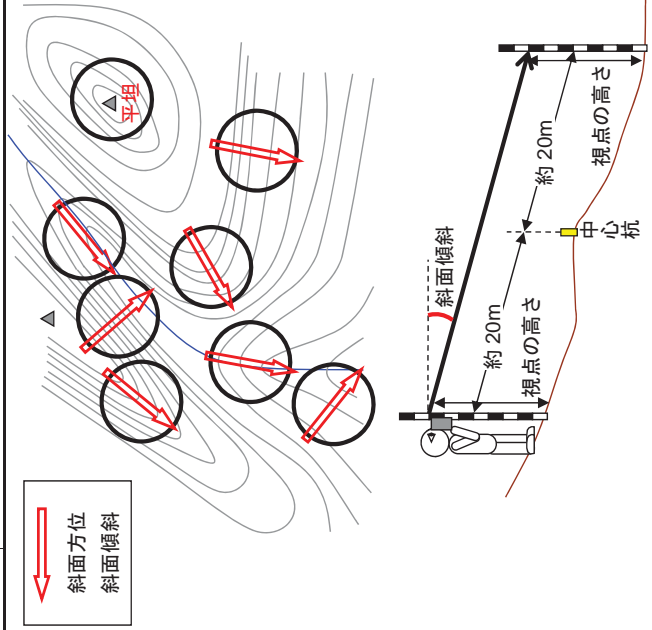
中心杭は格子点から  
西に4m移動

(9) 調査プロット情報の記入（様式2-1）

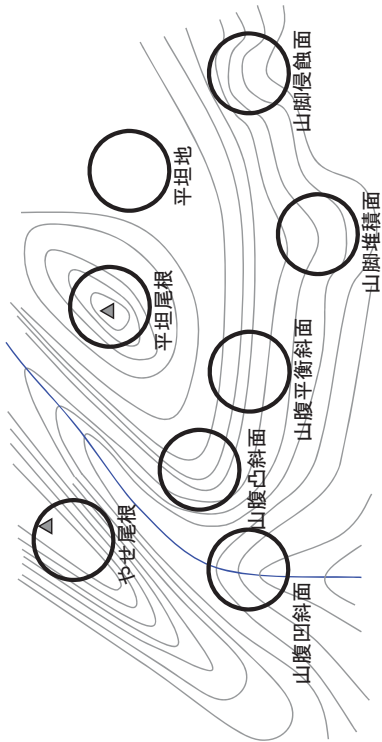
ア 地形概況

調査プロットの地形概要を把握するため、斜面方位・斜面傾斜を計測し、局所地形を判断する。

測定項目	定義・測定方法
斜面方位	<ul style="list-style-type: none"> <li>大地形に基づいた、斜面下方の方位をいう。</li> <li>調査プロットの中心点に山側を背にして立ち、斜面下方の方位を、クリノメーターやオリエンテーリングコンパスを用いて測定。</li> <li>8方位（N、NE、E、ES、S、SW、W、NW）。平坦地、凸部や凹部の中央の場合は、「平坦」。</li> <li>磁針の読み間違いが無いよう、図面、太陽方向などで確認する。</li> </ul>
斜面傾斜	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心杭を通り、斜面方位を計測した方向の傾斜角度。</li> <li>① 中心杭を通り、斜面方位を計測した方向の直線に沿って、中心杭から斜面上部約20m、下部約20mの位置に測量用ポールを立てる。</li> <li>② 上部のポール位置から、下部ポールの計測者視点高をクリノメーターやバーテックスを用いて見通し、角度を測定する。</li> <li>1度単位。平坦地、凸部や凹部の中央の場合は、「0度」。</li> </ul>

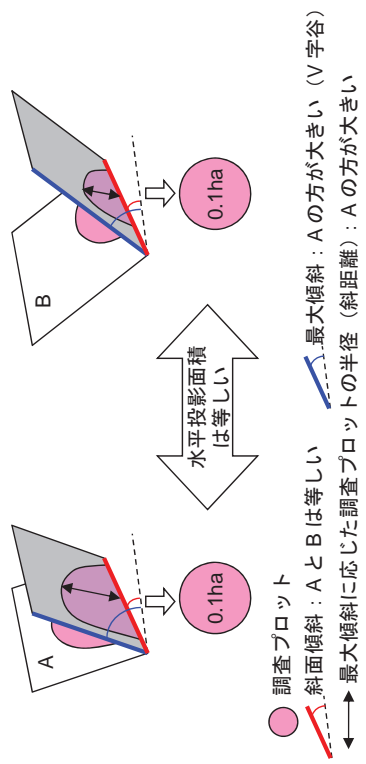


定義・測定方法	
測定項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>円形プロット内で最も広い面積を占有する地形をそのプロット内の局所地形とし、選択して○を付す。</li> <li>複数の地形を組み合わせることとはしない。</li> </ul>

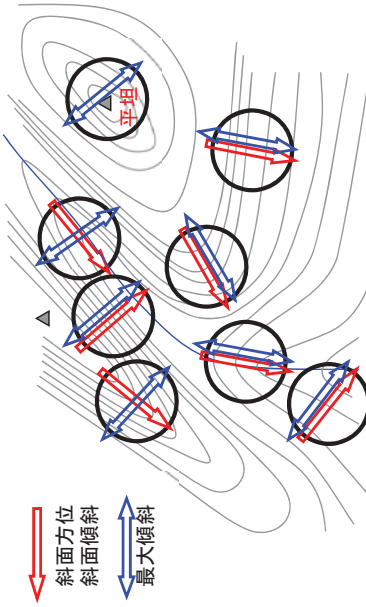


イ 再設定・新規プロットの設定情報

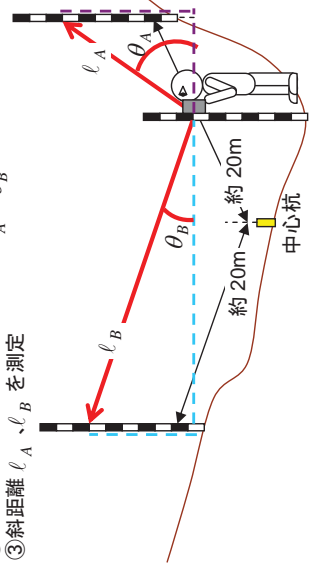
【継続調査の場合は次項ウ プロット半径の設定 p.61へ】  
 プロットを新規に設定する場合は、調査プロットの半径を決めるため、最大傾斜を計測する。(調査プロットは、水平投影した面積が **0.1ha** となるよう、プロット内の最大傾斜に応じた斜距離によって半径を設定する。)  
 最大傾斜は、プロット内の最も高い地点と中心杭を通る直線方向の傾斜角度とする。斜面傾斜とは測定方向が異なる場合があり、また、地形に応じて測定方法が異なるので注意する。  
 図に示すような **V** 字谷は、斜面傾斜は下流方向に向かって計測するが、最大傾斜は **V** 字方向を計測する。**V** 字が急な **A** は、**V** 字が緩やかな **B** と斜面傾斜は等しいが、最大傾斜が異なるため、水平投影面積が等しい調査プロットを設定するためには、斜距離のプロット半径を長くする必要がある。



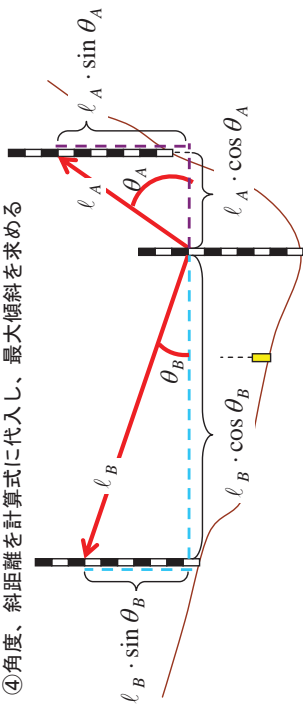
地形	測定方法
平衡斜面	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心杭の周辺約 20m の範囲で、最も高い地点と中心杭を通る直線方向に沿って、斜面傾斜と同様の方法で測定。</li> <li>① 中心杭の周辺約 20m の範囲で、最も高い地点に測量用ポールを立てる。</li> <li>② ①の上部測量用ポールから、中心杭を通る直線方向の斜面下部 (中心杭から約 20m の位置) に測量用ポールを立てる。</li> <li>③ 上部のポール位置から、下部ポールの計測者視点高をクリノメーターやパーテックスを用いて見通し、角度を測定する。</li> <li>・ 1 度単位。</li> </ul>
V字谷や 痩せ尾根 (勾配の変化 がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中心杭から斜面上部約 20m、下部約 20m の位置および勾配の変化点 (変曲点) に測量用ポールを立てる。</li> <li>② 変化点から上部ポール、下部ポールをクリノメーター→パーテックスを用いて見通し、角度を測定する。</li> <li>③ 変化点から上部ポール、下部ポールまでの斜距離を測定する。</li> <li>④ 角度、斜距離を計算式に代入し、最大傾斜を求める。</li> <li>・ 1 度単位。</li> </ul>



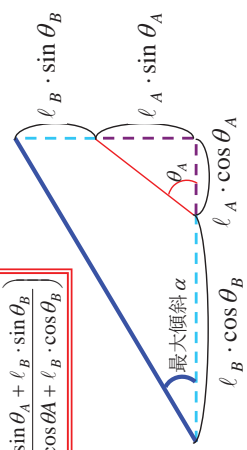
②クリノメーターで見通し、勾配 $\theta_A$ 、 $\theta_B$ を測定  
 ③斜距離 $l_A$ 、 $l_B$ を測定



④角度、斜距離を計算式に代入し、最大傾斜を求める



$$\text{最大傾斜 } \alpha = \arctan \left( \frac{l_A \cdot \sin \theta_A + l_B \cdot \sin \theta_B}{l_A \cdot \cos \theta_A + l_B \cdot \cos \theta_B} \right)$$

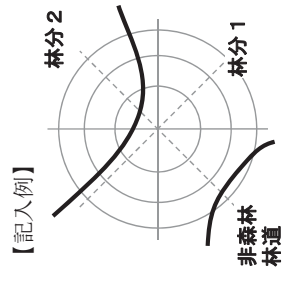


ウ プロット半径の設定  
 調査プロットの最大傾斜に応じて、下表の半径の調査プロットを設定する。  
 半径は格子点（調査プロット中心）からの斜距離とする。  
 継続調査の場合は、プロット設定時の野帳から書き写した最大傾斜（p.31）に基づき、半径の斜距離を決定する。  
 3 (2) 過去野帳の記入)に基づき、半径の斜距離を決定する。  
 再設定・新規プロットの場合は、新に測定した最大傾斜に基づき、半径の斜距離を決定する。

プロットの傾斜 (°)	半径 [格子点からの斜距離] (m)		
	小円部	中円部	大円部
0~2	5.64	11.28	17.84
3~7	5.65	11.31	17.88
8~12	5.69	11.37	17.98
13~17	5.74	11.48	18.15
18~22	5.82	11.64	18.40
23~27	5.93	11.85	18.74
28~32	6.06	12.13	19.17
33~37	6.23	12.47	19.71
38~42	6.45	12.89	20.38
43~47	6.71	13.42	21.22
48~52	7.04	14.07	22.25
52以上	調査に危険を伴うので、p.40に示した手順に基づき「到達不可能」としてプロット調査を行う必要はない。 52度未満であっても、熟練者が危険と判断した場合には、p.40に示した手順に基づき「到達不可能」としてよい。いずれも現地写真、詳細理由が必要。		

エ 林分占有率

次項「調査プロット情報（見取り図）（様式2-2）」の基準により分割した林分の占有率は、小円、中円ドーナツ部、大円ドーナツ部ごとに、林分が各円ドーナツ部に占める面積割合を記入する。  
 各円ドーナツ部の占有率＝林分が各円ドーナツ部に占める面積／各円ドーナツ部の全面積×100（%）  
 （調査プロット全体における占有率は、入力プログラムにて計算する。）



分割	優占種 土地区分	占有率 (%)		
		小円部	中円 ドーナツ	大円 ドーナツ
森林分1	スギ	80	60	60
森林分2	ミズナラ	20	40	30
森林分3				
森林分4				
森林分5				
森林以外	林道			10
合計		100	100	100

(10) 調査プロット情報（見取り図）（様式2-2）の記入

林分位置見取り図には、立木調査で番号を付した立木位置、下層植生調査区、林分分割の境界などを記入する。

大円周囲の見落としが無いよう、円弧の膨らみを考慮し、様式2-1表から最大傾斜に対応する円弧の膨らみを記入する。中心杭位置にパーテックのトランスポンダーを設置して円周囲立木との斜距離を計測し、プロット設定半径と比較することで測定対象か否かを判断する。（方法は参考資料参照）立木調査で番号を付した立木については、次期調査時には、数本分をまとめて書き加えるよう、立木位置を記入しておく。株や又の場合は、数本分をまとめて書き加えてよい。

下層植生調査区は、「(14) 下層植生調査表の記入（様式6）」を参照し、調査を実施した植生調査区を実線で記入する。実生調査を実施する場合は、実生コードラートを設置し、実線で囲う。

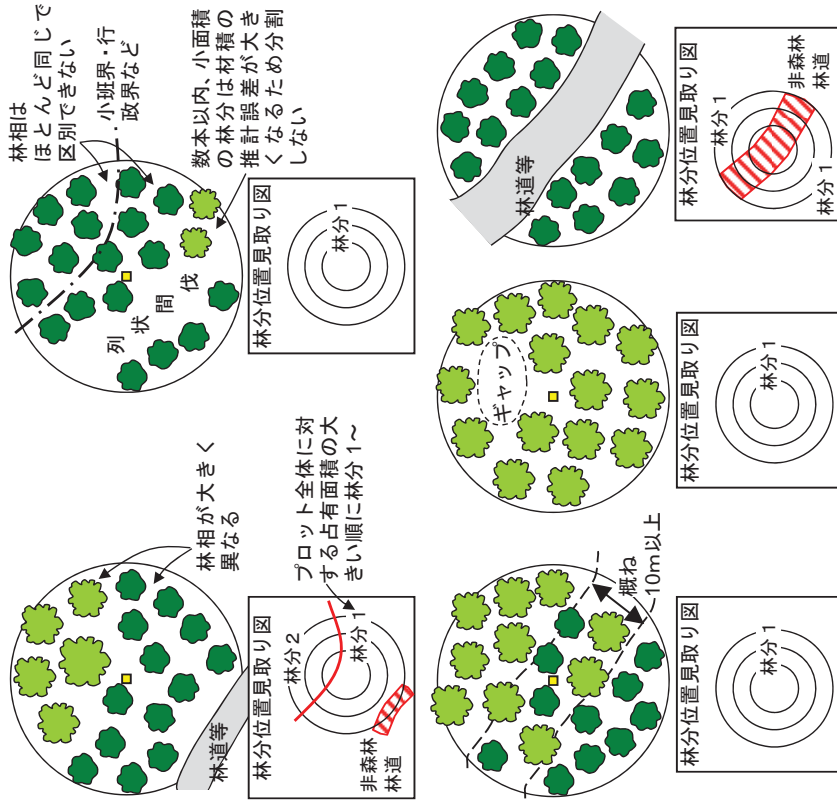
同一調査プロット内に異なる林分が含まれる場合は、林分位置見取り図に林分の境界線を記入し、図より占有率を求める。

プロット全体に対する占有面積の大きい順に1から林分番号を付す。

原則として前期調査時の林分分割を参照し、林分番号は前期と同じ番号をつける。（前期調査時の分割が、本マニュアルの分割基準に照らして適切でない場合と判断された場合は、変更する。）

また、林分分割や非森林には関わらなくとも、作業道、歩道、堰堤等構造物、岩場などプロット概況の把握に必要な地物を記入する。

分割有無	分割の基準	目的
分割あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹種構成が大きく異なる。</li> <li>林齢が大きく異なる（およそ10年以上）。</li> <li>プロット全体に対する占有面積の大きい順に1から林分番号を付す。</li> </ul>	立木調査を分ける必要がある
非森林区 域の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査プロット内に森林以外の土地が含まれる場合は、区分する。</li> <li>林道、法面、畑、建物敷など。</li> </ul>	森林面積から非森林部分を除くため
分割なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>林相が異なっても、変化の幅があり、その幅が概ね10m以上ある。</li> <li>プロット内に上層木の消失により生じたギャップが含まれている場合（自然要因か人為的要因かは問わない。風倒木、列状間伐など）、分けなければならない。</li> <li>林道などによって分割されているが、分割ありの条件に該当しない場合。</li> <li>複数の小班をまたぐが、分割ありの条件に該当しない場合。</li> </ul>	ギャップは、森林面積から除く必要はない 将来的に同一林分とみなせる
どのように分けるべきか迷う場合には、実施主体に問い合わせること。		



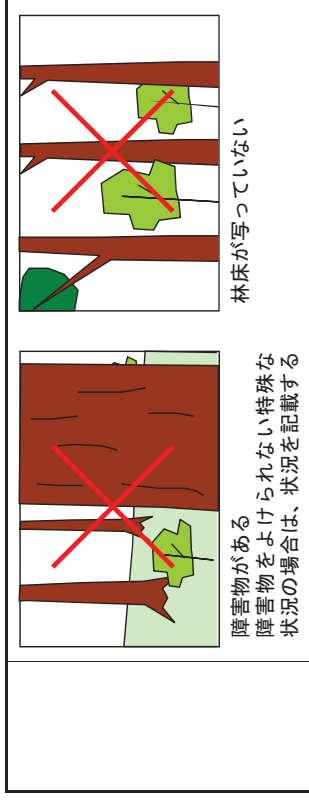
林分の判別のため、各林分の優占樹種、非森林の場合は土地利用区分を記載する。

ア 写真撮影確認

プロットの概況を示す天頂写真、4方位の写真撮影したことをチェックする。使用カメラは、デジタルカメラ限定で、入力プログラムに登録する以下のデータが得られるものとする。ズームは使用せず、広角側で撮影する。

写真データ仕様	
画質	1024 x 768 ピクセル
ファイル形式	JPEG
ファイル名	任意（入カプログラムにて自動振替）

写真	撮り方
天頂写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>カメラ上部が磁北を向くよう、レンズを天頂に向け撮影する（魚眼レンズなどは使用しない）。</li> <li>プロット中心が低木など障害物に覆われている場合、中心に近い林冠の様子が明瞭に分かる位置で撮影する。</li> </ul> 
4方位	<ul style="list-style-type: none"> <li>カメラを磁北、磁東、磁南、磁西方向に向けて撮影。</li> <li>幹が正面に当たるときは多少方向または撮影位置をずらし、林相が分かる写真を撮影する。</li> <li>見通せる場合は、円周杭が写真中央に来るように撮影</li> <li>円周杭が見通せない場合は、可能なかぎり、立木と林床が写真に写るよう撮影する。</li> <li>格子点 ID、方位などを記した看板等を写しこんでもよい（その際は、林相の妨げとならないよう注意する）。</li> </ul> 



(11) 立木調査表の記入（様式3-1）

本様式は、調査林分ごと、小円（ドーナツ部）、中円（ドーナツ部）、大円（ドーナツ部）ごとに作成する。

- ア 格子点 ID、林分番号、調査年月日、担当者、調査区画調査箇所の格子点 ID（6桁）を記入する。林分が分割されている場合は、林分番号を記入する。  
 調査実施年月日、担当者名を記入する。  
 調査区画の小円、中円、大円の別に○を付す。

イ ナンバーカラー色等特記事項

立木番号は、数字のみで識別できるように記入するが、数字以外にアルファベットなどが記載されている場合や、ナンバーテープの色などを識別の手がかりとしている場合は、次期調査のため記入しておく。

ウ 樹種

立木の種名を記入する。調査時期などにより種まで同定できない場合は、●科.sp.または●●属.sp.のように記入する。  
 枯損木で樹種が特定できない場合は不明としてよい。

エ 胸高直径

プロット内の対象木すべてについて胸高直径を測定する。



項目	測定概要	目的
測定対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>小円部：胸高直径 1.0cm 以上 毎木</li> <li>中円部：胸高直径 5.0cm 以上 毎木</li> <li>大円部：胸高直径 18.0cm 以上 毎木</li> <li>枯損木についても測定する。</li> <li>林業樹種、有用樹種でなくとも、測定対象とする。</li> <li>マダケ、モウソウチク、ハチクは測定する。その他のササ、タケ類は胸高直径が測定対象に達する場合でも立木調査の対象とはせず、下層植生調査で記載する。</li> <li>大円部周囲の見落としが無いよう、円弧の膨らみを考慮する。中心杭位置にバーテックスのトランスポンダーを設置し、円周部立木との斜距離を計測し、プロット設定半径と比較することで測定対象か否かを判断する。(方法は参考資料参照。)</li> </ul>	<p>バイオマスの算定を行うため、小径木、枯損木も測定する必要がある。</p> <p>大円部での大径木見落としは材積推計への影響が大きいので注意する。</p>

胸高直径	<ul style="list-style-type: none"> <li>山側の地際から、幹軸に沿って 1.2m (北海道は 1.3m) の胸高位置で測定。</li> <li>胸高位置で、幹軸に直角な面の直径を 0.1cm 単位で計測。</li> <li>原則として直径巻尺を用いる。</li> <li>ツルが着生しているなど、直径巻尺で正確に計測できない場合は輪尺を用いる。</li> <li>胸高位置は測量用ポール等を用いて毎木確認。</li> </ul>	<p>継続調査により成長量を計測するため、常に同じ位置で測定する必要がある。</p>
立木番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸高直径 18.0cm 以上の立木及び樹高を計測した標準木は、ナンバークレーブなどを付す (18cm 以上の枯死木にもナンバークレーブを付す)。</li> <li>数字のみで立木が識別できるような番号とし、プロット内で番号が重複しないように注意する。</li> <li>ナンバークレーブは、民有林の場合、材の障害とならないよう、根際に付す。</li> <li>国有林など胸高位置に付すことが可能な場合は、測定の日印とする。</li> </ul>	<p>大径木は個体識別を行い、単木の成長量を把握するため。</p>



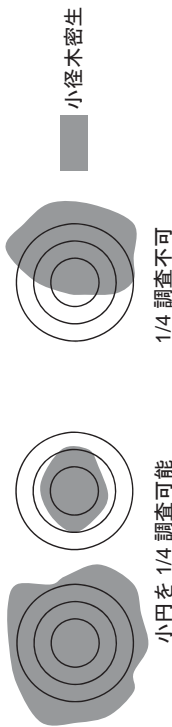
- 5 年後にも確認できるよう、必要に応じて劣化し

<p>たナンバークレーブを付け替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査プロット情報 (様式 2-1) の林分見取り図に、ナンバークレーブを付した立木位置を記入する。</li> <li>旧番号と新番号が混在する場合、円ごとにナンバークレーブの色を変える場合は、プロット内の異なる立木に同じ番号が重複することの無いよう注意する。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ナンバークレーブ (No)</th> <th>テープ状況</th> <th>立木番号欄</th> <th>旧立木番号欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期の No</td> <td>テープが確認できる</td> <td></td> <td>前期番号記入</td> </tr> <tr> <td>前期の No</td> <td>テープが次期までもたないため、新たに付け替える</td> <td>新番号記入</td> <td>前期番号記入</td> </tr> <tr> <td>前期の No</td> <td>テープが確認できず、新たにテープをつける</td> <td>新番号記入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>成長して新たに 18.0cm 以上となった立木</td> <td>No テープをつける</td> <td>新番号記入</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ナンバークレーブ (No)	テープ状況	立木番号欄	旧立木番号欄	前期の No	テープが確認できる		前期番号記入	前期の No	テープが次期までもたないため、新たに付け替える	新番号記入	前期番号記入	前期の No	テープが確認できず、新たにテープをつける	新番号記入		成長して新たに 18.0cm 以上となった立木	No テープをつける	新番号記入	
ナンバークレーブ (No)	テープ状況	立木番号欄	旧立木番号欄																		
前期の No	テープが確認できる		前期番号記入																		
前期の No	テープが次期までもたないため、新たに付け替える	新番号記入	前期番号記入																		
前期の No	テープが確認できず、新たにテープをつける	新番号記入																			
成長して新たに 18.0cm 以上となった立木	No テープをつける	新番号記入																			

胸高直径の計測にあたり、さまざまなケースが考えられるが、対応は以下のとおりである。

小径木が、小円部、中円部全体に密生している場合＝1/4 調査  
1/4 調査の対象となるプロットは全国で5%程度である。対象外のプロットについて実施しないよう、十分注意すること。

・ ソヨゴ、ギンネムなど、小径木が調査プロット全体に均等に密生している場合は、一部の胸高直径の測定を省略(1/4 調査という)してもよい。(ササ類は立木調査の対象とはせず、下層植生調査対象とする。)



#### 1/4 調査方法

- ① 小円の1/4内(原則N-E)のみを通常通り測定する。
- ② 次表の条件の場合、残りの1cm以上5cm未満の立木調査調査を省略してもよい。ただし、5cm以上の立木は省略できないので注意すること。

円		胸高直径	条件
小円	1cm以上 5cm未満	1/4内(右図)に30本以上あれば、残り3/4は調査省略可能	
	5cm以上	小円全体で調査	
中円	5cm以上	中円全体で調査	
大円	18cm以上	大円全体で調査	

③ 1/4 調査欄に実施チェックを入れ、調査した1/4区画を記入する。

④ 林分位置見取り図(様式2-2)にも調査した区画を記入する。

【記入例】

様式3-1 立木調査表

格子点ID

調査区画

小中大

1/4内調査 実施  (N-E) 原則N-E

立木番号... 樹種... ナンバーテープ色等

1cm以上5cm未満の立木は1/4内のみ記入(30本以上)

5cm以上の立木は小円内全てについて記入

【林分位置見取り図】

#### 様々な場合

#### 測定方法

##### 原則

- 山側の地際から、幹軸に沿って1.2m(北海道は1.3m)の胸高位置で測定。
- 胸高位置で、幹軸に直角な面の直径を0.1cm単位で計測。
- 胸高位置は測量用ポール等を用いて毎木確認。

##### 斜立・根曲りしている場合

- 斜立木・根曲り木の上側で、幹軸に沿って胸高位置を決める。
- 幹軸に直角な面の直径を測定。
- 根曲りで、かつ本来の地際から1.2m(1.3m)の位置が地面に埋もれている場合、幹が地上に露出している部分で最も地際から近い部分を測定。
- 斜立は「斜」、根曲りは「曲」にチェックをいれる。
- 可能であれば測定位置にナンバーステープを取り付けるなどマーキング。
- 野帳「様式3-1」の備考欄に計測位置を記入。

##### 胸高以下で2本以上に分かれている場合

- それぞれの胸高位置の直径を測定。
- 備考欄に同一木であることを記入する。
- 「株」「又」にチェックを入れる。

【記入例】

13.5	...
20.3	...
8.5	...
6.3	...
4.2	...

##### 胸高位置で2本以上に分かれている場合

など正常な直径が測定できない場合。

- 1本の部分で、太くなっている影響がない部分の直径を測定する。
- 可能であれば、測定位置にナンバーステープなどマーキングをする。

(2本以上の部分は、成長につれて合体していく可能性があるため。)

	<p>胸高より上で2本以上に分かれている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常の立木測定と同様に、胸高位置で測定する。</li> </ul>
	<p>胸高位置にこぶ、枝などがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こぶなどの影響がない上下2箇所（胸高位置より上下に等距離）で測定し、平均値を記入する。</li> <li>可能であれば、測定位置にナンバートレープなどをマーキングをする。</li> <li>備考欄には「こぶ上下で測定」と記入。</li> </ul>
	<p>ツル等の着生植物が胸高位置にある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ツル等の内側に直径巻尺を通し、測定する。</li> <li>内側を通せない場合はツルにかからない部分を輪尺で2方向から測定する。</li> <li>輪尺で測定する2方向は、可能な限り直交するようにする。</li> </ul>
	<p>根元が個別の立木で、複数の樹幹が成長の過程で接合している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>胸高位置で別個の樹幹が識別できる場合は、それぞれの樹幹の直径を輪尺で2方向から測定し、その平均値を記入する。</li> <li>輪尺で測定する2方向は、可能な限り直交するようにする。</li> <li>備考欄には「合体」と記入。</li> </ul>

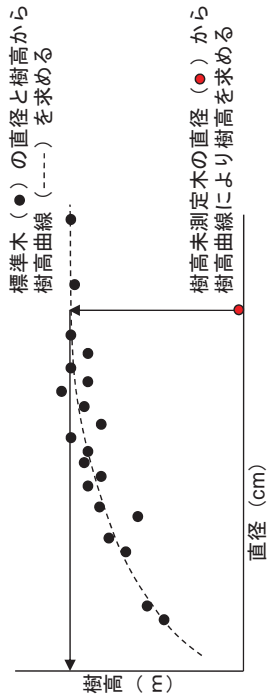
	<p>岩や倒木上に成育し、根上がりにしている場合（倒木などが消滅している場合も同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>樹幹の付け根から1.2m(1.3m)を測定位置とする。</li> <li>樹幹の付け根位置および測定位置に、ナンバートレープ、スプレーなどでマーキングをする。（可能な場合。）</li> <li>備考欄には「根上がり」と記入。</li> </ul>
	<p>亜熱帯地方などで板根が発達している場合 ヒルギ類の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>樹幹の付け根位置（板根などの影響がなくなった位置）から0.2mを測定位置とする。</li> <li>樹幹の付け根位置および測定位置に、ナンバートレープ、スプレーなどでマーキングをする。（可能な場合。）</li> <li>備考欄には「板根」と記入。</li> </ul>
	<p>タケ類（マダケ、モウソウチク、ハチク）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地上130cmに最も近い節間中央の直径を0.1cm単位で測定。</li> </ul> <p>その他のタケ、ササは下層植生調査において調査する。</p>
	<p>ガジュマルのように、個々の立木の直径を測定することが不可能な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種名は必ず記入する。</li> <li>胸高直径、樹高は測定しなくともよい。</li> </ul>

測定方法の判断ができない林分に遭遇した場合は、特徴を記録し、写真を撮影して、実施主体に問い合わせる。

オ 樹高

一部の立木を標準木として選定し、その樹高を測定する。標準木は原則として前期調査と同じ立木を選定し、樹高を継続して測定することから、立木の成長、林分の成長を把握する。

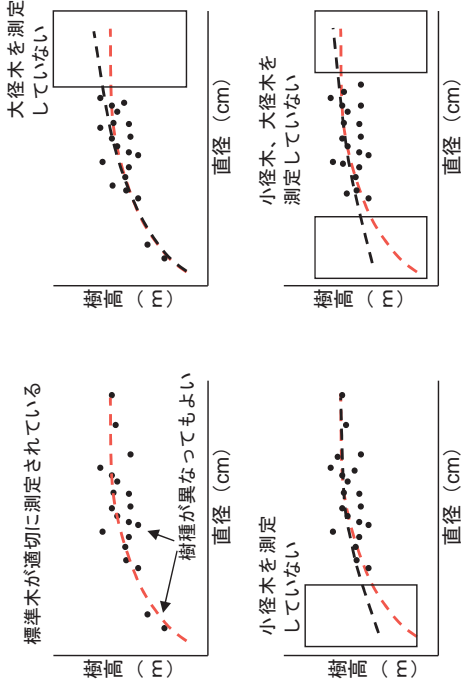
標準木の樹高と直径の関係から、樹高未測定木の樹高を測定する。



標準木は、以下の基準により選定する。ただし、調査精度の向上を図る観点から、20本を超えて樹高測定することを妨げるものではない。

標準木の選び方	内容
原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前期調査で測定した立木を選ぶ。(立木番号を照合。)</li> <li>・ 大小様々な直径階から最低 20 本を選ぶ。(林分を分割した場合、林分ごとに 20 本。)</li> <li>・ 直径が最大の立木は必ず対象とする。</li> <li>・ 樹種は混在していてもよいが、それぞれの直径階ごとに平均的な樹高となっている立木を選ぶ。</li> <li>・ 個体識別のため、ナンバークラップ等を付し、調査表の立木番号欄に番号(数字のみ)を記入しておく。</li> </ul>
前期調査で測定した立木とは異なる立木を選定する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林況等の変化により標準木とは見なせなくなった立木については除外し、新たな立木を標準木に加える。</li> <li>・ 直径成長により小径木を代表する標準木がなくなつた場合には、必要に応じて標準木を入れ替える。</li> <li>・ 前期調査で測定した立木が、番号が照合できないなど 20 本に満たない場合は、原則に基づいて新たな立木を選定する。</li> <li>・ 前期の調査で斜立木等標準木として望ましくない立木を調査している場合。</li> </ul>
様々な場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロット内立木が 20 本以下の場合には、すべての立木を測定。(すべての立木にナンバークラップ等を付す。)</li> <li>・ 斜立木、先折れ生立木は出来るだけ選ばない。健全木が 20 本に満たない場合は、斜立、先折れも対象とする。</li> </ul>

標準木が適切に測定されている場合の樹高曲線と、偏った標準木による樹高曲線の例を下図に示す。標準木が適切に選定・測定されない場合は、樹高曲線が歪み、樹高未測定木の樹高推定において誤差が大きくなる可能性がある。



--- 標準木が適切に測定された場合の樹高曲線    - - - 樹高曲線  
 ※ 上記の 3 例では、標準木の測定が適切でないために、樹高が過大に推定されている。

標準木の樹高測定方法

項目	測定方法	目的
測定対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前項の基準により選んだ標準木。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹高曲線により、樹高未測定木の樹高を推定する。</li> </ul>
樹高	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として山側地際から梢端までの樹幹長を、低木は測桿で、測桿が届かない高さのものはパーテックスなどの測高器で測定する。</li> <li>・ 目測は決して行わない。</li> <li>・ 0.1m 単位で測定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パイオマスを求めるために、曲がり部分も樹高として樹幹長を測定する。</li> </ul>
地上 20cm 直径	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹高を測定した標準木のうち、5 本について、地上 20cm 高さの直径を測定する。(後述)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採された場合の胸高直径推定のため。</li> </ul>
立木番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹高、地上 20cm 直径を測定した立木にはナンバークラップなどを付す。</li> <li>・ 立木番号欄に記入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体識別のため。</li> </ul>

計測用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測桿</li> <li>・ ブルーメライス</li> <li>・ パーテックスなど超音波測高器</li> <li>・ トウルーパールスなどレーザー測高器</li> </ul>	ブルーメライスは予備とする。
------	--	----------------



レーザー測高器1：トウルーパールス（右は、自作の反射板）



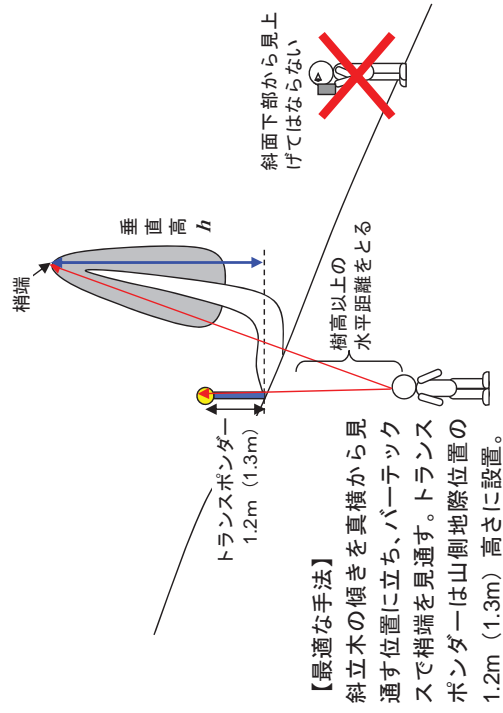
レーザー測高器2：パーテックスレスレーザー（音波計測機能も併せ持つ）

様々な場合	測定方法
<p>原則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低 20 本の標準木について樹高を測定する。</li> <li>・ 原則として山側地際から梢端までの樹幹長を、低木は測桿で、測桿が届かない高さのものはパーテックスなどの測高器で測定する。</li> <li>・ 目測は決して行わない。</li> <li>・ 0.1m 単位で測定する。</li> <li>・ 樹高、地上 20cm 直径を測定した立木にはナンバートレーブなどを付す</li> <li>・ 立木番号欄に記入。</li> </ul>	
	<p>岩や倒木上に成育し、根上がりしている場合 (倒木などが消滅している場合も同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準木にはなるべく選ばない。</li> <li>・ 樹幹の付け根（胸高直径の測定の基準とした位置：マーキング位置）から樹高を測定</li> <li>・ 備考欄には「根上がり」と根の高さを記入。</li> </ul>
	<p>亜熱帯地方などで板根が発達している場合 ヒルギ類の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準木にはなるべく選ばない。</li> <li>・ 樹幹の付け根（胸高直径の測定の基準とした位置：マーキング位置）から樹高を測定。</li> <li>・ 備考欄には「板根」と板根の高さを記入。</li> </ul>
<p>ガジュマルのように、個々の立木の直径を測定することが不可能な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準木には選ばない。</li> </ul>	
<p>小径木が密生し 1/4 調査とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胸高直径を測定した立木を対象に、通常通りの条件で樹高を測定する。</li> </ul>	
<p>タケ類（マダケ、モウソウチク、ハチク）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の高木が優占している場合は、標準木には選ばない。</li> <li>・ タケが優占している場合は、通常の立木と同様に測定。</li> <li>・ その他タケ、ササは下層植生調査において調査する。</li> </ul>	

	<p><b>斜立木</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なるべく標準木には選ばない。</li> <li>・ 原則として、山側地際から梢端までの樹幹長（幹の曲がりに沿った長さ）を測定する。</li> <li>・ 樹幹長が測定できない場合は、樹長（山側地際と梢端を結んだ直線の長さ）を測定する。</li> </ul>
<p><b>通直で傾いている場合</b></p>	<p><b>樹幹長 TL の測定</b></p> <p>通直で傾いている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低木は測桿を沿わせて測定する。</li> <li>① クリノメーターを幹に当て、幹の傾き <math>\theta</math> を測定する。</li> <li>② パーテックスのトランスポンダーを設置して垂直高 <math>h</math> を測定する。</li> <li>③ <math>TL = \frac{h}{\cos \theta}</math></li> </ul>
<p><b>根曲がりの場合</b></p>	<p><b>樹幹長 TL の測定</b></p> <p>根曲がりの場合（曲がりが 1.2m 以内）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 曲がり部分をメジャーで測定。</li> <li>② 山側地際から 1.2m (1.3m) 位置が通直になっていれば、そこにトランスポンダーを設置して梢端までの垂直高 <math>h</math> を測定する。</li> <li>③ 垂直高 <math>h</math> が樹幹長 <math>TL</math> となる。</li> </ol> <p>根曲がりの場合（曲がりが 1.2m より長い）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 山側地際から通直になる位置までメジャーで測定する (<math>L</math>)。</li> <li>② 通直になる位置を根元とみなして、1.2m (1.3m) の高さでトランスポンダーを設置して梢端までの垂直高 <math>h</math> を測定する。</li> <li>③ <math>TL = h + L</math></li> </ol>

<p><b>全体が湾曲している場合</b></p>	<p><b>樹長 l の測定</b></p> <p>全体が湾曲している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低木は測桿を沿わせて測定する。</li> <li>① 測量ポールなどで山側地際と梢端を結ぶ樹長を指す。</li> <li>② 樹長を示す測量ポールにクリノメーターを当て、傾き <math>\theta</math> を測定する。</li> <li>③ トランスポンダーの高さを山側地際から 1.2m (1.3m) の高さで設置して梢端までの垂直高 <math>h</math> を測定する。</li> <li>④ <math>l = \frac{h}{\cos \theta}</math></li> </ul>
---------------------------	---

### 垂直高の測定方法



### 【最適な手法】

斜立木の傾きを真横から見通す位置に立ち、パーテックスで梢端を見通す。トランスポンダーは山側地際位置の 1.2m (1.3m) 高さに設置。

- (ア) パーテックス (Haglof 社製 Vertex III 及び Vertex IV) 使用上の注意
- パーテックスを使用する際には、機器に付属するマニュアルをよく理解した上で、特に以下の点について注意する。
- 超音波は温度によって速度が変わってしまうため、パーテックスは電源を入れて 10 分以上外気の温度になじませ使用する。また使用中は絶えず外気にさらす。

Setup 画面では、下図と同様の設定となるよう確認する。(北海道は T.HEIGHT=1.3)

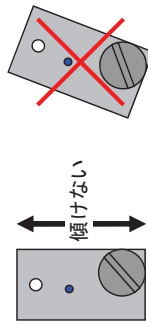


測定の際、測定木に対して十分な距離を取り(樹高以上の距離)、樹冠の頂点を確認できる場所から測定する。トランスポンダーは超音波反射部分を胸高位置に設置する。

トランスポンダーを設置する者が測定木を揺らし、測定者は揺れた先端を確認する。これにより他の立木の誤測定を防ぐことができる。

測定の際、角度が狂わないようパーテックスを傾けない。

一つの樹木に対する測定は 3~4 回行い平均する。



トランスポンダーはセミの声、溪流の音などにより距離計測が不可能となる場合がある。この時は斜距離を巻尺で計測し、パーテックスに入力することで樹高を計測することができる。手法は参考資料を参照。



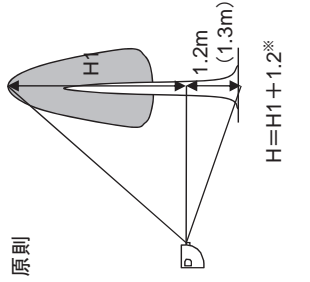
(イ) レーザー測高器 (Laser Technology 社製 TruPulse、Haglof 社製 Vertex Laser など) 使用上の注意

レーザーの反射により距離を計測し、樹高を計測する測高器は、セミの声や溪流の音が響く条件下でも、計測を行うことができる。しかし、林内で使用する場合は、下層植生等に反射して距離が正しく計測できないことが多い。機器の使用法上では反射器を使用しなくてもよいとされている場合があるが、計測立木を確実に視認し、他の立

木を誤って計測することを防ぐため、必ず計測対象立木に反射器を設置する。反射器は、測量用反射プリズムが最も適しているが、反射テープなどアルミ板などに貼り付けて利用してもよい(写真参照)。

ウ) プルメーライズ使用上の注意

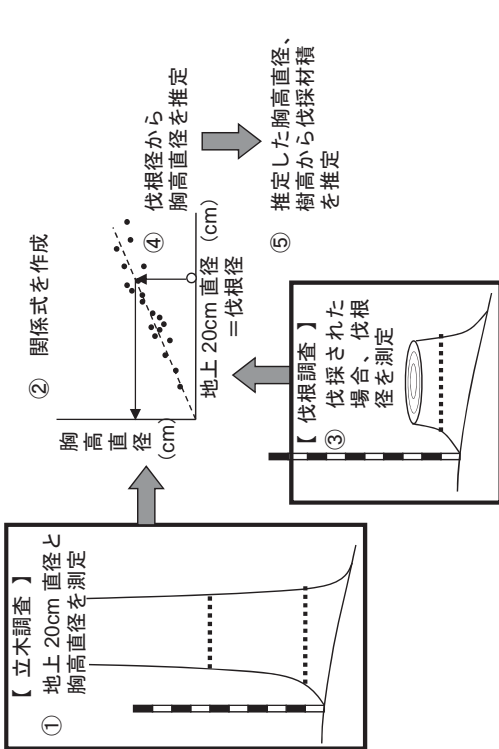
原則として、胸高位置から水平に 20m 離れて使用する。水平に距離がとれない場合は、補正が必要である。



カ) 地上 20cm 直径

伐採された場合には、伐採材積を推定する必要がある。伐根径から胸高直径を推定するための関係式を求めするため、あらかじめ胸高直径 5.0cm 以上の生立木の地上 20cm 位置の直径(伐根径に相当)と胸高直径を測定しておく。

項目	測定方法	目的
測定対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹高を測定した標準木のうち、5本</li> <li>胸高直径 5.0cm 以上。</li> </ul>	立木番号により個体識別が可能のため。
地上 20cm 直径	<ul style="list-style-type: none"> <li>山側の地際から 20cm 高さの直径。</li> <li>直径巻尺により 0.1cm 単位で測定する。</li> </ul>	伐採された場合の胸高直径推定のため。



キ 立木ごとの確認項目

枯損している場合や立木に損傷、異常等がある場合には、各欄にチェックを入れた上、胸高直径等を測定する。(野帳記載例 p.82 参照)  
事前に、実施主体から病虫獣害の多い地域や、気象害が発生した地域などの地域情報を入力する。ただし、これまで情報のない地域における被害についても注意して確認する。

区分	判定基準	目的										
枯損	<ul style="list-style-type: none"> <li>立木が枯損している場合に○を付す。</li> <li>次項の「立木の損傷・異常」で該当するものがあれば両方に○を付す。</li> </ul>	枯損木のバイオマス量を推定する。 病虫害の被害程度を推定する。										
損傷・異常	<ul style="list-style-type: none"> <li>生立木で、該当する損傷・異常が見られるものに○を付す。</li> </ul>	異常木の数量から、林分における病虫害の被害程度を推定する。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選択肢</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洞</td> <td>動物の巣穴、その他空洞ができている。</td> </tr> <tr> <td>裂</td> <td>裂傷がある。(凍裂、落雷など。)</td> </tr> <tr> <td>ヤニ</td> <td>樹脂・樹液が漏出している。</td> </tr> <tr> <td>先</td> <td>先折れ、樹冠内で折れており、想定される樹冠の1/3以上が欠損している。</td> </tr> </tbody> </table>	選択肢	基準	洞	動物の巣穴、その他空洞ができている。	裂	裂傷がある。(凍裂、落雷など。)	ヤニ	樹脂・樹液が漏出している。	先	先折れ、樹冠内で折れており、想定される樹冠の1/3以上が欠損している。	
選択肢	基準											
洞	動物の巣穴、その他空洞ができている。											
裂	裂傷がある。(凍裂、落雷など。)											
ヤニ	樹脂・樹液が漏出している。											
先	先折れ、樹冠内で折れており、想定される樹冠の1/3以上が欠損している。											

<ul style="list-style-type: none"> <li>該当するものに○を付す。(枯死していない場合、枯死か否かの判断が困難な場合でも、該当すればチェックする。)</li> <li>枯死している場合は、同時に枯損にもチェックを入れる。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選択肢</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>折</td> <td>幹折れ、樹冠部より下で折れている。 キノコが生えている。</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>堅いキノコ(サルノコシカケの類)、柔らかいキノコ(ナラタケ等)が生え、樹幹の腐朽が始まっている。</td> </tr> <tr> <td>色</td> <td>紅葉期でないにもかかわらず、葉が1/2以上変色している。</td> </tr> <tr> <td>落</td> <td>落葉期でないにもかかわらず、葉が1/2以上落ちている。</td> </tr> </tbody> </table>	選択肢	基準	折	幹折れ、樹冠部より下で折れている。 キノコが生えている。	キ	堅いキノコ(サルノコシカケの類)、柔らかいキノコ(ナラタケ等)が生え、樹幹の腐朽が始まっている。	色	紅葉期でないにもかかわらず、葉が1/2以上変色している。	落	落葉期でないにもかかわらず、葉が1/2以上落ちている。	枯損の要因となり得る異常についてチェックする。 異常木の数量から、林分における病虫害の被害程度を推定する。
選択肢	基準											
折	幹折れ、樹冠部より下で折れている。 キノコが生えている。											
キ	堅いキノコ(サルノコシカケの類)、柔らかいキノコ(ナラタケ等)が生え、樹幹の腐朽が始まっている。											
色	紅葉期でないにもかかわらず、葉が1/2以上変色している。											
落	落葉期でないにもかかわらず、葉が1/2以上落ちている。											
獣害	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物が原因と見られる樹皮の剥皮(摂食、爪とぎ、角擦り)、枝葉食害がある場合に○を付す。</li> <li>「哺乳類による森林被害ウォッチング 加害動物を判定するために」※を参照して痕跡から加害動物の種を判定し、シカ→カ、カモシカ→牦、クマ→カ、ノネズミ→鼠に○を付す。</li> </ul>	被害本数から獣害の程度を推定する。										

葉の変色などによる枯損や先折れの判定は、見落とさないよう、樹冠をよく確認する。(野帳をとる者については、立木とある程度間隔をとり、樹冠を確認できる位置で行うこと。)

異常、枯損が多い場合は、病虫害、気象害の発生した可能性があるため、注意して観察し、被害要因を立木調査総括表(様式3-2)被害情報欄に記入する。

※ 参考図書の手先 一般社団法人全国林業改良普及協会 <http://www.ringyou.or.jp/>



(12) 立木調査総括表の記入（様式3-2）

本様式は、プロットごとく作成する。内容は、調査林分ごとに記入する項目とプロット全体について記入する項目がある。林分4、林分5については、本様式を2枚目として用いる。

ア 林分構成

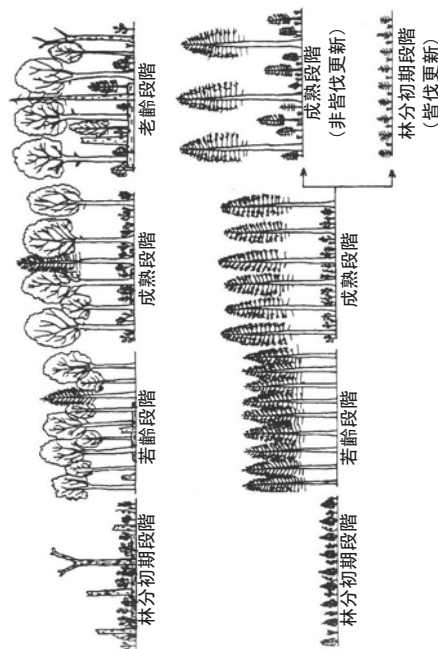
調査林分ごとに記入する。  
調査項目のうち、林分の発達段階は、林分構造の変化の特色を段階的に捉えるものである。構造の変化は機能の変化と密接な関係があることから、その把握は森林管理上も重要である。

項目	内容														
優占樹種	林冠を構成する樹種のうち、材積割合において主要なもの1種又は2種を目視で判定し、記入する。														
林分の発達段階	<p>植生遷移の中に位置づけられる林分の発達段階を判断し、○を付す。</p> <div style="text-align: center;"> <pre>             graph TD             A[人工更新 (植栽・播種)] --&gt; B[天然更新 (天然下種・萌芽)]             B --&gt; C[施業あり]             B --&gt; D[施業なし]             </pre> </div> <p>1. 現在成立している林分が更新された方法、その後の施業の有無を区別する。                  不成績造林地などで、天然更新木が植栽木より優占している場合は、天然更新とする。                  天然更新後の施業の有無が現況林分から不明な場合は、施業なしとする。</p> <p>2. 林分の階層構造に着目して林分の発達段階を判断する。実際の林分構造に基づいた判定とし、森林簿の林齢は参考とすることとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">判定基準</th> <th colspan="2">林齢の目安</th> </tr> <tr> <th>人工更新</th> <th>天然更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期</td> <td>大規模な撓乱（皆伐、山火事など）の後、木本類と草本類が同じ階層で競争しあう状態から、木本類が草本類を超え、林冠を形成し始めるまでの段階。</td> <td>～10年 下刈り、つる切りが必要 な段階。</td> <td>～15年</td> </tr> <tr> <td>若齢</td> <td>高木性の樹種が林冠を閉鎖してからの数十年間、隣接木の枝葉同士が入り組み合うほど閉鎖の度合いが高く、林床はかなり暗くなり、新たに植生が侵入してくることは少なくなる段階。下層植生が乏しく、階層構造は単純。</td> <td>10～</td> <td>15～ 40、50年 30%程度の 間伐など通 常の施業を 含む。</td> </tr> </tbody> </table>	段階	判定基準	林齢の目安		人工更新	天然更新	初期	大規模な撓乱（皆伐、山火事など）の後、木本類と草本類が同じ階層で競争しあう状態から、木本類が草本類を超え、林冠を形成し始めるまでの段階。	～10年 下刈り、つる切りが必要 な段階。	～15年	若齢	高木性の樹種が林冠を閉鎖してからの数十年間、隣接木の枝葉同士が入り組み合うほど閉鎖の度合いが高く、林床はかなり暗くなり、新たに植生が侵入してくることは少なくなる段階。下層植生が乏しく、階層構造は単純。	10～	15～ 40、50年 30%程度の 間伐など通 常の施業を 含む。
段階	判定基準			林齢の目安											
		人工更新	天然更新												
初期	大規模な撓乱（皆伐、山火事など）の後、木本類と草本類が同じ階層で競争しあう状態から、木本類が草本類を超え、林冠を形成し始めるまでの段階。	～10年 下刈り、つる切りが必要 な段階。	～15年												
若齢	高木性の樹種が林冠を閉鎖してからの数十年間、隣接木の枝葉同士が入り組み合うほど閉鎖の度合いが高く、林床はかなり暗くなり、新たに植生が侵入してくることは少なくなる段階。下層植生が乏しく、階層構造は単純。	10～	15～ 40、50年 30%程度の 間伐など通 常の施業を 含む。												



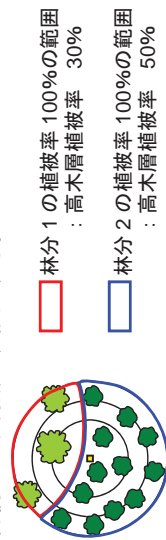
	例外的に下層植生が多い場合：落葉樹林、林縁部、やせた土壌の林分で上層木の樹冠の発達が悪く林冠閉鎖の度合いが小さいなど。	
成熟	高木層の樹冠同士に自然に隙間ができて林床の光環境がよくなり、下層植生、低木層が豊かになるが、光環境に一定の制限があり、亜高木層までは発達せず、二段林的な構造となる段階。	50～年 30%程度の間伐など通常の施業を含む。
老齢	高木層に優勢する大径木の中に、衰退木や立ち枯れ木、倒木が生じる。そのため随所にギャップが生じ、光環境の多様化によって下層木が成長したり、新たな侵入木が成長したりするなど、様々な大きさの木が成立するようになり、水平方向のパッチ構造と垂直方向の階層構造が発達した段階。	150年～ 収穫が目的であり、立木が枯れ木、倒木が林内に放置されることがない。
攪乱	若齢段階が成熟段階で中程度の攪乱（強度間伐、気象害など）を受けた森林。攪乱の影響により構造が複雑となる。各段階に当てはまらない場合（繰り返し収穫された萌芽林など）。	

引用文献「森林生態学 持続可能な管理の基礎」藤森隆郎、全国林業改良普及協会、2006年



林分の発達段階の模式図（藤森）

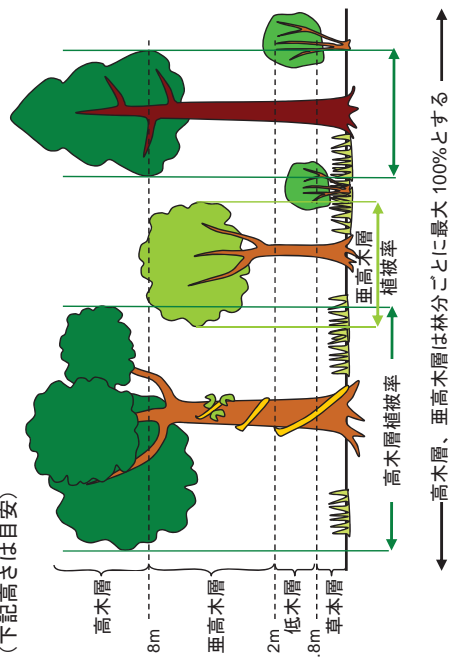
高木層、亜高木層ごとに、葉、樹冠の投影面積率をおおむね 10%単位で目視により判断し、記入する。



階層は、主要な葉群（葉の集まり）の位置から相対的に高木層、亜高木層、低木層、草本層を区分するが、目安としての高さは下表のとおりとする。

階層	目安の高さ	植被率調査の対象範囲
高木層	8.0m 以上	林分ごと
亜高木層	2.0m 以上～8.0m 未満	林分ごと
低木層	0.8m 以上～2.0m 未満	植生調査区ごと
草本層	0.8m 未満	植生調査区ごと

階層構造は相対的に区分する。（下記高さは目安）



※優占樹種、更新方法の判断は、樹冠を構成する上層木を対象とする。  
※林分の発達段階は、林齢に拠らず、林分構造で判断することとする。（タケが侵入した林分、人工林に広葉樹が侵入した林分についてなどは、「攪乱」として判断すること。）

施業形跡	5年以内に施業を実施したと推定される形跡があった場合、以下から選んで○を付す。
項目	内容
伐根	伐採後に残る根株。除伐による小径木の伐根も対象とする。
伐倒木	林地に残された伐採木の樹幹部。
末木枝条	伐採木の搬出後に残された枝や丸太、枝打で落下した枝。
枝打痕	立木の樹幹に残る枝打痕。
下刈跡	幼齢林において雑草木を刈り払った跡。
補栽	皆伐跡地に新たに植え付けられた苗木。
補植	造林地において活着しなかった部分へ植え付けられた苗木。苗木または択伐跡地に植え付けられた苗木。
人工播種	人為的に播種された種子。
天然更新補助作業	天然更新の促進を目的とする地かき等の人為的な更新補助作業痕。

### イ プロットに関する特記事項

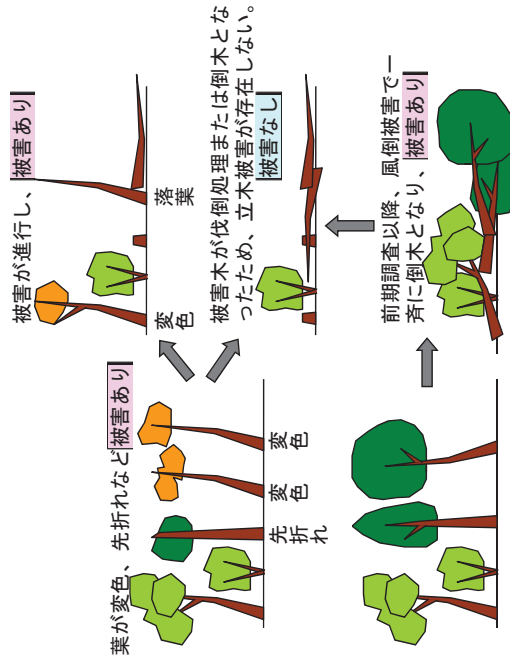
林分が分割されている場合でも、調査プロット全体について記入する。

立木調査において、立木被害（枯損、樹幹異常など）や動物の分布が確認された場合に記入する。被害等が見られない場合は、なしに○を付す。

被害種別が不明な場合は、「その他」に「不明」と記入する。枯損木があるプロットで被害「なし」の場合は、自然枯損とみなされる。

被害木が伐倒処理され現地に存在しない場合、全て倒木になっている場合は、被害が収束したものと考え、被害なしとする。ただし、全て倒木になっていても前期調査以降に新たに発生したと考えられる場合は、被害ありとする。

一見して被害が確認できない場合でも、前期野帳と比較して立木本数が大きく減少している場合は、注意して観察し、減少した要因を推定し、推定の根拠等をその他欄に記入する。複数の要因が複合している場合（例：病害で枯れ、風害で折れた）も多いと考えられるので、留意が必要である。




都道府県、森林管理局等より、以下の情報を事前に入手し、これらの被害が発生している可能性を念頭に置きながら調査を実施する。


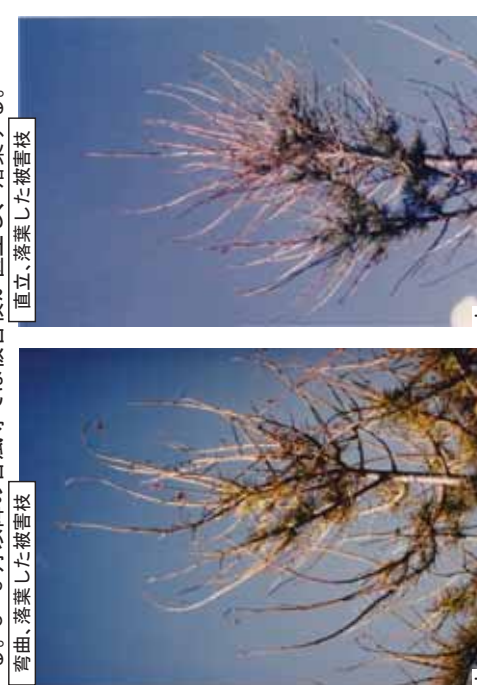
都道府県、森林管理局等からの地域情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域で流行中の病虫獣害。</li> <li>・ 近隣地域で流行しており、今後、当該地域への侵入が懸念される病虫獣害。</li> <li>・ 5年以内に発生した大規模な気象害。</li> </ul>
--------------------	---

立木調査において立木被害が確認された場合は、1本でも病虫害の発生の可能性があるため、注意して観察する。複数の被害等が確認された場合は、該当するもの全てに○を付す。

項目	内容
病虫害被害情報	<p>選択肢：松くい虫（マツ材線虫病）・ナラ枯損・スギカミキリ・カラマツ先枯病・カイガラムシ・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の場合は、詳細を記入し、要因が不明な場合は、「不明」と記入する。</li> <li>判定のポイントは、次ページ参照。</li> </ul>
気象害等	<p>選択肢：風害・雪害・凍害・落雷・水害・火災・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の場合は、詳細を記入し、要因が不明な場合は、「不明」と記入する。</li> <li>先折れ、中折れ木が確認された場合は風害、雪害の可能性がある</li> <li>寒冷地のトドマツ、スギなどに裂傷が見られた場合は、凍裂害の可能性がある。</li> </ul>
動物情報	<p>選択肢（種）：シカ・カモシカ・クマ・イノシシ・ノウサギ・サル・ノネズミ・その他</p> <p>選択肢（痕跡）：剥皮・摂食痕跡・糞・足跡・体毛・その他・ブラウジン グライン（シカのみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的にシカの被害が問題となっているので、注意して確認する。</li> <li>シカのブラウジングライン（ディアラインともいう）とは、シカの口が届く高さ2m程度以内の枝葉がほとんど食べられ、奥が見通せる状況のこと。</li> <li>樹上のクマ棚、ヌタ場などが確認された場合は、その他に○を付し、内容を記入する。</li> <li>動物種が不明な場合は、その他欄に「不明」と記入する。</li> <li>「哺乳類による森林被害ウオッチング 加害動物を判定するために」※を参照し、痕跡から加害動物の種を判定する。</li> <li>被害のみではなく、生物多様性の指標として、その他動物の生息痕跡等が確認された場合はその他欄に記入する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期野帳と比較して立木本数が大きく減少している場合は、減少した要因を推定し、推定の根拠等を記入する。</li> <li>プロット内、及びその周辺の状況で注意すべき点があれば記入する。</li> </ul> <p>【記入例】</p> <p>「前期調査時より立木本数が減少している。平成〇年の台風による風倒被害が発生した地域のため、風害ありと推定した。伐根は被害木処理の痕跡と考えられる。」</p> <p>「立木に剥皮が見られるが、伐出の際の傷であり、獣害の可能性は低い。」</p> <p>「プロット内には被害は見られないが、周辺地域ではシカの食害が見られた。」</p>

<p>松くい虫（マツ材線虫病）</p>	 <p>変色葉がついた状態 (被害後2~3年は赤葉が残る)</p> <p>葉が落ちて枝がついている状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツに発生する。</li> <li>葉が赤く枯れだしてから、樹皮に傷をつけても傷口から松ヤニが出ない。</li> </ul>
ナラ枯損	 <p>葉が赤変したミズナラ 紅葉期前なので判別が可能</p> <p>被害木の根元付近にフラス（細かい木くず）が堆積した様子</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブナ科の立木（ブナ属を除く）に発生する。</li> <li>被害の大きい樹種はミズナラとコナラであり、特にミズナラ大径木で多く見られる。</li> <li>被害発生当年は、夏季に葉が赤変、根元にフラス（木屑と糞が混じったもの）が堆積。林内に発酵臭が漂う。</li> </ul>

写真提供 \* 一般社団法人日本森林技術協会 顧問 田中潔 氏

<p>スギカミキリ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スギ、ヒノキ、サワラに発生する。</li> <li>スギでは、幼虫の食害痕の巻き込みにより樹皮が盛り上がるなどする(ハチカミ)。</li> <li>ヒノキの食害痕は横方向に長い。環状剥破状態になり、枯死にいたる。</li> </ul>  <p>被害木(スギ)外観 * * *</p> <p>被害木(ヒノキ)外観 *</p> <p>被害木(スギ)外観 * * *</p> <p>被害木(ヒノキ)樹皮を剥いた状態。枯死し、樹皮が剥かれるとこのような食痕が現れる。 *</p>	<p>カラマツ先枯病</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カラマツに発生する。風衝地で多く発生。</li> <li>6~7月の台風等による被害では新梢が褐変、弯曲・下垂し、落葉する。8~9月以降の台風等では被害枝が直立し、落葉する。</li> </ul>  <p>弯曲、落葉した被害枝 *</p> <p>直立、落葉した被害枝 *</p>
---	---

写真提供 一般社団法人日本森林技術協会 顧問 田中潔氏  
\* \* \* 独立行政法人森林総合研究所 植原 寛 氏  
\* \* \* 独立行政法人森林総合研究所「森林被害対策シリーズNo.2 スギカミキリ被害の総合管理」2006年3月

<p>カイガラムシ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの種があり、広葉樹に発生する。</li> <li>近年、カツラマルカイガラムシによるクリ、広葉樹二次林への被害が拡大している。</li> </ul>  <p>カツラマルカイガラムシが一面に寄生した樹幹</p> <p>被害の始まり(葉が萎凋し、褐変)</p>
--

写真提供 山梨県森林総合研究所 大澤正嗣氏

【記入例】

被害情報	なし(あり)	[松くい虫(マツ材線虫源)・ナラ枯損・スギカミキリ]
気象害等	なし(あり)	[カラマツ先枯病・カイガラムシ・その他(風害・凍害・雪害・落雷・水害・火災)]
シカ	なし(あり)	[剥皮・食痕(糞)・足跡・体毛・アセビのみ群生]
カモンカ	なし(あり)	[剥皮・食痕・糞・足跡・体毛・その他(クモ)]
イノシシ	なし(あり)	[剥皮・食痕・糞・足跡・体毛・その他(ノウサギ)]
サル	なし(あり)	[剥皮・食痕・糞・その他(ノネズミ)]
その他(被害以外も可)	なし(あり)	[剥皮・食痕・糞・足跡・目撃・鳴声・その他(オオダマ)]

(13) 伐根調査表の記入 (様式 4)

ア 格子点 ID・林分番号・伐根有無

調査林分ごとに調査用紙を変え、林分番号を記入する。

調査漏れと、調査したが伐根が無い場合を区別するため、伐根のあり、なしを記入する。

イ プロット

通常調査プロットと特定調査プロットで調査項目が異なるため、区別して○を付す。

特定調査プロットは、一般調査点、項目別調査点の項目 1～3 の格子点 ID の末尾が 0 または 5 のプロット及び項目別調査点の項目 4. 「伐採跡地又は自然災害による攪乱跡地の調査」全てとなる。

ウ 伐根径

過去 5 年間 (前期の調査以降) に新たに出現した伐根のみを調査する。

調査した伐根は、ナンバークレープを付す。(第 3 期 3 年目まではスプレーパーによるマーキング)

	調査内容
新規設定・再設定プロット	ナンバークレープによる伐根へのマーキングのみを行う。 伐根径の測定は行わない。
二回目調査以降	前期までにつけたマークのない新しい新しい伐根を調査する。

伐根径の測定方法

項目	測定方法
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>小円・中円は伐根径 5.0cm 以上。</li> <li>大円は伐根径 18.0cm 以上。</li> <li>マーキング、ナンバークレープがない伐根を新しい伐根とする。</li> </ul>
伐根径	<ul style="list-style-type: none"> <li>山側の地際から 20cm の高さの位置 (高さが 20cm 以下の場合には伐採面) の直径。</li> <li>直径巻尺を用いて 0.1cm 単位で測定。</li> <li>巻尺を使用する場合は、2 方向から測定し、その平均を伐根径とする。</li> </ul>
マーキング	調査完了時には、伐採面にナンバークレープを付す。

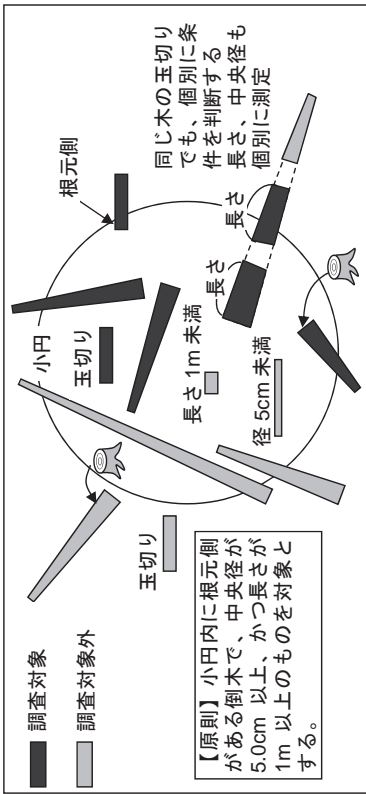
(14) 倒木調査の方法と調査表への記入 (様式 5)

本様式は、特定調査プロットのみで作成する。特定調査プロットは、一般調査点、項目別調査点の項目 1～3 の格子点 ID の末尾が 0 または 5 のプロット及び項目別調査点の項目 4. 「伐採跡地又は自然災害による攪乱跡地の調査」全てとなる。

森林全体のバイオマスを考える場合、倒木のバイオマス推定が必要となるため、倒木調査を実施する。

調査漏れと、調査したが倒木が無い場合を区別するため、倒木のあり、なしを記入する。

項目	測定方法																		
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>小円内に根元側がある倒木で、中央径が 5.0cm 以上、かつ長さが 1m 以上のもの。</li> <li>間伐材、玉切りなどを含み、小円内にもともと生育していたものか否かは問わない。</li> <li>モウソウチク、ハチク、マダケは対象とする。</li> <li>幹や枝の一部でも接地しているものを対象とする</li> <li>地面に半分以上埋没しているもの、腐朽度 5 で計測しがたいものは対象としない。</li> <li>ナンバリングは不要。</li> <li>全長の 1/2 位置の直径。</li> <li>巻尺により 0.1cm 単位で測定する。</li> <li>巻尺により、全長を 0.1m 単位で測定する。</li> <li>倒木に至った原因を推定する。 人為：間伐、除伐など。 自然：風害、枯損など。</li> </ul>																		
中央径																			
長さ																			
原因																			
腐朽度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>腐朽度</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木 0</td> <td>枯死直後。枝にはまだ葉がついている。</td> </tr> <tr> <td>木 1</td> <td>形成層のみ腐朽。大枝は残っている。</td> </tr> <tr> <td>木 2</td> <td>辺材が腐朽。大枝は残っている。</td> </tr> <tr> <td>木 3</td> <td>心材も腐朽。幹のみ状態。</td> </tr> <tr> <td>木 4</td> <td>辺材が消失。心材のみが残っている。</td> </tr> <tr> <td>木 5</td> <td>材の原形をとどめていない。</td> </tr> <tr> <td>タケ 1</td> <td>倒れており地表にあるがまだ硬さを保っている程。</td> </tr> <tr> <td>タケ 2</td> <td>足で踏むと簡単に割れる程度に硬さが腐っているもの。</td> </tr> </tbody> </table>	腐朽度	状態	木 0	枯死直後。枝にはまだ葉がついている。	木 1	形成層のみ腐朽。大枝は残っている。	木 2	辺材が腐朽。大枝は残っている。	木 3	心材も腐朽。幹のみ状態。	木 4	辺材が消失。心材のみが残っている。	木 5	材の原形をとどめていない。	タケ 1	倒れており地表にあるがまだ硬さを保っている程。	タケ 2	足で踏むと簡単に割れる程度に硬さが腐っているもの。
腐朽度	状態																		
木 0	枯死直後。枝にはまだ葉がついている。																		
木 1	形成層のみ腐朽。大枝は残っている。																		
木 2	辺材が腐朽。大枝は残っている。																		
木 3	心材も腐朽。幹のみ状態。																		
木 4	辺材が消失。心材のみが残っている。																		
木 5	材の原形をとどめていない。																		
タケ 1	倒れており地表にあるがまだ硬さを保っている程。																		
タケ 2	足で踏むと簡単に割れる程度に硬さが腐っているもの。																		



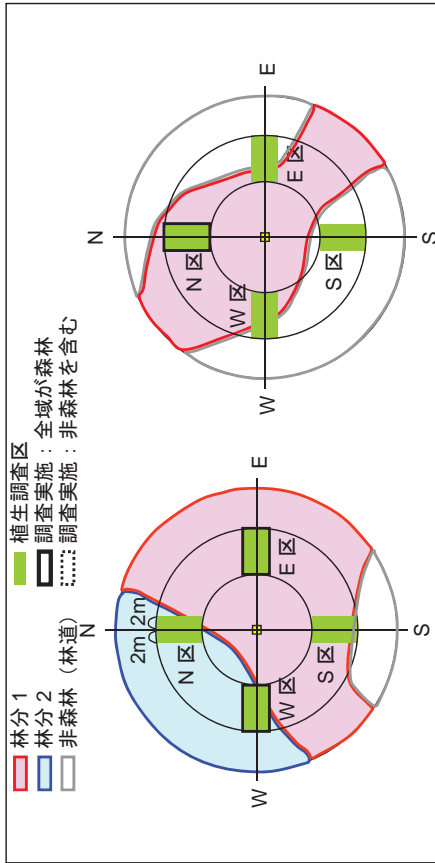
(15) 下層植生及び土壌侵食調査表の記入 (様式6)

ア 下層植生調査の対象

中心杭から東西南北の4方向のラインに沿って、中円の内周と外周の間(中円ドーナツ型部分)を片側斜距離2mずつ(合計幅4m)の長方形のサブプロット(以下、植生調査区という)を方位ごとにそれぞれN区、E区、S区、W区とする。植生調査区の長辺(中円の内周と外周の間の斜距離)の長さは、プロットの最大傾斜に基づき設定される中円の半径に応じてプロットごとに異なるが、およそ6mとなる。

下層植生調査においては、このうち、原則として、全域が森林に含まれる植生調査区2箇所(N区、S区)を対象とし、2mの測量用ポールをあてながら調査を行うこととする。

原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植生調査区2箇所(N区、S区)を対象とする。</li> <li>・ 前期調査を実施した植生調査区(前期野帳を参照する)を対象とする。</li> </ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象範囲を植生調査区に限定することで、継続的に漏れなく種を確認することを目的とする。</li> <li>・ プロット内に多く分布する種や希少種が植生調査区内に出現しない場合もある。(その場合は「植生調査区外の特記種」欄に記載する。)</li> </ul>
非森林(森林以外の土地)を含む植生調査区がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全域が森林の植生調査区のうち、可能な限り対角に位置する2箇所を対象とする。(N区とS区のペアを対象と出来ない場合にE区とW区のペア、次に他とする。)</li> <li>・ 非森林を含む植生調査区は対象外とする。</li> </ul>
野帳様式の記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象とする植生調査区を、「様式2-2調査プロット情報(見取り図)」に記入する。</li> <li>・ 「様式6下層植生及び土壌侵食調査表」に記入する。</li> </ul>



【記入例】

上左図の場合、全域が森林に含まれる3箇所の植生調査区のうち、S区に非森林がかかるため、原則のN区、S区は対象とできない。対角に位置するE区、W区を対象とし、様式6に記入する。

下層植生及び土壌侵食調査表			
植生調査区	E区	林分番号	1
植生調査区	W区	林分番号	1,2
上右図の場合、全域が森林のN区のみを対象とし、様式6に記入する。			
下層植生及び土壌侵食調査表			
植生調査区	N区	林分番号	1
植生調査区	区	林分番号	区

イ 林分番号

上図記入例のとおり、調査対象とする各植生調査区について、かかる林分番号を記入する。複数林分がかかる場合は、全ての林分番号を記入する。

ウ 下層植生調査

階層は、主要な葉群(葉の集まり)の位置から相対的に高木層、亜高木層、低木層、草本層を区分するが、目安としての高さは下表のとおりとする。

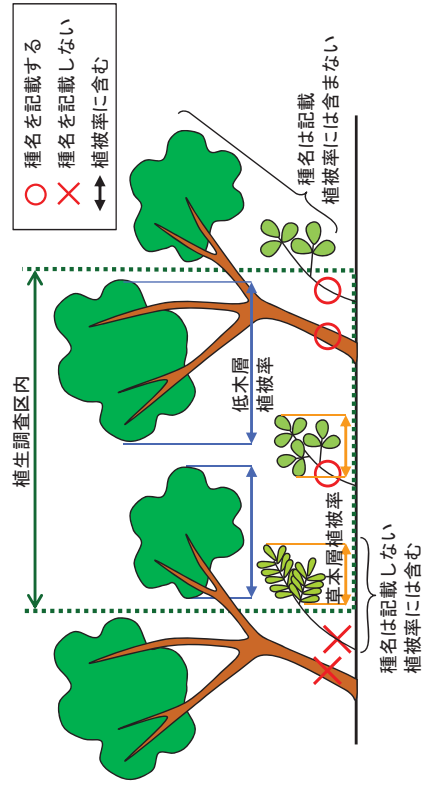
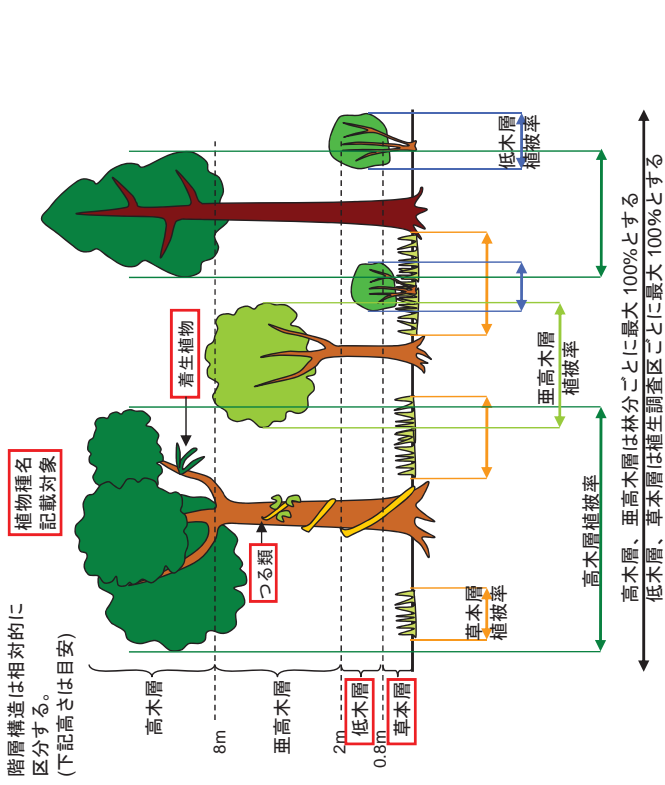
階層	目安の高さ	植生調査の対象範囲
高木層	8.0m以上	林分ごと
亜高木層	2.0m以上~8.0m未満	林分ごと
低木層	0.8m以上~2.0m未満	植生調査区ごと
草本層	0.8m未満	植生調査区ごと

下層植生調査の項目と内容は以下のとおりとする。調査精度を保つため、植生調査区1箇所に対し、目安として15分以上の時間をかけて調査を実施すること。調査対象についてはp.98の図を参照。

項目	内容	目的・留意点
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、N区とS区と2植生調査区。</li> <li>中心杭と4方位杭を結ぶラインに沿って、2mの測量ポールを片側ずつあてながら植生調査区の範囲内を調査する。</li> <li>低木層、草本層における維管束植物(被子植物、裸子植物、シダ植物)、ただし高木層、亜高木層の着生植物、寄生植物、つる植物を含む。</li> <li>マダケ、モウソウチク、ハチクで高木層、亜高木層に達したものの以外のササ、タケ類。</li> </ul>	<p>p.95「ア」下層植生調査の対象」参照。</p> <p>更新木の有無を確認するため、高木性樹種の幼樹、稚樹も対象とする。</p>
植被率	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生調査区ごとに判断する(非森林を含む植生調査区では調査しない)。</li> <li>低木層、草本層ごとに、植生調査区内にかかる樹冠、葉群の投影面積率をおおむね10%単位で目視により判断する。</li> <li>5%未満は0%に区分する。(プロット平均は入力プログラムで計算。)</li> </ul>	<p>低木層、草本層の植被率は森林の健全性の指標と関連が深い。</p> <p>p.98図、p.99、100写真参照。</p>
優占種	<ul style="list-style-type: none"> <li>低木層、草本層ごとに、もっとも植被面積が大きい種1種を優占種として記入する。</li> </ul>	<p>個体数ではなく、植被面積で判断。</p>
出現種	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生調査区内に根元が出現した種名を記録する。(優占種を含む。)</li> <li>不明な場合は、写真を撮影するなどして持ち帰って調査する。</li> <li>調査時期などにより種まで同定できない場合は、●●科 sp.または●●属 sp.のように記入(同属で不明種が複数: ▲▲属 sp.1、▲▲属 sp.2など)</li> <li>植生調査区間で重複する種も記入する。</li> </ul>	<p>種数は生物多様性の指標と関連が深い。</p> <p>高木性の種が下層に出現していることは、天然更新の可能性があるためとみなせる。</p>
植生調査区外の特記種	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生調査区には存在しないが、調査プロット内に確認された希少、調査プロット内に優占する種を記録する。</li> <li>植生調査区内で出現種として記載した種と重複記載はしない。</li> </ul>	<p>機械的に設置する植生調査区から外れた種を記録する。</p>



階層構造は相対的に区分する。  
(下記高さは目安)



草本層植被率 100%  
林床被覆率 100%

(林床被覆率は「工 土壌侵食」  
(p.101) 参照)



草本層植被率 100%  
林床被覆率 100%



草本層植被率 50%  
林床被覆率 90%



草本層植被率 50%  
林床被覆率 90%



草本層植被率 10%  
林床被覆率 20%



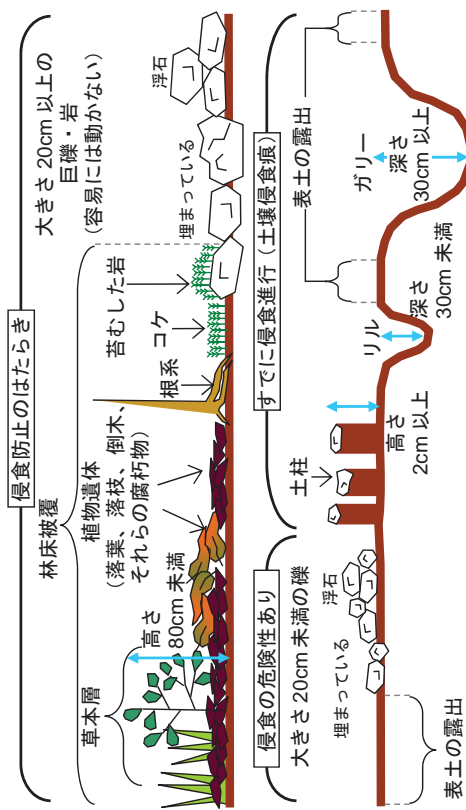
草本層植被率 5%未満のため0%  
林床被覆率 5%未満のため0%  
(5%未満は0%に区分)




植被率写真提供  
独立行政法人森林総合研究所 清野嘉之 氏

## エ 土壌侵食




土壌侵食からの保護には、地表に草本層、植物遺体（落葉、落枝、倒木とその腐朽物）コケ類などの林床被覆が存在することが重要である。また、容易には動かない直径 **20cm** 以上の巨礫・岩等は、それ以上の土壌侵食を防止しているものとみなす。これらの林床被覆と巨礫・岩が地表に占める割合を目視判定する。さらに、明瞭な土壌侵食の痕跡があれば記載する。

項目	内容
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>下層植生調査の対象とした全域が森林の植生調査区において実施する。</li> <li>2つの植生調査区それぞれで、全域を見渡して判断する。</li> </ul>
林床被覆率	<ul style="list-style-type: none"> <li>草本層に加えて、根系、植物遺体、コケ類など何らかの植物由来の被覆が地表に占める割合を、おおむね 10%単位で目視により判定する (p.99, 100 写真参照)</li> <li>5%未満は0%に区分する。(プロット平均は入力プログラムで計算。)</li> <li>大きさ 20cm 以上の礫あるいは岩が地表に占める割合をおおむね 10%単位で目視により判定する。(p.102 写真参照。)</li> <li>20cm の大きさは、地表に見えている面の短径で判定する。</li> <li>5%未満は0%に区分する。(プロット平均は入力プログラムで計算。)</li> </ul>
巨礫・岩率	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きさ 20cm 以上の礫あるいは岩が地表に占める割合をおおむね 10%単位で目視により判定する。(p.102 写真参照。)</li> <li>20cm の大きさは、地表に見えている面の短径で判定する。</li> <li>5%未満は0%に区分する。(プロット平均は入力プログラムで計算。)</li> </ul>
土壌侵食痕	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌侵食が進行している痕跡として、土柱、リル、ガリーが見られた場合に○を付す。(p.103 写真参照。)</li> <li>重複選択可。</li> </ul>



用語	定義
林床被覆	草本層に加えて、根系、植物遺体、コケ類など何らかの植物由来の被覆。
植物遺体	落葉、落枝、倒木およびそれらの腐朽物（A。層）。ほとんど未分解のものから、元の組織が判別できないくらいに分解されたものまでをいう。伐倒木も含む。
礫・岩	20cmの大きさは、地表に見えている面の短径で判定する。
大きさ	状態 20cm未満 土壌侵食の危険性がある。 
20cm以上 (巨礫岩)	状態  林床被覆率：20% 巨礫・岩率：0% 林床被覆率：10% 巨礫・岩率：0% 林床被覆率：20% 巨礫・岩率：0% 林床被覆率：10% 巨礫・岩率：0% 林床被覆率：10% 巨礫・岩率：20% 林床被覆率：10% 巨礫・岩率：90% 林床被覆率：10% 巨礫・岩率：20% 林床被覆率：10% 巨礫・岩率：90%
表土の露出	林床被覆と全ての礫・岩をのぞく、微細な土（鉱質土層）が露出した状態。土壌侵食の危険性がある。  林床被覆率：50% 巨礫・岩率：0% 林床被覆率：90% 巨礫・岩率：0% 林床被覆率：0% 巨礫・岩率：90% 林床被覆率：90% 巨礫・岩率：0%

※ 写真の範囲を対象としたときの林床被覆率、巨礫・岩率を示す。  
写真提供 \* 独立行政法人森林総合研究所 三浦 寛 氏  
\*\* 和歌山県農林水産総合技術センター林業試験場 中森 由美子 氏

土壌侵食痕	土柱
	小石、地表の根、枝葉の下の土層が雨滴侵食から保護され、柱状に残ったもの。  林床被覆率 0% 巨礫・岩率：0% 林床被覆率 30% 巨礫・岩率：0% なし・(土柱)・リル・ガリー
	リル 地表の流水による溝状の侵食で深さ30cm未満のもの。 (沢の源頭部など、地形的に集水するものは除く。)  林床被覆率 0% 巨礫・岩率：0% なし・土柱・(リル)・ガリー
	ガリー リルがさらに発達した溝状の侵食で深さ30cm以上に達したもの。 (沢の源頭部など地形的に集水するもの、常に流水があるものは除く。)  林床被覆率 20% 巨礫・岩率：0% 林床被覆率 30% 巨礫・岩率：0% なし・土柱・(ガリー)・リル・(リル)・ガリー

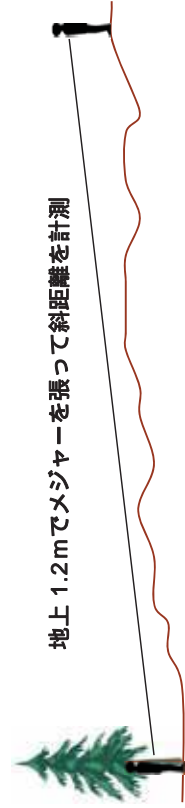
※ 写真の範囲を対象としたときの林床被覆率、巨礫・岩率および土壌侵食痕を示す。  
写真提供 \* 独立行政法人森林総合研究所 三浦 寛 氏  
\*\* 東京農工大学 五味 高志 氏

パーテックスによるマニュアル測樹の方法

セミの鳴き声や雨が降っていないにも関わらず、パーテックスで樹高や水平距離を計測する際に、必要以上に時間がかかるような場合には、電池の消耗がその原因である可能性が高い。  
 その場合には、パーテックスおよびトランスポンダーの電池を、早めに交換すること。  
 (予備電池は常に携帯するようにする。) **まず確認!**

セミの鳴き声、激しい降雨等の影響でトランスポンダーが利用できない場合は、以下の方法で樹高の計測を行う。

まず、計測対象木の本来トランスポンダーを設置するところ(地上 1.2m)とパーテックスで計測対象木の梢端を視準できる位置にそれぞれ調査員が立ち、地上 1.2m でメジャーをピンと張って斜距離を計測する。



地上 1.2m でメジャーを張って斜距離を計測

(16) 実生調査表の記入 (様式 8)

ア 実生調査の対象

実生調査は、項目別調査 4. 「伐採跡地又は自然災害による攪乱跡地の調査」において、下層植生調査を実施した植生調査区内にコドラートを設置して実施する。

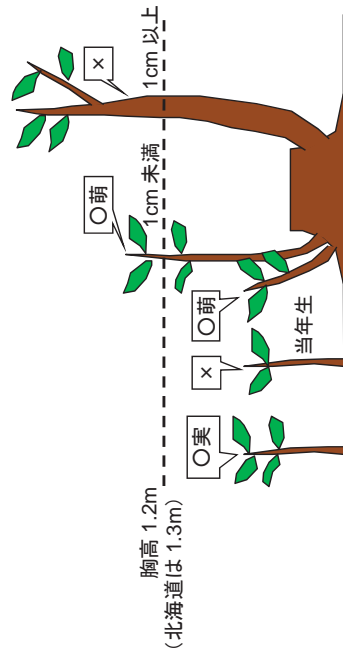
実生コドラートは、下層植生調査を実施した植生調査区の中円側、中心から見ると右角に 1m × 1m の大きさで設置する。原則として N、S の 2 コドラートとなる。設置個所を様式 2-2 見取り図に記入する。

コドラート内に立木や岩などが含まれても、場所の再現性を確保するために位置をわずらさずに調査する。

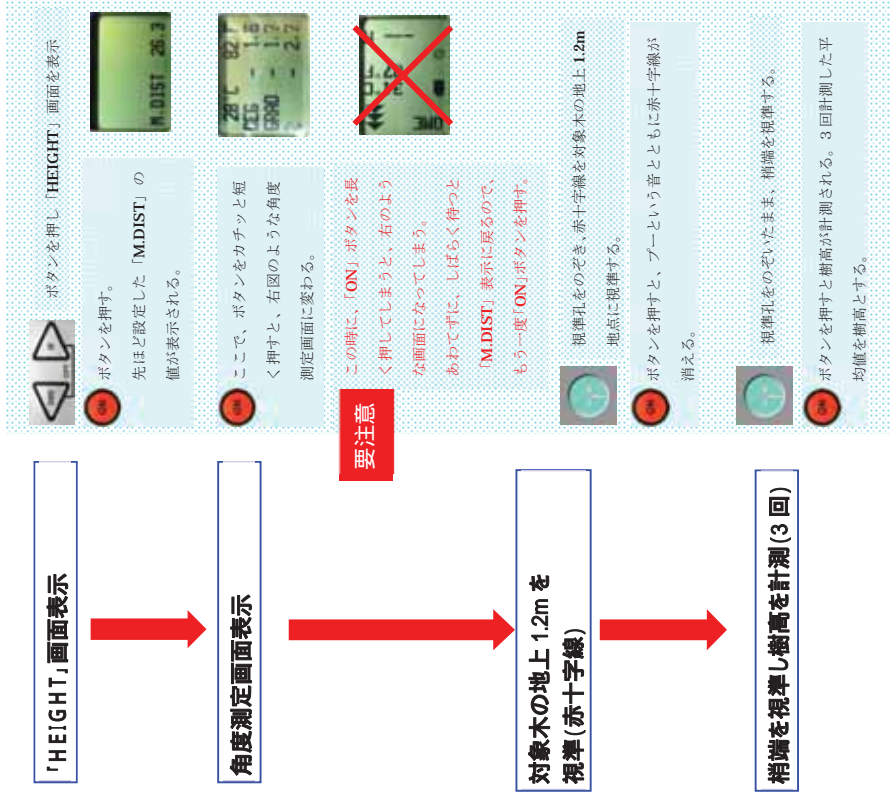
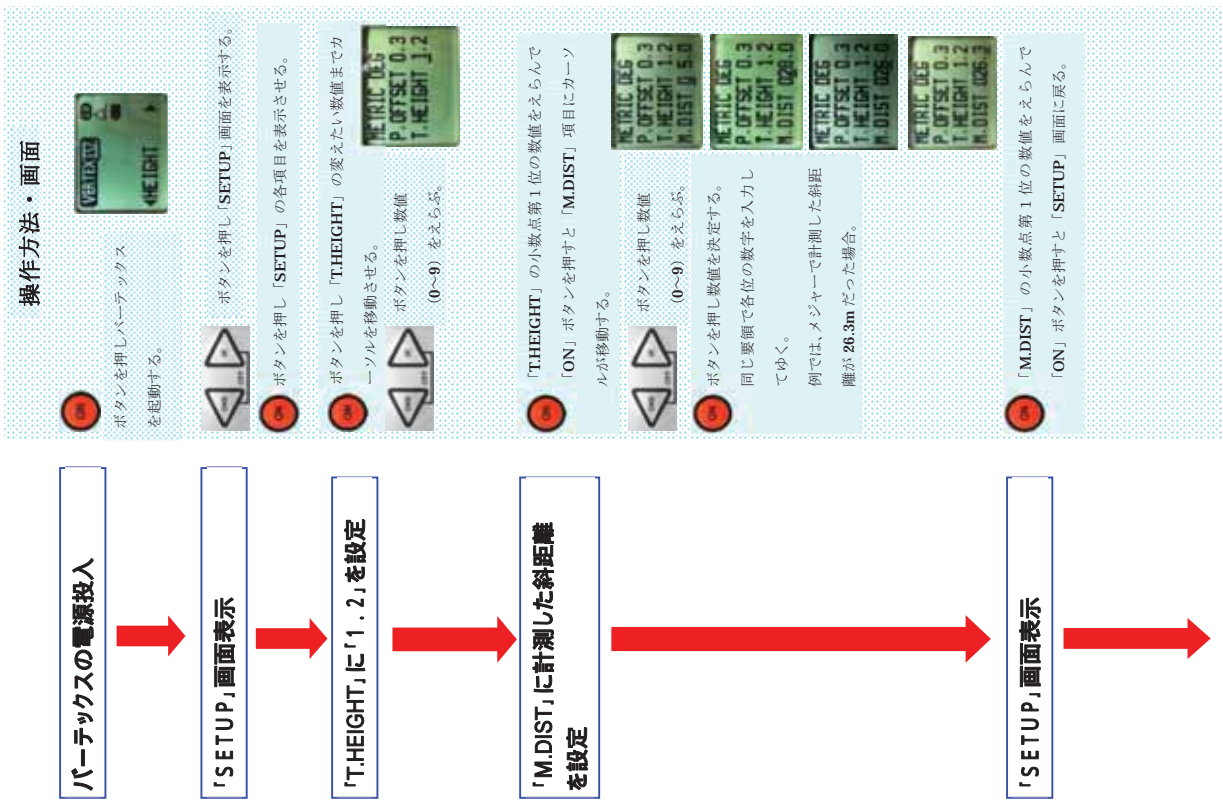
原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>下層下層植生調査を実施した植生調査区に実生コドラートを設置する。</li> <li>植生調査区の中円側、中心から見て右角に 1m × 1m の大きさ。</li> </ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新可能性及び更新状況の確認をするため、実生、萌芽の種、数を確認する。</li> <li>5 年後の生存率を問うものではない。</li> </ul>
野帳様式の記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象とする実生コドラートを、「様式 2-2 調査プロット情報 (見取り図)」に記入する。</li> <li>実生調査内容は「様式 8 実生調査表」に記入する。</li> </ul>

イ 実生調査

DBH 1cm 未満の本木 (ただし、当年生実生は除く) を対象として樹種、高さ (1cm 単位)、実生/萌芽の別を調査する。当年生実生は節 (葉柄跡) がな



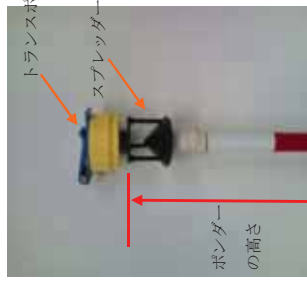
以下はバッテリーボックスの操作説明



## バーテックスによる斜距離、水平距離、角度の計測方法

プロットの中心杭と円周部立木との斜距離を計測するために実施する。プロット設定半径と比較して立木がプロット内か外かを判断する。

まず、中心杭に測量ポールとスプレッダー、トランスポンダーを設置する。この際、トランスポンダーの高さ(図参照)を確認しておくこと。下草などに邪魔されず、周辺杭の位置に立つバーテックスから見通せる高さが望ましい。



地上から赤線の位置までが、トランスポンダーの高さとする。



スプレッダーの穴に棒を差し込んで、測量ポールの上部の穴に通す。

計測者はまずバーテックスとポールを持ち、まずN杭に立つ。測量ポールを使って、バーテックスをトランスポンダーと同じ高さに設置し、トランスポンダーを視準する。



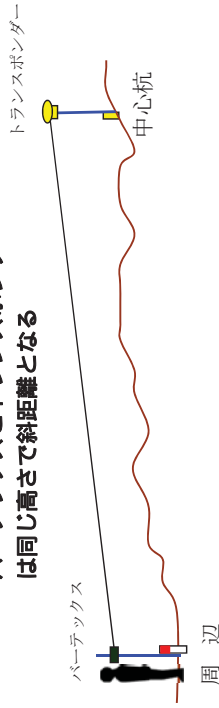
トランスポンダーの高さ

プロットの中心杭と周辺杭との斜距離、水平距離、角度を計測する際の、ポンドラーの高さは、バーテックスの「SETUP」の T.HEIGHT の高さは関係ないので、1.2m(北海道は 1.3m) を変更する必要はない。



バーテックスの SETUP 画面

## バーテックスとトランスポンダーは同じ高さで斜距離となる



以下はバーテックスの操作説明

バーテックスの電源投入

「HEIGHT」画面表示

ポンドラーを視準(赤十字線)

斜距離、水平距離、傾斜を計測

### 操作方法・画面



ボタンを押しバーテックスを起動する。



視準孔のぞき、赤十字線で中心杭にあるポンドラーを視準する。



ボタンを押すと、プーという音とともに赤十字線が消える。

画面に以下の表記が現れる。



SD:斜距離  
HD:水平距離  
DEG:角度

それぞれの値を、コントロールパネルに記載する。

森林生態系多様性基礎調査 野帳様式

林野庁

様式	現地調査 記入	備考
様式1-1 調査プロット到達経路情報	●	
様式1-2 調査プロット到達経路情報 (地図)		地図をスキャンし、入力プログラムで取り込み、印刷する
様式1-3 調査プロット到達経路情報 (写真)		写真データを入力プログラムで取り込み、印刷する
様式2-1 調査プロット情報	●	
様式2-2 調査プロット情報 (見取り図)	●	
様式2-3 調査プロット情報 (写真1)		写真データを入力プログラムで取り込み、印刷する
様式2-4 調査プロット情報 (写真2)		写真データを入力プログラムで取り込み、印刷する
様式3-1 立木調査表	●複数枚	
様式3-2 立木調査総括表	●	林分が4、5分割される場合は2枚必要
様式4 伐根調査表	●	
様式5 倒木調査表	○	特定調査プロットのみ (項目別調査1~3も該当) 項目別調査4 (伐採跡地、自然災害)は全プロットを特定調査プロット扱い
様式6 下層植生及び土壌食調査表	●	ただし全域が森林の植生調査区のみを対象
様式7 資料調査表 (面積最大の小班)		現地調査の事前に記入しておく
様式8 実生調査表	○	項目別調査4に使用
様式I 調査状況		入力プログラムにより作成する

● 現地調査時に必ず記入する様式

○ プロットの条件により記入する必要がある様式

様式1-1 調査プロット到達経路情報

格子点ID	調査年月日	天気
調査点種別	通常 一般 特定	1:特殊 2:河畔林 3:衰退 4:攪乱 5:その他 (1:民回廊 2:混交林化 3:高齢級)
現地調査実施者	氏名	主査・植生・直径・樹高
元請責任者	氏名	主査・植生・直径・樹高
現地調査を 実施した全員	氏名	主査・植生・直径・樹高
氏名	氏名	主査・植生・直径・樹高

1 到達目録

座標 (世界測地系)	N: 度 分 秒 E: 度 分 秒	項目別新規
前回調査野帳から書き直し	前回調査時のGPS計測中心杭位置・計画格子点	

2 到達情報 写真番号は「様式1-3」、留意事項は「様式1-2」と一致させる

留意事項	鍵の有無 (有の場合は所有者名及び連絡先)、近隣挨拶の必要性 (地区長等への連絡) 等	
GPS機種	様式1-2に図示	
経路/車道名など	座標 (世界測地系) (分、秒は小数点表記でもよい) / GPS補正機能	
駐車位置	N: 度 分 秒 E: 度 分 秒	写真番号
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	秒
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	分
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	度
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	秒
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	分
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	度
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	秒
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	分
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	度
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	秒
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	分
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	度
時刻	1日目 行駐車 : 杭到着 :	調査了 : 帰駐車 :
24時	2日目 行駐車 : 杭到着 :	調査了 : 帰駐車 :

・GPSの補正機能は、実際に使用した機能を選ぶ (ビーコンを受信する機能があっても、計測時に受信できなかった場合は選ばない)。複数の機能を組み合わせることが望ましく、使用した全ての機能を記入する。  
・1地点の調査が2日にまたがる場合、2日目の行駐車から帰駐車までの時刻を「2日目」の欄に記入する。

3 調査プロットの基本情報

中心座標	到達不可能または非森林の場合は記入しない	
世界測地系	N: 度 分 秒 E: 度 分 秒	写真番号
	なし・海保ビ-コン・MSAS・GLONASS・平均化・後補正	秒
調査状況	継続調査・到達不可能 (下欄記載、状況写真撮影)・新規 (森林外から森林へ変化など) 再設定 (理由: 発見困難・杭の移動 詳細内容 [ ) ] ) 非森林 (農地、人工改変地など)に変化した場合、状況写真を撮影。(伐採跡地は継続調査。)	
到達不可能理由	a: 調査定点が地形的に通常的手段で到達できないところに所在 b: 法的規制による立ち入り禁止、c: 現状で到達不可能だが、今後の再確認が必要 d: 一時的に到達経路等が不通または危険な状況が発生、e: その他 x: 所有者の了解が得られない 詳細内容 (※a~xの各選択肢にかかると詳細内容を記述)	





様式2-1 調査プロット情報

格子点ID	調査年月日
1 地形概況	
斜面方位	斜面傾斜 度
大地形	大地形
局所地形	平地地・平坦尾根・やせ尾根・山腹凸斜面・山腹凹斜面 山腹平衡斜面・山脚侵蝕面・山脚堆積面・崖壁

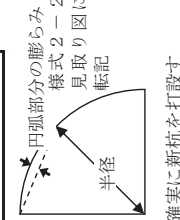
※ 斜面方位は斜面下方の方位を8方位で記載、大地形に基づき斜面方位とする。  
 ※ 斜面傾斜は斜面方位の方向を書き写さず、毎回計測する。

2 プロットの半径

継続 (プロット設定時の野 帳から書き写し)	度
新規設定・再設定 の場合	度

※ 最大傾斜に基づき右表の半径を適用する。  
 (8方位とも同距離)  
 ※ 中心杭、円周杭は理杭が5年後半で保存不可能と判断されれば更新する。  
 更新する際は、槌等で確実に新杭を打設すること、必ず理杭を回収廃棄すること。

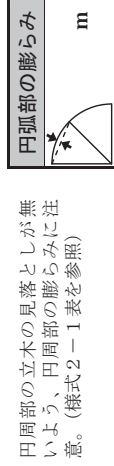
最大傾斜 (°)	半径【斜距離】(m)			円弧部分 の膨らみ (m)
	小円	中円	大円	
0~2	5.64	11.28	17.84	1.36
3~7	5.65	11.31	17.88	1.36
8~12	5.69	11.37	17.98	1.37
13~17	5.74	11.48	18.15	1.38
18~22	5.82	11.64	18.40	1.40
23~27	5.93	11.85	18.74	1.43
28~32	6.06	12.13	19.17	1.46
33~37	6.23	12.47	19.71	1.50
38~42	6.45	12.89	20.38	1.55
43~47	6.71	13.42	21.22	1.62
48~52	7.04	14.07	22.25	1.69



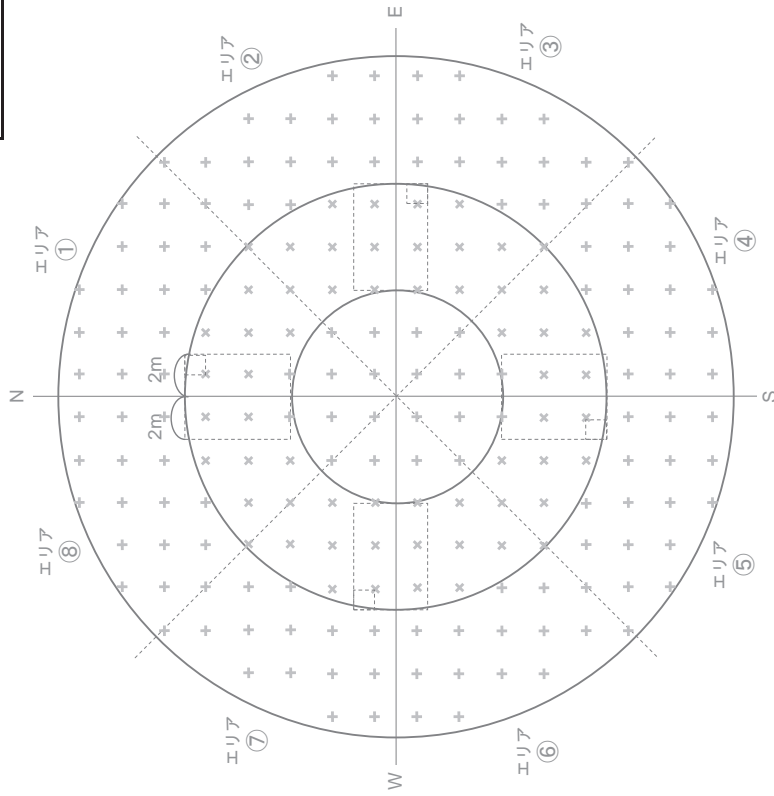
様式2-2

調査プロット情報 (見取り図)

格子点ID	調査年月日
-------	-------



円周部の立木の見落としが無いよう、円周部の膨らみに注意。(様式2-1表を参照)



見取り図へ記載する内容

1. 林分分割の必要があれば、林分位置を記入する。(基準は下表参照)
2. 対象とした植生調査区を実線で囲う。原則として、対角に位置する2植生調査区(原則N区、S区)を対象。
3. 林分分割や非森林には関わらなくとも、林道、作業道、歩道、堰堤等構造物、沢、岩場・崖、地形が急に変化する地点などプロット概況の把握に必要な地物を記入する。
4. 立木調査により立木番号を付した立木(胸高直径18.0cm以上、樹高を測定した標準木)の立木位置を記入する。
5. 実生調査を実施する場合は、実生コードラート(1m×1m)を植生調査区の中円側、中心から見て右角に設置し、実線で囲う。

分割の基準	
有無	・ 樹種構成が大きく異なる
分割あり	・ 林齢が大きく異なる(およそ10年以上)
非森林	・ 調査プロット内に森林以外の土地が含まれる場合は、区分する
区域	・ 林道、法面、畑、建物敷など
分割なし	・ 林相が異なっていない、変化の幅があり、その幅が概ね10m以上ある
	・ プロット内に上層木の消失により生じたギャップが含まれている場合(自然要因か人為的要因かは問わない、列状間伐、風倒木など)、分ける必要はない
	・ 作業道(非森林に区分)などによって分割されているが、分割ありの条件に該当しない場合
	・ 複数の小班をまたぐが、分割ありの条件に該当しない場合

点格子：小円(+) 20点、中円ドーナツ(×) 60点、大円ドーナツ(+) 120点分布

様式2-2 調査プロット情報 (見取り図)

格子点ID	調査年月日
1 地形概況	
斜面方位	斜面傾斜 度
大地形	大地形
局所地形	平地地・平坦尾根・やせ尾根・山腹凸斜面・山腹凹斜面 山腹平衡斜面・山脚侵蝕面・山脚堆積面・崖壁

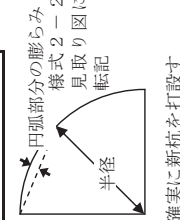
※ 斜面方位は斜面下方の方位を8方位で記載、大地形に基づき斜面方位とする。  
 ※ 斜面傾斜は斜面方位の方向を書き写さず、毎回計測する。

2 プロットの半径

継続 (プロット設定時の野 帳から書き写し)	度
新規設定・再設定 の場合	度

※ 最大傾斜に基づき右表の半径を適用する。  
 (8方位とも同距離)  
 ※ 中心杭、円周杭は理杭が5年後半で保存不可能と判断されれば更新する。  
 更新する際は、槌等で確実に新杭を打設すること、必ず理杭を回収廃棄すること。

最大傾斜 (°)	半径【斜距離】(m)			円弧部分 の膨らみ (m)
	小円	中円	大円	
0~2	5.64	11.28	17.84	1.36
3~7	5.65	11.31	17.88	1.36
8~12	5.69	11.37	17.98	1.37
13~17	5.74	11.48	18.15	1.38
18~22	5.82	11.64	18.40	1.40
23~27	5.93	11.85	18.74	1.43
28~32	6.06	12.13	19.17	1.46
33~37	6.23	12.47	19.71	1.50
38~42	6.45	12.89	20.38	1.55
43~47	6.71	13.42	21.22	1.62
48~52	7.04	14.07	22.25	1.69



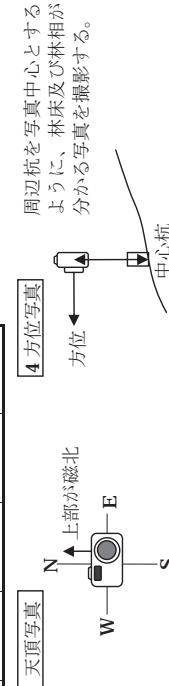
3 林分占有率 (調査プロット情報 (見取り図) (様式2-2)より)

分割	優占種 土地区分	占有率 (%)		
		小円部	中円 ドーナツ	大円 ドーナツ
森林1				
森林2				
森林3				
森林4				
森林5				
森林以外				
合計		100	100	100

様式2-2における林分占有率の数え方 (例)  
 小円(+) 20点、中円ドーナツ(×) 60点、  
 大円ドーナツ(+) 120点分布  
 林分1における小円内の+が5個  
 $5 \div 20 = 25\%$   
 林分2 = 75%  
 林分1における中円の×が20個  
 $20 \div 60 = 33\%$   
 林分2 = 67%  
 林分1における大円の+が58個  
 $58 \div 120 = 48\%$   
 林分2 = 52%

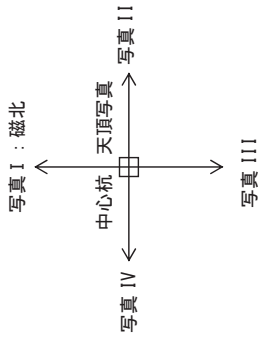
4 写真撮影確認

天頂	磁北	磁東	磁南	磁西
----	----	----	----	----



格子点ID	調査年月日

- ※ 中心杭位置から磁北を上として天頂を撮影し、下の貼付欄へ貼り付けること。
- ※ 格子点を中心として東西南北方向に各1枚写真を撮影し、北方向の一枚については下の貼付欄へ、東西南方向については、様式2-4に貼り付けること。
- ※ 方位については、全てコンパスによる測定で確認する。
- ※ 撮影方向が手前の幹などでさえぎられる場合、避けて撮影してもよい。



調査点天頂写真  
(天頂方向)

写真貼付
写真貼付

調査点写真 I  
(磁北方向に撮影)

格子点ID	調査年月日

調査点写真 II  
(磁東方向に撮影)

写真貼付
写真貼付
写真貼付

調査点写真 III  
(磁南方向に撮影)

調査点写真 IV  
(磁西方向に撮影)









# 森林生態系多様性基礎調査 データ入力プログラム 使用マニュアル

Ver. 20130730

平成 25 年 7 月

林野庁 計画課

- 1. 森林生態系多様性基礎調査データ入力プログラムについて..... 1
  - 1.1. 動作環境..... 1
  - 1.2. プログラム構成..... 1
- 2. セットアップ作業..... 2
- 3. 一般調査用入力プログラムの操作方法..... 3
  - 3.1. プログラムのメニュー..... 3
  - 3.2. プログラムの起動..... 3
  - 3.3. データの入力..... 5
  - 3.4. データチェック..... 4
- 4. 項目別調査用入力プログラムの操作方法..... 5
  - 4.1. 一般調査用入力プログラムとの違い..... 5
  - 4.2. データの入力..... 5
- 5. データの操作..... 6
  - 5.1. バージョンアップ時のデータ移行..... 6
  - 5.2. 入力データの統合..... 6
- 6. 格子点の様式の一括印刷..... 8
  - 6.1. 選択した格子点の全ての様式を一括印刷..... 8
  - 6.2. 印刷できない場合..... 9
- 7. ユーザー一般定植物リストの登録..... 7
- 8. 入力データの提出..... 7
  - 8.1. バックアップについて..... 7
- 9. プログラム利用にあたっての不明点及びトラブル発生時の問い合わせについて..... 7

## 1. 森林生態系多様性基礎調査データ入力プログラムについて

「森林生態系多様性基礎調査データ入力プログラム」は、森林生態系多様性基礎調査の調査データの入力、チェックを行うプログラムです。

### 1.1. 動作環境

- OS (日本語オペレーティングシステム) : Windows98SE (Second Edition)、WindowsMe、Windows2000、WindowsXP、Windows7、(Windows8 での動作確認は行っておりません。)
- 必要なソフトウェア : Access2003、Access2000、Access2002、Access2007 および Access2010 が導入されている PC でも動作します (最新のサービスパックが適用されている必要があります)。ハードディスクの空き容量 : 何もデータを入力していない状態で、概ね 85MB 程度の空き容量が必要です。データ入力によりファイルサイズが大きくなりますので、十分な空き容量 (500MB 程度) を確保して下さい。
- 表示モニタは XGA (画面解像度 1024×768 ピクセル) 以上の高解像度のものが必須です。
- SVGA (800×600 ピクセル) 等の低解像度では、画面全体が表示されません。
- 林野庁へのデータ提出用にCD-Rドライブが必要です。

### 1.2. プログラム構成

- 一般調査用 4km 格子点と項目別調査用の2つのプログラムに分かれています。それぞれ、該当するプログラムに入力してください。一般調査用と項目別調査用メニュー画面(図 1)。

フォルダイメージは (図 71)。

項目別調査用メニュー画面

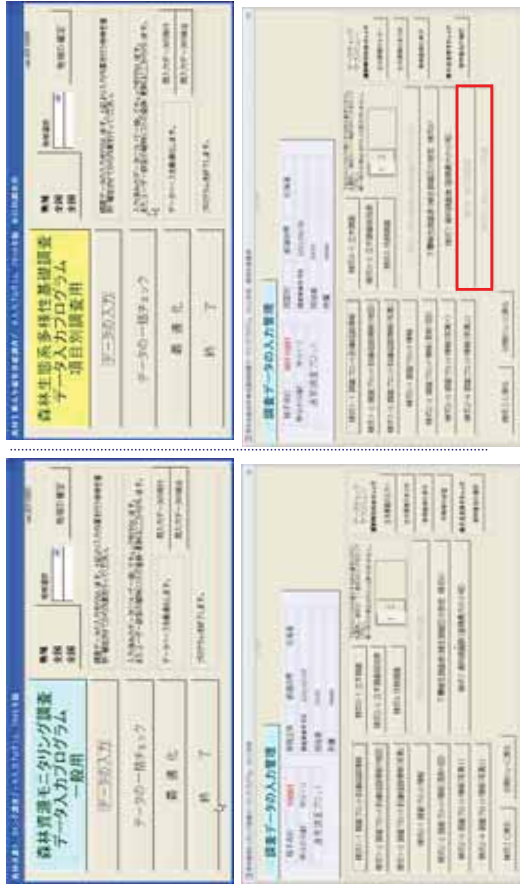


図 1 一般調査用と項目別調査用メニュー画面

## 2. セットアップ作業

入力プログラムには、セットアッププログラムは付属しておりません。下記の手順によりご使用の PC に導入して下さい。一般調査用、項目別調査用とも操作手順は共通です。

作業を行う PC に Access2000、Access2002、Access2003、Access2010 が導入されている場合は、以下の手順でプログラムを導入します。

作業を行うフォルダをあらかじめ作成しておき、そこにヘルプデスクからダウンロードした「多様性基礎調査一般 (項目別) 入力プログラム XXXXXX.mdb」をコピーします。

※配布メディアが CD 等であった場合、CD からコピーしたときに、ファイルの属性が「読み取り専用」になっている場合は、入力作業ができませんので読み取り専用属性をはずして下さい (ファイルの属性は、マウスの右クリックで確認できます)



### 3. 一般調査入力プログラムの操作方法

#### 3.1. プログラムのメニュー

プログラムは、大きく分けて、①データの入力、②データのチェックの2つの作業メニューから構成されています。この他、データの最適化、暫定版入力プログラムからのデータ移行等のメニューがあります。

#### 3.2. プログラムの起動

作業を行うフォルダにコピーした「多様性基礎調査一般入力プログラム XXXXXX.mdb」をクリックしてプログラムを起動します。起動すると、初期メニュー画面が表示されます(図2)。

初期メニュー画面は、いくつかのメニューボタンにより構成されています。それぞれのボタンの機能は下記のとおりです。

「データの入力」は、調査データの入力を行います。

「データの一括チェック」は、入力済みのデータについてチェックを行います。各様式のデータ入力状況をチェックし、問題があるか否かを判定します。(3.4参照)

「最適化」は、データベースの最適化を行います。

「終了」は、プログラムを終了します。

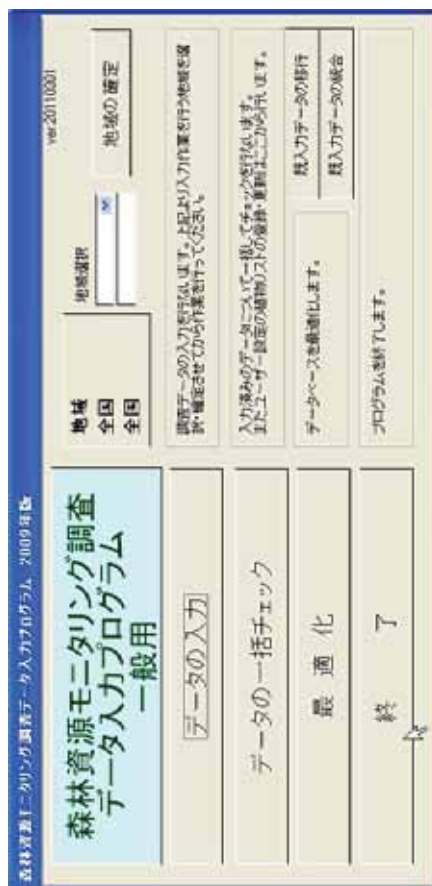


図2 初期メニュー画面

#### 3.2.1. 地域の確定

入力作業を始める前に、入力作業を行う地域を選択・確定します。初期画面の右上の「地域選択」をクリックし、地域を選択・確定させます(図3)。「全国」を選ぶと、すべての格子点が入力可能となります。「都道府県」「森林管理局」を選択すると、該当する都道府県もしくは森林管理局の格子点のみが入力可能となります。初期値は「全国」になっていますので、入力対象の格子点に間違いがないようにするため、入力前に必ずこの作業を行って下さい。

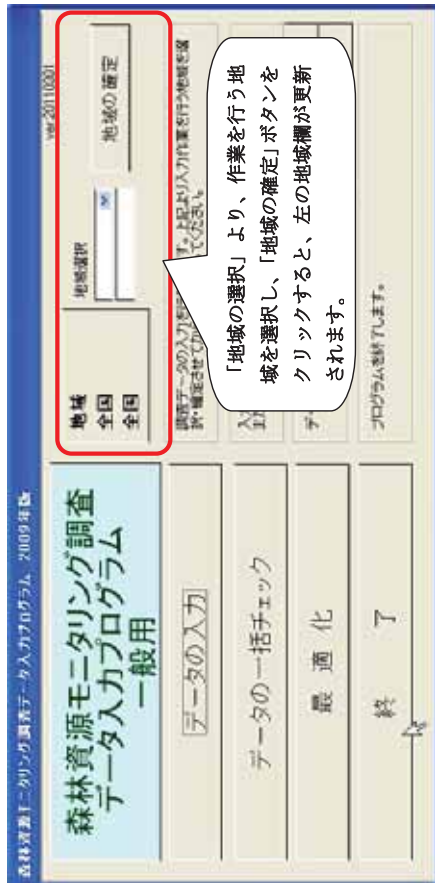


図3 地域の選択・確定

### 3.3. データの入力

#### 3.3.1. 「様式1 調査計画・進捗状況表」の入力

初期メニュー画面の「データの入力」ボタンをクリックし、様式1「調査計画・進捗状況表」の画面を開きます(図4)。

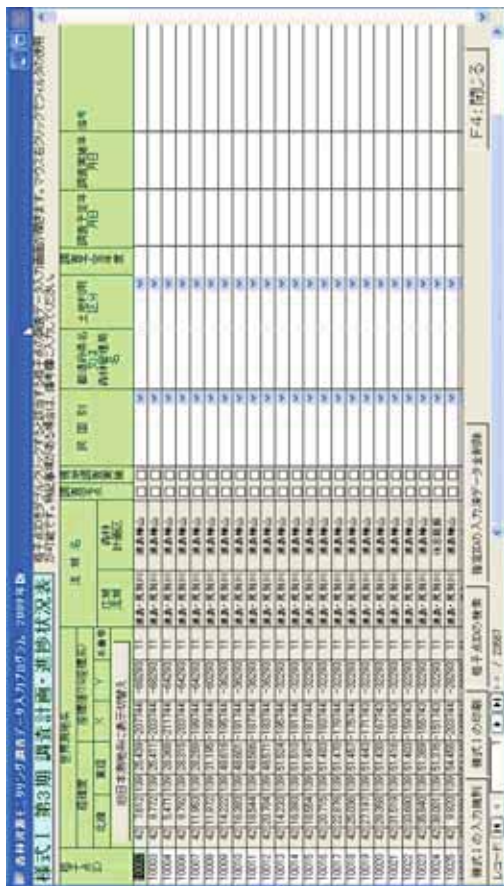


図4 「様式1 調査計画・進捗状況表」の画面

#### (1) 位置情報の表示切り替え

格子点IDの位置情報としては、初期状態では世界測地系(JGD2000)の経緯度と座標が表示されますが、「旧日本測地系」のボタンを押すと、旧日本測地系(東京測地系)の経緯度と座標に切り替え表示されます(図5)。

#### 世界測地系(JGD2000)での表示

#### 旧日本測地系での表示

図5 測地系の切替表示

### (2) カーソルの移動方法

各格子点IDのレコード間の移動及びレコード内の各項目(フィールド)間の移動は、上下左右のカーソルキーを用いて行うことができます(マウスも利用可能です)。ページ単位でのスクロールは、[PageUp]あるいは[PageDown]で行います。

### (3) 調査計画・実施情報の入力

#### ① 調査定点等のチェック

調査計画段階において、調査定点に決定した格子点については、「調査定点」のチェックボックスをチェックして下さい。

現地調査を行った格子点のうち現地調査を実施した格子点は、「現地調査実施」のチェックボックスをチェックして下さい。様式1-1以降のデータ入力を行う場合、調査定点、現地調査実施の2箇所ともにチェックされる必要があります。

#### ② 民国の入力

「民国別」欄のプルダウンリストをクリックし、民有林の場合は「都道府県」国有林の場合は「森林管理局」を選択します。「都道府県」「森林管理局」を選択すると、さらに都道府県名又は森林管理局名を選択するポップアップリストが出ますので、該当する都道府県名あるいは森林管理局名を選択・クリックすると、「都道府県名又は森林管理局名」欄に入力されます(図6参照)。



図6 実施主体名への入力

#### ③ 土地利用区分の入力

各格子点について、プルダウンリストより「森林」「農地」「平水面」「その他」のいずれかを選択します。

#### ④ 調査予定年度への入力

各調査候補地点について、調査実施計画を樹立した際に決定した調査予定年度を西暦4桁で入力して下さい。

#### ⑤ 調査予定年月日、調査実施年月日の入力

現地調査を実施した調査定点について、調査予定年月日と現地調査を実施した年月日を

入力して下さい。セルを選択するとその右側に表示されるカレンダーのアイコンをクリックし、カレンダーをポップアップさせ、日付を選択してください。手動による日付の入力は、2009年10月1日の場合「2009/10/1」という具合に年月日をスラッシュ (/) で区切って入力して下さい (単に「10/1」と入力すると、入力作業を行っている年の年号 (2009年) に作業している場合には「2009/10/1」が自動入力されます)。

⑥ 備考の入力

特記事項がある場合には、画面を右にスクロールして入力を行って下さい。

「閉じる」ボタンをクリックすると、初期メニュー画面に戻ります。入力に不備が考えられる場合、エラーメッセージとともに、問題のある格子点について入力状況の確認画面が表示されます。入力規則は (図 7) に示すとおりです。



図 7 様式 I の入力規則

(4) 検索機能

検索機能により、検索条件に合致する格子点 ID のレコードにジャンプすることができます。例えば、格子点 ID フィールドにカーソルが合っている状態で、画面下の「格子点 ID の検索」ボタンをクリックすると検索画面が表示されます (図 8)。「検索する文字列」の欄に格子点 ID の番号を入力し、「次を検索 (F)」をクリックすると、該当するレコードが表示されます。該当するレコードが存在しない場合は、メッセージが表示されます。



図 8 検索画面

(5) フィルタの使用

Access のフィルタ機能を用いて表示させる格子点 ID を絞り込むことができます。フィルタを適用させたい項目上で「非選択フィルタ」(Access2010 では「空白に等しくない」) を選択すると、その列 (フィールド) でデータの入力されているセルだけが選択表示されます。解除する場合は、同様に右クリックで「フィルタ/並び替えの解除」をクリックします。

※フィルタ機能は Access ランタイム版を使用している場合には使用できません。

(6) 印刷

「様式 I の印刷」をクリックすると、指定した範囲の格子点 ID の様式 I の帳票を印刷します。印刷の方法は図 9 に示すとおりです。

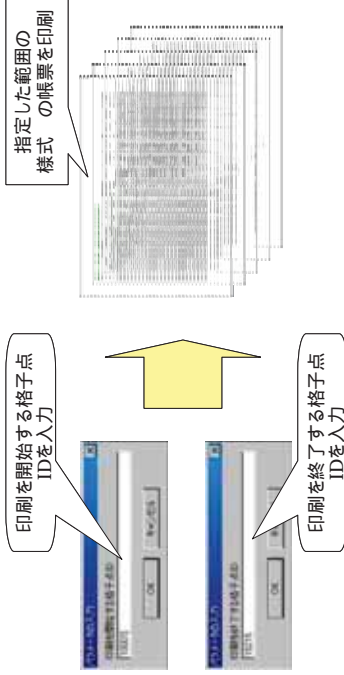


図 9 様式 I の印刷

(7) 指定格子点 ID のデータの全削除

入力する ID を間違えていた等の理由で、既に入力データが存在する格子点のデータを削除する必要がある場合、「指定 ID の入力済データ全削除」ボタンより、指定した格子点 ID の入力データを全て削除することができます。確認メッセージが表示され、削除を実行すると画像データを含めすべての入力データが削除されます (図 10)。



図 10 指定格子点 ID データの全削除

3.3.2. 「調査データの入力管理」メニュー画面

様式1の画面で、格子点IDをダブルクリックすると、「調査データの入力管理」画面が開きます(図11)。

この画面より、選択した格子点IDの野帳様式のデータ入力を行うことができます。また、入力したデータの内容をチェックすることもできます。

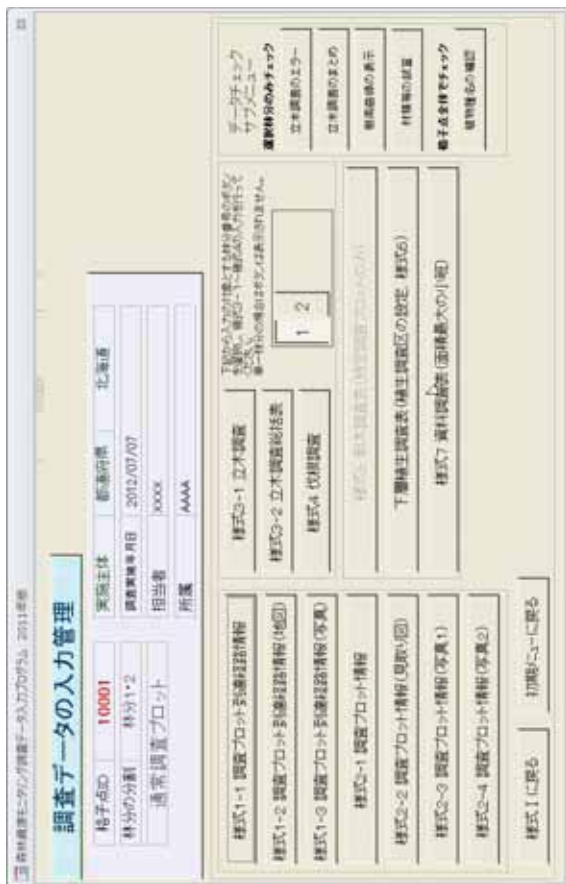


図 11 「調査データの入力管理」メニュー画面

初めてデータを入力する格子点の場合 図 11 に示したとおり、「様式 1-1 調査プロット到達経路情報」のボタンしか選択することができません。様式 1-1 において、選択する「調査の継続状況」の選択によって、入力可能な野帳様式のボタンは異なります(表 1)。

表 1 調査の継続状況別の入力可能な野帳様式

野帳様式番号 / 調査の継続状況	1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	4	5	6	7
継続調査											
新規	○	○	○	○	○	●	●	●	△	○	○
再設定											
到達不可能地	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○
非森林	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×

注：「○」選択可能、「△」特定調査プロットのみ選択可能、「×」選択不可、「●」様式 2-1 において林分の分割を入力することにより選択可能

3.3.3. 「様式 1-1 調査プロット到達経路情報」の入力

「調査データの入力管理」のメニュー画面で、「様式 1-1 調査プロット到達経路情報」ボタンをクリックすると、「様式 1-1 調査プロット到達経路情報」の野帳入力画面が開きます(図 12)。プロットの状態に応じ、各項目を入力して下さい。

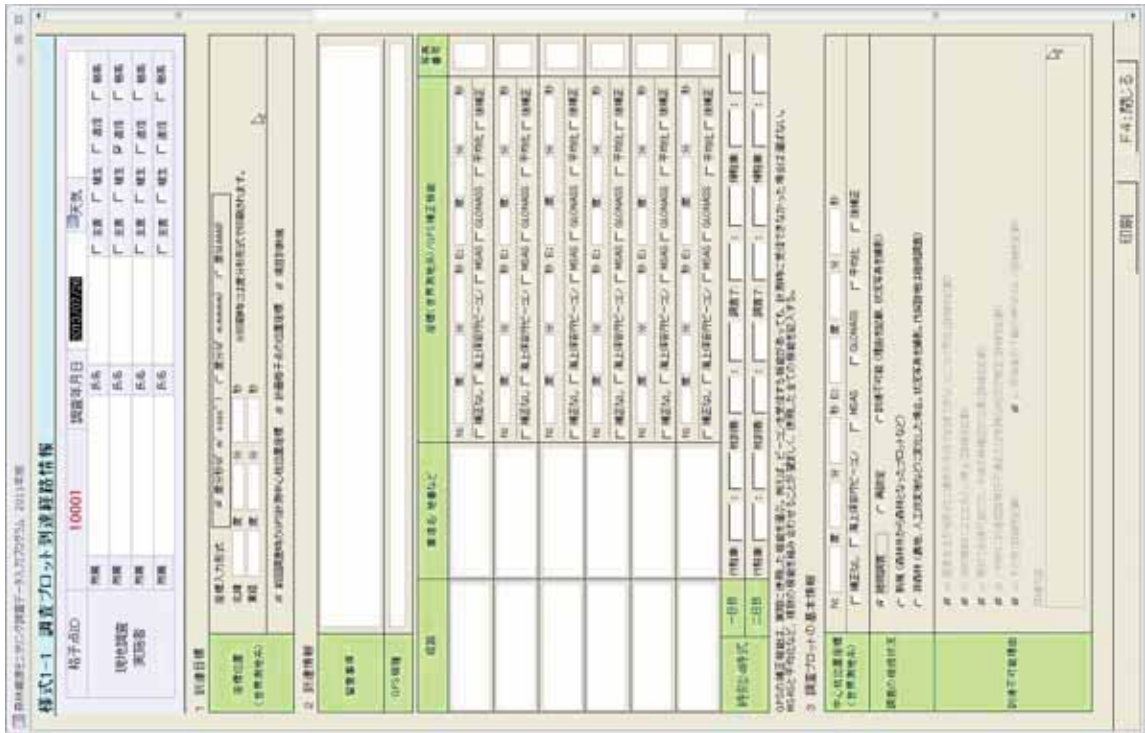


図 12 「様式 1-1 調査プロット到達経路情報」入力画面

### (1) 項目の入力

#### ① 調査年月日、現地調査実施者の所属及び氏名への入力

「調査年月日欄」には様式1で入力した値が自動入力されます。

「現地調査実施者の所属」「氏名」欄には、当該格子点の現地調査を行った担当者の所属(会社名等)、氏名を入力して、主査、植生、直径、樹高を選択します。これらを入力のまま画面を閉じることはできません。

#### ② 「1到達目標」の入力

「座標位置」に、前回の調査野帳に示されている格子点の中心杭座標位置を経緯度(世界測地系)で記入します。入力形式は基本的には「度分秒」形式ですが、「度」「度分」の形式でも入力可能です(ただし、印刷時は度分秒形式となります)。前回調査において、GPSを用いて中心杭の位置を計測している場合は、該当するラジオボタンをチェックして下さい。計画上の中心杭座標値を記入した場合は、「計画格子点の位置座標」のラジオボタンをチェックします。項目別新規の場合は、項目別新規のラジオボタンをチェックします。

#### ③ 「2到達情報」の入力

「留意事項」の欄には、鍵の有無(有の場合は所有者名及び連絡先)、近隣挨拶の必要性(地区長等への連絡)等記入します。

「GPS機種」の欄には、現地到達時に使用したGPSの機種名を入力します。

「経路」「車道名・地番など」の欄には、駐車位置、岔路、行程上の目印となる地物等について、車道名、地番名等を記入します。その際、該当箇所のGPS情報があれば「座標」欄に適宜入力します。GPSの補正機能を使用している場合は、チェックボックスから該当するものをすべて選択します(補正機能を使用していない場合は「なし」をチェックします)。様式1-3と対応する写真を撮影していれば対応する番号を「写真番号」欄に記入します。

「時刻24時式」の欄には、駐車地点出発時刻、中心杭到着時刻、調査終了時刻、駐車地点到着時刻を記入します。調査が1日で終了した場合は、「一日目」の欄にのみ入力してください。調査が2日に渡った場合、1日目の各時刻を「一日目」の欄に、2日目の各時刻を「二日目」の欄に入力してください。

#### ④ 「3調査プロットの基本情報」の入力

中心杭に到達しGPSによる計測を行った値を「中心杭位置座標」に経緯度(世界測地系)で入力して下さい。到達不可能地及び非森林の場合は記入する必要はありません。GPSの補正機能を使用している場合は、チェックボックスから該当するものをすべて選択します(補正機能を使用していない場合は「なし」をチェックします)。

「調査の継続状況」欄に、前回調査を行ったプロットと同じ調査プロットであるかどうかを「継続調査」「再設定」「到達不可能」「新規」「非森林」の5つの選択肢より選択します。この項目は必ずどれかを選択する必要があります(選択せずに画面を閉じることはできません)。なお、「到達不可能」を選択した場合、到達不可能理由を選択するとともに、その詳細な内容を記述して下さい。

### (2) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点IDの様式1-1の野帳帳票が印刷出力されます。

#### 3.3.4. 「様式1-2 調査プロット到達経路情報(地図)」の入力

前項の「様式1-1 調査プロット到達経路情報」で、「調査の継続状況」が記録されると、「調査データの入力管理」のメニュー画面で、「様式1-2 調査プロット到達経路情報(地図)」のボタンが選択可能になります。ボタンをクリックすると、様式1-2の野帳入力画面が開きます(図13)。調査において作成する「詳細図」及び「概略図」をこの画面から登録します。

##### (1) 画像の登録

あらかじめ、「詳細図」「概略図」をスキャナーなどでJPG、GIF、PNGのいずれかの画像形式に変換しておきます。PDF形式やTIFF形式の画像は登録できませんのでご注意ください。画像の縦横比、解像度は任意です。

登録したい画像のあるフォルダを開いた状態で、マウスで画像ファイルを選択し、「詳細図」又は「概略図」の「写真貼り付け」と書かれている場所でドラッグ&ドロップすると、画像ファイルが画面に貼り付けられます(図14)。この際、現在入力プログラムファイルが存在する場所の直下に「様式1-2」というフォルダが新たに作成され、貼り付けた画像ファイルは「格子点ID番号\_詳細図」「格子点ID番号\_概略図」というファイル名でコピーされます。元のフォルダの画像は削除されることはありません。

貼り付ける画像を変更したい場合は、再度ドラッグ&ドロップすると書き換えられます。

貼り付ける画像を削除したい場合は、「削除」ボタンをクリックして、画像を削除されることになります。

また、画像上でマウスボタンをダブルクリックすると、登録した画像のファイル形式に関連付けられている画像ビューアもしくは画像編集ソフトが起動します。画像に情報を追記する場合等にご利用下さい。

##### (2) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点IDの様式1-2の野帳帳票が印刷出力されます。

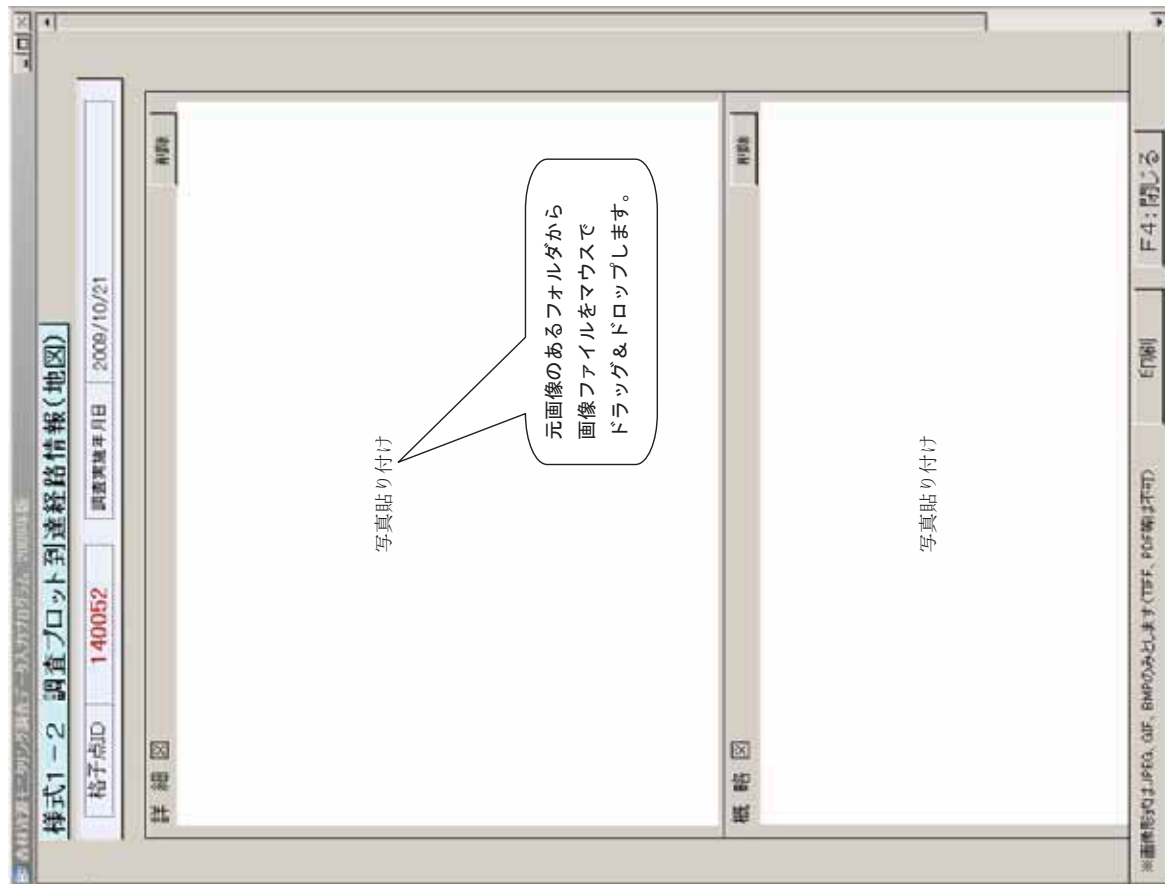


図 13 「様式1-2 調査プロット到達経路情報 (地図)」入力画面

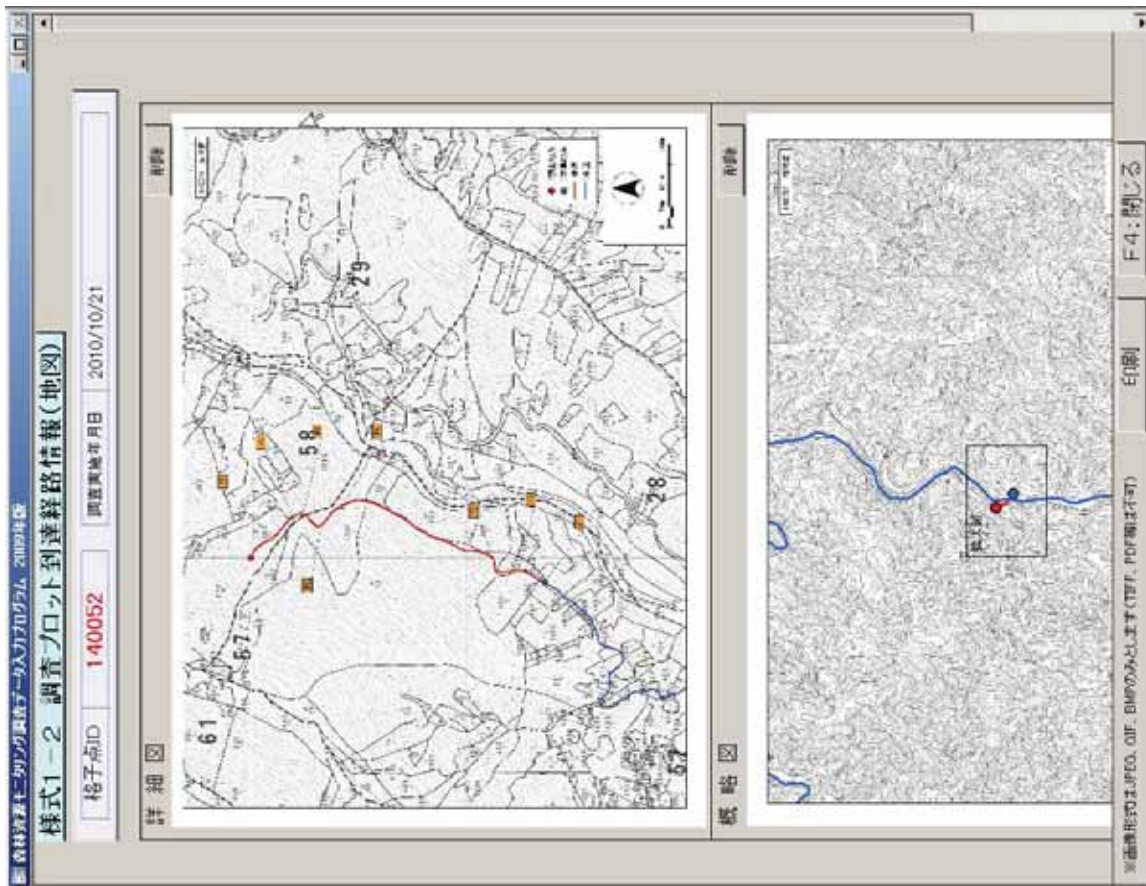


図 14 「様式1-2 調査プロット到達経路情報 (地図)」入力画面 (画像貼り付け後)

### 3.3.5. 「様式 1-3 調査プロット到達経路情報 (写真)」の入力

「様式 1-1 調査プロット到達経路情報」で、「調査の継続状況」が記録されると、「調査データの入力管理」のメニュー画面で、「様式 1-3 調査プロット到達経路情報 (写真)」のボタンが選択可能になります。ボタンをクリックすると、様式 1-3 の野帳入力画面が開きます (図 15)。

#### (1) 画像の登録

登録可能な写真は JPEG 形式のみです (TIFF 形式の写真は登録できません)。画像の縦横比、解像度は任意です。

様式 1-2 と同様に、登録したい写真のあるフォルダを開いた状態で、ここからマウスで画像ファイルを選択し、「写真貼り付け」と書かれている場所でドラッグ&ドロップすると、写真が画面に貼り付けられます (図 15)。この際、現在入力プログラムファイルが存在する場所の直下に「様式 1-3」というフォルダが新たに作成され、貼り付けた画像ファイルは「格子点 ID 番号\_P1~P9」というファイル名でコピーされます。元のフォルダの写真は削除されることはありません。写真番号は、様式 1-1 と対応するようにして下さい。メモ欄には適宜コメントを入力して下さい。

貼り付ける写真を変更したい場合は、再度ドラッグ&ドロップすると上書きされます。

貼り付ける画像を削除したい場合は、「削除」ボタンをクリックして、画像とメモを削除されることとなります。

また、画像上でマウスをダブルクリックすると、登録した画像のファイル形式に関連付けられている画像ビューアもしくは画像編集ソフトが起動します。画像に情報を追記する場合等にご利用下さい。

9 枚以上の写真が登録できません。

必要に応じ、別途 MSWord 形式にて添付してください。(ファイル名を格子点とし、「様式 1-3」フォルダに格納する。)

#### (2) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点 ID の様式 1-3 の野帳帳票が印刷出力されます。

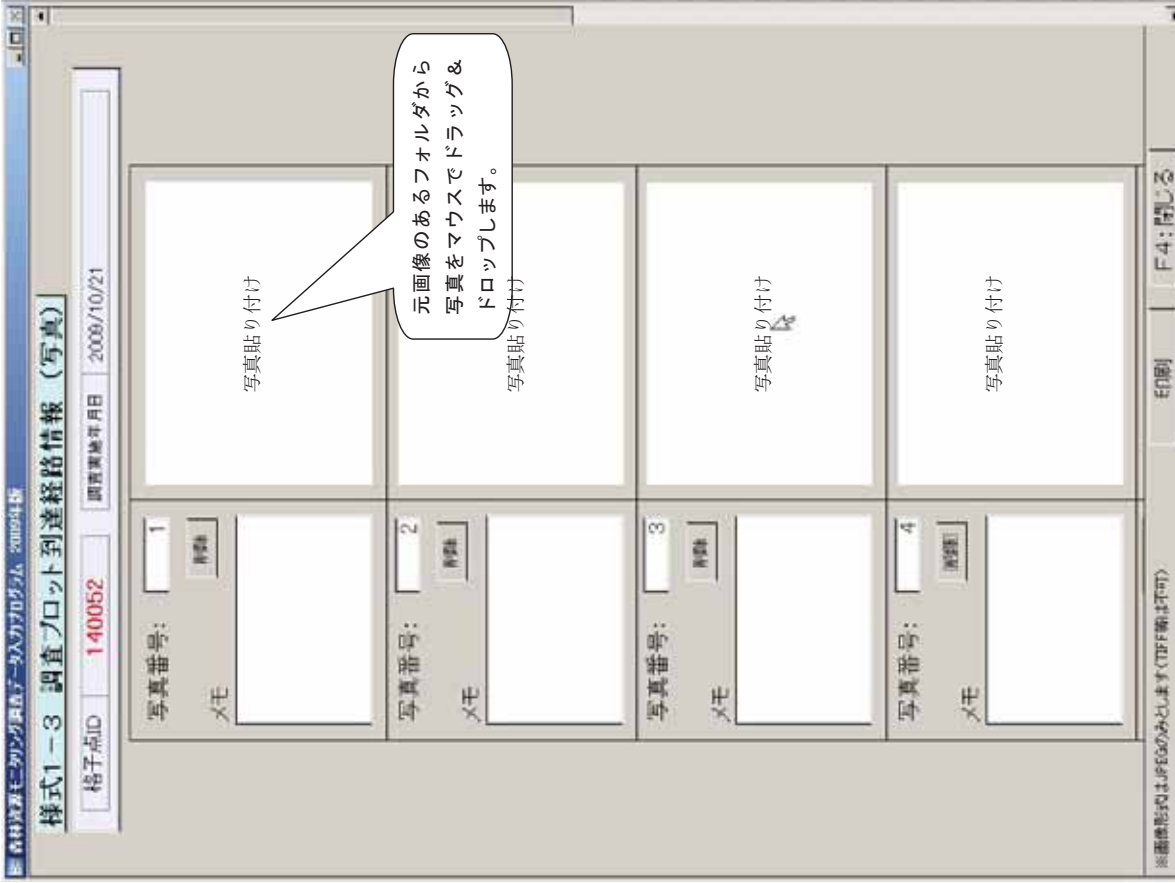


図 15 「様式 1-3 調査プロット到達経路情報 (写真)」入力画面

### 3.3.6. 「様式2-1 調査プロット情報」の入力

「様式 1-1 到達経路情報」の「調査の継続状況」において、「継続調査」「再設定」「新規」が選択された場合、「調査データの入力管理」のメニュー画面で、「様式2-1 調査プロット情報」のボタンが選択可能になります。ボタンをクリックすると、様式2-1の野帳入力画面が開きます(図16)。

#### (1) 項目の入力(すべて必須入力項目です)

##### ① 「1 地形情報」の入力

「斜面方位」の欄には、斜面方位を8方位(もしくはは平坦地)のいずれかをプルダウンリストから選択して下さい。

「斜面傾斜」欄は斜面方位を計測した方向の傾斜を整数値で入力します。

「局所地形」欄は、円形プロット内で最も広い面積を占める地形をリストから一つ選択します(複数選択はできません)。

##### ② 「2 プロットの半径」の入力

円形プロットを設定する場合に、計測する必要のある「最大傾斜」を入力します。様式1-1「調査の継続状況」の選択状況により、「継続(プロット設定時の野帳から書き写し)」「新規設定・再設定時の場合」のいずれかが選択可能になります。

##### ③ 「3 林分占有率【調査プロット情報(見取り図)(様式2-2)より】の入力

まず、「林分の分割」のプルダウンリストより、調査を行うプロットが、単一の林分であるか、複数の林分に分割されているかを選択します(このプロセスを省略することはできません)。

林分の分割の選択状況により、林分占有率の入力欄の入り可/不可が変化します。各林分の優占種又は土地利用区分を「優占種・土地区分」欄に記入します。林分の占有率は、小円、中円、大円の部分ごとに、それぞれ合計が100%となるように入力します。占有率が0%の部分外は、0を入力します(空白は設けない)。プロットに森林以外の部分を含む場合は、森林以外の欄に占有率を記入します。林分の分割数を後から変更する場合、分割数を減らすと番号の大きい林分のデータが削除されますのでご注意ください。

##### ④ 「4 写真撮影確認」

この欄は、様式2-3、様式2-4において写真が登録されていれば、自動的にチェックが付きます。この欄からは入力できません。

#### (3) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点IDの様式2-1の野帳帳票が印刷出力されます。

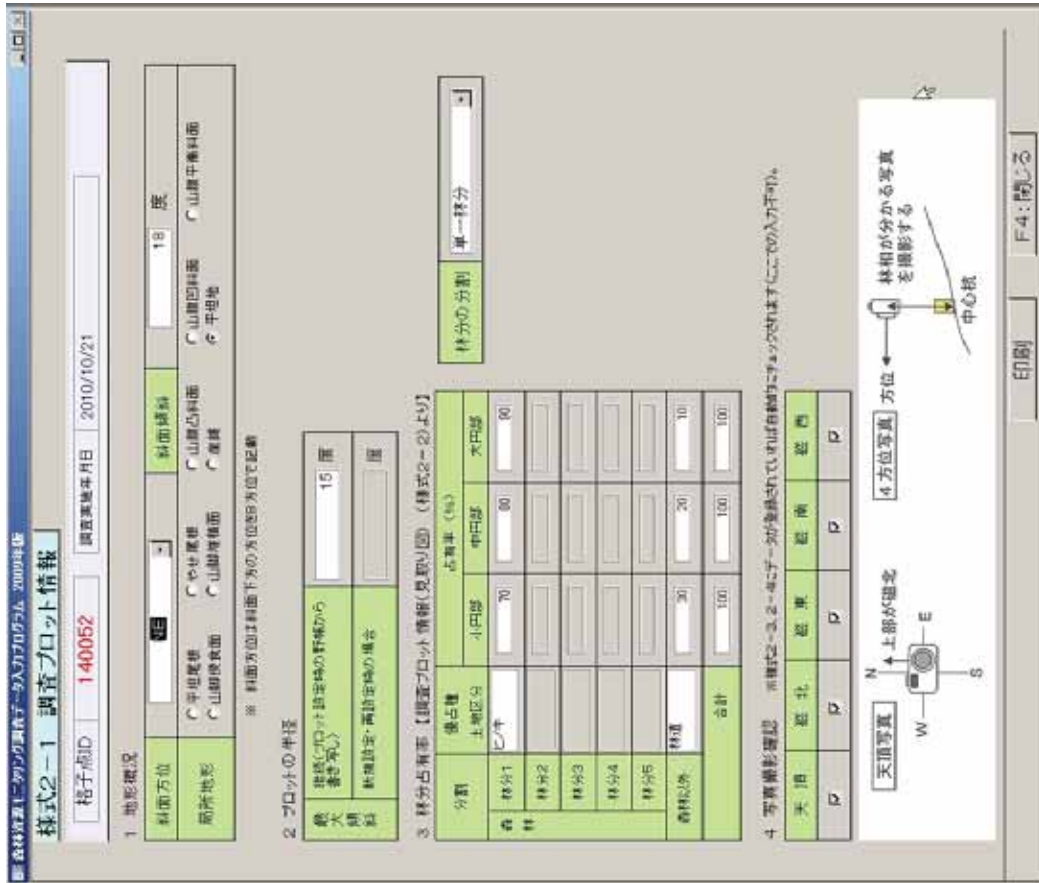


図 16 「様式2-1 調査プロット情報」の入力画面



### 3.3.7. 「様式 2-2 調査プロット情報（見取り図）」の入力

「様式 1-1 調査プロット到達経路情報」において、「調査の継続状況」が記録されると、「調査データの入力管理」のメニュー画面で、「様式 2-2 調査プロット情報（見取り図）」のボタンが選択可能になります。ボタンをクリックすると、様式 2-2 の野帳入力画面が開きます（図 17）。調査において作成する「見取り図」をこの画面から登録します。

#### (1) 画像の登録

あらかじめ、「見取り図」をスキャナーなどで JPEG、GIF、PNG のいずれかの画像形式に変換しておきます。PDF 形式や TIFF 形式の画像は登録できませんのでご注意ください。

登録したい画像のあるフォルダを開いた状態で、ここからマウスで画像ファイルを選択し、「見取り図」の「写真貼り付け」と書かれている場所でドラッグ&ドロップすると、画像ファイルが画面に貼り付けられます（図 17）。この際、現在入力プログラムファイルが存在する場所に直下に「様式 2-2」というフォルダが新たに作成され、貼り付けた画像ファイルは「格子点 ID 番号\_G 見取り図」というファイル名でコピーされます。元のフォルダの画像は削除されることはありません。

貼り付ける画像を変更したい場合は、再度ドラッグ&ドロップすると上書きされます。貼り付ける画像を削除したい場合は、「削除」ボタンをクリックして、画像を削除されることとなります。

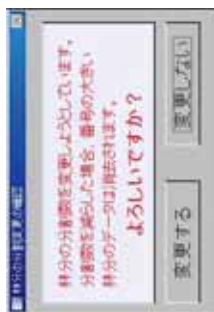
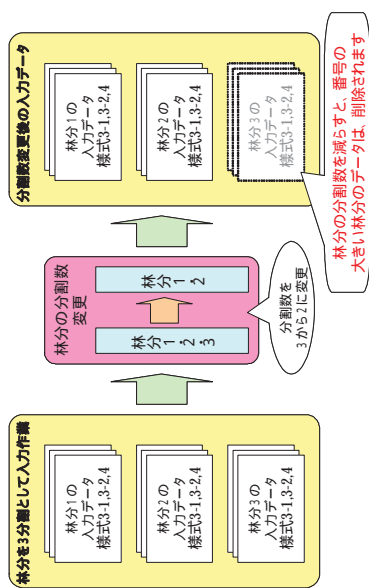
また、画像上でマウスをダブルクリックすると、登録した画像のファイル形式に関連付けられている画像ビューアもしくは画像編集ソフトが起動します。画像に情報を追記する場合等にご利用下さい。

#### (4) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点 ID の様式 2-2 の野帳帳票が印刷出力されます。

注意：いったん「林分の分割」欄を入力した後で、林分分割数をもとに入力されていた林分数よりも減らした場合、減らした林分の様式 3-1、3-2、4 の入力済みデータは削除されます（下図）。メッセージが表示されますが、十分確認のうえ作業して下さい。

#### 林分の分割数を変更した場合の留意点



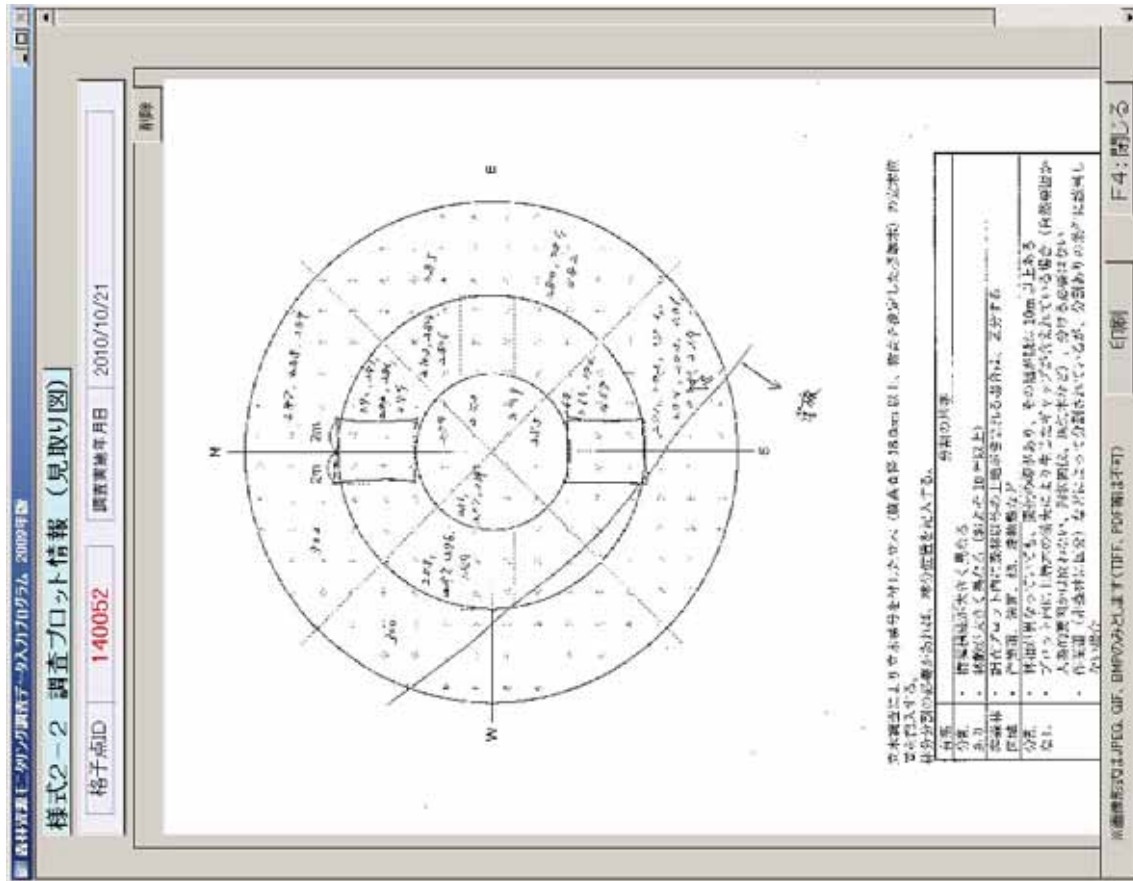


図 17 「様式 2-2 調査プロット情報 (見取り図)」入力画面

### 3.3.8. 「様式 2-3 調査プロット情報 (写真 1)」の入力

「様式 1-1 調査プロット到達経路情報」の「調査の継続状況」において、「継続調査」「再設定」「新規」のいずれかを選択すると、「調査データの入力管理」のメニュー画面で、「様式 2-3 調査プロット情報 (写真 1)」のボタンが選択可能になります。ボタンをクリックすると、様式 2-3 の野帳入力画面が開きます (図 18)。

#### (1) 画像の登録

登録可能な写真は JPEG 形式のみです (TIFF 形式の写真は登録できません)。画像の縦横比、解像度は任意です。

登録したい写真のあるフォルダを開いた状態で、マウスで画像ファイルを選択し、「写真貼り付け」と書かれている場所でドラッグ&ドロップすると、写真が画面に貼り付けられます (図 18)。この際、現在入力プログラムファイルが存在する場所の直下に「様式 2-3」というフォルダが新たに作成され、貼り付けた画像ファイルは「格子点 ID 番号\_P 真上」「格子点 ID 番号\_P 磁北」というファイル名でコピーされます。元のフォルダの写真は削除されることはありません。メモ欄に適宜コメントを入力して下さい。

貼り付ける画像を変更したい場合は、再度ドラッグ&ドロップすると上書きされます。

貼り付ける画像を削除したい場合は、「削除」ボタンをクリックすると、画像とメモを削除されることとなります。

#### (2) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点 ID の様式 2-3 の野帳帳票が印刷出力されます。

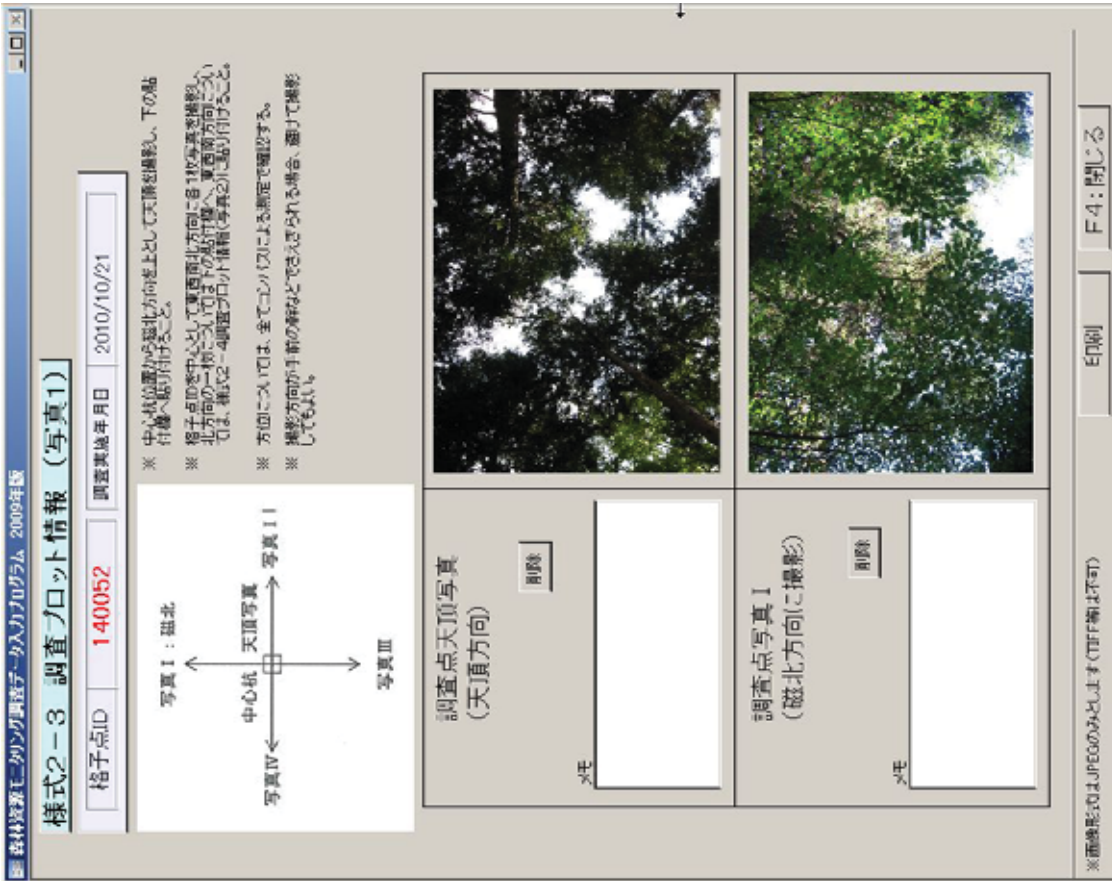


図 18 「様式 2-3 調査プロット情報 (写真 1)」入力画面

3.3.9. 「様式 2-4 調査プロット情報 (写真 2)」の入力

「様式 1-1 到達経路情報」の「調査の継続状況」において、「継続調査」「再設定」「新規」のいずれかを選択すると、「調査データの入力管理」のメニュー画面で、「様式 2-4 調査プロット情報 (写真 2)」のボタンが選択可能になります。ボタンをクリックすると、様式 2-4 の野帳入力画面が開きます (図 19)。

(1) 画像の登録

登録可能な写真は JPEG 形式のみです (TIFF 形式の写真は登録できません)。画像の縦横比、解像度は任意です。

登録したい写真のあるフォルダを開いた状態で、ここからマウスで画像ファイルを選択し、「写真貼り付け」と書かれている場所でドロップすると、写真が画面に貼り付けられます (図 19)。この際、現在入力プログラムファイルが存在する場所の直下に「様式 2-3」というフォルダが新たに作成され、貼り付けた画像ファイルは「格子点 ID 番号\_P 磁東」「格子点 ID 番号\_P 磁南」「格子点 ID 番号\_P 磁西」というファイル名でコピーされます。元のフォルダの写真は削除されることはありません。メモ欄に適宜コメントを入力して下さい。

貼り付ける画像を変更したい場合は、再度ドラッグ&ドロップすると上書きされます。

貼り付ける画像を削除したい場合は、「削除」ボタンをクリックして、画像とメモを削除されることとなります。

(2) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点 ID の様式 2-4 の野帳帳票が印刷出力されます。

### 3.3.10. 「様式 3-1 立木調査表」の入力

「様式 2-1 調査プロット情報」において「林分の分割」を入力すると、「様式 3-1 立木調査表」のボタンが選択可能になります。林分が複数に分割されている場合、分割数に応じて選択ボタンが表示されますので、入力を行う林分のボタンを選択し、「様式 3-1 立木調査表」ボタンをクリックして下さい（単一林分では林分選択ボタンは表示されません）。選択された林分の「様式 3-1 立木調査表」の入力画面が開きます（図 20）。

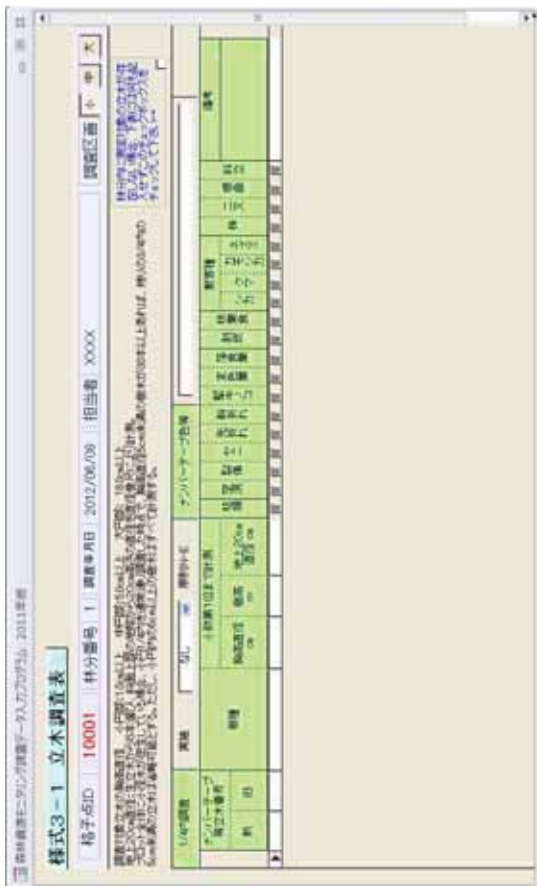


図 20 「様式 3-1 立木調査表」の入力画面

#### (1) 調査区画の選択

立木調査は、調査区画（小円、中円、大円）ごとに野帳を別々に記録することになっています。入力画面も同じように調査区画を分けて入力します。入力を行いたい調査区画に応じて、画面右上の調査区画の選択ボタンをクリックして下さい。

#### (2) 項目の入力

- ① 「1/4 調査」情報の入力
  - 5cm 未満の小径木がプロット全体に均等に密生している状態で、「1/4 調査」を実施した場合、作業を行った 1/4 調査区画名をプルダウンリストから選択して下さい。
- ② 「ナンバーテープ色等」の入力
  - ナンバーテープ色等の情報を入力します。小円・中円・大円の調査区画ごとにナンバーテープの色を変えている場合、例えば「小円緑、中円ピンク、大円黄」等と入力して下さい。
- ③ 「ナンバーテープ等立木番号」の入力



図 19 「様式 2-4 調査プロット情報 (写真 2)」入力画面

立木に付したナンバークレープの番号を入力します。「旧」欄には前回調査時のナンバークレープ番号を入力し、「新」欄には今回新たに付けた番号を入力します。なおこの欄には整数値しか入力されないように規制してあります。したがって、「A001」等、アルファベット等が頭についていた形式のナンバークレープのアルファベットは入力できません。アルファベットを外して入力して下さい。規制している理由は、複数時期の同一立木のデータを比較分析する際に、自由形式の入力では突合困難な場合が生じる可能性があるためです。

#### ④ 「樹種」の入力

樹種名は必ず入力する必要があります。樹種名は、標準的な和名を原則として半角カタカナで入力して下さい。一般的なでない特殊な樹種名を入力する必要がある場合は、ヘルプデスク(後述)にご相談下さい

#### ⑤ 「胸高直径」の入力

胸高直径は、**0.1cm**単位で入力します。**1.0~999.9cm**の範囲で入力が可能です。

胸高直径は、必ず入力される必要があります。胸高直径が未入力のまま、次のレコードにデータを入力しようとする、エラーメッセージが表示されます。

#### ⑥ 「樹高」の入力

樹高は、大小様々な直径階から**20本**を選び、**0.1m**単位で測定します。**1.2~80.0m**の範囲で入力が可能です。林分が分割されている場合には、それぞれの林分について**20本**測定する必要がありますがあります。立木が**20本**に満たない場合は、原則としてすべて測定します。

#### ⑦ 「立木ごとの確認項目」の入力

各立木について、枯損・損傷・異常(空洞、裂傷、ヤニ、先折れ、幹折れ、キノコ、変色葉、落葉、獣害(剥皮、枝葉食害)、加害種(シカ、カモシカ、クマ、ネズミ)、株立ち、二又の有無、根立、斜立の有無を記録します。該当する場合はチェックボックスをチェックします。

#### ⑧ 「備考」の入力

その立木について、気付いた点があれば入力します。

### (3) 測定対象となる立木がない場合の対応

測定対象となる立木が存在しなかった林分・円部内では、入力を行わず、青色の字で「林分内」測定対象となる立木がなかった場合には、下の表には何も入力せず、このチェックボックスをチェック状態にして下さい」と指示されているチェックボックスを削除して下さい。この場合、データの入力にはなりません。各円部についてチェックする必要があります。

既にデータの削除がなされている場合、データを削除しないチェックボックスを削除して選択することができません。データの削除は、レコードセレクト(入力画面左側の横向き▲)を選択して、表示を反転させた状態にし、「DEL」キーを押すことで、1行削除できます。すべての行を選択することにより、該当する円部のすべてのデータを削除可能です。

### (4) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点IDの様式3-1の野帳帳票が印刷出力されます。

### (5) 入力内容の確認

現在入力中の林分のデータ内容を確認することができます。「立木調査のエラー」をクリックすると、個々の立木データについて、必須入力項目の未入力、入力ミス、異常値等をチェックして一覧表を示します(図21)。エラーが検出できなかった場合は、何も表示されません。

「樹種名」は、入力されている樹種名とプログラム内蔵の植物リストを照合し、該当のないものがエラーと判定され、「樹種確認」のチェックボックスがチェックされます。入力した樹種が、リストに存在しない場合は、後述するユーザー設定の植物リストを作成することで、エラーは回避されます。

「胸高直径」は未入力の場合、エラーと判定します。また、対象個体の胸高直径が、過去の同一樹種の最大直径より大きい場合、もしくは平均値+3標準偏差以上ある場合は、「直径外れ値」のチェックボックスがチェックされます。

「樹高」は、対象個体の樹高が、過去の同一樹種の最大樹高より高い場合、もしくは平均値+3標準偏差以上ある場合は、「樹高外れ値」のチェックボックスがチェックされます。

「地上20cm直径」が、胸高直径よりも小である場合、「D20確認」がチェックされます。

「形状比」とは、樹高/胸高直径×100で表される値で、樹種別、生育段階別に一定の範囲に分布します。過去の調査データを用いて、樹種別に直径階(1~5cm、5~18cm、18cm以上の3段階)ごとに、最小値又は最大値、平均値±3標準偏差の閾値が設定されており、閾値を超えるデータは「形状外れ値」としてチェックされます。この値にチェックが入る場合、胸高直径、樹高のいずれかが入力ミスである可能性があります。

明らかな入力ミスなどを防ぐ為のチェックであり、入力ミスでなければ計測値をそのまま入力してください。

格子点ID	樹種	胸高直径	樹高	地上20cm直径	形状比	確認	OK
10001	クヌギ	14	21	14	150	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10002	クヌギ	14	21	14	150	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10003	クヌギ	14	21	14	150	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10004	クヌギ	14	21	14	150	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10005	クヌギ	14	21	14	150	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

凡例  
 胸高直径: 胸高直径が過去の調査データより高い場合、もしくは平均値+3標準偏差以上ある場合は「直径外れ値」としてチェックされます。  
 樹高: 樹高が過去の調査データより高い場合、もしくは平均値+3標準偏差以上ある場合は「樹高外れ値」としてチェックされます。  
 地上20cm直径: 地上20cm直径が胸高直径よりも小である場合は「D20確認」がチェックされます。  
 形状比: 形状比が過去の調査データを用いて、樹種別に直径階(1~5cm、5~18cm、18cm以上の3段階)ごとに、最小値又は最大値、平均値±3標準偏差の閾値が設定されており、閾値を超えるデータは「形状外れ値」としてチェックされます。

図 21 立木調査のエラーチェック結果の表示



入力します。樹木の標準的な和名を入力して下さい。測定対象木がない等で、優占樹種が決定し得ない場合は「優占樹種なし」と入力して下さい。

- ② 「林分の発達段階」の入力  
現地で判定した調査林分の発達段階を入力します。
- ③ 「植被率」の入力  
その林分における高木層の植被率及び亜高木層の植被率をそれぞれ整数値で入力します。
- ④ 「施業形跡（5年以内）」の入力  
林分で過去5年以内の施業の形跡が確認された場合、入力します。様式7-1(7-2)における施業履歴と一致させる必要はありません。施業形跡が確認されなかった場合は「なし」をチャックします。
- ⑤ 「被害情報」の入力  
プロット全体での被害情報を病虫被害、気象害等別にそれぞれ該当があれば入力します。被害が確認されなかった場合は、「なし」をチャックします。
- ⑥ 「動物情報」の入力  
プロット全体で把握した動物情報を「シカ」「カモシカ」「クマ」「イノシシ」「ノウサギ」「サル」「ネズミ」の別に記録します。情報が確認されなかった場合は、「なし」をチャックします。また、これらの動物以外に動物の生息情報を確認した場合は別途記載します。
- ⑦ 「その他」の入力  
プロット全体や周辺部で他に気付いた点があれば記述します。

## (2) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点IDの様式3-2の野帳帳票が印刷出力されます。

### 3.3.12. 「様式4 伐根調査表」の入力

「様式2-1 調査プロット情報」において「林分の分割」を入力すると、「様式4 伐根調査表」のボタンが選択可能になります。林分が複数に分割されている場合、分割数に応じて選択ボタンが表示されますので、入力を行う林分のボタンを選択し、「様式4 伐根調査表」ボタンをクリックして下さい（単一林分では林分選択ボタンは表示されません）。選択された林分の「様式4 伐根調査表」の入力画面が開き、「過去5年以内」に新たに出現した伐根のセルが入力可能な状態となります(図24)。

#### (1) 項目の入力

調査野帳にしたがって、伐根の直径を入力します。小中円のデータは5cm以上、大円のデータは18cm以上のデータが入力可能です。

測定対象となる伐根が存在しない場合は、必ず「林分内に測定対象となる伐根がなかった場合、下の表には何も記入せずこのチャックボックスをチャックして下さい」欄のチャックボックスをチャックして下さい。

既にデータの入力がないされている場合、データを削除しないとチャックボックスをチェック状態にすることができません。データの削除は、レコードセレクトタ（入力画面左側の横向きの▲）を選択して、表示を反転させた状態にし、「DEL」キーを押すことで、1行削除できます。すべての行を選択することにより、該当する円部のすべてのデータのすべてを削除可能です。

#### (2) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点IDの様式4の野帳帳票が印刷出力されます。



図 24 「様式 4 伐根調査表」の入力画面

### 3.3.13. 「様式 5 倒木調査表」の入力

格子点 ID が 5 の倍数である特定調査プロットにおいて、「様式 1-1 調査プロット到達経路情報」の「調査の継続状況」で、「継続調査」「再設定」「新規」が選択された場合、「調査データの入力管理」のメニュー画面で、「様式 5 倒木調査表」のボタンが選択可能になります。「様式 5 倒木調査表」ボタンをクリックすると「様式 5 倒木調査表」の入力画面が開きます (図 25)。

#### (1) 項目の入力

調査野帳にしたがって、倒木の中央径、長さ、原因、腐朽度を入力します。すべての項目が必須入力です (省略することはできません)。中央径のデータは 5cm 以上のデータが入力可能です。原因と腐朽度はプルダウンリストから選択します。木本とタケの腐朽度は別になっていますので注意して下さい。

プロット内に測定対象となる倒木が存在しなかった場合、「プロット内に測定対象となる倒木がなかった場合、このチェックボックスをチェックして下さい」のチェックボックスをチェックします。

既にデータの入力が行われている場合、データを削除しないとチェックボックスをチェック状態にすることができません。データの削除は、レコードセレクト (入力画面左側の横向き▲) を選択して、表示を反転させた状態にし、「DEL」キーを押すことで、1 行削除できます。すべての行を選択することにより、該当する円部のすべてのデータを削除可能です。

#### (2) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点 ID の様式 5 の野帳帳票が印刷出力されます。



図 25 「様式 5 倒木調査表」



### 3.3.14. 「様式 6 下層植生及び土壌侵食調査表」の入力

「様式 1-1 調査プロット到達経路情報」の「調査の継続状況」で「継続調査」「再設定」「新規」のいずれかを選択すると、「下層植生調査表（植生調査区の設定、様式 6）」ボタンが選択可能となります。ボタンをクリックすると、「植生調査区の設定と選択」画面が開きます（図 26）。

#### (1) 植生調査区の設定と選択

下層植生調査データの入力に先立ち、植生調査区の設定を行います。まず、プロット内に設定可能な N 区、E 区、S 区、W 区の植生調査区の状態について、「全体が森林」「一部非森林」「全て非森林」のいずれかを選択します（チェックボックスをチェック）。次に、林分見取り図上に配置されている N 区、E 区、S 区、W 区のボタンをクリックすると、「全体が森林」が選択されている植生調査区の場合は、「様式 6 下層植生及び土壌侵食調査表」が開きます（図 27）。

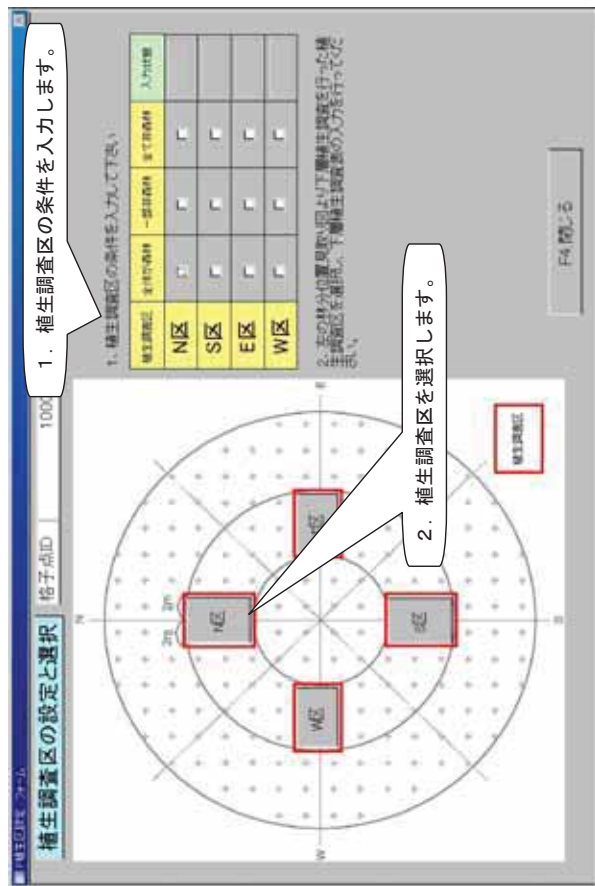


図 26 「植生調査区の設定と選択」画面

#### (2) 項目の入力

- ① 「植生調査区名」の入力（様式 6）  
プルダウンリストより植生調査区名を選択します。既に選択済みの植生調査区名は選択できません。
- ② 「林分番号」の入力（様式 6）  
植生調査区が存在する林分の番号を入力します。複数の林分にまたがる場合、例えば「1.2」等と入力します。

#### ③ 「植被率」の入力（様式 6）

植生調査区における「低木層植被率」「草本層植被率」を入力します。0～100 の整数値を入力して下さい。

#### ④ 「優占種」の入力（様式 6）

植生調査区における「低木層の優占種」「草本層の優占種」を入力します。標準的な和名を入力して下さい。

#### ⑤ 「植物種」の入力（様式 6）

植生調査区において出現した植物種（低木層、草本層、着生植物）を入力して下さい。プログラムに内蔵の植物リストに存在しない植物種は入力できません。同定不能種の情報を残したい場合には、後述する「ユーザー設定の植物リスト」に暫定的な植物種名を登録することで、入力可能な状態にすることができず。同一植生調査区に同じ種名を重複して入力するとエラーが表示されます。

#### ⑥ 「土壌侵食（地表状態）」の入力（様式 6）

「林床被覆率」及び「巨礫・岩率」を 0～100 の整数値で入力します。両者の合計値が 100 を超える入力を行うとエラーが表示され、入力できません。

土壌侵食痕の有無を入力します（複数選択可）。侵食痕がない場合は「なし」をチェックします。

#### (3) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点 ID の様式 6 の野帳帳票が印刷出力されます。



三 森林調査データ入力ソフトウェア 2011年度

### 様式7 資料調査表(面積最大の小班)

格子点ID: 10001 所属: 資料調査実施者

1 調査プロットに関する情報

標高: 距離からの距離: 集落からの距離: 標高、集落からの距離、集落からの距離の入力 (様式 7) これらの項目は必須入力です。整数値を入力します。

土壌型分類: (出典): (出典): 表層地質、土壌型分類の入力 (様式 7) これらの項目は必須入力です。プルダウンリストより該当するものを選択します。該当するものがなく「その他」を選択した場合、「出典」欄にその他の内容及び根拠とした資料名を記載して下さい。

2 森林簿情報

林小班: 林小班名 (様式 7) 必須入力とします。森林計画対象外森林等の場合は「該当なし」と入力します。

地籍名 (様式 7) 森林簿等の既存資料を参考に地籍名を入力します。都道府県名から地番までを入力します。「都」「道」「府」「市」「郡」「町」「村」は記入して下さい。

森林法上の区分 (様式 7) 森林法上の区分、すなわち「5 条森林」「7 条の 2 森林」「計画対象外森林」のいずれかを選択します。

土地所有区分 (様式 7) 土地所有区分を選択します。示されている以外の「その他の国有林」に該当する場合、その内容を記載して下さい。土地所有者と異なる国、自治体、公社、森林農地整備センターが管理を行っている森林の場合、管理者を選択するとともにその名称を記載して下さい。

地域指定の種類 (様式 7) 保安林、自然公園など法令による地域指定がある森林の場合、その地域指定の名称を記録します。プルダウンリストより該当するものを選択します。最大 7 種の入力が可能です。

伐採方法の指定の入力 (様式 7) 法令等による伐採方法の指定の有無を無を入力します。皆伐、択伐 (複層伐、漸伐を含む)、禁伐のうち、該当するものを選択します。

森林簿上の林種 (及び地種)・林種の細分の入力 (様式 7-1) 森林簿上の林種及び林種の細分を入力します。5 条森林又は 7 条の 2 森林では必須入力です。

森林簿上の樹種の入力 (様式 7) 森林簿上の樹種を記入します。5 条森林又は 7 条の 2 森林では必須入力です。最大 10 種の入力が可能です。

森林簿上の林齢の入力 (様式 7) 森林簿上の林齢を記入します。竹林や未立木地など、林齢情報のない小班の場合は「林齢なし」をチェックします。5 条森林又は 7 条の 2 森林では、どちらかが入力されている必要があります。

機能類型区分 (国有林) の入力 (様式 7)

印刷 F4:閉じる

図 28 「様式7 資料調査表(面積最大の小班)」入力画面

(1) 項目の入力

- ① 資料調査年月日、所属、資料調査実施者の入力 (様式 7) これらの項目は必須入力です。
- ② 標高、集落からの距離、集落からの距離の入力 (様式 7) これらの項目は必須入力です。整数値を入力します。
- ③ 表層地質、土壌型分類の入力 (様式 7) これらの項目は必須入力です。プルダウンリストより該当するものを選択します。該当するものがなく「その他」を選択した場合、「出典」欄にその他の内容及び根拠とした資料名を記載して下さい。
- ④ 林小班名の入力 (様式 7) 必須入力とします。森林計画対象外森林等の場合は「該当なし」と入力します。
- ⑤ 地籍名の入力 (様式 7) 森林簿等の既存資料を参考に地籍名を入力します。都道府県名から地番までを入力します。「都」「道」「府」「市」「郡」「町」「村」は記入して下さい。
- ⑥ 森林法上の区分 (様式 7) 森林法上の区分、すなわち「5 条森林」「7 条の 2 森林」「計画対象外森林」のいずれかを選択します。
- ⑦ 土地所有区分の入力 (様式 7) 土地所有区分を選択します。示されている以外の「その他の国有林」に該当する場合、その内容を記載して下さい。土地所有者と異なる国、自治体、公社、森林農地整備センターが管理を行っている森林の場合、管理者を選択するとともにその名称を記載して下さい。
- ⑧ 地域指定の種類の入力 (様式 7) 保安林、自然公園など法令による地域指定がある森林の場合、その地域指定の名称を記録します。プルダウンリストより該当するものを選択します。最大 7 種の入力が可能です。
- ⑨ 伐採方法の指定の入力 (様式 7) 法令等による伐採方法の指定の有無を無を入力します。皆伐、択伐 (複層伐、漸伐を含む)、禁伐のうち、該当するものを選択します。
- ⑩ 森林簿上の林種 (及び地種)・林種の細分の入力 (様式 7-1) 森林簿上の林種及び林種の細分を入力します。5 条森林又は 7 条の 2 森林では必須入力です。
- ⑪ 森林簿上の樹種の入力 (様式 7) 森林簿上の樹種を記入します。5 条森林又は 7 条の 2 森林では必須入力です。最大 10 種の入力が可能です。
- ⑫ 森林簿上の林齢の入力 (様式 7) 森林簿上の林齢を記入します。竹林や未立木地など、林齢情報のない小班の場合は「林齢なし」をチェックします。5 条森林又は 7 条の 2 森林では、どちらかが入力されている必要があります。
- ⑬ 機能類型区分 (国有林) の入力 (様式 7)

森林簿に記載されている機能類型区分を記入します。5 条森林又は 7 条の 2 森林では必須入力です。

⑭ 機能類型区分（民有林）の入力（様式 7）

森林簿に記載されている機能類型区分を記入します。

⑮ 施業履歴の入力（様式 7）

森林簿等に記載されている過去 5 年以内の施業履歴を記入します。施業履歴の種類に「その他」を選択した場合、必ず内容を記録して下さい。

(2) 未入力項目の確認

データを入力し終わり「閉じる」ボタンをクリックした際、必須入力項目の入力漏れがあった場合には、メッセージが表示されます（図 29）。

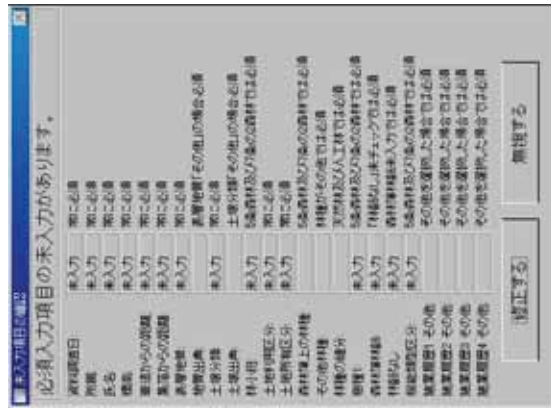


図 29 未入力項目の確認画面（様式 7-1）

(3) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点 ID の様式 7 の帳票が印刷出力されます。

3.4. データチェック

入力プログラムには、入力したデータをチェックする機能があります。データチェック方法は、①格子点 ID におけるチェックを行う場合と、②すべての入力データについて一括チェックを行う場合の 2通りがあります。

3.4.1. 格子点 ID ごとのチェック

「調査データの入力管理」メニュー画面の右側に、いくつかのデータチェック機能を設けています（図 30）。チェック可能な内容は、「立木調査のエラー」「立木調査のまとめ」「樹高曲線の確認」「林分積の試算」（以上、選択した林分ごとに確認）「植物種名の確認」（格子点単位で確認）です。

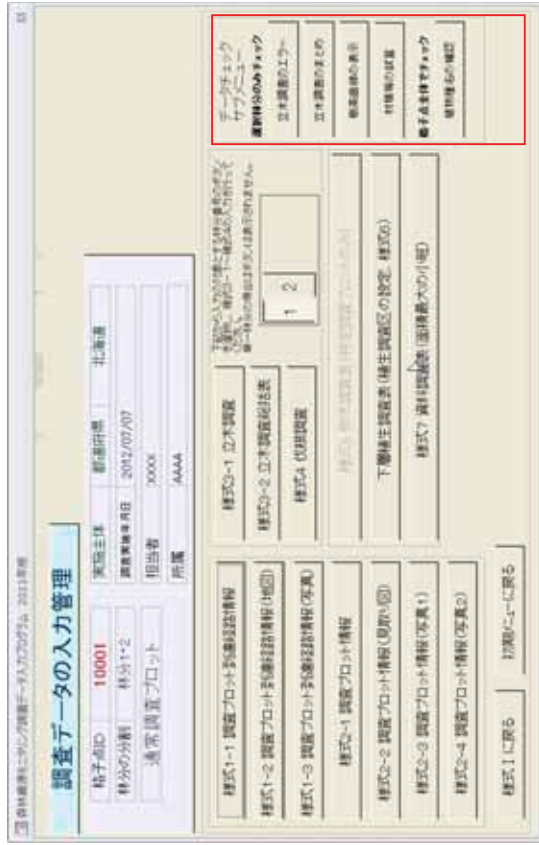


図 30 格子点におけるデータチェックサブメニュー（枠内）

(1) 立木調査のエラー

選択している林分の立木調査の個々の立木データをチェックし、必須入力項目の未入力、入力ミス、異常値等をチェックして一覧表示します（図 31）。エラーが検出できなかった場合は、何も表示されません。「様式 3-1 立木調査表」の編集にもこのチェックを行うことが可能です。

「樹種名」は、入力されている樹種名とプログラム内蔵の植物リストを照合して、該当のないものをエラーと判定し、「樹種確認」のチェックボックスがチェックされます。入力した樹種が、リストに存在しない場合は、後述するユーザー設定の植物リストを作成することで、エラーは回避されます。

「胸高直径」は未入力の場合、エラーと判定します。また、対象個体の胸高直径が、過去の同一樹種の最大直径より大きい場合、もしくはは平均値+3 標準偏差以上ある場合は、「直径外れ値」のチェックボックスがチェックされます。

「樹高」は、対象個体の樹高が、過去の同一樹種の最大樹高より高い場合、もしくはは平均値+3 標準偏差以上ある場合は、「樹高外れ値」のチェックボックスがチェックされます。

「地上-20cm 直径」が、胸高直径よりも小である場合、「D20 確認」がチェックされます。

「形状比」とは、樹高/胸高直径×100で表される値で、樹種別、生育段階別に一定の範囲に分布します。過去の調査データを元にして、樹種別に直径階（1～5cm、5～18cm、18cm以上）ごとに、最小値又は最大値、平均値±3標準偏差の閾値が設定されており、閾値を超えるデータは「形状比外れ値」としてチェックされます。この値にチェックが入る場合、胸高直径、樹高のいずれかが入力ミスである可能性があります。

入力ミスでなければ、計測値のままとしてください。

樹高	胸高直径	形状比	形状比外れ値
10000	1.4	714	○
10000	2.1	476	○
10000	2.1	476	○
10000	1.2	833	○
10000	2.1	476	○

図 31 立木調査のエラーチェック結果の表示

(2) 立木調査のまとめ

「立木調査のまとめ」をクリックすると、現在入力している林分の立木データの要約集計が表示されます（図 32）。調査漏れやエラーの検出に使用して下さい。

測定本数、胸高直径・地上 20cm 直径・樹高・形状比についての最小値、最大値、平均値等が計算されます。樹種ごとの内訳も表示されます。樹高の測定本数は林分において 20 本以上となっていること等を確認して下さい。また、「樹高と形状比の関係」「胸高直径と形状比の関係」「直径階別樹高測定本数」ボタンをクリックすると、それぞれグラフが表示されますので、外れ値が無いか確認して下さい。

いづれも、入力ミスでなければ計測値のままとしてください。

立木調査結果の確認ポイントは以下のとおりです。

- ① 胸高直径
  - 平均胸高直径は、測定木の単純平均です(ha あたり平均ではないことに留意して下さい)。
  - 最大値と最小値に異常な値が無いか確認して下さい。
- ② 地上 20cm 直径
  - 地上 20cm 直径は、林分につき 5 本の測定が必要です。最大値と最小値に異常な値が無い

か確認して下さい。

③ 樹高

樹高は、最大値と最小値の異常値の有無を確認して下さい。樹高の測定本数は林分ごとにごとに 20 本必要です。幹折れ、先折れ、枯損木の樹高を測定している場合、その本数が表示されず。また、「直径階別測定本数」をクリックして、特定の直径階に偏って測定していないかどうか確認して下さい（図 33）。

④ 形状比

形状比は、胸高直径と樹高の記載ミスによって異常な値を示す場合がありますので、最大値、最小値を確認して下さい。確認には、「樹高と形状比の関係」「胸高直径と形状比の関係」で表示されるグラフも活用して下さい（図 34）。

項目	値
樹高	10000
胸高直径	10000
形状比	10000
測定本数	10000
最大値	10000
最小値	10000
平均値	10000
標準偏差	10000
形状比	10000
最大値	10000
最小値	10000
平均値	10000
標準偏差	10000

図 32 立木調査のまとめ結果の表示

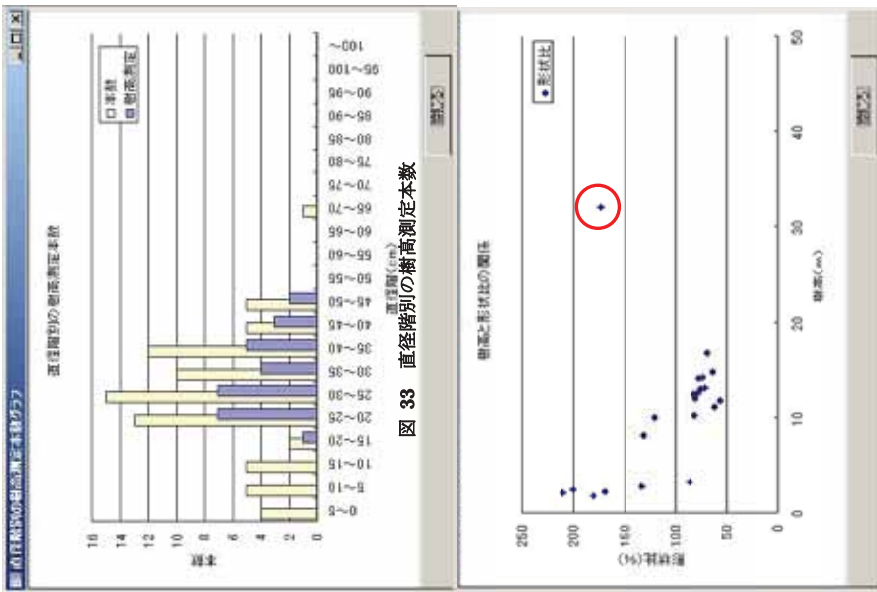


図 33 直径階別の樹高測定本数

図 34 形状比の確認 (赤丸が異常値と思われる)

(3) 樹高曲線の表示

森林資源モニタリング調査では、すべての立木の樹高を測定しないため、樹高未測定木の樹高は、測定した樹木のデータを用いて回帰推定により求めます。ここでは樹高曲線にネスルンド式を用いて推定しています。樹高や直径の入力ミス、偏った直径階での樹高の測定、形質の異常な木の樹高を測定している等の外れ値の影響により、推定がうまくいかない場合があります。入力されたデータより樹高曲線のパラメーターを計算し、樹高曲線と実測値の散布図を重ね合わせ表示します(図 35)。樹高測定木が先折れ、幹折れ木の場合、回帰推定には用いられません。枯損の場合は回帰推定に用いられません。またタケは推定から除外されます。樹高測定の妥当性を検証する参考資料として下さい。樹高測定本数が3本に満たない場合は集計されません。

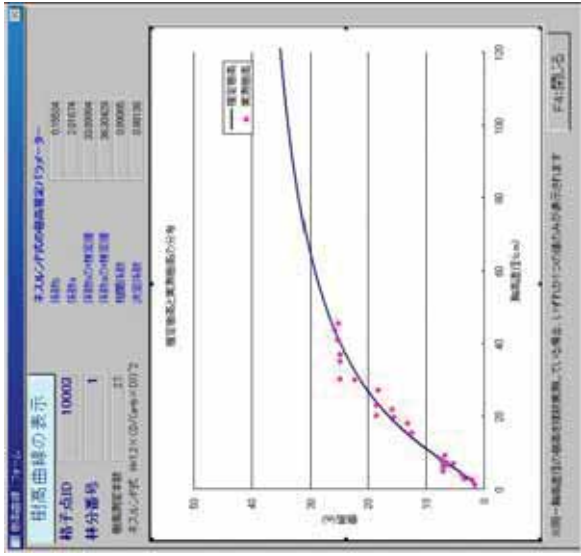


図 35 樹高曲線式の表示

(4) 林分材積の試算

調査データより計算した該当する林分の材積・バイオマスを表示します(図 36)。優占樹種の妥当性の確認等、測定・記入の漏れ・ミス等、データのチェックに活用して下さい。

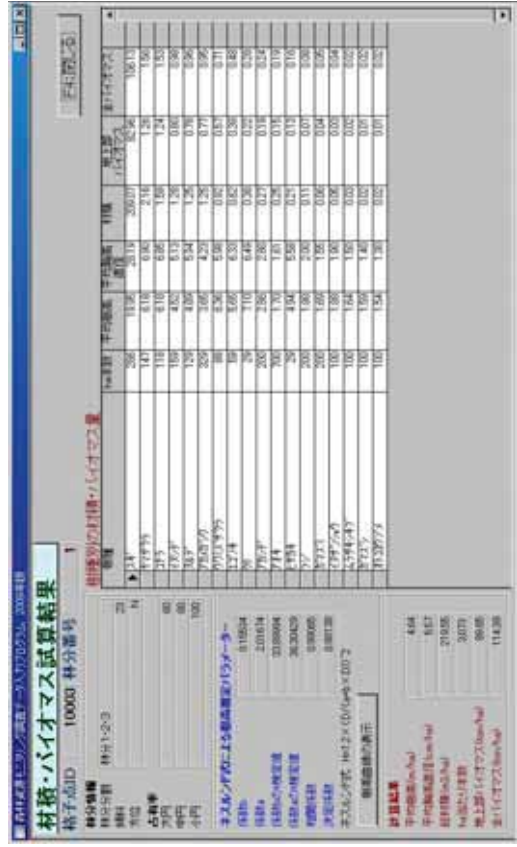


図 36 材積・バイオマスの試算画面

(5) 植物種名の確認

「植物種名の確認」ボタンをクリックすると、当該格子点の「様式 3-1 立木調査表」の樹種、「様式 3-2 立木調査総括表」の優占樹種、様式 6-1 「下層植生及び土壌侵食調査表」及び様式 6-2 「下層植生調査表（非森林含む）」における優占種・植物種について、プログラム内の植物リストと照合し、該当のないもの一覧表示します（図 37）。

なお、後述する「ユーザー設定の植物リスト」に登録されている植物種名も念のためチェックされます。



図 37 植物種名のチェック画面

3.4.2. データの一括チェック

初期メニュー画面より、「データの一括チェック」をクリックすると、データチェックのメニュー画面が表示されます（図 38）。画面右の各様式名のボタンをクリックすると、現在入力済みのデータを集計し、様式ごとに一覧表を表示します（図 39）。

調査項目ごとに判定基準を設けており、問題があると判定した格子点及び林分の調査結果には、「判定」の欄に「×」等が付されます。

「確認」（様式 I）欄には、「備考」欄には、確認した内容についてコメントを残すことができます。ボタンの右側にある「確認済み」のチェックボックスをチェックすると、前回のチェック結果がそのまま表示されるようになります。

未チェックの状態でもボタンをクリックすると、チェックを再度行います（この場合、確認のコメントも含め前回のチェック結果が上書き消去されます）。



図 38 データのチェックメニュー

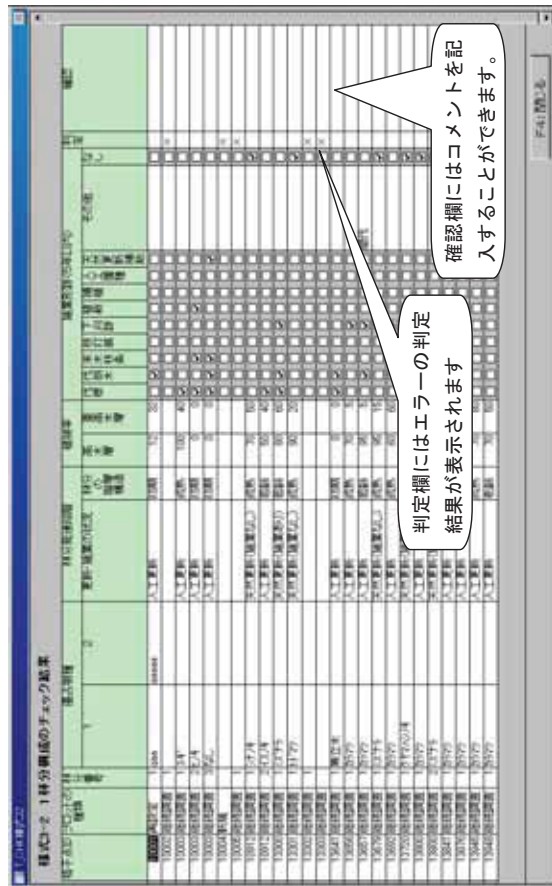


図 39 チェック結果の一例（様式 3-2）

(1) 判定基準

各様式の判定基準は以下のとおりです。

① 様式 I 調査計画・進捗状況表

判定基準は図 40 (再掲) のとおりです。

図 40 様式 I の判定基準

② 様式 1-1 調査プロット到達経路情報

- ・現地調査者の所属、氏名が未入力の場合。
- ・「調査の継続状況」が「継続調査」「再設定」「新規」であって、中心杭の位置座標が未入力の場合

③ 様式 1-2 調査プロット到達経路情報

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が入力されているにも関わらず、詳細図又は概略図の画像登録がされていない。

④ 様式 1-3 調査プロット到達経路情報

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が入力されているにも関わらず、画像の登録がされていない。

⑤ 様式 2-1 調査プロット到達情報

- ・様式 1-1 の「継続調査」「再設定」「新規」であって、必須入力項目の漏れがある。

⑥ 様式 2-2 調査プロット到達情報 (見取り図)

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が「継続調査」「再設定」「新規」であって、画像の登録がされていない。

⑦ 様式 2-3 調査プロット到達情報 (写真 1)

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が「継続調査」「再設定」「新規」であって、画像の登録がされていない。もしくは漏れがある。

⑧ 様式 2-4 調査プロット到達情報 (写真 2)

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が「継続調査」「再設定」「新規」であって、画像の登録がされていない。もしくは漏れがある。

⑨ 様式 3-1 立木調査表

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が「継続調査」「再設定」「新規」であるのに、データの入力がされていない (測定対象木が存在しない場合のチェックもされていない)。
- ・入力された立木データに不備がある。樹種名の未入力・リスト外入力 (ユーザー設定の植物リストに登録されていてもチェックされます)、直径外れ値、樹高外れ値、形状比外れ値、地上 20cm 直径外れ値。
- ・測定本数が 20 本以上あるのにも関わらず、樹高測定本数が 20 本未満である。

⑩ 様式 3-2 立木調査総括表

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が「継続調査」「再設定」「新規」であるのに、データの入力がされていない。

⑪ 様式 3-2 立木調査総括表

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が「継続調査」「再設定」「新規」であるのに、データの入力がされていない。

⑫ 様式 4 伐根調査表

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が「継続調査」「再設定」「新規」であるのに、データの入力がされていない (測定対象伐根が存在しない場合のチェックもされていない)。

⑬ 様式 5 倒木調査表

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が「継続調査」「再設定」「新規」であるのに、データの入力がされていない (測定対象倒木が存在しない場合のチェックもされていない)。

⑭ 様式 6 下層植生及び土壌侵食調査表、

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が「継続調査」「再設定」「新規」であるのに、データの入力がされていない。

⑮ 様式 7 資料調査表 (面積最大の小班)、

- ・様式 1-1 の「調査の継続状況」が「継続調査」「再設定」「新規」であるのに、データの入力がされていない。



#### 4. 項目別調査入力プログラムの操作方法

##### 4.1. 一般調査入力プログラムとの違い

一般調査（4 km 格子）と項目別調査はプロット ID 桁数が異なるため、プログラムを分けています。操作方法はほとんど一般調査用と同様です（図 41）

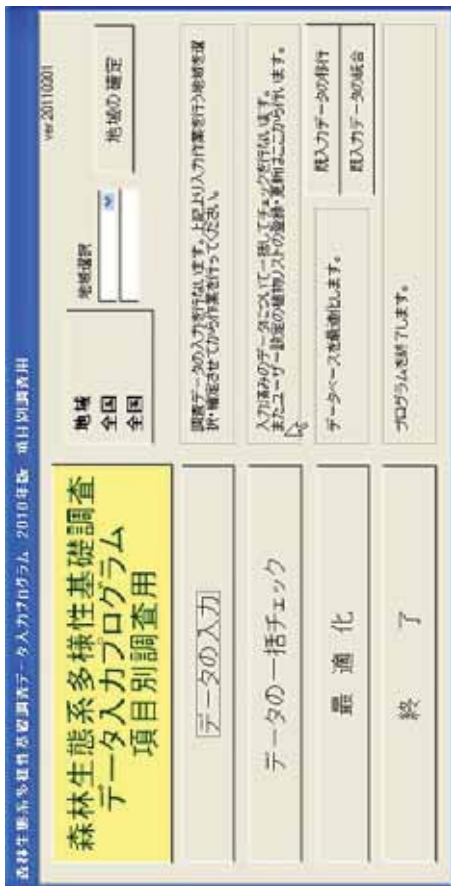


図 41 初期メニュー画面

様式 1、様式 8 の入力方法のみ以下に示します。

##### 4.2. データの入力

###### 4.2.1. 「様式 1 調査計画・進捗状況表」の入力

初期メニュー画面の「データの入力」ボタンをクリックし、様式 I 「調査計画・進捗状況表」の画面を開きます（図 42）。

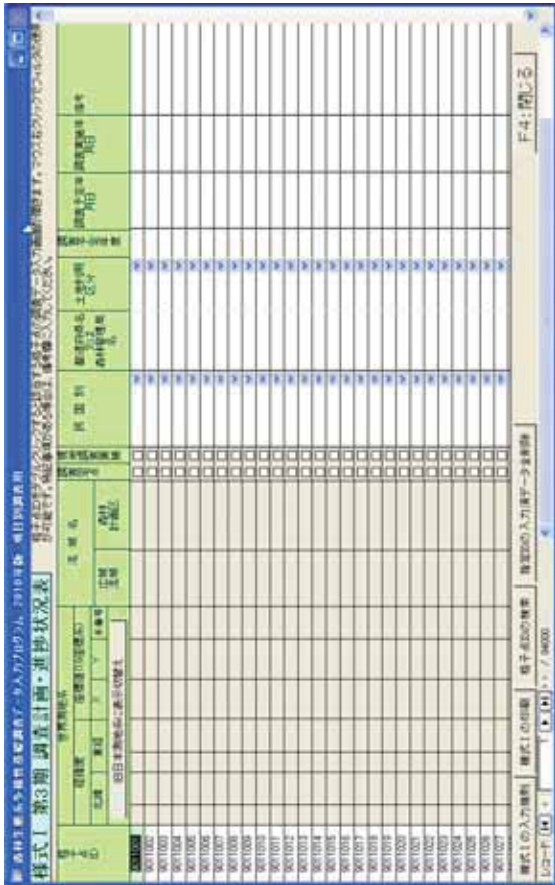


図 42 「様式 I 調査計画・進捗状況表」の画面

##### (1) 位置情報の表示切り替え

格子点 ID の位置情報としては世界測地系 (JGD2000) の経緯度と座標が表示されますが、「旧日本測地系」のボタンを押すと、旧日本測地系（東京測地系）の経緯度と座標に切り替え表示されます（図 43）。

###### 世界測地系 (JGD2000) での表示



###### 旧日本測地系での表示

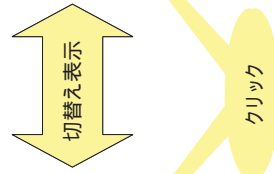


図 43 測地系の切替表示

(2) カーソルの移動方法

各格子点IDのレコード間の移動及びレコード内の各項目（フィールド）間の移動は、上下左右のカーソルキーを用いて行うことができます（マウスも利用可能です）。ページ単位でのスクロールは、[PageUp]あるいは[PageDown]で行います。

(3) 調査計画・実施情報の入力

① 調査定点等のチェック

調査計画段階において、調査定点に決定した格子点については、「調査定点」のチェックボックスをチェックして下さい。

現地調査を行った格子点のうち現地調査を実施した格子点は、「現地調査実施」のチェックボックスをチェックして下さい。様式1-1以降のデータ入力を行う場合、調査定点、現地調査実施の2箇所ともにチェックされる必要があります。

② 民国の入力

「民国別」欄のプルダウンリストをクリックし、民有林の場合は「都道府県」国有林の場合は「森林管理局」を選択します。「都道府県」「森林管理局」を選択すると、さらに都道府県名又は森林管理局名を選択するポップアップリストが出ますので、該当する都道府県名あるいは森林管理局名を選択・クリックすると、「都道府県名又は森林管理局名」欄に入力されます（図44参照）。



図 44 実施主体名の入力

③ 土地利用区分の入力

各格子点について、プルダウンリストより「森林」「農地」「平水面」「その他」のいずれかを選択します。

④ 調査予定年度の入力

各調査候補地点について、調査実施計画を樹立した際に決定した調査予定年度を西暦4桁で入力して下さい。

⑤ 調査予定年月日、調査実施年月日の入力

現地調査を実施した調査定点について、調査予定年月日と現地調査を実際に行った年月日を

入力して下さい。日付の入力は、2009年10月1日の場合「2009/10/1」という具合に年月日をスラッシュ（/）で区切って入力して下さい（単に「10/1」と入力すると、入力作業を行っている年の年号（2009年）に作業している場合には「2009/10/1」が自動入力されます）。

⑥ 備考の入力

特記事項がある場合には、画面を右にスクロールして入力を行って下さい。

「閉じる」ボタンをクリックすると、初期メニュー画面に戻ります。入力に不備が考えられる場合、エラーメッセージとともに、問題のある格子点について入力状況の確認画面が表示されます。入力規則は図45に示すとおりです。

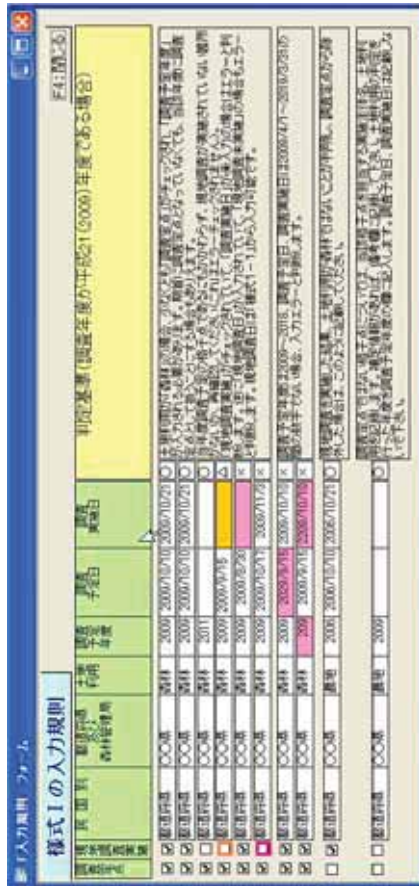


図 45 様式 I の入力規則

(4) 検索機能

検索機能により、検索条件に合致する格子点IDのレコードにジャンプすることができます。例えば、格子点IDフィールドにカーソルが合っている状態で、画面下の「格子点IDの検索」ボタンをクリックすると検索画面が表示されます（図46）。「検索する文字列」の欄に格子点IDの番号を入力し、「次を検索（F）」をクリックすると、該当するレコードが表示されます。該当するレコードが存在しない場合は、メッセージが表示されます。



図 46 検索画面

(5) フィルタの使用

Accessのフィルタ機能を用いて表示させる格子点IDを絞り込むことができます。フィルタを

適用させたい項目上でマウスボタンを右クリックするとフィルタのメニューが表示されます。例えば空白のセル上で「非選択フィルタ」を選択すると、その列（フィールド）でデータの入力されているセルだけが選択表示されます。解除する場合は、同様に右クリックで「フィルタ」並び替えの解除」をクリックします。

※フィルタ機能はAccessランタイム版を使用している場合には使用できません。

(6) 印刷  
「様式Iの印刷」をクリックすると、指定した範囲の格子点IDの様式Iの帳票を印刷します。印刷の方法は図47に示すとおりです。

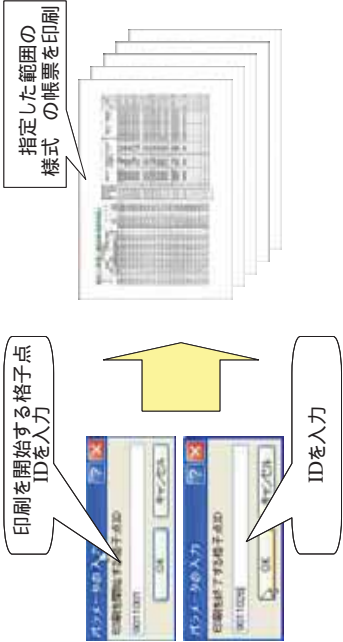


図 47 様式Iの印刷

(7) 指定格子点IDのデータの全削除  
入力するIDを間違えていた等の理由で、既に入力データが存在する格子点のデータを削除する必要がある場合、「指定IDの入力済データ全削除」ボタンより、指定した格子点IDの入力データを全て削除することができます。確認メッセージが表示され、削除を実行すると画像データを含めすべての入力データが削除されます(図48)。



図 48 指定格子点IDデータの全削除

4.2.2. 「様式8 実生調査表」

「様式1-1 調査プロット到達経路情報」の「調査の継続状況」で「継続調査」「再設定」「新規」のいずれかを選択すると、「様式8 実生調査表」ボタンが選択可能となります。ボタンをクリックすると、「実生調査表の設定と選択」画面が開きます(図49)。

(1) 実生調査表の設定と選択  
実生調査データの入力に先立ち、実生調査表の設定を行います。まず、プロット内に設定可能なN区、E区、S区、W区の実生調査表の状態について、「全体が森林」を選択します(チェックボックスをチェック)。次に、林分見取り図上に配置されているN区、E区、S区、W区のボタンをクリックすると、「全体が森林」が選択されている実生調査表の場合は、「様式8実生調査表」が開きます(図50)。

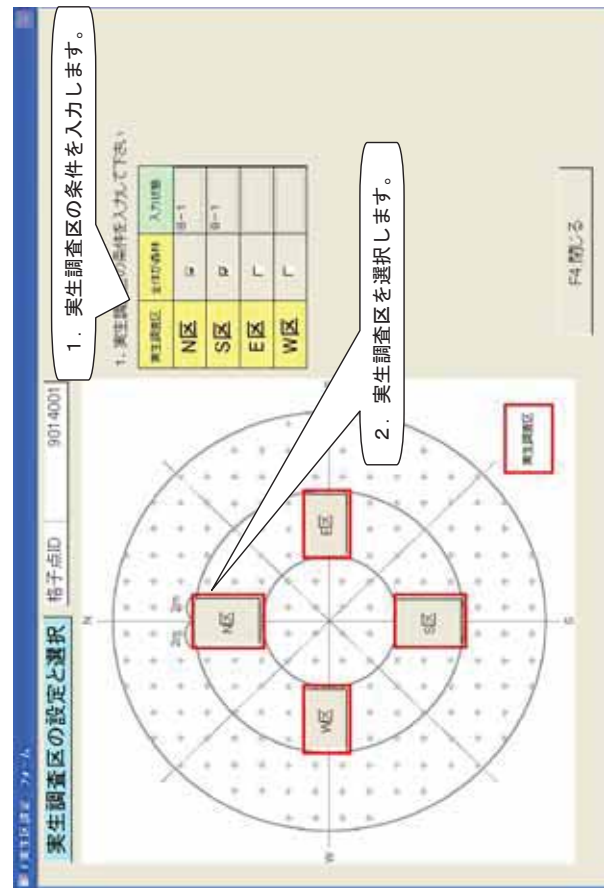


図 49 「実生調査表の設定と選択」画面

(2) 項目の入力  
① 「実生調査区名」の入力  
ブルダウンリストより実生調査区名を選択します。既に選択済みの実生調査区名は選択できません。  
② 「No.」の入力  
数字で入力してください。  
③ 「樹種」の入力

実生調査区において出現した植物種を入力して下さい。プログラムに内蔵の植物リストに存在しない植物種は入力できません。同定不能種の情報を残したい場合には、後述する「ユー

ザー設定の植物リスト」に暫定的な植物種名を登録することで、入力可能な状態にすることができま

④ 「高さ」の入力

数字で入力してください。

⑤ 「実生/萌芽」の入力

実生か萌芽を選択してください。

(3) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点IDの様式8の野帳帳票が印刷出力されます。

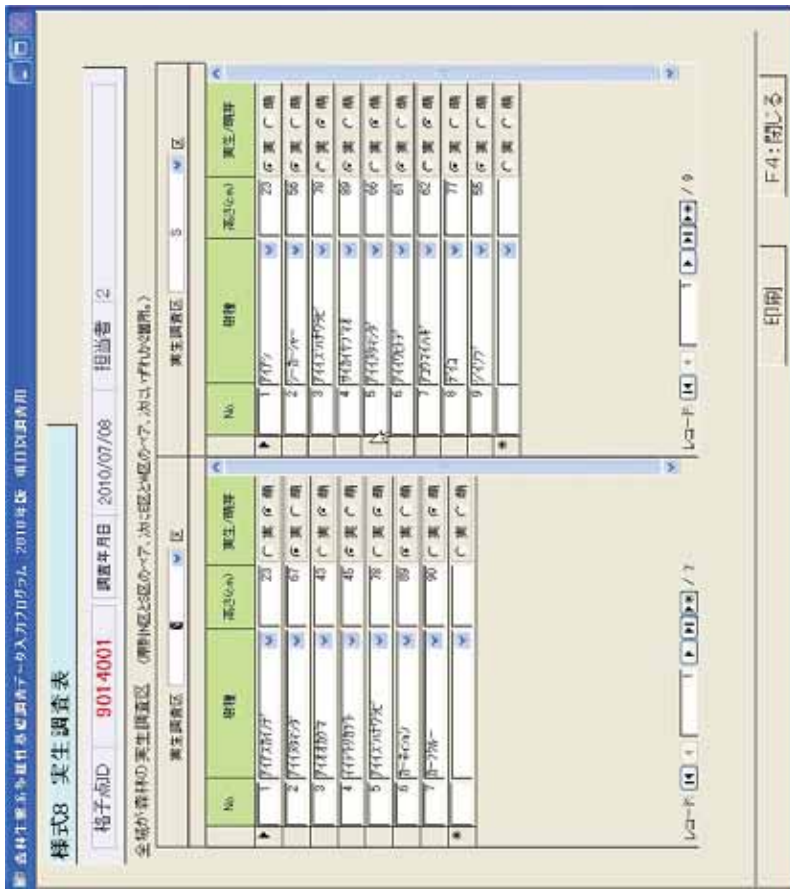


図 50 「様式 8 実生調査表」入力画面

4.2.3. 「様式 8-1 実生コード写真」の入力

「様式 8-1 実生コード写真」は、「様式 8 実生調査表」の N 区、E 区、S 区、W 区のいずれかにデータが入力された状態で入力可能となります。

(1) 画像の登録

登録可能な写真は JPEG 形式のみです (TIFF 形式の写真は登録できません)。画像の縦横比、解像度は任意です。

登録したい写真のあるフォルダを開いた状態で、ここからマウスで画像ファイルを選択し、「写真貼り付け」と書かれている場所でドロップすると、写真が画面に貼り付けられます (図 51)。この際、現在入力プログラムファイルが存在する場所の直下に「実生様式8-1」というフォルダが新たに作成され、貼り付けた画像ファイルは「格子点 ID 番号\_P 磁東」「格子点 ID 番号\_P 磁南」「格子点 ID 番号\_P 磁西」「格子点 ID 番号\_P 磁北」というファイル名でコピーされます。元のフォルダの写真は削除されることはありません。メモ欄に適宜コメントを入力して下さい。

貼り付ける画像を変更したい場合は、再度ドラッグ&ドロップすると書き込まれます。貼り付ける画像を削除したい場合は、「削除」ボタンをクリックして、画像とメモを削除することができます。

(2) 印刷

「印刷」ボタンをクリックすると、現在作業している格子点 ID の様式 8-1 の野帳帳票が印刷出力されます。



図 51 「様式 8-1 実生コードラート写真」入力画面

## 5. データの操作

### 5.1. バージョンアップ時のデータ移行

既に、調査データの入力作業を行っている、際にバージョンアップしたプログラムが配布された場合、既入力データの移行作業を行って下さい。一般調査用、項目別調査用ともに操作手順同様です。

注意：データ入力作業をまだ行っていない場合は、データ移行作業は不要です。[3.4. データの入力]メニューに進んで下さい。

現在入力作業を行っているフォルダに新しいプログラムをコピーします。すなわち、同じフォルダ内に下記の 2 つのファイルがある状態とします。

現在データを入力している暫定版プログラム (移行元)：一般 (項目別) 移行元.mdb  
 新たにデータを取り込むプログラム (移行先)：多様性基礎調査一般 (項目別) 入力プログラム XXXXX.mdb (バージョンアップしたプログラム)

現在作業を行っているファイルの名前を「一般 (項目別) 移行元.mdb」に変更して下さい。  
 多様性基礎調査一般 (項目別) 入力プログラム XXXXX.mdb を起動し、初期メニュー画面より「既入力データの移行」ボタンをクリックすると、「データの移行の元となるプログラムは、現在開いているプログラムと同じフォルダに置いて下さい。」というメッセージが表示されます。上記のとおり二つのファイルが同じフォルダにあることを確認して下さい。

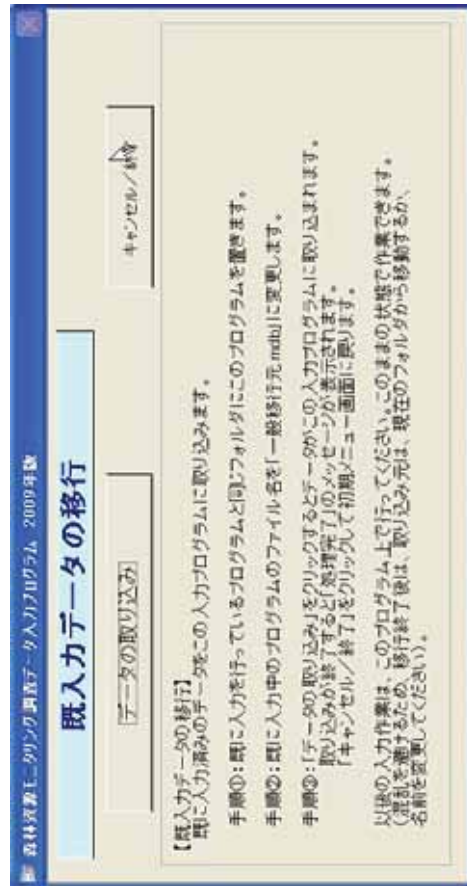


図 52 既入力プログラムからのデータ取り込み

「データの取り込み」をクリックすると、移行元から移行先にデータがコピーされます。途中で下記のようなメッセージがいくつか表示される場合がありますが、構わず OK をクリックして下さい (図 53)。

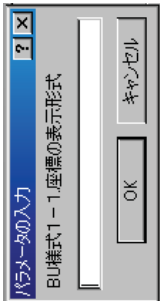


図 53 データ取り込み時に表示される可能性があるメッセージ (OK をクリックしてよい)

無事データが移行されれば「処理を完了しました」というメッセージが表示されます。以後の入力作業は、このプログラム上で行って下さい。このままの状態で作業できます。(混乱を避けるため、取り込み元は、作業フォルダから移動もしくは削除するかファイル名を変更して下さい)。

## 5.2. 入力データの統合

「既入力データの統合」ボタンを使って、複数名で分担して行った場合の入力済データを統合することができます。一般調査用、項目別調査用ともに操作手順同様です。

### 5.2.1. 統合する前の準備

- (1) 先ず、入力が終わったm d bファイルと画像フォルダ (様式1-2~8-1) は同じフォルダの中に置きます (その他のファイルはフォルダ内には置きません)。例えばフォルダ名は「データ入力済\_神奈川1」として、他の人の入力が終わったフォルダも同様に「データ入力済\_神奈川2」、 「データ入力済\_神奈川3」 .....等のフォルダ名を付します。  
新しいフォルダを作ります。例えばフォルダ名は「データ入力済\_全員」とします。
- (2) 1で準備した「データ入力済\_神奈川1」、「データ入力済\_神奈川2」、「データ入力済\_神奈川3」 .....を2で作ったフォルダ「データ入力済\_全員」の中に置きます。
- (3) 「データ入力済\_全員」の中にもうひとつフォルダを作ります、例えばフォルダ名は「データ入力済\_全員統合」とします。
- (4) 最新の空m d bファイルを「データ入力済\_全員統合」中にコピーします。この空ファイルに、全データが統合されます。

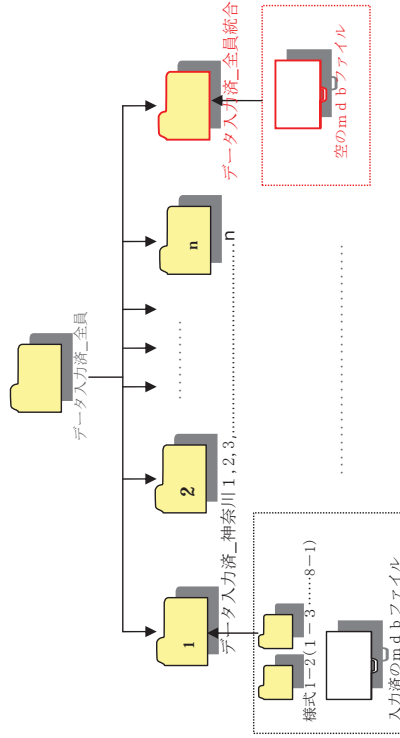


図 54 フォルダとファイルのイメージ図

5.2.2. 統合を始めます

- (1) 「データ入力済\_全員統合」フォルダのm d bファイル（空ファイル）を開いて（図 55）、  
「既入力データの統合」ボタンをクリックすると、「既入力データの統合」の画面が開きます  
（図 56）。

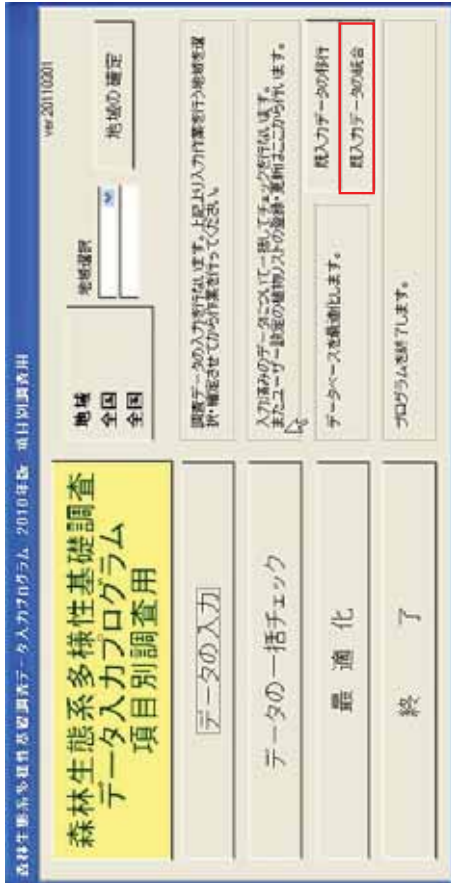


図 55 初期メニュー画面

図 56 既入力データ統合画面

- (2) 統合するにあたり、まずデータの重複をチェックします。重複チェックをしないと「データと画像の統合」ボタンは使えません。「データの重複チェック」ボタンをクリックして、「データ入力済\_全員」フォルダを選択します（図 57）。

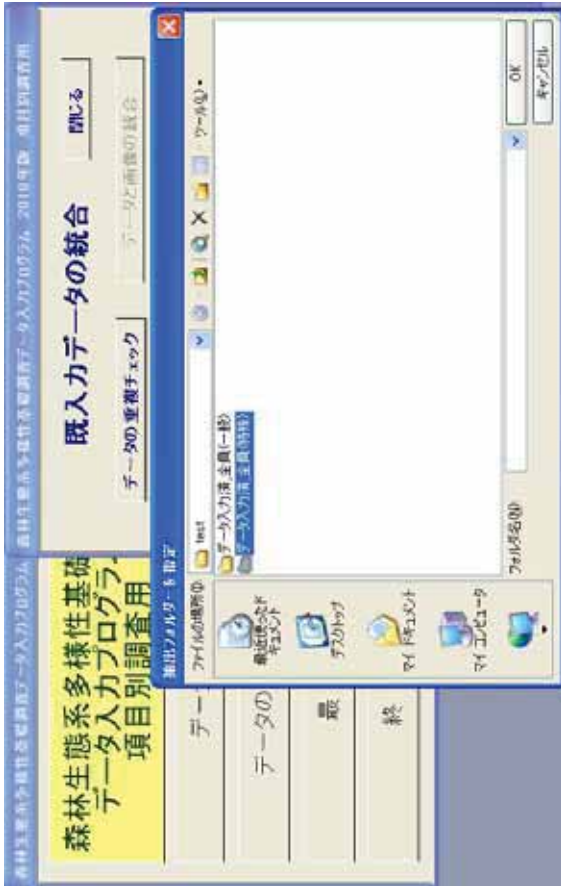


図 57 「データ入力済\_全員」フォルダ指定画面

- (3) データの重複がある場合は重複格子点 ID と mdb ファイルが表示されます（図 58）。

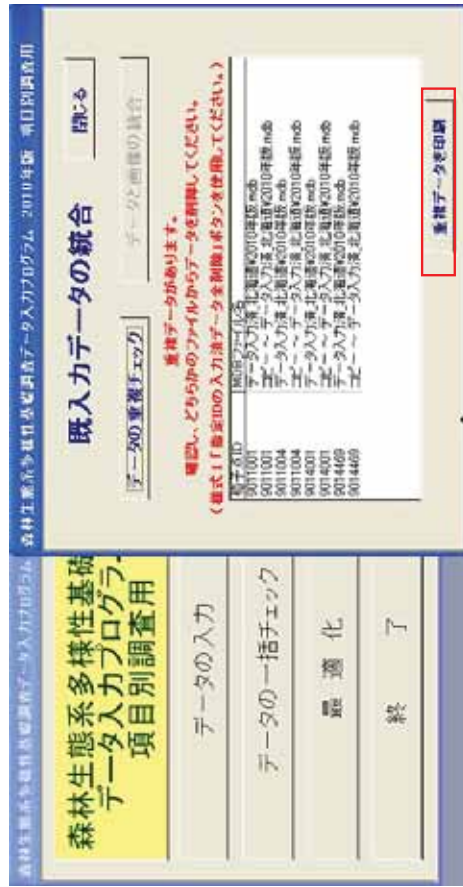


図 58 データ重複がある画面

(4) 「重複データを印刷」ボタンをクリックすると、重複データが印刷できます(図 59)。

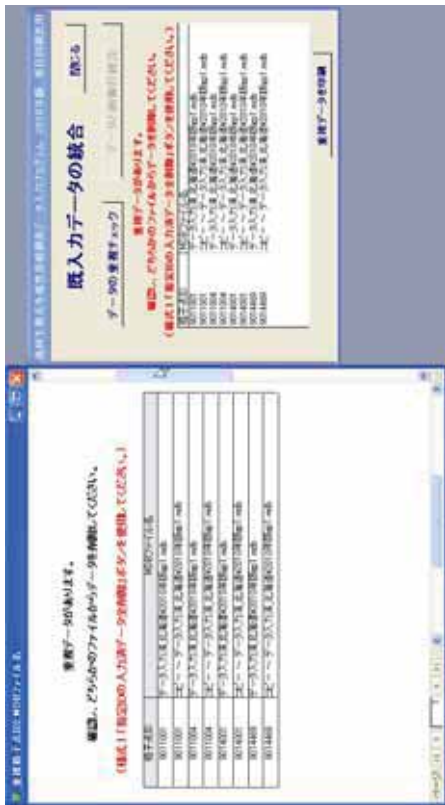


図 59 データ重複の印刷画面

\* 重複データを削除した後、もう一回データ重複チェックをクリックしてください。重複データがある状態ではデータ統合はできません。

(5) 重複データなしの状態で、「データと画像の統合」ボタンが使用可能になります(図 60)。

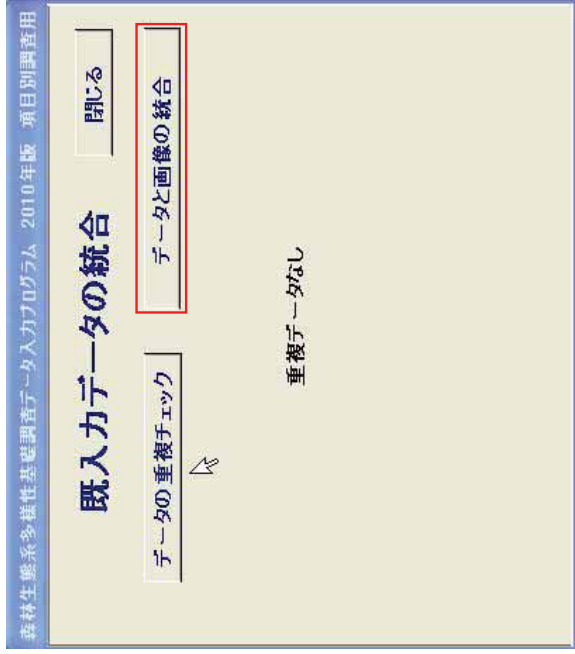


図 60 重複データなし画面

(6) 「データと画像の統合」ボタンをクリックして、「データ入力済\_全員」フォルダを選択して、データと画像を統合します(図 61)。



図 61 「データ入力済\_全員」フォルダ指定



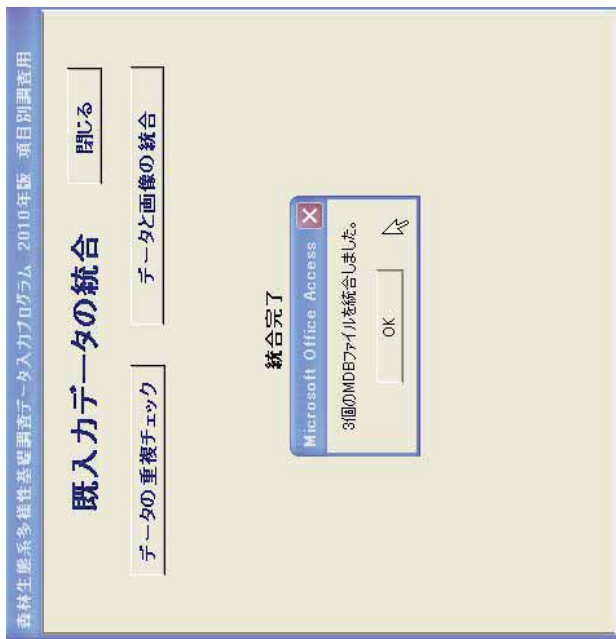


図 62 統合完了画面

\* 「データと画像の統合」ボタンは繰り返し使用できません。

(7) 統合された m d b ファイルと画像フォルダが「データ入力済\_全員統合」フォルダに入りま  
した (図 63)。



図 63 統合した後のフォルダとファイル

## 6. 格子点の様式の一括印刷

既に、項目入力した格子点の様式を一括印刷します。一般調査用、項目別調査用ともに操作手順は同様です。

### 6.1. 格子点の全ての様式を一括印刷する

(1) まず、印刷したい格子点の「印刷選択」チェックボックスをチェックして、「選択した格子点  
全て様式印刷」ボタンをクリックします。(図 64)。

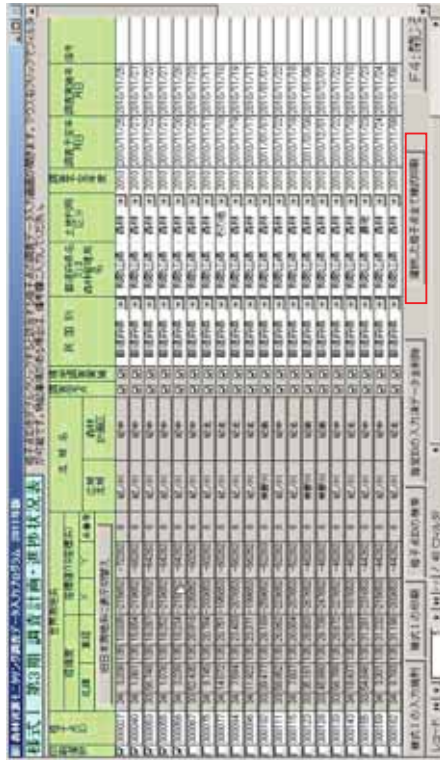


図 64 格子点を選択画面

(2) 下図のメッセージが表示されますので「はい」をクリックします。(図 65)。

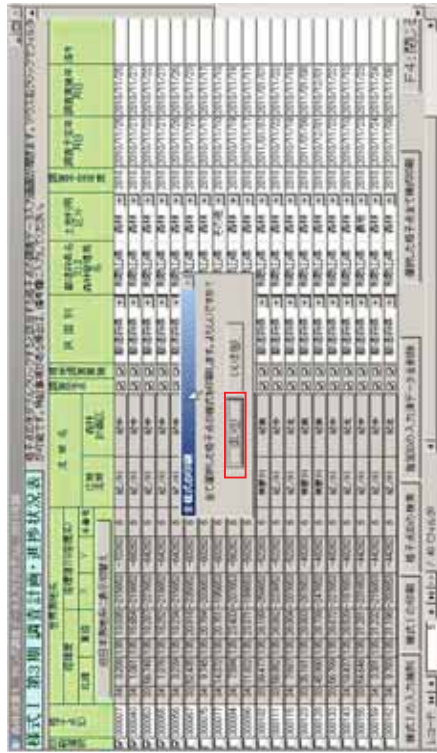


図 65 印刷実行画面

- (3) 選択した格子点の全ての様式が印刷されます。「印刷完了」メッセージが出たら、印刷完了 (図 66)。



図 66 印刷完了画面

## 6.2. 印刷できない場合

- (1) 格子点のチェックボックスが未チェックの場合 (図 67)



図 67 格子点を未チェック

- (2) チェックした格子点の項目が未入力の場合 (図 68)。

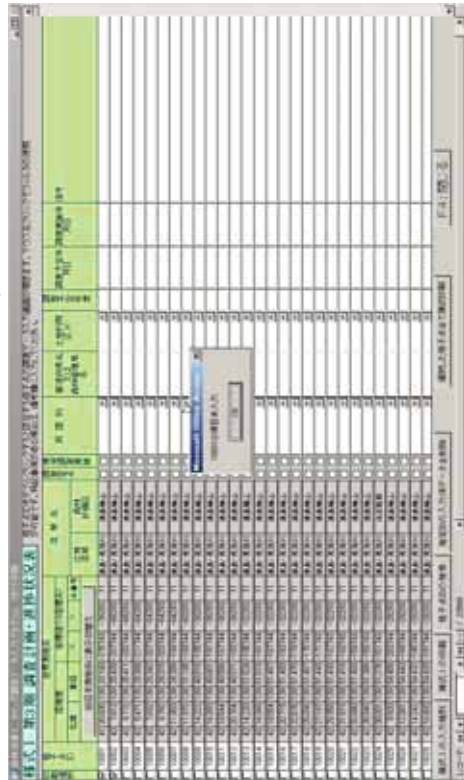


図 68 格子点の項目未入力

## 7. ユーザー設定植物リストの登録

入力プログラムには、12,826 種 (異名を含め 14,658 通り) の植物種名が登録されています。様式 6 では内蔵の植物リストに該当のない種は入力できません。植物リストにない種名、未定種等で仮に「sp.」とした種等を入力する場合には、ユーザー設定の植物リストに登録を行えば、入力が可能になります。一般調査用、項目別調査用ともに操作手順は同様です。

リストに存在せず、新たに登録したい種名がある場合は、念のためヘルプデスク (後述) にお問合せ下さい。

初期メニュー画面より、入力データの一括チェック画面を開き (図 69)、画面左下の「ユーザー設定の植物リストの登録・更新」をクリックすると、ユーザー設定植物リストの登録・更新画面が開きます (図 70)。登録したい植物名 (必須)、その他補足情報を入力して登録を行って下さい。

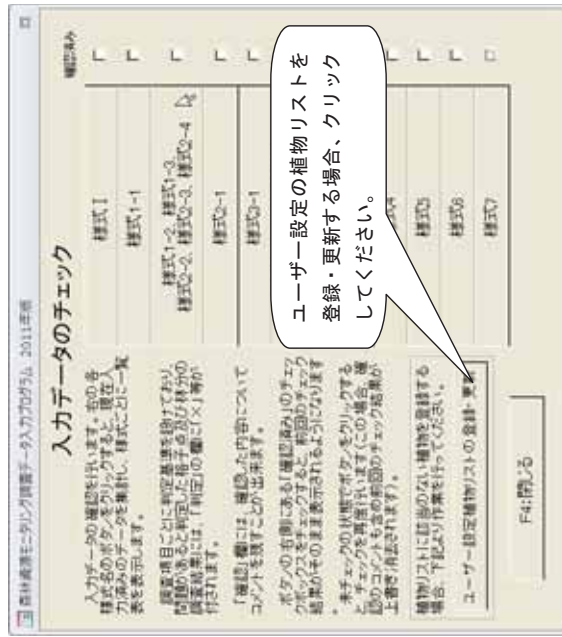


図 69 ユーザー設定の植物リストの登録・更新①

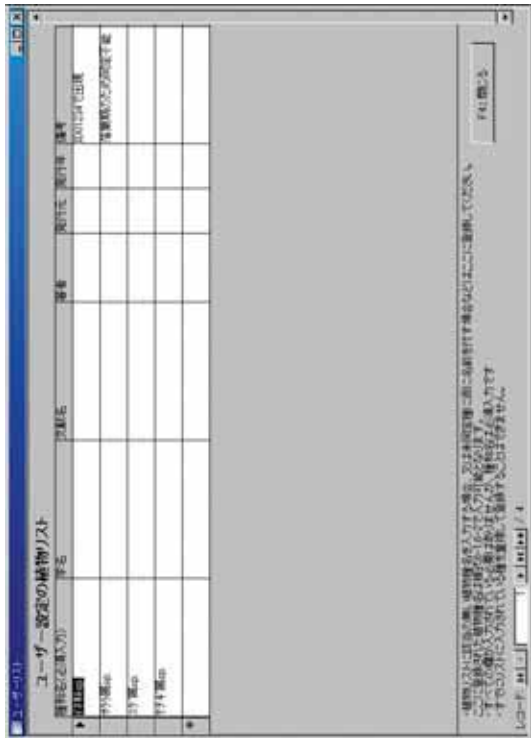


図 70 ユーザー設定の植物リストの登録・更新②

## 8. 入力データの提出

入力データは、導入したプログラム内のプログラムファイルに記録されます。画像データは、入力プログラム直下に新たにフォルダが作成され、そこに保存されます。

入力プログラムファイル及び直下の画像が保存されているフォルダごと提出データとし、すべてCD-R等に焼き付けて提出して下さい(図 71)。

### 入力プログラムのデータ構造のイメージ

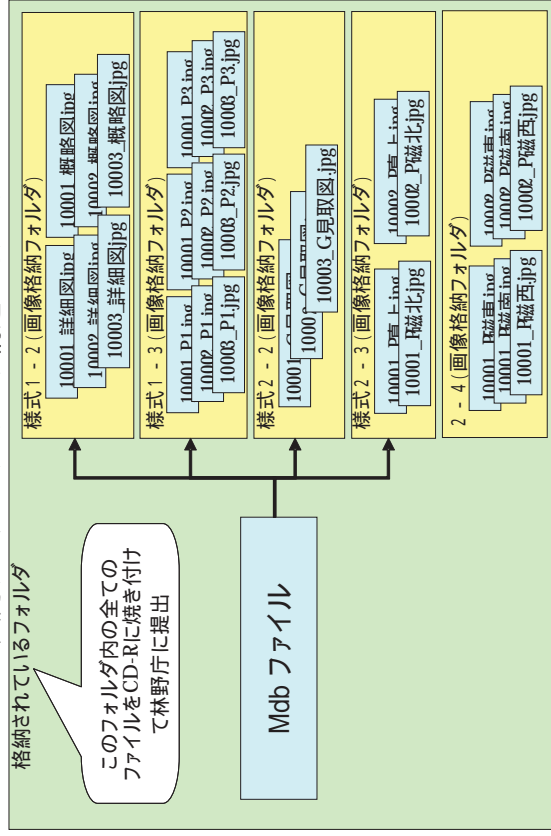


図 71 入力プログラムのデータ構造のイメージ

### 8.1. バックアップについて

なお、入力プログラムには、データのバックアップ機能は付属しておりません。バックアップを行う際は、提出データを作成するのと同じ要領で、Windows のエクスプローラの機能等を使用して、入力プログラムが存在するフォルダごと（下層フォルダを含め）、バックアップ場所（外部メディア等）にコピーを作成して下さい。

## 9. プログラム利用にあたっての不明点及びトラブル発生時の問い合わせについて

プログラムの利用にあたっての不明点、プログラムが起動しなくなった等のトラブルに関しては、森林生態系多様性基礎調査ヘルプデスク、なお、ヘルプデスクのホームページ <http://www.forestbio.jp/>、電子メールアドレスは年度ごとに林野庁から通知されます。

---

データ入力プログラム 利用マニュアル (ver. 20130730)  
平成25年07月  
林野庁計画課

---

1. 森林生態系多様性基礎調査データについて	3
2. 森林生態系多様性基礎調査データ解析プログラムの使用上の注意	5
3. 森林生態系多様性基礎調査データ解析プログラムについて	6
4. プログラムの操作方法	7
4.1. プログラムの構成	7
4.2. プログラムの起動	8
4.3. 一覧出力機能	8
4.3.1. 一覧出力を行う期を指定する	8
4.3.2. 一覧出力を行う実施主体を指定する	9
4.3.3. 一覧出力を行う項目を指定する	10
4.3.4. 選択済み出力項目から出力項目を削除する	12
4.3.5. 出力の主とした項目を選択する	14
4.3.6. 選択した出力項目に検索条件を設定する	15
4.3.7. 検索条件を削除する	16
4.3.8. 一覧表を出力する	17
4.3.9. 一覧出力結果の地図を表示する	19

森林生態系多様性基礎調査データ解析プログラム操作マニュアル

2013年

1. 森林生態系多様性基礎調査データについて

本解析プログラムは、平成 11 年度から 21 年度まで実施された森林資源モニタリング調査データの第 1 期（平成 11 年度～15 年度）、第 2 期（平成 16 年度～20 年度）の結果を利用しやすい形（調査プロットに異なる林分が含まれる場合、代表する林分のデータのみを示しているなど）に集計したものです。

森林資源モニタリング調査は、持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の状態とその変化の動向を全国統一した手法に基づき把握・評価することにより、森林計画における森林の整備に係る基本的な事項等を定めるのに必要な客観的資料を得ることを目的として実施されてきました。調査は 5 年間で全国を巡るサイクルとしており、これまでに第 1 期、第 2 期分の調査が終了し、平成 21 年度から第 3 期調査を実施しており、平成 22 年度から森林生態系多様性基礎調査事業として実施しているところです。本解析プログラムでは全国分のデータが揃っている第 1 期、第 2 期調査結果を対象としており、それ以降については「多様性調査の概要」（「森林生態系多様性基礎調査データ利用ヘルプデスク」で閲覧可能 → <http://www.forestbio.jp/datahelpllogin.html>）を参照してください。

本プログラムで利用可能な調査項目は次表のとおりです。利用内容に応じて条件を指定する必要があるの  
で備考欄の内容に注意してください。

表 森林生態系多様性基礎調査データ解析プログラムの利用可能調査項目

大項目	項目名	備考
地域	広域流域	調査プロットが位置する広域流域
	森林計画区	調査プロットが位置する森林計画区
調査実施状況	格子点 ID	
	調査実施日	
	調査実施年度	
	到達不可能な理由	別添の略記号表のとおり分類
	土地利用	森林/非森林
	調査の継続状況	第 2 期データを利用する場合、「継続」を指定すると 1 期、2 期が継続して調査されたプロットが抽出される。
	林分分割数	立木調査の集計を利用する場合は「1」を指定、2 以上の場合は代
	標高	表林分のデータを採用しているため、解析目的に応じて除外する。
	斜面方位	
	斜面傾斜	
被害情報	表層地質	直線距離
	土壌分類	直線距離
	局所地形	病虫害有無
	集落からの距離	病虫害有無
	集落からの距離	病虫害有無
	病虫害有無	true=被害あり、以降の各項目に一つでも被害があれば true
	松くい虫	true=被害あり
	その他病虫害	true=被害あり
	気象害有無	true=被害あり、以降の各項目に一つでも被害があれば true
	風害	true=被害あり
動物情報	風害	true=被害あり
	凍害	true=被害あり
	落雷	true=被害あり
	水害	true=被害あり
	火災	true=被害あり
	その他気象害	true=被害あり
	シカ	true=情報または被害あり
	カモシカ	true=情報または被害あり
	クマ	true=情報または被害あり
	ノウサギ	true=情報または被害あり

森林簿等調査	ノネズミ その他動物	ノネズミ その他動物
施業履歴	土地所有区分 法令に基づく地域指定 法令以外の地域指定 伐採方法の指定 林齢	true=情報または被害あり true=情報または被害あり 国/民（国有林/民有林） 別添の略記号表のとおり分類 別添の略記号表のとおり分類
	施業履歴有無 皆伐 択伐 間伐 除伐 下刈 枝打 その他履歴	true=施業あり、以下の項目まとも true=施業あり true=施業あり true=施業あり true=施業あり true=施業あり true=施業あり true=施業あり
林分調査	優占樹種(相観) 更新方法 森林タイプ ha あたり蓄積 枯損本数 剥皮本数	胸高断面積最大の樹種を表記 2 期のみ
伐根調査	伐根数	2 期のみ
植生調査	プロットあたり種数 集計 植被率	立木含む出現種数 立木調査及び下層植生調査で確認された種数 下層植生調査出現種数 下層植生調査で確認された種数
土壌侵食	高木層植被率 亜高木層植被率 低木層植被率 草本層植被率 土壌侵食度	0 から 4 の 5 段階分類、侵食度の内容は別添略記号表参照

## 2. 森林生態系多様性基礎調査データ解析プログラムの使用上の注意

本プログラムを使用する際には、次表の点に注意してください。また、本プログラムのデータは、調査結果の一部を要約したもの(調査プロットに異なる林分が含まれる場合、代表する林分のデータのみを示しているなど)であるため、全国集計結果とは異なる結果が示される場合があります。

項目	概要
全項目共通	各データにおいて誤記入等に起因すると思われる異常値があることに留意し、データの解析等に際してはこれらの値について注意する必要があります。
格子点の位置情報	「出力(Excel)」で出力される格子点の緯経度、「地図表示(KML)」メニューで出力される地図上の格子点位置は度表示の小数点以下2桁に省略しており、実際の格子点から数百m程度のずれがある。実際の調査プロット位置は非公開である。
土地利用	全国の格子点に対し、森林/非森林を示す。森林情報のみを取り扱う場合には、抽出条件に「土地利用=森林」を加える。
林分分割数	調査プロット内に、異なる林分が含まれる場合はそれぞれ個別に立木調査等を実施している。このため、林分が2以上に分割されている場合は解析目的に応じて対応が必要である。
病虫害等	現地で調査員が目視判定する項目であり、被害情報が一般に広まると確認率が高まる可能性がある。(たとえば、〇〇病の流行初期には調査員が〇〇病を知らずに単なる枯損と判定されるが、流行が一般的に認知されると調査員の判定能力も高まり、〇〇病と判定される。例:カンナガキクイムシ被害)
優占樹種(相観)	調査プロット内に、異なる林分が含まれる場合はそれぞれ個別に立木調査等を実施する。林分分割されている場合は面積最大の林分(同面積の場合は林分番号が若い方)の情報を表示する。
林種・林種の細分	もとの入力値が「人工林」「天然林」以外のもの(「未立木」「竹林」等)は、「その他」に読み替えている。林分分割されている場合は面積最大の林分(同面積の場合は林分番号が若い方)の情報を表示する。
林齢	森林簿林齢が未入力の森林は空欄となっている。
立木調査、材積関連	計算対象には枯死木等を含んでおり、各地域の収穫予想表等の既存の数値と異なる場合があることに留意。 測定本数が少ないなどの理由で、樹高未測定木の樹高推計ができなかったプロットは、材積計算されていない。
土壌侵食度	タケの材積は計算されていない。 材積は格子点全体の材積を求めている。林分分割されている場合で、面積最大の林分が未立木地であった場合でも、他方の林分に立木があれば材積は算出される。
地質、土壌	現地調査員が目視判定する項目であり、第1期においては判定基準の理解浸透が不十分な場合があった。このため、第1期では実際以上に土壌侵食度が高くなっているプロットがある。 リストに該当の無い入力、複数入力は、すべて「その他」としている。

## 3. 森林生態系多様性基礎調査データ解析プログラムについて

本解析プログラムを実行するためには、今回ダウンロードしたファイルにある「森林生態系多様性基礎調査データ解析プログラムインストール手順書 2013」に従ってインストールを行ってください。

### 動作環境

機種: PC/AT 互換機

OS: Windows XP、Windows 7

Microsoft Excel

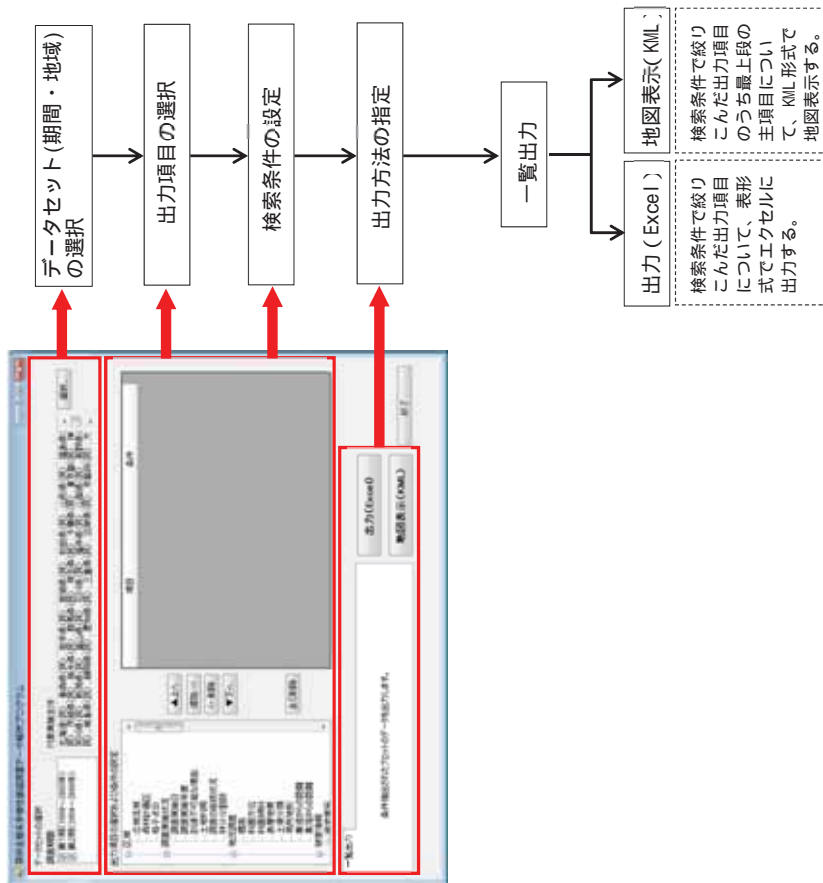
地図表示を行う場合、別途 Google Earth や ArcGIS Explorer 等の KML ファイルに対応した地図表示ソフトのインストールが必要です。

※関連するファイル全てで、70MB 程度ありますのでお使いの機器の容量にご注意ください。

#### 4. プログラムの操作方法

##### 4.1. プログラムの構成

プログラムは大きく分けて①一覧出力機能、②出現リスト機能、③単一点の詳細機能に分かれています。また、出力設定の保存・読み、種の指定を行うことができます。



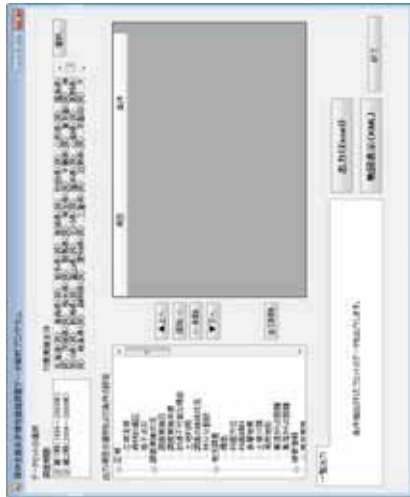
#### 4.2. プログラムの起動

デスクトップの森林生態系多様性基礎調査データ解析プログラムのアイコンをダブルクリックします。



##### 4.2.1. 初期起動画面

下記の様な画面が表示されます。



##### 4.3. 一覧出力機能

選択した項目の情報を Excel に出力、地図 (KML 形式) を表示する事ができます。一覧出力を行う際は、出力する条件の指定 (「期」、「実施主体」と出力項目の指定を行ってください)。

##### 4.3.1. 一覧出力を行う期を指定する 第 1 期・第 2 期にチェックしてください。





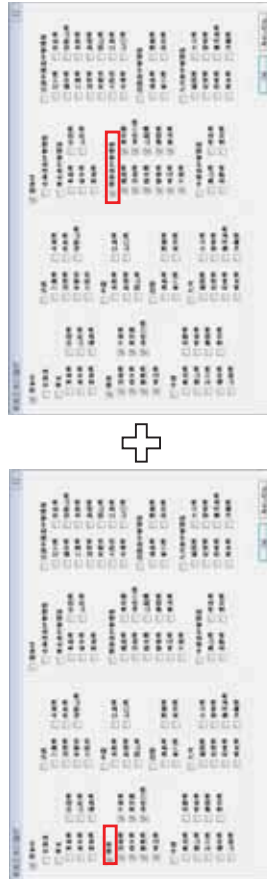
4.3.2. 一覧出力を行う実施主体を指定する  
 (1) 選択ボタンをクリックします。



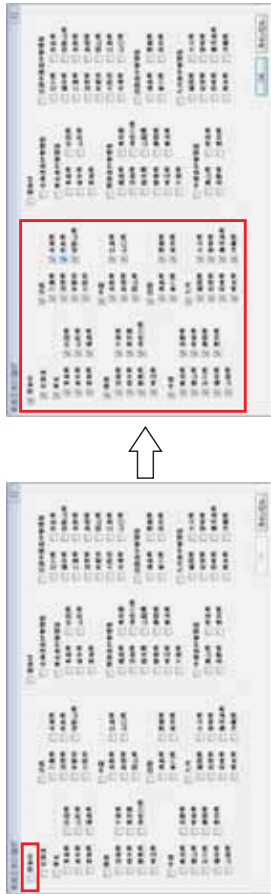
(2) 下記の様な画面が表示されます。



(3) 出力したい実施主体をチェックします。



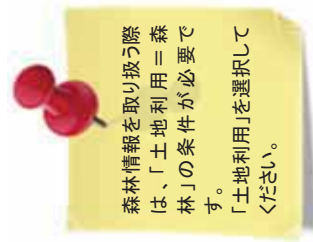
※ (3)で民有林・国有林、または地方を選択すると、それ以下の全ての都道府県がチェックされます。



OK ボタンをクリックします。



4.3.3. 一覧出力を行う項目を指定する  
 (1) 出力したい項目をリストから選択します。



(2) 追加ボタンをクリックします。



(3) 出力項目に登録されます。



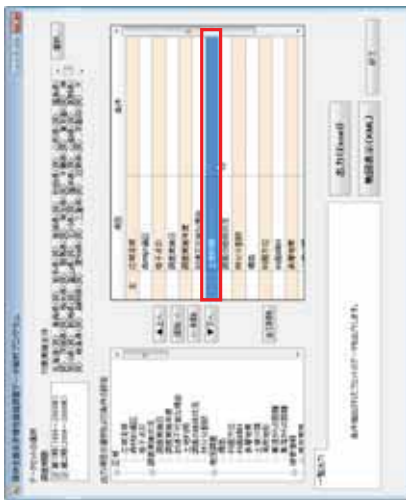
※ (1)で区域や調査実施状況等を選択すると区域(調査実施状況等)以下の全ての項目が選択済み出力項目に登録されます。



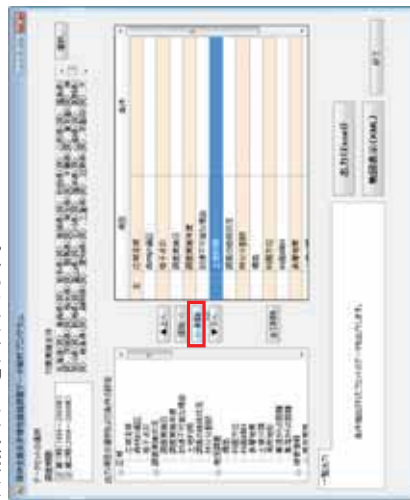
※ 尚、登録できる項目数は最大90項目までとなっています。

4.3.4. 選択済み出力項目から出力項目を削除する

(1) 削除したい出力項目を出力項目リストから選択します。



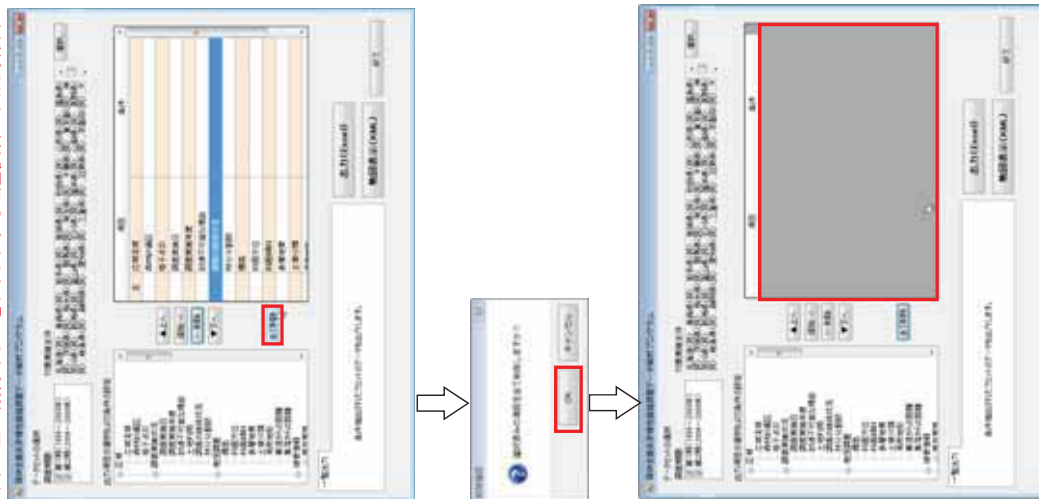
(2) 削除ボタンをクリックします。



(3) 選択済み出力項目リストから選択した出力項目が削除されます。

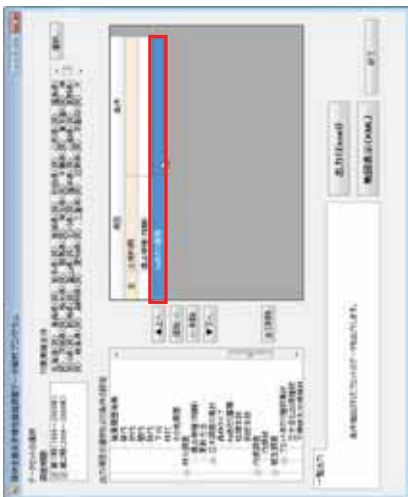


※ (2) で全て削除ボタンをクリックすると選択済み出力項目リストから出力項目が全て削除されます。



4.3.5. 出力の主としたい項目を選択する

(1) 地図表示したい出力項目を選択済み出力項目リストから選択します。



地図表示では、選択済み出力項目リストの最上段の項目が表示されます。

(2) 選択した出力項目を上に移動したい場合は▲上へボタン、下に移動したい場合は▼下へボタンをクリックします。

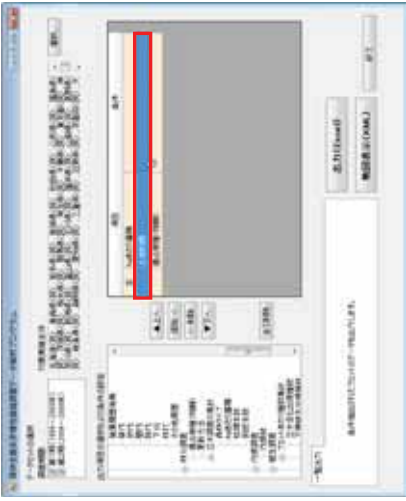


(3) 選択済み出力項目リストの順番が変更されます。これにより、地図表示したい出力項目を最上段に移動させます。



4.3.6. 選択した出力項目に検索条件を設定する

(1) 検索条件を設定したい項目の行をダブルクリックします。



(2) 以下の様な画面が表示されます。



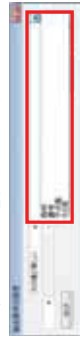
(3) 検索する条件を選択します。



※ 検索する項目により選択できるコンボボックスの内容が変わります。  
 検索する条件に表示される内容は以下になります。

項番	検索条件に表示される項目	演算子	説明
1	次の値と等しい	=	検索する値と同じもののみ検索対象とします
2	次の値以外	<>	検索する値以外のものを検索対象とします
3	次の値で始まる	LIKE	検索する値で始まるものを検索対象とします

(4) 検索する値を指定します。



※ 検索する項目により選択できるコンボボックスの内容が変わります。  
 また、検索項目が数値や文字の場合、直接検索する値を入力してください。

(5) OK ボタンをクリックします。

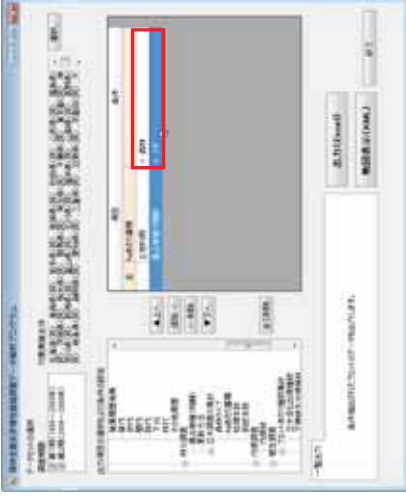


※ (3)、(4)で検索条件を指定すると2個目の条件を指定できるようになります。  
 2個目の条件を指定する場合、1個目の条件と2個目の条件を結ぶ条件「かつ」または「または」を指定してください。



(6) 選択済み出力項目の条件に検索条件が設定されます。

※ 複数の項目に条件設定できます。



4.3.7. 検索条件を削除する

(1) 選択済み出力項目リストから検索条件を削除したい項目をダブルクリックします。



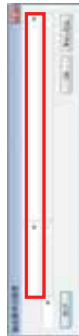
(2) 以下の様な画面が表示されます。



(3) クリアボタンをクリックします。



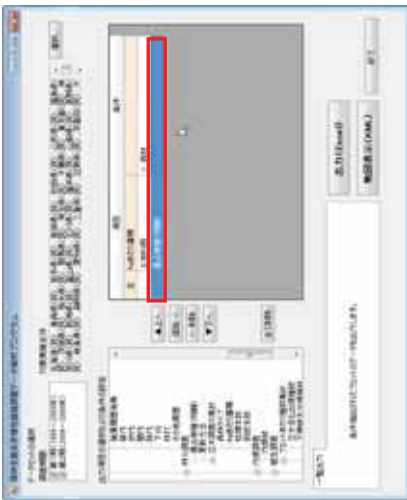
(4) 検索する条件・値が削除されます。



(5) OK ボタンをクリックします。

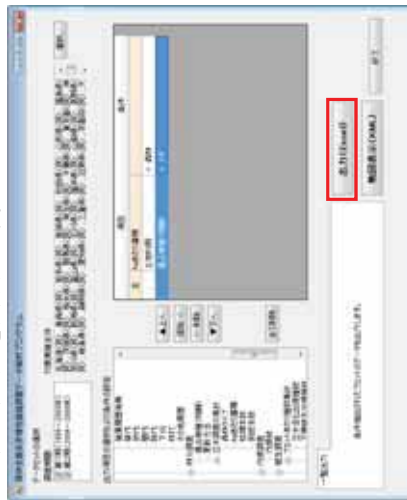


(6) 選択済み出力項目の条件から検索条件が削除されました。



#### 4.3.8. 一覧表を出力する

(1) 出力する条件の指定(「期」・「実施主体」と出力項目の指定に従い一覧表を出力します。出力(Excel)ボタンをクリックします。



(2) 任意の保存先・保存ファイル名を指定し、保存ボタンをクリックします。



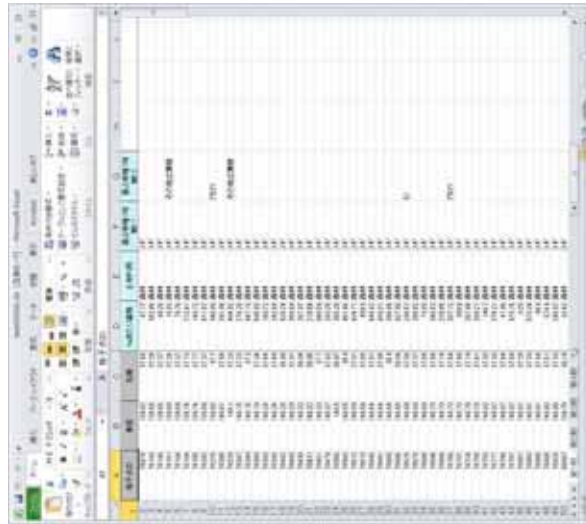
(3) 一覧出力するデータの集計が行われ、Excelファイルが作成されます。



(4) OKボタンをクリックします。



(5) Excelが起動され、一覧出力結果が表示されます。

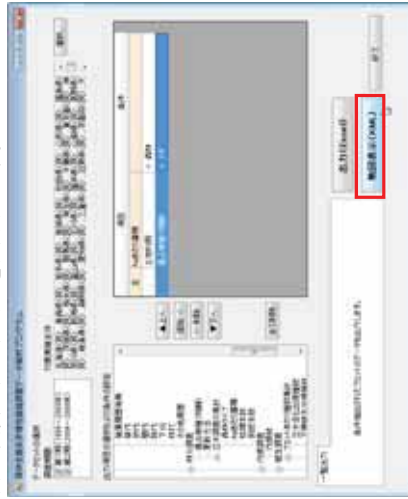


#### 4.3.9. 一覧出力結果の地図を表示する

- (1) 出力する条件の指定(「期」・「実施主体」)と出力項目の指定に従い地図を出力します。  
 地図出力される項目はリストの最上段で「主」として設定された項目(以下、主項目)のみです。  
 主項目以外の項目は検索条件が設定されている場合に限り、検索条件のみが出力に反映されます。  
 また、本機能を利用する前に KML ファイルに対応した地図表示ソフトをインストールしておく必要があります。



- (2) 地図表示 (KML) ボタンをクリックします。



- (3) 地図出力されるデータの集計が行われます。



- (4) 色設定ウィンドウが表示されます。  
 色の部分をダブルクリックすると任意の色を指定することができます。



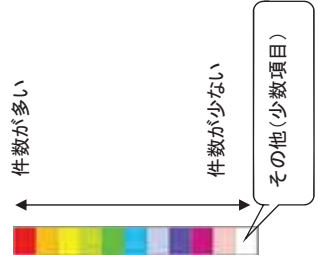
※ 凡例となる値の色区分は主項目のデータ形式によって変わります。形式による凡例値の色区分は以下のようになります。

#### 文字形式・真偽形式

集計されたデータから件数の多い順に10区分まで個別に色分けされます。

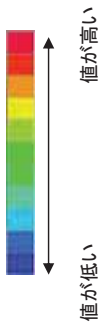
11区分目以降がある場合は全てその他(少数項目)として纏められます。

凡例色には下図の様なカラーパターンがデフォルトとなります。



数値形式

項目によって決められた数値範囲・固定数値に色分けされます。  
凡例色には下図の様なカラー・パターンがデフォルトとなります。



値が低い ← → 値が高い

(5) 変更したい色を選択し、OK ボタンをクリックします。



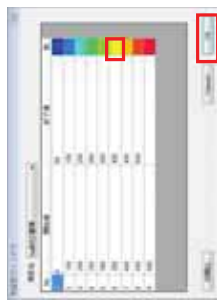
(6) 選択した凡例の色が変更されます。

他に変更するものがなければ、OK をクリックします。

※ 色の設定は数値形式・日付形式に限り自動保存されます。  
(次回起動時も今回設定した色が反映されます)

文字形式・真偽形式は色を変更しても保存はされません。

(今回設定した色は今回の出力のみ反映されますが、次回起動時はデフォルトの色が設定されます)  
色をデフォルトに戻したい時は初期化ボタンをクリックしてください。



(7) ファイルダイアログが開かれます。  
任意の保存先・保存ファイル名を指定し、保存ボタンをクリックします。



(8) 地図表示ソフトが起動され格子点位置が、主項目の凡例ごとに色分けされて表示されます。

各項目における略記号について

1. 到達不可能理由

a	調査定点が急傾斜地で崩壊の著しいところに所在
b	調査定点が急崖上または急崖下に所在
c	調査定点が軟泥地等通常の手段での到達の障害となる領域に囲まれて所在
d	調査定点周辺に有毒ガスが発生
e	法的規制による立ち入り禁止
f	その他
x	所有者の了解が得られない

2. 土壌侵食度

0	A <sub>0</sub> 層(有機物層)が全面を覆っている。
1	A <sub>0</sub> 層(有機物層)の一部が流亡している(ガリーは認められない)。
2	A <sub>0</sub> 層(有機物層)が50%に満たない(ガリーは認められない)。
3	ガリーが一部で見られる
4	全面にガリーが見られる。

3. 法令に基づく地域指定

水涵保	水源かん養保安林	水涵見	水源かん養保安林見込み地
土流保	土砂流出防備保安林	土流見	土砂流出防備保安林見込み地
土崩保	土砂崩壊防備保安林	土崩見	土砂崩壊防備保安林見込み地
飛砂保	飛砂防備保安林	飛砂見	飛砂防備保安林見込み地
防風保	防風保安林	防風見	防風保安林見込み地
水害保	水害防備保安林	水害見	水害防備保安林見込み地
潮害保	潮害防備保安林	潮害見	潮害防備保安林見込み地
干害保	干害防備保安林	干害見	干害防備保安林見込み地
防雪保	防雪保安林	防雪見	防雪保安林見込み地
防霧保	防霧保安林	防霧見	防霧保安林見込み地
雪崩保	なだれ防止保安林	雪崩見	なだれ防止保安林見込み地
落石保	落石防止保安林	落石見	落石防止保安林見込み地
防火保	防火保安林	防火見	防火保安林見込み地
魚付保	魚つき保安林	魚付見	魚つき保安林見込み地
航行保	航行目標保安林	航行見	航行目標保安林見込み地
保健保	保健保安林	保健見	保健保安林見込み地
風致保	風致保安林	風致見	風致保安林見込み地
国特保	国立公園特別保護地区		
国特1	国立公園第1種特別地域		
国特2	国立公園第2種特別地域		
国特3	国立公園第3種特別地域		
国未特	国立公園地種区分未定の特別地域(特別保護地区相当)		
国未1	国立公園地種区分未定の特別地域(第1種相当)		
国未2	国立公園地種区分未定の特別地域(第2種相当)		
国未3	国立公園地種区分未定の特別地域(第3種相当)		

定特保	国定公園特別保護地区
定特1	国定公園第1種特別地域
定特2	国定公園第2種特別地域
定特3	国定公園第3種特別地域
定未特	国定公園地種区分未定の特別地域(特別保護地区相当)
定未1	国定公園地種区分未定の特別地域(第1種相当)
定未2	国定公園地種区分未定の特別地域(第2種相当)
定未3	国定公園地種区分未定の特別地域(第3種相当)
県特1	都道府県立自然公園第1種特別地域
県特2	都道府県立自然公園第2種特別地域
県特3	都道府県立自然公園第3種特別地域
県未1	都道府県立自然公園地種区分未定の特別地域(第1種相当)
県未2	都道府県立自然公園地種区分未定の特別地域(第2種相当)
県未3	都道府県立自然公園地種区分未定の特別地域(第3種相当)
原生	原生自然環境保全地域
自環特	自然環境保全地域(野生動物保護地区)
自環野	自然環境保全地域(特別地区)
県環特	都道府県自然環境保全地域(特別地区)
県環野	都道府県自然環境保全地域(野生動物保護地区)
国普通	国立公園普通地域
定普通	国立公園普通地域
県普通	都道府県立自然公園普通地域
自環普	自然環境保全地域(普通地区)
県環普	都道府県自然環境保全地域(普通地区)
保安施	保安施設地区
砂防指	砂防指定地
鳥保特	鳥獣保護区特別保護地区
漁業制	漁業法に基づく制限林
史名天	文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物
特史跡	文化財保護法に基づく特別史跡・天然記念物
ぼた山	地すべり等防止法に基づくぼた山崩壊防止区域
古都特	古都保存法に基づく歴史の風土特別保存地区
風致地	都市計画法に基づく風致地区
傾斜崩	急傾斜地崩壊防止法に基づく急傾斜地崩壊危険区域
特母樹	林業種苗法に基づく特別母樹・特別母樹林
緑地保	都市緑地保全法による緑地保全地区
風土保	明日香村保存法に基づく歴史の風土保存地区(第1種及び第2種)
絶管理	種の保存法に基づく生息地等保護区(管理地区)
絶特別	種の保存法に基づく生息地等保護区(特別制限地区)
絶立入	種の保存法に基づく生息地等保護区(立入制限地区)
絶特立	種の保存法に基づく生息地等保護区(特別/立入制限地区)
鳥保普	鳥獣保護区
建造保	文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区
地すべ	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域
古都歴	古都保存法に基づく歴史の風土保存区域
都市公	都市計画法に基づく都市計画区域
普母樹	林業種苗法に基づく育種又は普通母樹・母樹林
官都緑	首都圏緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域
近緑地	近畿圏の保全区域の整備に関する法に基づく近郊緑地保全区域
河川区	河川法に基づく河川区域
河川保	河川法に基づく河川保全地区
生産緑	生産緑地法に基づく生産緑地地区
港湾区	港湾法に基づく臨港地区
絶監視	種の保存法に基づく生息地等保護区(監視地区)
世自遺	世界遺産条約に基づく世界自然遺産登録地
その他	その他

4. 法令以外の地域指定

生保存	森林生態系保護地域(保存地区)
生保利	森林生態系保護地域(保全利用地区)
生遺保	森林生物遺伝資源保存林
林遺保	林木遺伝資源保存林
植群保	植物群落保護林
特動保	特定動物生息地保護林
地理保	特定地理等保護林
郷土森	郷土の森
緑回廊	緑の回廊
レ教育	レクリエーションの森(自然観察教育林)
レ森ス	レクリエーションの森(森林スポーツ林)
レ野ス	レクリエーションの森(野外スポーツ施設)
レ風景	レクリエーションの森(風景林)
レ探勝	レクリエーションの森(風致探勝林)
レ休養	レクリエーションの森(自然休養林)
条例指	都道府県条例による指定森林
保機能	保健機能森林
その他	その他

(以上)